

民生委員・児童委員の実態に関する調査報告書

2024年2月

2020～23年度科学研究費補助金基盤研究(A) (課題番号 20H00087)

研究代表者 小松理佐子 (日本福祉大学)

目 次

序 章 民生委員・児童委員の実態に関する調査の概要（小松理佐子）	1
第1章 民生委員・児童委員制度の担い手はどのような人か（小松理佐子）	7
第2章 民生委員・児童委員の継続意思をもつのはどのような人か（吉武由彩）	23
第3章 民生委員・児童委員のリーダーはどのような人か（小松理佐子）	39
第4章 ボランティア活動としての民生委員・児童委員活動の課題（高野和良）	53
第5章 民生委員・児童委員活動を支える体制の現状（小松理佐子）	73
第6章 民生委員児童委員協議会の事務局機能について —北海道民生委員児童委員連盟の事例を通して（原田正樹）	89
第7章 民生委員・児童委員の「担い手不足」の要因と民児協事務局の認識 —全国市町村民児協事務局アンケート調査より（加川充浩）	103
終 章 調査結果のまとめと若干の考察（小松理佐子）	123

<資料>

1. 『民生委員・児童委員の意識と活動に関するアンケート報告書 [全体]』（2022年6月）	129
2. 『市町村民生委員児童委員協議会事務局アンケート調査結果報告書』（2021年7月）	171
3. 「民生委員・児童委員の意識と活動に関するアンケート」調査票	211
4. 「市町村民生委員児童委員協議会事務局アンケート」調査票	223

序章 民生委員・児童委員の実態に関する調査の概要

小松理佐子（日本福祉大学）

1. 調査の目的

(1) 背景

本報告書は、2020～2023年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（A）「人口減少社会における持続可能な社会福祉モデルの開発—委嘱型ボランティアの検証—」（課題番号20H00087）の一環として実施した2本の調査結果をまとめたものである。

この研究は、少子高齢化・人口減少の同時進行という構造変動を背景に転換を迫られている社会福祉の供給のあり方を高齢者ケアに焦点を当てて検討し、持続可能な社会福祉供給システムを構築する方法を提示することを目的として2020年にスタートした。

持続可能なシステムをめぐって、2013年に地域包括ケア研究会は、「公助」「共助」「互助」「自助」の適切な組み合わせによって供給するモデルを提案した。それは、費用負担を意味する「公助」「共助」「自助」という区分の中に「互助」（制度負担が裏付けられていない自発的なもの）という異なる性格の区分を採用し、「互助」が担う領域を拡大することにより、高齢者ケアのシステムを再構成するというものであった。

その後、2018年に施行された地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一環として、社会福祉法等の改正が行われた。そこでは「互助」という用語は用いられていないが、「市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り」といった形で、体制の担い手の一人として地域住民が位置づけられている。

これに対して、地域住民による自発的な活動は継続性に乏しく、持続的なシステムの構築にはなじまないとする見方もある。社会政策として構想されるケアシステムには、持続可能性は必須要件である。

また、高齢者ケアをめぐる議論は、高齢者ケアのニーズを充足するという極めて現実的な問題を回避することに終始する傾向がみられ、その結果、社会福祉・社会保障の理念から逸脱することへの危惧もある。一言でいえば、高齢者ケアシステムの構築は、国・地方公共団体が責任を持つべきであるという考え方である。

さらにいえば、人材確保策の一つとして地域住民の参加を促す政策（動員）が社会全体主義（ファシズム）に向かわせるという批判もある。

(2) 委嘱型ボランティアとしての民生委員・児童委員

以上のような高齢者ケアシステムの構築をめぐる議論を背景にして、地域住民をファクターの一部とするシステムの持続可能性を検討することを目的に実施したのが本報告書にまとめた2本の調査である。この2本の調査は、日本独自の制度として発展してきた民生委員・児童委員（以下、民生委員）制度の実態把握を目的としている。1本は、民生委員を対象としたものであり、もう1本は、市区町村民生委員児童委員協議会の事務局を対象としたものである。

民生委員は、1948年に制定された民生委員法を根拠とする制度である。厚生労働大臣からの委嘱を受け、報酬を受けず、地域住民の相談・援助をする役割を担っている。委嘱されて活動する民生委員は、一般のボランティアとは区別され「公設ボランティア制度」（井岡1973）、「行政委嘱ボランティア」（渡辺1986）などと呼ばれ、日本独自の制度と理解されてきた。一般的なボランティアとの比較で民生委員をみると、①活動に対する最初の動機が任命によること、②制度化されていることに相違がある。

このような民生委員の存在について、福祉現場では自発性に欠けるなどの理由から否定的な意見も少なくない。しかし、前身となる岡山県済世顧問制度や大阪府方面委員制度の設置から数えると100年以上にわたって存続している制度であること、現に23万人を超える人が民生委員として活動していることを考えると、民生委員が日本の社会福祉の骨格の一部を形成していることは事実である。

したがって、ボランティアでありながら100年にわたって存続している民生委員がいかなるものであるかを明らかにすることにより、地域住民をファクターの一部とするシステムのあり方についての示唆を得ることができよう。また、委嘱型という、ある意味で「動員」されて活動する民生委員が、結果としてファシズムをもたらしているかを問うことは、これまでの日本の地域福祉を評価することにつながる。

2. [調査1] 民生委員・児童委員の意識と活動に関するアンケート調査の概要

(1) 調査対象

8都県の民生委員・児童委員（主任児童委員を含む） 28,057人

（全国の都県の中で人口増減率から選定（——増減率の高位、中位、下位それぞれのグループから選定。なお、配布数は後日8都県より回答を得た。）

秋田県 3,297人

東京都	6,848 人
富山県	2,564 人
岐阜県	4,522 人
島根県	2,268 人
山口県	3,703 人
高知県	2,374 人
宮崎県	2,481 人

(2) 調査方法

- ①配布 市区町村の民生委員児童委員協議会の定例会・研修会などで配布
- ②回収 各自で調査票に同封した返信用封筒にて郵送返送

(3) 調査期間

2021 年 12 月 1 日～2022 年 3 月 31 日

(4) 調査項目

- ①あなたご自身について
- ②お住まいの地域（単位民児協の範囲）
- ③民生委員・児童委員活動
- ④民生委員・児童委員としての現在の気持ち
- ⑤民生委員・児童委員活動への支援体制
- ⑥民生委員・児童委員制度の在り方についての意見

(5) 回収結果

有効回収数（率）	21,031 人（75.0%）
秋田県	2,251 人
東京都	5,435 人
富山県	1,907 人
岐阜県	3,434 人
島根県	1,657 人

山口県	2,793 人
高知県	1,564 人
宮崎県	1,912 人

(6) 備考

①本調査は、九州大学大学院人間環境学研究院共生社会学講座・人間環境学府共生社会学コース研究倫理委員会の承認を得て実施した。

②本報告書を読む際の留意点

回答率（各回答の百分率）は、原則として小数点第2位を四捨五入した。このため、回答率の合計が総計又は小計の数字と一致しない場合があるほか、単数回答の質問では合計が99.9%や100.1%となる場合がある。

3. [調査2] 市区町村民生委員児童委員協議会事務局アンケート調査の概要

(1) 調査対象

全国の政令指定都市を含む市区町村設置の民生委員児童委員協議会事務局（以下、民児協事務局）1,806カ所を対象とし、事務局担当者（1名）に回答を依頼した。

調査対象の抽出にあたり、全国47都道府県のうち、民児協事務局の一覧が公開されているもの、および民児協事務局から情報提供を受けた43都道県の市町村を対象とした。情報を得られなかった4県については、市町村社協を対象として調査票を郵送した。なお、自治体によっては複数の事務局を設置している場合などがあり、今回の調査は実態に合わせて実施した。このため調査対象数は実際の市町村数とは一致していない。

(2) 調査方法

郵送による配布・回収

(3) 調査期間

2021年1月27日～2月29日

(4) 調査項目

①自治体、事務局・担当者について

②民児協事務局の業務について

- ③民生委員・児童委員、および推薦に関することについて
- ④民生委員・児童委員研修に関することについて
- ⑤今後の民生委員・児童委員に関することについての考え

(5) 回答結果

有効回答数（率） 1,117（61.8%）

(6) 備考

本調査は、九州大学大学院人間環境学研究院共生社会学講座・人間環境学府共生社会学コース研究倫理委員会の承認を得て実施した。

4. 研究組織

代 表 小松理佐子（日本福祉大学）
研究分担者 高野 和良（九州大学大学院）
齊藤 弥生（大阪大学大学院）
原田 正樹（日本福祉大学）
加川 充浩（島根大学）
吉武 由彩（熊本大学）

5. 謝辞

2本の調査は、日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（A）の助成を受けて実施しました（課題番号 20H00087）。

調査の実施にあたって、民生委員・児童委員の皆様、都道府県・政令指定都市・市区町村民児協事務局の担当者様にご協力いただきました。

皆様に御礼申し上げます。

文献

井岡勉，1973，「民生委員制度とボランティア活動」住谷馨・右田紀久恵編『現代の地域福祉』法律文化社，43-8.

渡辺武男, 1986, 「民生・児童委員とボランティア」 右田紀久恵・岡本栄一編『地域福祉
講座④ボランティア活動の実践』中央法規出版.

第1章 民生委員・児童委員制度の担い手はどのような人か

小松理佐子（日本福祉大学）

1. リサーチクエスチョン

本章では、民生委員・児童委員（以下、民生委員）を対象としたアンケート調査から明らかになった、民生委員制度の担い手の実像を概観する。

民生委員は100年以上の長い歴史を持つ制度であるが、その内容は時代と共に変化してきた。2000年の民生委員法改正では、創設時からの特徴の一つであった名誉職の規程が削除された。そして、第1条において民生委員は、「社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努める」役割を担う者であることが確認された。これによってそれまで社会福祉の実施機関に協力する者として解釈された民生委員は、住民の立場へと位置づけを変えることになった¹⁾。

他方、2000年以降の改選で定員充足率の低下がみられる地域が出現し、欠員の増加が課題として浮上している。欠員増加の要因について、全国民生委員児童委員連合会（以下、全民児連）が設置したこれからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討会は、短期間での委員退任と新たな「なり手不足」の両方が関係していると分析した。しかし、検討会の報告は地域ごとの要因分析が必要であるという指摘にとどまり、明確な解決策は示されていない（全国民生委員児童委員連合会 2016, 2018a）。

民生委員の「なり手不足」が話題になるにつれ、民生委員の負担感や活動内容を把握することを目的とした研究がみられるようになった。しかし、民生委員を対象にした調査の多くが調査対象を一部の個人・地域に限定していることから、地域特性との関係を分析することができず、結果を普遍化するまでには至っていない。また、現に23万人を超える人が、なぜ負担の大きさを指摘されている活動に無給で取り組んでいるかなど、担い手の実像は十分に解明されていない。

そのような研究動向のなかで、全民児連が2016年に全国の民生委員全員を対象に実施した「民生委員・児童委員の活動および意識に関する調査」（以下、全民児連調査）は、民生委員の全体像を把握できる貴重なデータである。活動のなかでやりがいや達成感を感じる時を尋ねた設問では、「支援した人に喜ばれたとき・感謝されたとき」が最も多く、7割弱がこれを回答している。加えて、「その人（世帯）が抱える課題（困りごと）が解決したとき」「要支援者から頼りにされたとき」「民生委員同士で仲間ができたとき」などがあげられ

ている。また、民生委員になったことについて「よかった」「とてもよかった」という肯定的な回答をした人が約 6 割を占め、在任期間が長くなるほど肯定的な回答が増える傾向があることを明らかにしている（全国民生委員児童委員連合会 2018b）。

全民児連調査からは、困りごとを抱えている人から喜ばれることにやりがいを感じ、よい仲間を得て、民生委員になったことに喜びを感じている民生委員像が浮かんでくる。これは、ボランティアのイメージと重なるが、民生委員は推薦により任命されて活動する制度であるから²⁾、自発的に活動するボランティアとは活動への動機が異なっている。任命されたという義務感ないしは責任感がどのように民生委員の意識や活動に影響を与えているかは不明である。

全民児連調査では、「責任感をもって活動していくうえで重要であると思うこと」を問う設問が設けられている。上位 3 項目を回答したもののうち、第 1 位にあげられたのを見ると、「守秘義務があること」が 35.3%で最も多く、続いて「厚生労働大臣の委嘱であること」（17.9%）、「行政・関係機関との信頼やつながりがあること」（10.5%）、「給与の支給がないボランティアであること」（9.2%）となっている。この設問では、「守秘義務があること」以外の回答は分散していることから、民生委員制度を形づくる諸規定が担い手である個々人の意識にどの程度の強制力を与えているかを判断するのは難しい。

本章では、全児連調査で明らかになった実像をより鮮明にすることを目的に、以下のリサーチクエスチョンを設定し、考察する。①どのような人が制度の担い手となっているか。②何が民生委員を動機づけるのか。③民生委員に任命されたことや民生委員活動に取り組むことが、個人にどのような変化をもたらすのか。④①～③のことは、地域特性の影響を受けるのか。

なお、④にあげた地域特性を分析するための変数は多様に想定されるが、人口減少社会をテーマとする研究の一環として実施した調査であることから、ここでは人口増減率を用いて分析する。人口増減率は、2010 から 2015 年の 5 年間の人口増減率をもとにして、人口が増加している群（以下、増加）、減少率が比較的小さい群（以下、減少率小）、減少率が大きい群（以下、減少率大）に分けた（国勢調査による）。

表1 調査対象地域

	増加	減少率小	減少率大
人口増減率	0以上	0未満～-3.0	-3.0未満
対象都県	東京都 (23区)	富山県 岐阜県 宮崎県	秋田県 島根県 山口県 高知県
対象者数	6,848人	9,567人	11,642人

2. 属性 (表2)

(1) 年齢

回答者の年齢は、「70～79歳」が最も多く、「80歳以上」も含めると70歳以上が47.3%を占めた。次に多いのは「60～69歳」で40.9%であった。全民生委員を対象とした全民児連調査では70代以上が32.3%であったのに対して、本調査はそれよりも15ポイント多い結果であった。これは調査対象地域の特徴によるものか、あるいは全民児連調査が実施した2018年から本調査までの5年間に民生委員全体の高齢化が進んだことによるものかを判断することはできない。ただし、人口増加率との関係でみると、増加群では「70～79歳」は40.8%とやや少なく、その分「40～59歳」の割合が多くなっていることから、人口減少の進行している地域で担い手の高齢化が進んでいるとみられる。

(2) 居住年数

居住年数は、「50年以上」が45.8%、「30～50年未満」が38.2%、「20～30年未満」が9.2%という順であり、30年以上が大部分を占めた。人口増減率との関係でみると、増加群は減少群に比べてやや居住年数が短くなっているが、①で述べた年齢との関係を反映したものとみることができる。

(3) 職業

現在の職業は、「無職」が53.0%で半数を占め、続いて「パート・アルバイト」で17.5%、「自営業」が12.2%の順であった。全民児連調査では「就業していない」が60.9%であったことと比較すると、就業している者がやや多い結果となった。この結果は、人口増減率との関係はみられなかった。

「無職」と回答した人に、以前の職業を尋ねたところ、「会社員」が45.1%、「公務員」が33.1%であった。「無職」という回答は4.0%とわずかであり、何らかの職業を経験して民生委員になった人が大部分であった。これを人口増減率との関係でみると、「公務員」という回答は減少群の方に多くみられた。

(4) 暮らし向き

「あなたのお宅の暮らし向きは、次のどれにあたるでしょうか」と尋ねたところ、「ふつう」が65.8%で最も多く、続いて「やや余裕がある」が16.1%、「やや厳しい」が8.9%、「余裕がある」が7.3%、「厳しい」が2.0%の順であった。人口増減率との関係でみると、「やや厳しい」と「厳しい」という回答は減少群の方に多くみられた。

(5) 経験年数

民生委員としての経験年数は、「3年未満」が29.9%、「3～5年未満」が25.2%、「6～9年未満」が16.0%と、9年未満が7割強を占めた。人口増減率との関係でみると、「3年未満」「3～5年未満」の回答が多かったのは「減少率小」群であった。「減少率大」群はそれに比べると少なく、新任の委員が多い理由を人口増減率と関係づけることはできなかった。

表2 基本属性

(%)										
年齢										
	実数	20～39歳	40～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	合計			
増加	5,422	0.1	17.3	41.8	40.8	0.0	100.0			
減少率小	7,244	0.1	8.8	41.2	48.8	1.2	100.0			
減少率大	8,249	0.2	7.9	40.8	50.2	1.6	100.0			
全体	20,915	0.1	10.6	40.9	47.3	1.0	100.0			
居住年数										
	実数	5年未満	5～10年未満	10～20年未満	20～30年未満	30～50年未満	50年以上	合計		
増加	5,408	0.2	0.8	5.8	12.4	41.9	39.0	100.0		
減少率小	7,222	0.5	1.2	4.7	8.3	38.8	46.5	100.0		
減少率大	8,235	0.3	1.6	5.1	8.1	35.3	49.6	100.0		
全体	20,865	0.3	1.2	5.2	9.2	38.2	45.8	100.0		
現在の職業										
	実数	農林漁業	自営業	会社役員	会社員	公務員	パート等	無職	その他	合計
増加	5,416	0.5	18.7	6.4	4.4	0.8	18.4	49.2	1.6	100.0
減少率小	7,229	5.2	10.7	2.8	5.9	1.2	17.9	55.2	1.1	100.0
減少率大	8,238	9.8	9.2	3.0	5.1	1.3	16.7	53.8	1.1	100.0
全体	20,883	5.8	12.2	3.8	5.2	1.1	17.5	53.0	1.2	100.0
現在無職である人の以前の職業										
	実数	農林漁業	自営業	会社役員	会社員	公務員	パート等	無職	その他	合計
増加	821	0.0	12.4	7.8	42.0	18.3	9.6	9.0	0.9	100.0
減少率小	2,680	0.8	5.1	5.6	46.8	34.0	4.0	3.0	0.7	100.0
減少率大	3,021	1.2	4.3	3.9	44.5	36.4	5.3	3.5	0.8	100.0
全体	6,522	0.9	5.7	5.1	45.1	33.1	5.3	4.0	0.8	100.0
暮らし向き										
	実数	余裕がある	やや余裕がある	ふつう	やや厳しい	厳しい	合計			
増加	5,397	12.0	22.5	58.0	6.2	1.3	100.0			
減少率小	7,209	6.3	15.1	68.1	8.7	1.8	100.0			
減少率大	8,236	5.0	12.7	68.8	10.9	2.6	100.0			
全体	20,842	7.3	16.1	65.8	8.9	2.0	100.0			
経験年数										
	実数	3年未満	3～5年未満	6～9年未満	9～15年未満	15年以上	合計			
増加	5,424	17.3	23.5	17.2	25.0	17.0	100.0			
減少率小	7,243	41.6	27.3	13.8	12.2	5.1	100.0			
減少率大	8,233	27.9	24.4	17.2	19.2	11.3	100.0			
全体	20,900	29.9	25.2	16.0	18.3	10.6	100.0			

注) 小数点第2位を四捨五入したため、合計が100.0にならないものがある(以下の表も同様)。

3. 何が民生委員・児童委員を動機づけるのか

(1) 推薦された時の気持ち(表3)

民生委員に推薦された時の気持ちを尋ねるために5つの項目を用意し、それぞれについて「そう思う」「まあそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」の4件法で尋ねた。

「そう思う」と「まあそう思う」を合計した回答が最も多かったのは「社会のために役立つことはやらなければならないと思った」で79.2%であった。これよりも若干少ないが、「推薦されたので、断りきれずに引き受けた」(76.8%)が続いた。「名誉なことなのでやってみようと思った」という回答は29.7%で、この設問の中では最も少なかった。

任命による制度であるがゆえに頼まれたことがきっかけになるのは当然のことといえるが、その時に名誉だと考えた者は少なく、「社会のため」「自分のため」と考えた者が多くを占めた。この結果に人口増減率による違いはみられなかった。

表3 推薦された時の気持ち

(%)

社会のために役立つことはやらなければならないと思った						
	実数	そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	合計
増加	5,342	20.0	57.0	18.0	5.0	100.0
減少率小	7,122	22.5	57.3	15.3	4.9	100.0
減少率大	8,093	22.8	57.2	15.3	4.7	100.0
全体	20,557	22.0	57.2	16.0	4.8	100.0
推薦されたので、断り切れずに引き受けた						
	実数	そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	合計
増加	5,380	33.3	39.6	14.1	13.0	100.0
減少率小	7,147	40.1	37.8	10.6	11.5	100.0
減少率大	8,148	39.6	38.7	11.3	10.4	100.0
全体	20,675	38.2	38.6	11.8	11.5	100.0
地域社会、住民のために働くことは、自分にとっても生きがいになると思った						
	実数	そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	合計
増加	5,360	20.7	50.4	22.1	6.7	100.0
減少率小	7,132	20.7	48.5	22.9	7.9	100.0
減少率大	8,110	19.0	49.2	23.6	8.2	100.0
全体	20,602	20.0	49.3	23.0	7.7	100.0
忙しいので断ろうと思ったが、大したことはないと言われて引き受けた						
	実数	そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	合計
増加	5,329	21.0	34.3	20.8	23.9	100.0
減少率小	7,085	19.7	33.9	20.8	25.6	100.0
減少率大	8,061	22.1	33.7	19.6	24.5	100.0
全体	20,475	21.0	33.9	20.3	24.7	100.0
名誉なことなのでやってみようと思った						
	実数	そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	合計
増加	5,346	6.8	24.9	39.8	28.5	100.0
減少率小	7,102	6.8	24.9	39.1	29.3	100.0
減少率大	8,081	6.0	20.7	40.0	33.3	100.0
全体	20,529	6.5	23.2	39.6	30.6	100.0

(2) 委嘱後の変化 (表4、5)

民生委員に委嘱された直後と現在とを比較して、熱心に活動に取り組むようになったか

を尋ねたところ、「そのように感じる」と回答した者が 69.3%であった。

「そのように感じる」と回答した者を対象に、熱心に取り組むきっかけとなった出来事を 3 つまで尋ねた。その結果、第 1 位にあげられたのは「困りごとを抱えた人への訪問や相談の蓄積」が最も多く、49.5%と半数を占めた。次に多かったのは、「地域福祉活動への参加」(16.6%)と「民児協活動(定例会)への参加」(16.1%)の 2 つであった。

このことから、民生委員は、困りごとを抱えた人への支援や地域福祉活動の経験を通して、活動への意欲を高めていると考えることができる。この結果に人口増減率による違いはみられなかった。

表 4 委嘱直後より熱心になったか

(%)				
委嘱直後より熱心になったか				
	実数	そのように感じる	感じない	合計
増加	5,336	68.7	31.3	100.0
減少率小	7,141	69.8	30.2	100.0
減少率大	8,140	69.3	30.7	100.0
全体	20,617	69.3	30.7	100.0

表 5 熱心になった理由

(%)									
熱心になった理由									
	実数	訪問や相談 の蓄積	地域福祉活動 への参加	仲間の取り 組み	福祉専門職 との活動	研修会への 参加	民児協活動 への参加	その他	合計
増加	3,356	48.5	15.9	8.6	3.4	8.8	12.7	2.1	100.0
減少率小	4,411	49.9	17.6	5.3	1.9	7.3	16.1	1.9	100.0
減少率大	5,050	49.9	16.2	5.4	1.7	6.6	18.4	1.8	100.0
全体	12,817	49.5	16.6	6.2	2.2	7.4	16.1	1.9	100.0

(3) 活動に影響を与えているもの(表 6)

民生委員活動に影響を与えているものを尋ねるために 8 つの項目を用意し、それぞれについて「とても影響がある」「やや影響がある」「どちらともいえない」「あまり影響がない」「まったく影響がない」の 5 件法で尋ねた。「とても影響がある」と「やや影響がある」を合計した回答を多い順にあげると、「民生委員研修で学んだこと」(86.4%)、「民児協事務局からの依頼や助言」(83.2%)、「先輩民生委員からの助言」(78.1%)、「単位民児協で確認さ

れた活動指針など」(76.7%)、「民生委員信条」(65.5%)、「町内会・自治会など地域の組織の事業や方針など」(60.8%)、「都道府県民児協が策定した活動指針など」(46.0%)、「全民児連の活動強化方策」(43.3%)となった。

このことから、民生委員の活動は明文化された指針等よりも、身近なところにいる人からの直接的な助言による影響が大きいことがわかる。また、広域的に設置された組織よりも単位民生委員児童委員協議会といった狭い範囲の組織からの影響を受けやすいといえる。この結果に人口増減率による違いはみられなかった。

表6 活動に影響を与えているもの

(%)

民生委員信条							
	実数	とても影響がある	やや影響がある	どちらともいえない	あまり影響がない	まったく影響がない	合計
増加	5,331	24.4	40.3	23.3	9.4	2.6	100.0
減少率小	7,105	25.0	39.0	25.4	8.5	2.0	100.0
減少率大	8,089	28.1	39.2	22.0	8.9	1.9	100.0
全体	20,525	26.1	39.4	23.5	8.9	2.1	100.0
全民児連の活動強化方針							
	実数	とても影響がある	やや影響がある	どちらともいえない	あまり影響がない	まったく影響がない	合計
増加	5,280	7.9	35.2	40.3	13.7	2.8	100.0
減少率小	7,008	8.1	33.1	43.1	12.8	3.0	100.0
減少率大	8,004	9.7	35.4	39.3	13.1	2.5	100.0
全体	20,292	8.7	34.6	40.9	13.1	2.7	100.0
都道府県民児協が策定した活動方針など							
	実数	とても影響がある	やや影響がある	どちらともいえない	あまり影響がない	まったく影響がない	合計
増加	5,259	9.1	37.2	38.5	12.7	2.5	100.0
減少率小	6,995	8.7	35.0	41.0	12.8	2.6	100.0
減少率大	7,962	10.1	37.9	37.0	12.8	2.2	100.0
全体	20,216	9.3	36.7	38.8	12.8	2.4	100.0
町内会・自治会など地域の組織の事業や方針など							
	実数	とても影響がある	やや影響がある	どちらともいえない	あまり影響がない	まったく影響がない	合計
増加	5,316	14.8	42.0	28.7	11.8	2.7	100.0
減少率小	7,084	17.8	45.1	25.2	10.2	1.7	100.0
減少率大	8,036	17.8	43.7	25.6	10.7	2.2	100.0
全体	20,436	17.0	43.8	26.3	10.8	2.1	100.0
単位民児協で確認された活動指針など							
	実数	とても影響がある	やや影響がある	どちらともいえない	あまり影響がない	まったく影響がない	合計
増加	5,272	34.5	43.4	17.3	3.9	0.9	100.0
減少率小	7,007	31.9	42.6	19.7	5.0	0.9	100.0
減少率大	7,962	35.8	42.1	16.7	4.6	0.9	100.0
全体	20,241	34.1	42.6	17.9	4.5	0.9	100.0
先輩民生委員からの助言							
	実数	とても影響がある	やや影響がある	どちらともいえない	あまり影響がない	まったく影響がない	合計
増加	5,366	38.3	44.3	12.3	3.9	1.2	100.0
減少率小	7,115	30.5	44.7	16.0	6.5	2.3	100.0
減少率大	8,114	33.1	44.4	14.3	6.2	2.0	100.0
全体	20,595	33.6	44.5	14.4	5.7	1.9	100.0
民生委員研修で学んだこと							
	実数	とても影響がある	やや影響がある	どちらともいえない	あまり影響がない	まったく影響がない	合計
増加	5,360	41.0	47.6	8.6	2.4	0.5	100.0
減少率小	7,124	33.3	51.8	11.6	2.8	0.6	100.0
減少率大	8,125	34.5	51.9	9.8	3.1	0.7	100.0
全体	20,609	35.7	50.7	10.1	2.8	0.6	100.0
民児協事務局からの依頼や助言							
	実数	とても影響がある	やや影響がある	どちらともいえない	あまり影響がない	まったく影響がない	合計
増加	5,345	45.2	41.6	10.6	2.0	0.5	100.0
減少率小	7,080	32.9	47.4	15.9	3.1	0.7	100.0
減少率大	8,079	37.8	45.5	12.9	3.0	0.8	100.0
全体	20,504	38.1	45.1	13.3	2.8	0.7	100.0

(4) 継続の意思 (表 7)

次期も民生委員を続けようと思うかを尋ねた設問の回答の中から、定年や転居の予定などの理由で選任要件に合わなくなると回答した者を除き、「意思あり」「どちらともいえない」「意思なし」に再集計した。その結果「意思あり」が 40.1%、「意思なし」が 32.6%、「どちらともいえない」が 27.3%であった。

これを人口増減率との関係でみると、増加群では「意思あり」が 60.0%であったのに対して、「減少率小」群では 32.2%、「減少率大」群では 34.9%であった。増加群と減少群で比較すると、増加群の方が継続意思は高いといえるが、人口減少が大きいほど継続意思が低下するとはいえない結果となった。

表 7 継続の意思

	継続の意思×人口増減率				合計
	実数	意思あり	どちらともいえない	意思なし	
増加	4,552	60.0	21.5	18.5	100.0
減少率小	6,533	32.2	28.1	39.6	100.0
減少率大	7,408	34.9	30.0	35.0	100.0
全体	18,493	40.1	27.3	32.6	100.0

4. 任命されたことや活動が個人に与える影響 (表 8)

民生委員に任命され、民生委員として活動することが、担い手個人にどのような影響を与えるかを把握するために7つの項目を用意し、それぞれについて「とてもそう思う」「ややそう思う」「どちらともいえない」「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」の5件法で尋ねた。

「とてもそう思う」と「ややそう思う」を合計した回答を多い順にあげると、「住んでいる地域をよくしたいと思う」(89.9%)、「民児協の仲間とのつきあいは楽しい」(72.6%)、「地域の人と協力して活動するのは楽しい」(66.2%)、「行政や関係機関の職員と一緒に仕事をするのはやりがいがある」(52.3%)、「地域の福祉を任されていると感じる」(50.3%)、「民生委員活動は楽しい」(30.4%)、「厚生労働大臣から委嘱されたことを誇りに感じる」(29.4%)となった。

この中で「住んでいる地域をよくしたいと思う」という回答が9割にのぼったことは特筆すべき点である。推薦された時の気持ちを尋ねた設問で、「地域社会、住民のために働くことは、自分にとっても生きがいになると思った」が7割と高い数値を示していたが、民生

委員となったことでさらに地域をよくしたいという者が増えていることがわかる。そして、民生委員児童委員協議会の仲間や地域の人と協力して活動することに楽しさを感じている様子がうかがえる。

他方、厚生労働大臣からの委嘱を誇りに感じている者は少なく、行政や関係機関の職員と一緒に仕事をする事へのやりがいは、地域の人と活動することの楽しさよりも低い数値を示している。全体として、地域における自らの地位への関心や、行政や関係機関の側に帰属する意識は低いとみられる。これらの結果に人口増減率による違いはみられなかった。

表8 現在の気持ち

(%)							
厚生労働大臣から委嘱されたことを誇りに感じる							
	実数	とてもそう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	まったくそう思わない	合計
増加	5,397	7.1	24.0	32.0	24.0	13.0	100.0
減少率小	7,177	7.5	22.7	33.4	23.3	13.1	100.0
減少率大	8,197	7.0	20.7	31.9	26.4	14.0	100.0
全体	20,771	7.2	22.2	32.4	24.7	13.4	100.0
地域の福祉を任ざっていると感じる							
	実数	とてもそう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	まったくそう思わない	合計
増加	5,395	8.7	43.2	31.0	14.2	2.8	100.0
減少率小	7,183	9.9	42.2	30.1	14.8	3.0	100.0
減少率大	8,206	8.6	38.9	32.5	16.7	3.4	100.0
全体	20,784	9.1	41.2	31.3	15.4	3.1	100.0
民生委員活動は楽しい							
	実数	とてもそう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	まったくそう思わない	合計
増加	5,394	5.9	30.3	45.4	14.5	3.9	100.0
減少率小	7,191	5.0	23.9	45.5	20.3	5.3	100.0
減少率大	8,208	4.5	23.2	45.0	21.6	5.7	100.0
全体	20,793	5.1	25.3	45.3	19.3	5.1	100.0
地域の人と協力して活動するのは楽しい							
	実数	とてもそう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	まったくそう思わない	合計
増加	5,364	19.4	52.0	21.9	5.1	1.6	100.0
減少率小	7,182	16.6	46.4	26.9	8.0	2.0	100.0
減少率大	8,202	17.3	48.2	25.1	7.4	2.0	100.0
全体	20,768	17.6	48.6	24.9	7.0	1.9	100.0
民児協の仲間とのつきあいは楽しい							
	実数	とてもそう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	まったくそう思わない	合計
増加	5,401	28.1	49.0	17.5	3.9	1.5	100.0
減少率小	7,197	22.6	46.5	24.0	5.5	1.5	100.0
減少率大	8,212	25.2	47.5	21.4	4.7	1.2	100.0
全体	20,810	25.0	47.6	21.3	4.7	1.4	100.0
行政や関係機関の職員と一緒に仕事するのはやりがいがある							
	実数	とてもそう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	まったくそう思わない	合計
増加	5,387	13.7	46.3	30.4	7.1	2.5	100.0
減少率小	7,181	10.1	38.5	38.4	10.3	2.7	100.0
減少率大	8,187	10.4	39.9	36.7	10.1	2.9	100.0
全体	20,765	11.2	41.1	35.6	9.4	2.7	100.0
住んでいる地域をよくしたいと思う							
	実数	とてもそう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	まったくそう思わない	合計
増加	5,397	41.5	49.6	7.8	0.8	0.3	100.0
減少率小	7,206	37.9	50.6	9.8	1.3	0.4	100.0
減少率大	8,210	41.7	48.8	8.0	1.2	0.3	100.0
全体	20,813	40.3	49.6	8.6	1.1	0.3	100.0

5. 考察

(1) 民生委員・児童委員活動への誘因

調査結果から浮かび上がったのは、推薦されたことをきっかけにして始めた活動であるが、頼まれたことを契機に地域に関心を寄せ、地域をよくしたいという気持ちで取り組んで

いる民生委員像である。そして、同僚の民生委員や地域の人と協力して活動することを楽しみを感じ、活動するほどに地域への思いを強くしていく。

人口が減少している地域では、年齢が高く、公務員の経験者が増える傾向にあるなど、増加群とは担い手の属性に異なる点が見られたが、意識や活動への姿勢は属性に影響されることなく、同様の結果を得ることができた。一般的に大都市部と中山間地域とでは環境による意識や活動に大きな違いがあるとみられるが、民生委員制度の担い手の意識には違いがなかった。これとは別に都道府県別、市区町村の人口規模別の分析も行ったが、いずれも意識や活動への姿勢に関する設問の結果に違いがみられなかった。

このことは、推薦委員会を設置し、選任基準を設けるといった共通の推薦システムによって、一定の要件を満たす人が任命されていることによるものと推測される。委嘱される前の地域での活動経験を尋ねた設問では、「自治会・町内会の活動」が58.2%、「学校・PTA等の活動」が43.0%などの回答があった。「どれにも参加していない」と回答したのは7.2%であり、大部分は民生委員になる以前から地域との接点を持っていた。したがって、程度の違いはあっても地域に何らかの関心をもっていた人が、民生委員を頼まれたことが刺激となって、地域への関心がさらに高まり、それが具体的な行動変容につながるものと考えられる。ただし、これは住民一般の傾向であるとはいえ、もともと民生委員に適した人が選任されていることによる結果とみる方がよいだろう。

(2) 任命の意味

このプロセスのなかで任命という要素が民生委員活動の誘因になっていることは明らかである。しかし、厚生労働大臣からの委嘱であることに誇りを感じている人は多くはない。それでは、任命にどのような意味があるのだろうか。

民生委員に任命されたことによって何が変化するかを把握するために、10項目を用意し、それぞれについて「そう思う」「まあそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」の4件法で尋ねた。その結果、「そう思う」「まあそう思う」の合計が多かったのは、「近隣の人の暮らしについて気にかけるようになった」(93.8%)、「社会状況や福祉問題への関心が深まった」(85.9%)、「地域の中で気になっていた人に対する訪問や支援をしやすくなった」(82.7%)であった。

この結果から任命には、それ以前から気にかかることがあっても根拠がないので行動できずにいたことが、渡辺のいうところの「認知された世話役」という役割を獲得することに

よって行動しやすくなるという意味をもっていると考えられる（渡辺 1983:320）。

(3) 継続の意思に影響を与える要因

これまでみたように、本調査では地域特性による違いはほとんどみられなかった。その中で表 7 に示した継続の意思についての設問では、人口増減率から設定した 3 つの群による違いがみられたが、それは必ずしも人口減少の進行と関係があるとはいえない結果であった。そこで、継続意思を規定する要因についてさらに分析を試みた。

全民児連調査では、民生委員としての経験が長いほど、民生委員になってよかったと感じる割合が高くなる傾向があると報告されている。そこで、本調査においても継続の意思と経験年数の関係を分析したところ、全民児連調査と同様の傾向が確認できた。しかし、一般的に民生委員になったことを後悔している人は、次の改選時に退任の意思を表明するであろうと考え、長く続けている人のなかに民生委員になってよかったと思う人が多いのは当然の結果ともいえる。したがって、これを継続の要因として特定することには慎重になる必要がある。これについては、次章でさらに分析を深めることとしたい。

注

- 1) もっとも、民生委員の内実が変わらずに制度の骨格が変わったという見方もある。全民児連による「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会中間報告」では、法第 1 条の改正について、民生委員は制度創設当初から地域住民の立場に立った活動を行ってきており、それをあらためて明示したものであると説明されている。しかし、ここでは社会福祉の実施機関に協力する者として理解されていた時代（高澤 1976 他）とは制度の解釈が変わったという意味で変化と捉えている。
- 2) 渡辺武男は、民生委員を行政委嘱ボランティアとみなし、ボランティアとの比較によって制度の特徴を明らかにすることを試みている。渡辺は行政委嘱ボランティアという用語を「その本質がボランティアとしての性格に基礎をおき、福祉行政への協力活動が制度的に期待されているボランティアという意味」で用い、民生委員を「認知された世話役」と呼んだ（渡辺 1983:314-5）。

文献

小松理佐子・吉武由彩・原田正樹・高野和良・斉藤弥生・加川充浩，2022，「民生委員活動

を支える体制の現状——市町村民児協事務局対象アンケート調査結果」『日本の地域福祉』35: 107-17.

高澤武司, 1976, 『社会福祉の管理構造』ミネルヴァ書房.

渡辺武男, 1983, 「民生・児童委員とボランティア」右田紀久恵・岡本栄一編『ボランティア活動の実践中央法規, 307-22.

資料

全国民生児童委員連合会, 2016, 『これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会中間報告』.

———, 2018a, 『これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会報告書』.

———, 2018b, 『民生委員制度創設 100 周年記念 全国モニター調査報告書 第 2 分冊』.

第2章 民生委員・児童委員の継続意思をもつのはどのような人か

吉武由彩（熊本大学）

1. なぜ継続意思の分析をするのか

人口減少や高齢化、世帯の小規模化が進展するなか、地域社会においては多様な福祉ニーズを抱えた人々が存在する。そうしたなか、担当する区域の住民の困りごとの相談にのり援助する民生委員・児童委員（以下、民生委員）へ期待が寄せられている。しかしながら、民生委員をめぐるのは、近年定員充足率が低下するなど、「なり手不足」が課題となっている。

本報告書の第1章では、全国民生委員児童委員連合会が設置した「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討会」の報告書を引用しつつ、民生委員の「なり手不足」の背景には、「短期間での委員退任と新たな『なり手不足』の両方が関係している」（全国民生委員児童委員連合会 2016: 26, 2018）ことに言及している（小松 2023）。つまり、「なり手不足」の問題に対応していくためには、新たな「なり手」を確保するとともに、すでに民生委員として活動している人々について、短期間で委員を退任するのではなく、続けてもらうことが重要になる。

しかし、実際には民生委員を長期にわたって継続する人々の割合は高くはない。「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討会」の報告書では、民生委員の在任期間について、「1期目」33.3%、「2期目」24.6%、「3期目」17.8%、「4期目」10.2%、「5期目以上」13.0%、「無回答」1.1%であったことに言及され、1期目や2期目という比較的経験が浅い委員が約6割を占める（57.9%）ことが指摘される（全国民生委員児童委員連合会 2018: 21）。さらに、退任委員の在任期間は「1期」31.3%、「2期」27.4%、「3期」16.0%、「4期」10.0%、「5期以上」15.4%であったと報告される。このうち「1期」での退任割合が3割と最も高く、「民児協関係者からしばしば指摘される『1期目の壁』を表す数字といえる」と指摘されている（全国民生委員児童委員連合会 2018: 5）。こうした背景について、「初任年齢の高年齢化、委員就任前の事前説明の不足、活動開始後の負担」（全国民生委員児童委員連合会 2016: 25）などがあると考えられると説明されている。

こうした状況からは、民生委員の継続意思に関する分析が必要になることがわかる。そこで、先行研究を確認すると、東京都区市部の2～3期目の中堅民生委員を対象とした調査では、「民生委員の活動継続意欲を高めるためには、やりがい等の心理社会的恩恵を増やすとともに、役割曖昧の問題を軽減する必要がある、そのために公的・専門的期間からの情緒的・

手段的・情動的サポートの提供が有効である」(杉原 2018: 240)と指摘されている。三重県の1期目満了時点の民生委員に2期目の継続意向を確認した調査でも、地域包括支援センター等の関係機関に相談できる機会、民生委員の先輩や動機に相談・情報共有できる機会があることが、継続意向につながるということが指摘されている(多次ほか 2020: 37)。また、直接的な継続意欲の分析ではないものの、長崎市における民生委員を対象とした質的調査では、「1) 民生委員自身がケースとの関わる活動から得たよい影響と、2) 民生委員同士の連帯と協働」(中尾ほか 2008: 27)が、民生委員活動のモチベーションを高めると報告されている。

民生委員の「なり手不足」を背景に、「民生委員のなり手はどのような人なのか」という観点からの研究は増えてきた。他方で、民生委員の継続意思をめぐっては、上記で提示してきたように、いくつかの先行研究がみられるものの、その数はいまだ多くはない状況であり、実証研究が必要とされている。

加えて、数少ない継続意思に関する既存の研究では、一部の地域を対象とした調査がなされる場合も多く、複数の地域を対象とした広域的な調査はいまだ少ない。一市町村あるいは一都道府県を対象とした調査では、そこで得られた結果が他の市町村あるいは都道府県にも当てはまるのか、判断が難しい場合もある。調査を行った市町村や都道府県の地域特性が、調査結果に影響を与えている可能性があり、個別状況が反映された調査結果かもしれないのである。

民生委員を対象とした全国調査では、都市規模別により民生委員の抱える困難が異なることも指摘され、継続意思も地域特性の影響を受ける可能性がある¹⁾。「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討会」の報告書でも、短期間での委員退任に関して、地域ごとにその要因は異なると考えられることから、地域特性を踏まえた分析が必要になると述べられている(全国民生委員児童委員連合会 2016: 26)。こうしたことから、すべての都道府県を対象とした調査を実施することは現実的にはかなり難しいとしても、複数の都道府県を対象とした広域的な調査が必要とされていると言えよう。

以上を踏まえて、本章では、序章にて調査概要が述べられている、[調査1]「民生委員・児童委員の意識と活動に関するアンケート調査」から、「継続意思をもつのはどのような人か」、その実態を分析する。この調査の強みは、8都県(秋田県、東京都、富山県、岐阜県、島根県、山口県、高知県、宮崎県)の民生委員を対象としているという点にある。調査対象者数は8都県の28,057人に及び、回収数は21,031票、回収率は75.0%である。本調査の

データを使用することによって、一都道府県に限定されない、継続意思の実態の分析を行うことができる²⁾。調査概要については、詳しくは序章を参照してほしい。

2. 調査結果

(1) 基本属性と継続意思

1) 継続意思の単純集計結果

まず、民生委員のうち継続意思をもつ人々はどれくらいいるのだろうか。「あなたは、次期も民生委員・児童委員を続けようと思いますか」と尋ねた（問 33）。その結果、「継続意思あり」（「とてもそう思う」および「ややそう思う」の合計）35.4%、「継続意思なし」（「あまりそう思わない」および「まったく思わない」）28.8%、「どちらともいえない」24.1%であった（図 1）。「継続意思あり」が最も多いものの、「継続意思なし」や「どちらともいえない」という回答も一定数みられた。「定年を迎える、転居の予定などの理由で、選任要件に合わなくなる」も1割程度みられた（10.6%）。

なお、「定年を迎える、転居の予定などの理由で、選任要件に合わなくなる」を欠損値指定して除外して再集計したところ、「継続意思あり」は4割（39.6%）であった。

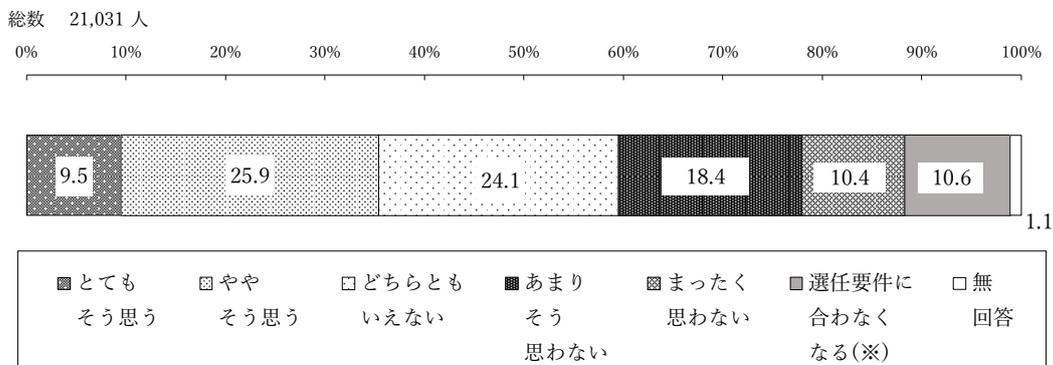


図 1 民生委員・児童委員の継続意思

関連して、今回の調査対象者について、民生委員としての経験年数はどれくらいなのだろうか。民生委員としての通算の経験年数（2022年1月現在）を尋ねたところ（問 3）、「3年未満」29.8%、「3～6年未満」25.1%となった（表 1）。民生委員の経験年数は1期あるいは2期の人々が半数を超える（54.9%）。他方で、「9～15年未満」という人々が2割弱存在し（18.2%）、「15年以上」という人々も1割程度存在する（10.6%）。経験年数が9年以上と長期に渡る人々も3割程度存在することがわかる（28.8%）。

表1 民生委員・児童委員としての通算の経験年数

3年未満	3年～6年 未満	6年～9年 未満	9年～15年 未満	15年以上	無回答	合計
6,260	5,281	3,365	3,838	2,232	55	21,031 (人)
29.8	25.1	16	18.2	10.6	0.3	100.0 (%)

2) 基本属性と継続意思のクロス集計結果

それでは、基本属性と継続意思の関連はどのようになっているのだろうか。ただし、以下では、継続意思（問 33）のうち「定年を迎える、転居の予定などの理由で、選任要件に合わなくなる」という回答は欠損値指定とすることで、分析対象から除外し、クロス集計を行った（表 2）。

年齢については、「20～59 歳」の場合には「継続意思あり」46.9%と高く、年齢が若い場合に継続意思は高かった。他方で、「80 歳以上」の場合には「継続意思あり」24.4%と低かった。

居住年数については、「5 年未満」の場合には「継続意思あり」33.8%と低かった。居住年数が「10～20 年未満」「20～30 年未満」「30～50 年未満」の場合に、「継続意思あり」の割合は 4 割を超え高かった。

現在の職業については、「自営業」「会社役員」「公務員」の場合には、「継続意思あり」は約 45%と高かった。他方で、「農林漁業」の場合には、「継続意思あり」28.3%と低かった。

表2 基本属性と継続意思のクロス集計表

(%)

		あなたは、次期も民生委員・児童委員を続けようと思いますか					合計	
		実数	とても そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	まったく 思わない	
年齢	20～59歳	2,214	12.6	34.3	25.0	19.2	8.9	100.0
	60～69歳	8,337	10.5	31.8	27.7	19.6	10.4	100.0
	70～79歳	7,833	10.5	25.7	27.4	22.8	13.6	100.0
	80歳以上	135	9.6	14.8	28.1	17.8	29.6	100.0
居住年数	5年未満	68	5.9	27.9	30.9	27.9	7.4	100.0
	5～10年未満	243	14.4	24.3	30.9	17.3	13.2	100.0
	10～20年未満	988	11.2	32.6	26.2	18.2	11.7	100.0
	20～30年未満	1,773	13.8	31.1	23.7	19.6	11.7	100.0
	30～50年未満	7,120	10.3	30.7	27.0	20.8	11.2	100.0
	50年以上	8,267	10.4	27.6	28.2	21.5	12.2	100.0
現在の 職業	農林漁業	1,085	6.0	22.3	31.1	24.6	16.0	100.0
	自営業	2,280	13.7	31.8	26.5	18.0	10.0	100.0
	会社役員	711	12.9	33.2	26.2	17.4	10.3	100.0
	会社員	1,036	12.2	30.4	28.6	19.2	9.7	100.0
	公務員	227	16.7	28.2	28.2	15.4	11.5	100.0
	パート等	3,448	10.0	30.4	27.9	21.3	10.5	100.0
	無職	9,451	10.3	28.8	26.6	21.7	12.6	100.0
	その他	233	15.9	33.5	30.5	13.7	6.4	100.0
現在無職 である人 の以前の 職業	農林漁業	48	6.3	25.0	25.0	27.1	16.7	100.0
	自営業	278	9.4	28.1	34.9	15.8	11.9	100.0
	会社役員	268	13.4	27.6	26.1	22.0	10.8	100.0
	会社員	2,501	9.4	25.5	25.1	25.1	14.9	100.0
	公務員	1,902	9.7	26.4	28.7	22.3	12.9	100.0
	パート等	291	8.9	28.9	29.6	17.5	15.1	100.0
	無職	211	10.0	28.9	30.8	19.4	10.9	100.0
その他	45	15.6	17.8	31.1	26.7	8.9	100.0	
暮らし 向き	余裕がある	1,298	19.9	34.8	19.2	16.1	10.0	100.0
	やや余裕がある	2,945	13.8	36.1	22.5	18.9	8.8	100.0
	ふつう	12,150	9.5	28.4	29.3	21.5	11.4	100.0
	やや厳しい	1,684	7.8	23.1	28.3	23.4	17.3	100.0
	厳しい	372	8.9	19.6	23.4	20.7	27.4	100.0
民生委員 としての 通算の 経験年数	3年未満	6,003	8.6	28.6	28.0	21.5	13.3	100.0
	3～6年未満	4,876	9.8	28.3	27.7	23.2	11.0	100.0
	6～9年未満	2,898	11.2	28.1	26.7	21.6	12.4	100.0
	9～15年未満	3,054	12.7	31.1	26.5	18.8	11.0	100.0
	15年以上	1,679	17.0	34.5	25.6	14.2	8.7	100.0

現在無職である人の以前の職業について確認すると、こちらも以前の職業が「農林漁業」の場合には、「継続意思あり」31.3%と低かった。

暮らし向きについては、「余裕がある」場合には、「継続意思あり」54.7%と非常に高かった。他方で、暮らし向きが「やや厳しい」「厳しい」場合には、「継続意思あり」は約3割と

低かった。

民生委員としての通算の経験年数については、経験年数「15年以上」の場合には、「継続意思あり」51.5%と高い。他方で、経験年数「3年未満」の場合には、「継続意思あり」37.2%とやや低かったものの、経験年数が短い人々でも継続意思が極端に低いというわけではなかった。

(2) 民生委員・児童委員へ推薦された時の意識と継続意思

民生委員へ推薦された当初どのような意識をもっていたのかについて、継続意思との関連を分析する。推薦当初積極的に民生委員を引き受けた場合に、現在でも継続意思が高いのだろうか。反対に、推薦当初に断り切れずに引き受けた場合には、現在でも継続意思が低いのだろうか。こうした点について分析したい。

分析の結果、民生委員に推薦されたとき、名誉なことなのでやってみようと思った場合に、継続意思が高い（問 20①）（表 3）。「そう思う」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は約 7 割である（69.7%）。他方で、「そう思わない」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は約 3 割である（29.0%）。

地域住民のために働くことは、自分にとっても生きがいになると思った場合に、継続意思が高い（問 20②）。「そう思う」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は 6 割を超える（64.6%）。他方で、「そう思わない」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は 2 割弱である（17.3%）。

社会のために役立つことはやらなければならないと思った場合に、継続意思が高い（問 20③）。「そう思う」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は約 6 割である（58.8%）。他方で、「そう思わない」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は約 2 割である（21.2%）。

推薦されたので、断り切れずに引き受けた場合に、継続意思は低い（問 20④）。「そう思う」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は 3 割弱である（28.7%）。他方で、「そう思わない」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は 6 割を超える（65.3%）。

忙しいので断ろうと思ったが、大したことはないと言われて引き受けた場合に、継続意思は低い（問 20⑤）。「そう思う」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は 24.8%である。他方で、「そう思わない」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は 5 割を超える（56.5%）。

一連の設問からは、民生委員に推薦された当初から意欲が高かった場合に、現在でも民生委員の継続意思が高いということがわかった（問 20）。当初の意欲の違いにより、現在の継

続意思は大きく異なった。

表3 民生委員・児童委員へ推薦された時の意識と継続意思のクロス集計表

		あなたは、次期も民生委員・児童委員を続けようと思いますか						(%)
		実数	とても そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	まったく 思わない	合計
名誉なことなので やってみよう と思った	そう思う	1,183	40.0	29.7	19.4	7.4	3.5	100.0
	まあそう思う	4,222	14.2	39.4	26.8	14.5	5.2	100.0
	あまりそう思わない	7,226	7.3	29.0	30.7	23.4	9.6	100.0
	そう思わない	5,595	6.2	22.8	24.7	25.1	21.1	100.0
地域社会、住民のため に働くことは、自分に とっても生きがいにな ると思った	そう思う	3,533	29.8	34.8	20.7	9.6	5.1	100.0
	まあそう思う	9,011	8.0	34.1	30.3	19.7	7.9	100.0
	あまりそう思わない	4,282	3.3	21.1	28.0	30.9	16.7	100.0
	そう思わない	1,452	3.5	13.8	21.1	25.3	36.3	100.0
社会のために役立つこ とはやらなければなら ないと思った	そう思う	3,941	25.9	32.9	22.5	12.1	6.5	100.0
	まあそう思う	10,457	7.4	31.5	29.7	21.5	9.9	100.0
	あまりそう思わない	2,960	4.2	22.4	26.9	29.5	17.1	100.0
	そう思わない	898	5.3	15.9	19.2	22.6	37.0	100.0
推薦されたので、断り 切れずに引き受けた	そう思う	7,090	6.4	22.3	26.9	26.0	18.5	100.0
	まあそう思う	7,087	7.6	31.7	30.5	21.7	8.4	100.0
	あまりそう思わない	2,126	16.6	40.2	25.8	12.4	5.0	100.0
	そう思わない	2,039	30.0	35.3	18.9	8.9	6.9	100.0
忙しいので断ろうと 思ったが、大したこと はないと説得されて 引き受けた	そう思う	3,882	5.5	19.3	25.7	27.9	21.5	100.0
	まあそう思う	6,194	5.7	28.7	31.5	23.6	10.6	100.0
	あまりそう思わない	3,697	10.4	36.6	27.8	17.8	7.3	100.0
	そう思わない	4,401	22.6	33.9	22.2	13.1	8.3	100.0

(3) 民生委員・児童委員としての現在の気持ちと継続意思

次に、民生委員としての現在の気持ちに関する設問との関連を分析した（表4）。その結果、民生委員活動は楽しいと感じている場合に、継続意思が高い（問26①）。「そう思う」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は8割を超える（82.7%）。他方で、「そう思わない」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は1割に満たない（9.2%）。

地域の福祉を任されていると感じる場合に、継続意思が高い（問26②）。「そう思う」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は6割を超える（65.3%）。他方で、「そう思わない」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は1割強である（12.9%）。

厚生労働大臣から委嘱されたことを誇りに感じる場合に、継続意思が高い（問26③）。「そう思う」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は7割弱である（68.8%）。他方で、「そう思わない」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は25.4%である。

地域の人と協力して活動するのは楽しいと思う場合に、継続意思が高い（問 26④）。「そう思う」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は 6 割を超える（63.3%）。他方で、「そう思わない」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は約 1 割である（10.3%）。

民生委員児童委員協議会（以下、民児協）の仲間とのつきあいは楽しいと思う場合に、継続意思が高い（問 26⑤）。「そう思う」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は 6 割弱である（57.6%）。他方で、「そう思わない」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は約 1 割である（11.0%）。

行政や関係機関の職員と一緒に仕事をするのはやりがいがあると思う場合に、継続意思が高い（問 26⑥）。「そう思う」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は 7 割弱である（68.2%）。他方で、「そう思わない」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は 14.5%である。

住んでいる地域をよくしたいと思う場合に、継続意思が高い（問 26⑦）。「そう思う」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は 5 割を超える（53.0%）。他方で、「そう思わない」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は 1 割弱である（9.4%）。

表 4 民生委員・児童委員としての現在の気持ちと継続意思のクロス集計表

(%)

		あなたは、次期も民生委員・児童委員を続けようと思いますか						
		実数	とても そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	まったく 思わない	合計
民生委員活動は楽しい	とてもそう思う	873	59.0	23.7	10.7	3.4	3.2	100.0
	ややそう思う	4,543	20.5	44.4	22.5	8.9	3.7	100.0
	どちらともいえない	8,389	5.1	30.8	35.5	20.8	7.7	100.0
	あまりそう思わない	3,653	2.1	15.0	22.6	38.7	21.6	100.0
	まったくそう思わない	983	2.8	6.4	11.2	25.3	54.2	100.0
地域の福祉を任されていると感じる	とてもそう思う	1,595	37.5	27.8	19.1	9.5	6.2	100.0
	ややそう思う	7,502	12.1	35.2	28.2	17.3	7.3	100.0
	どちらともいえない	5,825	5.8	29.1	31.5	22.8	10.8	100.0
	あまりそう思わない	2,911	3.8	20.6	23.6	31.6	20.3	100.0
厚生労働大臣から委嘱されたことを誇りに感じる	とてもそう思う	1,281	37.6	31.2	19.1	7.3	4.8	100.0
	ややそう思う	4,019	15.9	37.4	27.9	14.1	4.7	100.0
	どちらともいえない	5,959	7.3	30.6	33.7	20.4	8.0	100.0
	あまりそう思わない	4,611	5.7	26.0	25.4	28.8	14.2	100.0
地域のひと協力して活動するのは楽しい	とてもそう思う	3,103	31.1	32.2	21.3	10.3	5.1	100.0
	ややそう思う	8,922	9.2	36.2	29.2	18.3	7.2	100.0
	どちらともいえない	4,682	3.4	21.1	31.0	28.7	15.7	100.0
	あまりそう思わない	1,345	1.5	13.2	20.8	35.5	29.0	100.0
民児協の仲間とのつきあいは楽しい	とてもそう思う	4,470	23.7	33.9	24.0	12.0	6.5	100.0
	ややそう思う	8,784	8.3	33.8	28.5	21.2	8.2	100.0
	どちらともいえない	4,029	4.1	20.0	31.5	27.4	17.0	100.0
	あまりそう思わない	892	1.9	12.9	17.8	33.4	34.0	100.0
行政や関係機関の職員と一緒に仕事をするのはやりがいがある	とてもそう思う	1,957	36.1	32.1	20.2	7.7	3.9	100.0
	ややそう思う	7,473	12.0	37.4	28.2	16.2	6.3	100.0
	どちらともいえない	6,663	4.5	24.9	31.6	26.2	12.9	100.0
	あまりそう思わない	1,775	2.8	15.6	19.8	35.2	26.6	100.0
住んでいる地域をよくしたいと思う	とてもそう思う	7,324	20.1	32.9	24.7	14.7	7.6	100.0
	ややそう思う	9,233	5.0	29.6	29.5	24.1	11.8	100.0
	どちらともいえない	1,613	2.7	15.9	28.8	29.0	23.6	100.0
	あまりそう思わない	219	1.4	9.1	12.8	27.9	48.9	100.0
	まったくそう思わない	64	3.1	6.3	9.4	15.6	65.6	100.0

(4) 担当地域に関する設問と継続意思

次に、担当地域（単位民児協の範囲）に関する設問との関連を分析した（表 5）。その結果、地域福祉推進組織の活動が盛んな場合に、継続意思が高い（問 15）。「盛んである」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は 5 割を超える（52.1%）。他方で、「盛んではない」と回答した人々のうち「継続意思あり」は 29.8%、「地域福祉を推進する組織はない」と回答した人々のうち「継続意思あり」は 34.6%である。

地域福祉を推進する組織の活動が5年くらい前と比べて盛んな場合に、継続意思が高い（問16）。「盛んである」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は約5割である（49.2%）。他方で、「盛んではない」と回答した人々のうち「継続意思あり」は33.6%、「地域福祉を推進する組織はない」と回答した人々のうち「継続意思あり」は27.9%である。

表5 担当地域に関する設問と継続意思のクロス集計表

		あなたは、次期も民生委員・児童委員を続けようと思えますか						(%)
		実数	とても そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	まったく 思わない	合計
	盛んである	1,602	22.9	29.2	25.4	13.9	8.6	100.0
地域福祉を 推進する 組織の活動は、 盛んだと 思いますか	ある程度盛んである	11,862	10.4	30.9	27.8	20.3	10.6	100.0
	あまりそう思わない	4,177	7.4	26.7	26.8	24.2	14.9	100.0
	盛んではない	623	8.8	21.0	25.8	25.7	18.6	100.0
	地域福祉を推進する 組織はない	55	7.3	27.3	23.6	29.1	12.7	100.0
	盛んである	1,348	20.3	28.9	27.7	14.2	9.0	100.0
地域福祉を 推進する 組織の活動は、 5年くらい前と 比べて盛ん になりましたか	ある程度盛んである	9,903	11.0	31.2	27.9	19.8	10.0	100.0
	あまりそう思わない	5,644	8.3	27.3	26.8	23.5	14.0	100.0
	盛んではない	1,009	10.2	23.4	24.1	24.3	18.0	100.0
	地域福祉を推進する 組織はない	68	4.4	23.5	32.4	26.5	13.2	100.0
	盛んである	1,348	20.3	28.9	27.7	14.2	9.0	100.0

(5) 民生委員・児童委員活動に影響を与えた項目と継続意思

次に、民生委員活動に影響を与えた項目との関連を分析した（問24）（表6）。

その結果、民生委員信条が影響を与えている場合に、継続意思が高い（問24①）。「とても影響がある」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は5割を超える（51.3%）。他方で、「まったく影響がない」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は3割弱である（29.1%）。

全国民生委員児童委員連合会（以下、全民児連）の活動強化方針が影響を与えている場合に、継続意思が高い（問24②）。「とても影響がある」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は5割を超える（53.9%）。他方で、「まったく影響がない」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は約3割である（32.1%）。

都道府県民児協が策定した活動指針が影響を与えている場合に、継続意思が高い（問24

③)。「とても影響がある」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は5割を超える(54.7%)。他方で、「まったく影響がない」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は約3割である(33.2%)。

表6 民生委員・児童委員活動に影響を与えた項目と継続意思のクロス集計表

		あなたは、次期も民生委員・児童委員を続けようと思いますか						(%)
		実数	とても そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	まったく 思わない	合計
民生委員信条	とても影響がある	4,644	19.5	31.8	25.9	15.8	7.1	100.0
	やや影響がある	7,150	9.0	32.8	27.5	20.8	9.9	100.0
	どちらともいえない	4,373	6.0	24.4	30.4	24.4	14.8	100.0
	あまり影響がない	1,651	7.3	24.5	22.9	25.9	19.4	100.0
	まったく影響がない	385	8.8	20.3	19.7	18.7	32.5	100.0
全民児連の 活動強化方策	とても影響がある	1,526	23.4	30.5	25.6	13.1	7.4	100.0
	やや影響がある	6,126	12.7	34.2	27.7	18.0	7.4	100.0
	どちらともいえない	7,422	7.7	27.3	29.2	23.2	12.7	100.0
	あまり影響がない	2,421	8.0	25.4	22.3	26.2	18.0	100.0
	まったく影響がない	507	11.0	21.1	18.1	19.1	30.6	100.0
都道府県民児協が 策定した 活動指針など	とても影響がある	1,630	23.7	31.0	25.2	13.2	6.8	100.0
	やや影響がある	6,494	11.8	33.9	27.6	18.8	7.9	100.0
	どちらともいえない	7,023	7.8	27.3	29.2	22.9	12.8	100.0
	あまり影響がない	2,333	8.5	24.5	22.2	26.3	18.5	100.0
	まったく影響がない	452	10.6	22.6	18.8	17.3	30.8	100.0
町内会・自治会など 地域の組織の 事業や方針など	とても影響がある	3,041	18.4	30.5	25.2	17.2	8.7	100.0
	やや影響がある	7,912	10.2	31.4	27.8	20.6	10.1	100.0
	どちらともいえない	4,814	7.9	27.6	29.6	22.4	12.5	100.0
	あまり影響がない	1,954	8.3	26.8	23.7	24.2	16.9	100.0
	まったく影響がない	398	13.3	22.6	16.8	17.3	29.9	100.0
単位民児協で 確認された 活動指針など	とても影響がある	5,993	17.0	33.2	23.9	17.0	8.9	100.0
	やや影響がある	7,687	8.6	30.5	29.0	21.2	10.6	100.0
	どちらともいえない	3,270	5.8	23.2	30.6	25.6	14.9	100.0
	あまり影響がない	836	6.6	21.9	22.5	27.2	21.9	100.0
	まったく影響がない	163	9.8	17.2	14.7	13.5	44.8	100.0
先輩民生委員 からの助言	とても影響がある	6,217	15.1	33.3	25.7	17.6	8.3	100.0
	やや影響がある	8,132	9.2	30.1	28.2	21.5	11.1	100.0
	どちらともいえない	2,558	7.6	24.2	28.7	24.6	14.9	100.0
	あまり影響がない	1,011	7.2	19.8	26.5	26.7	19.8	100.0
	まったく影響がない	343	7.6	16.0	21.0	16.3	39.1	100.0
民生委員研修で 学んだこと	とても影響がある	6,446	17.3	34.0	25.3	15.6	7.7	100.0
	やや影響がある	9,308	7.9	29.7	28.4	22.6	11.4	100.0
	どちらともいえない	1,878	4.9	18.3	29.8	28.0	19.1	100.0
	あまり影響がない	518	5.0	13.7	22.0	29.2	30.1	100.0
	まったく影響がない	118	7.6	17.8	11.0	9.3	54.2	100.0
民児協事務局からの 依頼や助言	とても影響がある	6,816	16.1	34.1	24.3	16.9	8.6	100.0
	やや影響がある	8,261	8.3	29.2	29.3	22.1	11.0	100.0
	どちらともいえない	2,485	5.4	20.6	29.9	26.6	17.6	100.0
	あまり影響がない	500	6.8	18.4	21.4	26.4	27.0	100.0
	まったく影響がない	126	11.9	16.7	11.9	14.3	45.2	100.0

町内会・自治会など地域の組織の事業や方針などが影響を与えている場合に、継続意思が高い（問 24④）。「とても影響がある」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は 5 割弱である（48.9%）。他方で、「まったく影響がない」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は 35.9%である。

単位民児協で確認された活動方針が影響を与えている場合に、継続意思が高い（問 24⑤）。「とても影響がある」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は 5 割を超える（50.2%）。他方で、「まったく影響がない」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は 3 割弱である（27.0%）。

先輩民生委員からの助言が影響を与えている場合に、継続意思が高い（問 24⑥）。「とても影響がある」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は 5 割弱である（48.4%）。他方で、「まったく影響がない」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は 2 割強である（23.6%）。

民生委員研修で学んだことが影響を与えている場合に、継続意思が高い（問 24⑦）。「とても影響がある」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は 5 割を超える（51.3%）。他方で、「まったく影響がない」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は 25.4%である。

民生委員児童委員協議会事務局（以下、民児協事務局）からの依頼や助言が影響を与えている場合に、継続意思が高い（問 24⑧）。「とても影響がある」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は 5 割を超える（50.2%）。他方で、「まったく影響がない」と回答した人々のうち、「継続意思あり」は 3 割弱である（28.6%）。

(6) 持続可能な制度にするために必要なこと

民生委員制度を持続可能な制度にするために何が必要だと考えているのか（問 35）、「継続意思あり」「どちらともいえない」「継続意思なし」の 3 群に分けて分析を行った（表 7）。その結果、「継続意思なし」の場合、「活動の範囲や役割の明確化」（46.3%）や「活動量（時間や件数の軽減）」（20.9%）と回答した割合がほかの 2 群と比べて高かった。他方で、「継続意思あり」の場合、「地域の他活動（自治会・町内会、学校など）との連携強化」（36.7%）、「民生委員・児童委員自身の資質の向上」（19.8%）、「専門家・機関との連携強化」（18.5%）、「民生委員・児童委員制度の社会的認知度の向上」（14.7%）、「単位民児協内での委員同士の協力体制」（11.9%）と回答した割合がほかの 2 群と比べて高かった。

表7 持続可能な制度にするために必要なこと

	(%)		
	継続意思あり n=7281	どちらともいえない n=4928	継続意思なし n=5841
活動量(時間や件数の軽減)	12.6	15.8	20.9
活動の範囲や役割の明確化	41.0	43.3	46.3
民生委員・児童委員自身の資質の向上	19.8	17.7	15.6
支援に必要な個人情報の開示や共有	25.9	27.5	25.5
専門家・機関との連携強化	18.5	16.1	12.0
行政のバックアップ機能強化	25.6	26.7	25.4
社会福祉協議会のバックアップ機能強化	9.0	11.3	11.1
地域の他活動(自治会・町内会、学校など)との連携強化	36.7	35.9	31.4
活動に伴う経済的負担の軽減	2.9	3.2	3.7
民生委員・児童委員活動のデジタル化の推進	7.5	5.1	6.3
単位民児協内での委員同士の協力体制	11.9	9.1	7.7
民生委員・児童委員活動への地域住民の理解や協力	21.0	23.1	21.7
民生委員・児童委員制度の社会的認知度の向上	14.7	10.9	10.1
民生委員・児童委員自身の生活と民生委員・児童委員活動の両立	7.7	8.0	8.2
民生委員・児童委員の家族の理解や協力	9.2	7.9	7.4
民生委員・児童委員自身の仕事と民生委員・児童委員活動の両立	12.3	11.4	11.9
民生委員・児童委員に報酬を支払う	9.7	9.5	12.3
その他	1.1	1.0	2.3
合計	100.0	100.0	100.0

3. 考察

継続意思をもつのはどのような人か。本章の分析から得られた結果は、以下の6点にまとめられる。第1に、基本属性について、年齢が20～59歳と若い場合、その地域への居住年数が10～50年未満の場合、自営業や会社役員、公務員の場合、暮らし向きに余裕がある場合、民生委員としての通算の経験年数が長い場合に、継続意思をもつ割合が高い。

第2に、民生委員へ推薦された当初の意識との関連について分析したところ、民生委員に推薦された当初から自発的な理由で引き受けた場合ほど、現在でも継続意思が高い。反対に、推薦された当初から断り切れずに引き受けたという場合では、現在の継続意思も低かった。

第3に、民生委員としての現在の気持ちとの関連について分析したところ、民生委員活動が楽しいと感じ、地域の福祉を任されていると感じ、厚生労働大臣から委嘱されたことを誇りに感じ、地域の人と協力して活動するのは楽しいと思い、民児協の仲間とのつきあいは楽しいと思い、行政や関係機関の職員と一緒に仕事をするのはやりがいがあると思い、住ん

でいる地域をよくしたいと思う場合に、民生委員の継続意思が高かった。

第4に、民生委員の継続意思は地域社会との関連がポイントになることがわかった。担当地域において地域福祉推進組織の活動が盛んである場合に、継続意思が高かった。さらに、地域福祉推進組織の活動が5年前と比べて盛んになった場合にも、継続意思が高かった。

第5に、民生委員活動に影響を与えた項目との関連について分析したところ、民生委員信条、全民児連の活動強化方策、都道府県民児協が策定した活動指針、町内会・自治会など地域の組織の事業や方針、単位民児協で確認された活動方針、先輩民生委員からの助言、民生委員研修で学んだこと、民児協事務局からの依頼や助言などについて、「とても影響がある」と回答した場合に、継続意思が高かった。

第6に、民生委員制度を持続可能な制度にするために必要なことについて、「継続意思あり」の場合、地域の他活動（自治会・町内会、学校など）との連携強化、専門家・機関との連携強化、単位民児協内での委員同士の協力体制など、連携や協力体制の充実が必要だと考えられていた。加えて、民生委員自身の資質の向上、民生委員制度の社会的認知度の向上も必要であると考えられていた。

上記の知見について、先行研究の知見と比較検討してみたい。民生委員の継続意思に関する先行研究では、公的・専門的からのサポートや相談できる機会があること（杉原 2018; 多次ほか 2020）、民生委員同士で相談や情報共有できる機会があること（多次ほか 2020; 中尾ほか 2008）が、継続意思を高めるうえで重要であるとされていた。今回の調査からも、行政や関係機関の職員と一緒に仕事をするのはやりがいがあると思ひ、民児協の仲間とのつきあいは楽しいと思う場合に、継続意思をもちやすいことがわかった。さらに、民生委員制度を持続可能な制度にするために必要なことについて、「継続意思あり」の場合、専門家・機関との連携強化、単位民児協内での委員同士の協力体制などが必要だと考えられていた。これらの知見は、先行研究と類似の知見であったと言える。民生委員の継続意思を高めるには、公的・専門的機関との連携や、民生委員同士の協力体制が重要であることがわかる。

加えて、今回の調査からは、連携や協力体制について論ずるならば、地域の他活動や組織、住民などとの連携強化も重要な意味をもつことがわかった。民生委員制度を持続可能な制度にするために必要なことについて、「継続意思あり」の場合、地域の他活動（自治会・町内会、学校など）との連携強化が必要と捉えられていた。さらに、担当地域において地域福祉推進組織の活動が盛んである場合に継続意思が高く、地域の人と協力して活動するのが楽しいと思う場合に継続意思が高いこともわかった。民生委員は、地域において住民の困り

ごとの相談にのり対応する人々であるからこそ、担当地域における地域団体や住民との連携や協力体制を構築していくことが、民生委員の継続意思を高めることにつながると考えられる。

注

- 1) 民生委員の抱える困難として、町村部では「プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う」という悩みが都市部より大きく、逆に政令市や中核市では「予防や早期発見につながる情報を把握できない」という悩みが町村部より大きいことが報告されている（日本総合研究所 2013: 73）。
- 2) 本章では、8都県の民生委員 28,057 人を対象とした調査データを用いるものの、対象者全体として分析することになっている。そのため、「人口増加地域」「人口減少率小地域」「人口減少率大地域」といった、地域特性による継続意思の分析は行っていない。継続意思に関する先行研究では、継続意思と地域特性との関連が分析されることはあまりないため、こうした分析は必要である。ただし、民生委員の継続意思と地域特性の分析については、すでに本報告書の第 1 章にて実施されているため、本章では言及していない。詳しくは第 1 章の表 7 を参照してほしい（小松 2023）。

文献

- 小松理佐子, 2023, 「民生委員制度の担い手はどのような人か」『民生委員・児童委員の実態に関するアンケート調査報告書』。
- 中尾理恵子・川崎涼子・杉山和一, 2008, 「長崎市内民生委員の活動のモチベーション」『保健学研究』20(2): 25-9.
- 日本総合研究所, 2013, 『民生・児童委員の活動等の実態把握及び課題に関する調査・研究事業報告書』。
- 杉原陽子, 2018, 「東京都の民生委員の活動継続意欲を促進・阻害する要因——援助成果、役割ストレス、サポートとの関連」『日本公衛誌』5: 233-42.
- 多次淳一郎・山口訓広・蒔田勝義, 2020, 「1 期目の民生委員・児童委員の任期満了時点における 2 期目の活動継続意向と関連要因——三重県における悉皆調査から」『厚生指標』67(13): 33-8.

全国民生委員児童委員連合会，2016，『これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会中間報告』。

———，2018，『これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会報告書』。

第3章 民生委員・児童委員のリーダーはどのような人か

小松理佐子（日本福祉大学）

1. リサーチクエスチョン

単位民生委員児童委員協議会（以下、単位民児協）は、民生委員法において民生委員協議会という名称で位置づけられている組織である。単位民児協が組織される範囲は、半数が小学校区相当で、2割が中学校区相当である（全国民生委員児童委員連合会 2018）。つまり小学校ないしは中学校区の範囲で組織された民生委員・児童委員（以下、民生委員）の集団が単位民児協である。

単位民児協の任務については、民生委員法第24条第1項では以下のように定めている。

- 1 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
- 2 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
- 3 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
- 4 必要な資料及び情報を集めること。
- 5 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。
- 6 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。

今回実施した民生委員対象のアンケート調査で、「次のことはあなたが行う民生委員・児童委員活動にどの程度影響を与えていますか」と尋ねた設問において、「単位民児協で確認された活動指針など」について「とても影響がある」「やや影響がある」と答えた人は全体の64.0%であった。同様に、「先輩民生委員からの助言」については76.6%にのぼった。

「都道府県民児協が策定した活動指針など」については44.4%、「全民児連の活動強化方策」は41.9%にとどまったことと比較すると、個々の民生委員の活動が、国、都道府県の組織よりも、単位民児協から影響を強く受けていることは明らかである。それゆえに、単位民児協のリーダーが、どのような考えをもっているかが、総体としての民生委員活動、ひいては民生委員制度のあり様に影響を与えているといっても過言ではない。

以上のことから、第3章では、民生委員対象アンケート調査結果を「会長」と「会長以外」とを比較することを通して、民生委員児童委員協議会（以下、民児協）のリーダーの意識・行動の特徴を明らかにする。

2. 基本属性（表1）

(1) 性別

会長の性別は、「男性」が71.7%、「女性」が28.3%である。会長以外の委員と比べて男性の割合が大きいことがわかる。

(2) 年齢

会長の年齢は、「70～79歳」が73.1%、「80歳以上」が2.3%で、75.4%が70歳代である。会長以外の委員の場合には、「70～79歳」が47.2%、「60～69歳」が42.1%であり、会長の方が年齢の高い者が多いことがわかる。

(3) 居住年数

会長の当該市区町村における居住年数は、「50年以上」が最も多く、59.3%を占めた。「30～50年未満」は30.8%であり、会長の9割が30年以上の居住年数を有していた。それに対して、会長以外は、「50年以上」が45.0%、「30～50年未満」が38.6%であり、会長の方が居住年数の長い人が多い結果となった。ただし、会長の方が年齢の高い者が多いことから、居住年数の違いは年齢に付随した結果であると考えられる。

(4) 職業

会長の現在の職業は、「無職」が54.6%と半数を超えている。この割合は、それ以外の委員と変わらない。それ以外の委員と異なる傾向がみられたのは、「パート等」がそれ以外の委員では18.1%であるのに対して、会長は8.6%と少ない点である。この点は、会長の年齢が高いことを考えると、自然な結果であるといえる。

(5) 暮らし向き

暮らし向きを尋ねた設問で会長の回答は、「余裕がある」が10.3%、「やや余裕がある」が20.1%で、合計すると30.4%が余裕があるという回答であった。それ以外の委員の回答では、「余裕がある」と「やや余裕がある」の合計は23.0%で、若干ではあるが会長の方が余裕があるという回答が多かった。他方で、「厳しい」と「やや厳しい」の回答の合計は、会長が10.6%、それ以外の委員では11.0%と差がみられなかった。

暮らし向きについての回答は主観的なものではあるものの、厳しい暮らし向きの中で会長職を担っている人が存在することが推測される。

(6) 経験年数

民生委員としての経験年数は、会長の場合「15年以上」が36.7%、「9～15年未満」が31.8%と、7割弱が9年以上（3期以上）の経験をもっていた。会長以外では、「15年以上」が9.0%、「9～15年未満」が17.5%で、合計すると26.5%であった。会長の方に経験の長い者が多い傾向がみられる。

他方、会長であっても「3年未満」が3.4%、「3～6年未満」が11.6%あった。これらの単位民児協では大部分が新任委員で構成されていることが推測され、単位民児協による民生委員の担い手の定着状況に差が生じている様子が垣間見られた。

表1 基本属性

										(%)
性別										
	実数	男性	女性	その他						合計
会長	1,184	71.7	28.3	0.0						100.0
会長以外	19,504	36.7	63.3	0.0						100.0
全体	20,688	38.7	61.3	0.0						100.0
年齢										
	実数	20～39歳	40～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上				合計
会長	1,184	0.0	2.0	22.6	73.1	2.3				100.0
会長以外	19,476	0.1	11.2	42.1	45.6	1.0				100.0
全体	20,660	0.1	10.7	41.0	47.2	1.0				100.0
居住年数										
	実数	5年未満	5～10年未満	10～20年未満	20～30年未満	30～50年未満	50年以上			合計
会長	1,178	0.0	0.7	4.3	4.9	30.8	59.3			100.0
会長以外	19,410	0.4	1.3	5.2	9.5	38.6	45.0			100.0
全体	20,588	0.4	1.2	5.2	9.3	38.2	45.8			100.0
現在の職業										
	実数	農林漁業	自営業	会社役員	会社員	公務員	パート等	無職	その他	合計
会長	1,184	9.7	16.5	5.0	4.1	0.7	8.6	54.6	0.8	100.0
会長以外	19,423	5.6	11.9	3.7	5.3	1.2	18.1	53.0	1.3	100.0
全体	20,607	5.8	12.2	3.8	5.2	1.1	17.5	53.2	1.3	100.0
現在無職である人の以前の職業										
	実数	農林漁業	自営業	会社役員	会社員	公務員	パート等	無職	その他	合計
会長	497	1.6	3.6	7.4	46.1	35.8	2.6	2.2	0.6	100.0
会長以外	5,965	0.8	5.7	5.0	44.9	33.1	5.5	4.2	0.8	100.0
全体	6,462	0.9	5.6	5.2	45.0	33.3	5.3	4.0	0.8	100.0
民生委員に委嘱される前の地域での活動経験（複数回答）										
	実数	自治会・町内会活動	地区社協での活動	学校・PTAの活動	子ども会・育成会	婦人会・女性会	青年団・消防団等の活動	高齢者（老人）クラブ	高齢者サロン活動	障害者団体
会長	1,117	67.8	16.7	43.7	5.5	9.6	14.4	9.9	7.8	2.4
会長以外	19,344	58.2	13.9	43.5	20.5	18.8	8.8	8.5	9.8	2.1
全体	20,521	58.7	14.0	41.0	20.5	18.3	9.1	8.6	9.7	2.1
民生委員に委嘱される前の地域での活動経験（複数回答）										
	実数	子育てサークルなど	上記以外の福祉ボランティア活動	まちづくり活動	スポーツ・レクリエーション活動	趣味・娯楽などのサークル活動	氏子会・檀家組織など	宗教団体	協同組合	勤め先などでの社会貢献活動
会長	1,117	4.1	6.6	13.3	18.4	19.7	18.3	3.7	11.0	9.8
会長以外	19,344	4.9	7.4	8.5	18.1	24.7	10.3	2.6	7.3	8.2
全体	20,521	4.9	7.4	8.8	18.1	24.4	10.8	2.7	7.6	8.3
民生委員に委嘱される前の地域での活動経験（複数回答）										
	実数	組織に属さない個人の活動	その他	どれにも参加していない						
会長	1,117	4.0	6.0	5.4						
会長以外	19,344	4.2	5.6	7.4						
全体	20,521	4.2	5.6	7.3						
暮らし向き										
	実数	余裕がある	やや余裕がある	ふつう	やや厳しい	厳しい				合計
会長	1,174	10.3	20.1	60.1	7.7	1.9				100.0
会長以外	19,394	7.1	15.9	66.1	9.0	2.0				100.0
全体	20,568	7.2	16.1	65.8	8.9	2.0				100.0
経験年数										
	実数	3年未満	3～6年未満	6～9年未満	9～15年未満	15年以上				合計
会長	1,183	3.4	11.6	16.6	31.8	36.7				100.0
会長以外	19,464	31.5	26.0	16.0	17.5	9.0				100.0
全体	20,647	29.9	25.2	16.0	18.3	10.6				100.0

3. 民生委員活動への姿勢

(1) 活動日数 (表 2)

表 2 は、2021 年 11 月の 1 カ月間の活動日数を尋ねた結果である。2021 年 11 月は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大していた時期である。感染の拡大状況は地域により異なり、活動日数とその影響を受けて少なかったことが想定される。このような背景を考慮して調査結果をみる必要はあるが、大方の傾向を把握することは可能であろう。

会長の回答では、「25 日以上」が 9.3%、「20～24 日」が 22.4%で、「15～19 日」が 26.2%、「10～14 日」が 25.5%であった。感染拡大の最中でありながら、20 日以上活動した人が 3 割を超えた。そして、6 割弱にあたる 57.9%が 15 日以上活動していたことが明らかになった。

会長以外の回答では、「20 日以上」が 11.5%、「15 日以上」が 28.3%であった。総じて、会長はそれ以外の委員よりも活動量が多いことが伺える。

表 2 2021 年 11 月の 1 カ月間の活動日数

	実数	1カ月間の活動日数							合計	(%)
		0日	1～4日	5～9日	10～14日	15～19日	20～24日	25日以上		
会長	1,147	0	3.9	12.6	25.5	26.2	22.4	9.3	100.0	
会長以外	18,684	0.4	11.8	30.4	29.2	16.8	9.0	2.5	100.0	
全体	19,831	0.3	11.4	29.3	29.0	17.4	9.7	2.9	100.0	

(2) 地域の中での重要度についての認識

民生委員の役割をどのように認識しているかを把握するための設問の一つとして、全国民生委員児童委員連合会が「民生委員の 7 つのはたらき」としてあげている項目について、地域での重要度が高いと思われるものを尋ねた (3 つまで回答)。

会長の回答を多かった順にあげると、「相談」(82.8%)、「連絡通報」(62.0%)、「情報提供」(60.2%)、「生活支援」(45.8%)であった。これを会長以外の回答と比較すると、どちらも「相談」が一番多かった点に変わりないが、会長の回答は会長以外よりも 8.3 ポイント高かった。また「生活支援」でも会長の回答が 9.6 ポイント高かった。総じて、会長の方が個別支援を重視している様子が伺える。

表3 7つのはたらきの中で、地域での重要度が高いと思われるもの（3つまで）

	実数	社会調査	相談	情報提供	連絡通報	調整	生活支援	意見具申	その他
会長	1,172	15.9	82.8	60.2	62.0	10.2	45.8	8.8	2.2
会長以外	19,289	18.6	74.5	66.6	65.0	9.6	36.2	5.6	3.0
全体	20,461	18.4	74.9	66.2	64.8	9.7	36.8	5.8	3.0

(3) 地域からの依頼に対する対応

民生委員に依頼される可能性があると思定される事項について、依頼された時にどのような行動をとるかを尋ねた。回答は事項ごとに、「役割なので対応する」「本来の役割ではないが、住民として対応する」「役割ではないので、役所・関係機関に連絡する」「役割ではないので対応しない」のいずれか一つ選択するよう求めた。その結果が表4である。

表4にあげたすべての項目において、「役割なので対応する」という回答は会長以外よりも会長の方が多くみられた。中でも両者の差が最も大きかったのは、「社協から生活福祉資金の借受者を面接して意見書を出してほしいと頼まれたとき」で、会長の回答が18.0ポイント高かった。続いて、「学校から登校していない子どものことで協力してほしいと頼まれたとき」(12.1ポイント差)、「福祉事務所から生活保護世帯の利用の状況を調べてほしいと頼まれたとき」(11.1ポイント差)、「地域包括支援センターから介護予防の事業に協力してほしいと頼まれたとき」(10.6ポイント差)の順であった。

他方、6割が「役割なので対応する」と回答した「行政から高齢者世帯への金品の配布を頼まれたとき」については、わずか1.4ポイント差であり、認識に違いがみられなかった。総じて、専門機関との連携による個別支援を役割として捉えているのは会長の方に多い傾向がみられた。そして、会長以外の場合には個別支援が必要なケースについて、関係機関に連絡するという「つなぎ役」として関わる傾向がみられた。

表4 依頼に対する行動

(%)

家の前に水たまりができて困っているので何とかしてほしいと頼まれたとき						
実数	役割なので対応する	本来の役割ではないが、住民として対応する	役割ではないので、役所・関係機関に連絡する	役割ではないので対応しない	合計	
会長	1,175	8.5	35.7	54.6	1.1	100.0
会長以外	19,236	8.1	32.9	57.4	1.6	100.0
全体	20,411	8.1	33.0	57.2	1.6	100.0
地域で実施する食事サービスの配食ボランティアが足りないのでしてほしいと頼まれたとき						
実数	役割なので対応する	本来の役割ではないが、住民として対応する	役割ではないので、役所・関係機関に連絡する	役割ではないので対応しない	合計	
会長	1,158	28.8	56.2	10.0	5.0	100.0
会長以外	19,235	30.1	52.8	11.4	5.8	100.0
全体	20,393	30.0	53.0	11.3	5.7	100.0
行政から高齢者世帯へ金品の配布を頼まれたとき						
実数	役割なので対応する	本来の役割ではないが、住民として対応する	役割ではないので、役所・関係機関に連絡する	役割ではないので対応しない	合計	
会長	1,166	61.9	20.0	6.7	11.4	100.0
会長以外	19,198	60.5	18.7	9.6	11.3	100.0
全体	20,364	60.6	18.7	9.4	11.3	100.0
一人暮らしのお年寄りが2～3日具合が悪く寝ているので、訪問して世話をしてほしいと頼まれたとき						
実数	役割なので対応する	本来の役割ではないが、住民として対応する	役割ではないので、役所・関係機関に連絡する	役割ではないので対応しない	合計	
会長	1,171	28.2	16.6	53.9	1.4	100.0
会長以外	19,205	23.9	18.3	55.7	2.1	100.0
全体	20,376	24.1	18.2	55.6	2.1	100.0
社協主催の行事に参加してほしいと頼まれたとき						
実数	役割なので対応する	本来の役割ではないが、住民として対応する	役割ではないので、役所・関係機関に連絡する	役割ではないので対応しない	合計	
会長	1,173	79.9	19.0	0.8	0.3	100.0
会長以外	19,324	72.1	24.6	1.5	1.7	100.0
全体	20,497	72.6	24.3	1.5	1.7	100.0
学校から登校していない子どものことで協力してほしいと頼まれたとき						
実数	役割なので対応する	本来の役割ではないが、住民として対応する	役割ではないので、役所・関係機関に連絡する	役割ではないので対応しない	合計	
会長	1,175	77.3	11.3	10.9	0.5	100.0
会長以外	19,227	65.2	17.6	15.9	1.3	100.0
全体	20,402	65.9	17.2	15.7	1.2	100.0
地域包括支援センターから介護予防の事業に協力してほしいと頼まれたとき						
実数	役割なので対応する	本来の役割ではないが、住民として対応する	役割ではないので、役所・関係機関に連絡する	役割ではないので対応しない	合計	
会長	1,170	68.5	23.8	5.6	2.1	100.0
会長以外	19,098	57.9	27.2	9.4	5.0	100.0
全体	20,268	58.5	27.5	9.2	4.8	100.0
社協から生活福祉資金の借受者を面接して意見書を出してほしいと頼まれたとき						
実数	役割なので対応する	本来の役割ではないが、住民として対応する	役割ではないので、役所・関係機関に連絡する	役割ではないので対応しない	合計	
会長	1,175	75.7	9.4	10.7	4.3	100.0
会長以外	19,105	57.7	10.6	21.7	10.0	100.0
全体	20,280	58.7	10.5	21.1	9.7	100.0
福祉事務所から生活保護世帯の利用の状況を調べてほしいと頼まれたとき						
実数	役割なので対応する	本来の役割ではないが、住民として対応する	役割ではないので、役所・関係機関に連絡する	役割ではないので対応しない	合計	
会長	1,168	66.8	10.4	15.3	7.4	100.0
会長以外	19,062	55.7	12.9	22.1	9.3	100.0
全体	20,230	52.5	12.7	21.8	9.2	100.0

(4) 民生委員はボランティアか (表 5)

表 5 は、「民生委員はボランティアだと思いますか」と尋ねた結果である。会長は、「ボランティア活動だと思う」が 49.9%、「どちらかといえばボランティア活動だと思う」が 31.6%で、8 割以上がボランティアとであると回答した。会長以外は、「ボランティア活動だと思う」が 37.2%、「どちらかといえばボランティア活動だと思う」37.5%であった。ボランティアであると考える人の割合はほとんど差がないが、会長の方が「ボランティア活動だと思う」の回答が 12.7 ポイント高かった。会長の方がボランティアとしての意識を強く持っているものと推測される。

表 6 は、ボランティアではないと回答した人に、そう思う理由を尋ねた結果である（複数回答）。両方とも最も多かったのは「活動に責任が伴うから」であり、2 番目は「任命されて活動を行っているから」であり、回答にほとんど違いはみられなかった。しかし、3 番目に多かった「活動したい時だけ活動するわけにはいかないから」は、会長が 59.6%であるのに対して、会長以外は 45.5%で、会長の方が 14.1 ポイント高かった。会長の方が、地域ないしは社会への責任を強く感じていると推測される。

これらの結果から、会長であっても、それ以外であっても、民生委員はボランティアであると考えると同時に、社会的に責任を持たねばならない立場にあると認識していることに変わりない。そうした民生委員としての自覚をより強く持っているのが会長であるといえる。

表 5 民生委員はボランティアだと思うか

	実数	(%)					合計
		ボランティア活動だと思う	どちらかといえばボランティア活動だと思う	どちらかといえばボランティア活動ではないと思う	ボランティア活動ではないと思う	わからない	
会長	1,176	49.9	31.6	13.1	5.0	0.3	100.0
会長以外	19,289	37.2	37.5	16.7	6.8	1.7	100.0
全体	20,465	38.0	37.2	16.5	6.7	1.6	100.0

表 6 ボランティアではないと思う理由（複数回答）

実数	(%)					
	任命されて活動を行っているから	拘束時間が長いから	活動したい時だけ活動するわけにはいかないから	活動に責任が伴うから	その他	
会長	213	70.0	7.5	59.6	78.4	5.6
会長以外	4,536	71.1	6.7	45.5	73.3	4.1
全体	4,749	71.0	6.7	46.2	73.5	4.1

4. 会長と会長以外との違いはどこから生まれるか

(1) 民生委員に推薦されたときの気持ち

3節でみたように、会長は、会長以外の委員に比べて、活動量が多く、自らの役割を広くとらえる傾向がある。こうした違いはどこにあるかを明らかにしてみたい。

表7は、民生委員に推薦されたときの気持ちに尋ねたものである。会長とそれ以外とで極端な違いはみられない。若干の違いではあるが、「社会のために役立つことはやらなければならないと思った」では、「そう思う」という回答が、会長は27.6%、会長以外は21.6%で、会長が6.0ポイント高い。また、「地域社会、住民のために働くことは、自分にとっても生きがいになると思った」についても、「そう思う」という回答が、会長は25.1%、会長以外は19.7%で、会長の方が5.4ポイント高い。

他方、「忙しいので断ろうと思ったが、大したことはないと言われて引き受けた」については、「そう思う」という回答は、会長が14.9%、会長以外が21.2%で、会長以外の方が6.3ポイント高い。また、「推薦されたので、断りきれずに引き受けた」について、「そう思う」という回答が、会長は34.2%、会長以外が38.3%で、会長以外の方が4.1ポイント高い。

これらから、会長の方が推薦されたことを肯定的に捉える者がやや多かったといえるが、活動日数の違いほどに大きな違いはみられない。

表7 民生委員に推薦されたときの気持ち

(%)						
名誉なことなのでやってみようと思った						
	実数	そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	合計
会長	1,165	7.2	27.5	38.5	26.8	100.0
会長以外	19,119	6.4	23.0	39.7	30.9	100.0
全体	20,284	6.5	23.2	39.6	30.6	100.0
地域社会、住民のために働くことは、自分にとっても生きがいになると思った						
	実数	そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	合計
会長	1,166	25.1	49.1	20.2	5.6	100.0
会長以外	19,190	19.7	49.3	23.2	7.8	100.0
全体	20,356	20.0	49.3	23.0	7.7	100.0
社会のために役立つことはやらなければならないと思った						
	実数	そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	合計
会長	1,167	27.6	54.9	13.6	3.9	100.0
会長以外	19,149	21.6	57.4	16.2	4.9	100.0
全体	20,316	21.9	57.2	16.0	4.8	100.0
推薦されたので、断りきれずに引き受けた						
	実数	そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	合計
会長	1,174	34.2	37.2	13.8	14.9	100.0
会長以外	19,256	38.3	38.8	11.6	11.2	100.0
全体	20,430	38.1	38.7	11.8	11.4	100.0
忙しいので断ろうと思ったが、大したことはないと言われて引き受けた						
	実数	そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	合計
会長	1,160	14.9	31.6	22.1	31.4	100.0
会長以外	19,073	21.2	34.1	20.3	24.4	100.0
全体	20,233	20.9	34.0	20.4	24.8	100.0

(2) 委嘱後の変化

民生委員に委嘱された直後（1年目）と現在とを比較して、より熱心に活動に取り組んでいると感じられるかを尋ねた設問では、「そのように感じる」という回答が、会長は88.1%、会長以外では68.1%で、会長の方が20.0ポイント高い結果となった。

表8 民生委員委嘱された直後との比較

(%)				
より熱心に取り組んでいると感じられるか				
	実数	そのように感じる	感じない	合計
会長	1,174	88.1	11.9	100.0
会長以外	19,192	68.1	31.9	100.0
全体	20,366	69.3	30.7	100.0

「そのように感じる」と回答した者を対象に、より熱心に活動に取り組むきっかけとなった出来事を尋ねた（3つまで）。その中で、第1位にあげられたものが表9である。

最も多かったのは「困りごとを抱えた人への訪問や相談の蓄積」で、会長が48.6%、会長以外が49.6%であった。次に多かったのは、会長の場合には「民児協活動（定例会）への参加」（18.0%）、会長以外は「地域福祉活動への参加」（16.5%）であったが、両方とも若干の差であった。この結果をみるかぎりでは、活動への動機づけとなる出来事に違いがあるとはいいがたい。

表9 熱心に活動に取り組むきっかけとなった出来事<第1位>

(%)								
熱心に活動に取り組むようになったできごと（3つまで）								
実数	困りごとを抱えた人への訪問や相談の蓄積	地域福祉活動への参加	仲間の取り組みによる影響	福祉専門職と協力した活動への参加	民生委員・児童委員を対象とした研修会への参加	民児協活動（定例会）への参加	その他	
会長	935	48.6	17.6	3.7	2.8	5.7	18.0	3.6
会長以外	9,720	49.6	16.5	6.5	2.2	7.5	16.0	1.8
全体	12,655	49.5	16.6	6.3	2.2	7.4	16.1	1.9

(3) 活動の充実感

表10は、現在の気持ちについて尋ねた結果である。すべての項目において、「とてもそう思う」という回答は、会長の方が多いことがわかる。「住んでいる地域をよくしたいと思う」は、大部分の回答者が肯定的に捉えている項目で、「とてもそう思う」と「そう思う」を合計すると9割を超えている。そこでも、「とてもそう思う」のみに着目すると、会長は53.7%、会長以外は39.6%と、会長の方が14.1ポイント高くなっており、強い肯定感を表している。

また、「厚生労働大臣から委嘱されたことを誇りに感じる」は、「とてもそう思う」の全体平均が7.1%で、肯定的な回答が少ない項目である。これについても、会長の回答は、「とてもそう思う」と「ややそう思う」の合計が38.6%で、会長以外の28.8%を9.8ポイント上回る結果となっている。会長の方が、民生委員という制度も含めて、肯定的に捉えている人が多いということがわかる。

表 10 活動の充実感

(%)

民生委員活動は楽しい							
	実数	とてもそう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	まったくそう思わない	合計
会長	1,171	9.6	34.1	38.3	14.9	3.1	100.0
会長以外	19,366	4.8	24.8	45.7	19.6	5.2	100.0
全体	20,537	5.0	25.3	45.3	19.3	5.1	100.0
地域の福祉を任されていると感じる							
	実数	とてもそう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	まったくそう思わない	合計
会長	1,171	18.8	49.5	21.4	8.9	1.4	100.0
会長以外	19,356	8.4	40.7	31.9	15.8	3.2	100.0
全体	20,527	9.0	41.2	31.3	15.4	3.1	100.0
厚生労働大臣から委嘱されたことを誇りに感じる							
	実数	とてもそう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	まったくそう思わない	合計
会長	1,169	12.3	26.3	30.6	19.8	10.9	100.0
会長以外	19,345	6.8	22.0	32.6	25.1	13.6	100.0
全体	20,514	7.1	22.2	32.5	24.8	13.4	100.0
地域の人と協力して活動するのは楽しい							
	実数	とてもそう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	まったくそう思わない	合計
会長	1,172	25.8	50.4	19.6	3.5	0.7	100.0
会長以外	19,338	17.1	48.5	25.2	7.3	1.9	100.0
全体	20,510	17.6	48.6	24.9	7.1	1.9	100.0
民児協の仲間とのつきあいは楽しい							
	実数	とてもそう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	まったくそう思わない	合計
会長	1,175	39.7	47.3	11.4	1.6	0.0	100.0
会長以外	19,376	24.1	47.7	21.8	4.9	1.5	100.0
全体	20,551	25.0	47.7	21.2	4.7	1.4	100.0
行政や関係機関の職員と一緒に仕事をするのはやりがいがある							
	実数	とてもそう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	まったくそう思わない	合計
会長	1,176	21.8	46.9	25.9	4.3	1.0	100.0
会長以外	19,325	10.5	40.7	36.2	9.7	2.8	100.0
全体	20,501	11.2	41.1	35.6	9.4	2.7	100.0
住んでいる地域をよくしたいと思う							
	実数	とてもそう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	まったくそう思わない	合計
会長	1,175	53.7	41.5	4.3	0.3	0.2	100.0
会長以外	19,376	39.6	50.1	8.8	1.2	0.3	100.0
全体	20,551	40.4	49.6	8.6	1.1	0.3	100.0

5. 民生委員制度に対する考え方

以上会長以外の委員との比較でみたように、会長は、民生委員としての多くの役割を認識し、実際に活動量も多いにも関わらず、そこに民生委員としてのやりがいや楽しさを感じている。表 11 は、民生委員制度を持続可能な制度にしていくために必要なことを尋ねた結果である（3つまで）。

全体平均が 42.9%と最も高い数値を示している「2.活動の範囲や役割の明確化」では、会長の回答は、会長以外の委員の回答よりも少なかった。また、会長の方が活動量が多いにもかかわらず、「2.活動量の軽減」「17.民生委員・児童委員に報酬を払う」の回答は、会長以外と同数であった。

会長の方が多い選択肢を探すと、「3.民生委員・児童委員自身の資質の向上」や「4.支援に必要な個人情報の開示や共有」、「11.単位民児協内での委員同士の協力体制」などがあげられる。いずれも、個人支援についての強い役割意識をもつ会長ゆえ、そのための条件整備に関するものとなったとみられる。総じて、会長は、現状の制度や活動実態を肯定的に捉え、その充実に向けて取り組もうとする傾向がみられる。

表 11 持続可能な制度にしていくために必要なこと（3つまで）

	実数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	(%)
会長	1,164	15.5	33.2	25.8	30.6	12.1	27.7	7.6	37.6	3.9	
会長以外	18,950	16.0	43.5	17.9	26.5	15.8	25.7	10.3	35.2	3.1	
全体	20,114	15.9	42.9	18.4	26.7	15.6	25.9	10.2	35.3	3.2	
	実数	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
会長	1,164	5.3	11.6	22.8	15.7	8.6	9.6	13.9	9.9	1.7	
会長以外	18,950	6.3	9.8	21.7	12.0	7.8	8.4	11.7	10.1	1.4	
全体	20,114	6.2	9.9	21.8	12.2	7.8	8.5	11.8	10.1	1.3	

備考) 選択肢は以下のとおり。

- 1.活動量（時間や件数）の軽減
- 2.活動の範囲や役割の明確化
- 3.民生委員・児童委員自身の資質の向上
- 4.支援に必要な個人情報の開示や共有
- 5.専門家・機関との連携強化
- 6.行政のバックアップ機能強化
- 7.社会福祉協議会のバックアップ機能強化
- 8.地域の他活動（自治会・町内会、学校など）との連携強化
- 9.活動に伴う経済的負担の軽減
- 10.民生委員・児童委員活動のデジタル化の推進
- 11.単位民児協内での委員同士の協力体制
- 12.民生委員・児童委員活動への地域住民の理解や協力
- 13.民生委員・児童委員制度の社会的認知度の向上
- 14.民生委員・児童委員自身の生活と民生委員・児童委員活動の両立
- 15.民生委員・児童委員の家族の理解や協力

- 16.民生委員・児童委員自身の仕事と民生委員・児童委員活動の両立
- 17.民生委員・児童委員に報酬を支払う
- 18.その他

6. 若干のまとめ

民児協のリーダーの意識・行動の特徴を、それ以外の委員との比較から分析を試みた。結果的に、数値に多少の違いはあったが、方向性の違いという意味での違いはみられなかった。リーダーである会長は、他の委員よりも強く民生委員の役割や責任を自覚し、その遂行のために多くの時間を費やして取り組んでいる。生活福祉資金の借受者の面談など、個別支援への関与の度合いが大きいのも会長である。そして、会長は、そうした役割を遂行するために、これから他機関・地域との連携を強め、自らの資質を向上させなければならないと考えている。

これらの結果から、民生委員としてのあるべき姿（社会から期待されている姿）に向かって尽力する「民生委員モデル」を担っているのが会長といえよう。そして、フォロワーである一般の委員も、「民生委員モデル」に忠実についていこうとしている。民生委員制度は、核となるリーダーと、忠実なフォロワーによって成立し、続いているといつてよい。

ただし、現在の民生委員が追い求めている「あるべき姿」は、「厚生労働大臣の委嘱」「民生委員信条」「活動強化方策」といった国が民生委員制度を成立させるために用意したファクターによるものではない。「社会のために役立つことはやらなければならない」「住んでいる地域をよくしたい」といった社会や地域に対する思いと行動によって創造された「あるべき姿」である。これが、民生委員制度の創設から100年余りの歴史の中で、制度の担い手となった人々が創り出した「民生委員モデル」といえるのではないだろうか。

文献

全国民生委員児童委員連合会，2018，『民生委員制度創設100周年記念 全国モニター調査報告書 第2分冊』。

第4章 ボランティア活動としての民生委員・児童委員活動の課題

高野和良（九州大学）

1. 民生委員・児童委員による活動の自己認識

民生委員・児童委員（以下、民生委員）制度に対して、「国際的に見れば、非常にユニークな社会的仕組みであり、日本社会の強みであり、誇りであると言える。わたしたちの多くは、世界が注目する、この地域福祉推進の制度の潜在的可能性と重要性に十分気づいていないのではなかろうか」（加藤 2017:75-6）といった手放しの評価もある。確かに民生委員は、日本の地域福祉活動において重要な役割を果たしてきたことに疑いの余地はない。しかし、「なり手不足」による充足率の低下も起こりつつあり、活動をめぐって様々な課題も指摘される事態となっている。その背景には、大きな活動負担があるとされ（岸本・和気 2020）、行政や社会福祉協議会との連携強化を図ったり、活動費を自治体独自で増額するなど活動継続を促す取り組みが進められてきたが、必要な効果を得るまでには至っていない。このことは、民生委員自身の活動に対する意識を十分に確認しないまま、活動支援策が提供されてきた結果として、必要な効果につながっていない可能性も示唆している。いずれにせよ、活動の実態把握は急がれる。

そこで、民生委員による活動に対する意識を確認し、適切な支援策を検討するための予備的検討として、本稿では、民生委員が自身の活動をボランティア活動とみなしているかどうかを確認することとしたい。民生委員活動は、ボランティア活動と区別されてきたが、全国民生委員児童委員連合会のウェブサイトでは、「民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支給はなく（無報酬）、ボランティアとして活動しています（任期は3年、再任可）」（全国民生委員児童委員連合会 2022）と記されている。ボランティア活動は、無償性に加え、自発性、継続性などの特徴を持つ活動として一般的に理解されている。ここでは民生委員には給与の支給のないこと、つまり無償での活動であることを根拠として、ボランティア活動とされていることがわかる。また、民生委員法第一条をみるまでもなく、これまでも民生委員に社会奉仕の精神が期待されてきた。さらに、2017年の「民生委員制度創設100周年活動強化方策」においても、民生委員がこれからも守り続けていくべきものとして「奉仕性、隣人愛」、「住民との信頼関係」、「住民視点の活動」などが強調されている。社会奉仕とボランティア活動を区別せずに用いることに疑問は残るが、制度創設50周年以降の活動強化方策で示されてきた民生委員の基本的

性格では、自主性、奉仕性、地域性を取り上げている。その自主性とは、常に住民の立場にたち、地域のボランティアとして自発的・主体的な活動を行なうことである。

このような民生委員活動とボランティア活動との関係をめぐって、民生委員活動をボランティア活動とみなしている人は、より日本社会におけるボランティア活動の持つ自発性、無償性といった社会的評価に影響され、さらには地域集団や他の地域福祉推進組織との関係にも配慮することで、たとえ活動負担の大きさなどの問題はあったとしても、自己犠牲的に活動を行わざるを得なくなるという懸念も残る。

果たして民生委員は自身の活動をボランティア活動と認識し受け入れているのであろうか。本稿では、まずこの点を確認したうえで、ボランティア活動として認識している民生委員の属性における特徴を示し、活動に対する意識との関係を検討することとしたい。

2. 民生委員・児童委員活動とボランティア活動との関係

(1) 活動間の区別と統合

民生委員活動とボランティア活動とは、異なる性格を持つ活動として一般的には理解されてきた。民生委員向けの概説書では、民生委員は、公的な立場がある、無給である、特定の事業者等に属していない、地元の住民のなかから選ばれている、という4つの特徴を持つとしたうえで、これらのうち、公的な立場があるということを根拠として、ボランティア活動とは異なるとする(小林 2020: 12)。ボランティア活動は誰でも自由に行うことができ、ボランティアと自称することも自由であり、また、行政からの規制や強制もない。しかし、これらとは対照的に、民生委員は民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱を受けてはじめて、民生委員と自称できること、また、守秘義務、公正な活動の実施、その立場を政治的に利用してはならないといった遵守事項があり、都道府県知事の指揮監督を受け、ふさわしくない場合には解職されることもあることから、ボランティア活動とは異なると説明している。

にもかかわらず、次のような指摘もある。加藤博史は、「民生委員が、地域福祉推進の要の位置にある」としたうえで、「住民主体のボランティア組織としての活力を、民生委員制度のなかに見出すこと」ができるとする(加藤 2017: 50-2)¹⁾。ここに示される「住民主体のボランティア組織としての活力」とは、加藤らの調査対象地域である京都市周辺(京都市、宇治市、八幡市)の持つ町衆文化としての伝統が民生委員の意気込みや住民と町を愛する意識につながっていることも背景にあるとされる。制度としての民生委員活動に、町衆文化の

存在という地域特性が加わることによって、民生委員自身にも自発的なボランティア活動としての自己認識が醸成されていくというのである。

そのうえで、「民生委員活動の守備範囲や限界について、一定のガイドラインを示す必要」も指摘している。「何でも民生委員に持ちかけてくる住民、他機関、行政と際限なく仕事を善意で引き受ける民生委員に向けて、具体的例を示して、民生委員が主導すべきもの、他機関と協力して取り組むべきもの、関わるべきではないものを明確に示す必要」もあるとする（加藤 2017: 52）。こうした指摘からは、先述したように活動負担を抱え込まざるを得ない民生委員活動の一端もうかがえる。

(2) ボランティア活動としての期待

さらに、「日本の地域社会を支えてきた伝統的なボランティア制度である「民生・児童委員」として、これを「日本的なボランティア・セクター」として評価する研究もある（小澤 2016: 199）。そこでの問題意識は「日本の地域社会に永く根差してきた伝統的なボランティア制度は、超高齢社会のなかで、いかに機能しているか」、超高齢社会という「危機的社会状況乗り越えていくために、民主的で社会創造性に溢れたボランティア・セクターを、いかにして発展させていくことができるのか」といった点にある。そして、これらを検討することで「日本の地域社会における伝統的なボランティア制度の光と影を理解することにより、日本的なボランティア制度がアジア型超高齢社会において、はたしてモデルとなりうるか」を考察している。こうした指摘には、ボランティアを制度として捉えることが、ボランティアの持つ自発性に抵触する恐れは生じないのかという疑問も残る。自発的な参加を継続的に取り込むための仕組みを制度とみなし、その主体として民生委員を位置づけるのであれば、ボランティアと制度とは矛盾しないのかもしれない。とはいえ、慎重な検討は必要であろう。

さらに小澤は、国際比較のなかで、日本のボランティア・セクターの存在感が小さいこと背景には、そこに「民生委員の活動などの地域ボランティアの活動、地域自治会の活動、学校教員の部活動指導、そして、日々、何気なく行われている自宅周辺の掃除や店舗周辺の掃除などは含まれていない」からであり、「こうした日々のボランティア活動、えてして、本人さえも、とりわけて『ボランティア』と意識していない活動こそ、日本の地域社会を基底において支えてきた」（小澤 2016: 200）のではないかとする。小澤は、このような認識のもとで民生委員活動に対する社会調査を実施し、民生委員の活動量は、担当地域の高齢化

率と生活保護受給率によって測定される福祉ニーズではなく、民生委員自身の抱えている困難事例の多さに規定されるとする。これは「民生委員が、地域活動の中で、困難事例に直面すればするほど、活動量が増加していく」ことを意味する（小澤 2016: 205）。そのうえで、民生委員の活動実態からは「日本の地域社会が民生委員の熱いボランティア精神によって支えられていることが明らか」であり、「地域社会を支える中核的ボランティア制度として、日本社会に根付いていることが確認できる」（小澤 2016: 205）とする。確かに民生委員活動が、こうした側面を持つことは否定できない。しかし、民生委員自身が熱意をもって活動することを前提とし、さらにそれを根拠として、一足飛びにボランティア活動と評価するのは飛躍があるのではないか。何をもってボランティア活動と評価し得るのかも十分に検討されていないことに加え、民生委員自身が、こうした状況をどのように評価しているのかも示されていない。大きな活動負担のなかで、やむを得ず活動を継続せざるを得ない状況が仮にあるとすれば、民生委員の「熱いボランティア精神」に一方的に期待することは、かえって様々な問題を潜在化させてしまう懸念はないだろうか。

また、金井敏（金井 2023: 46-9）は、民生委員が非常勤・特別職の地方公務員であることにも注意を促している。このことは、支援を要する人々や地域住民からの信頼を得るために意味を持ち、役場の公務員よりも、身近な地域に居住する公務員のほうが、地域の実情に精通するなどの強みを持つとする。そのうえで、民生委員の職務と活動を、行政活動と自主活動に区別する。行政活動は行政協力活動であり、公務員としての活動領域である。自主活動は、福祉協力活動や地域自主活動であり、ボランティアとしての活動とする。行政活動と自主活動の区別は難しく、民生委員は両者を「日常活動の中に統合的に落とし込んで活動」している。そのうえで、民生委員をボランティアとするのは、「無給」であることに加え、「地域ニーズに基づいて民児協あるいは委員個人としてやむにやまれず必要に応じてボランティアに取り組んでいる活動」であるからとする。「やむにやまれず」の意味するところをどう評価するかは難しい問題であるが、民生委員が活動せざるを得ない状況に常におかれているとすれば、少なくともその状態をボランティアとしての自発性に基づく活動とみなすことには慎重であるべきはないか。

ここまで、民生委員活動とボランティア活動との関係をめぐる先行研究の一部を、ごく簡単に確認してきた。ここから分かることは、両者を区別してきた時期を経て、いくつかの疑問が残るとはいえ、現状は民生委員活動をボランティア活動として位置づけることが共有されているということである。

それでは、実際に民生委員は自身の活動をボランティア活動として意識しているのだろうか。民生委員を対象とした社会調査結果をもとに確認してみたい²⁾。

3. 活動に対する自己認識の実態

(1) ボランティア活動としての活動評価

表1 ボランティア活動としての活動評価

ボランティア活動 だと思ふ	どちらかといえばボラ ンティア活動だと思ふ	どちらかといえばボラ ンティア活動ではない と思ふ	ボランティア活動では ないと思ふ	わからない	合計
7,892	7,721	3,432	1,410	335	20,790 (人)
38.0	37.1	16.5	6.8	1.6	100.0 (%)

表2 8都県とボランティアとしての活動評価のクロス集計表

(%)							
民生委員・児童委員活動はボランティア活動だと思いますか(単数回答)							
都県	実数	ボランティア活動 だと思ふ	どちらかといえばボ ランティア活動だと 思ふ	どちらかといえばボ ランティア活動では ないと思ふ	ボランティア活動で はないと思ふ	わからない	合計
秋田県	2,225	36.2	37.8	15.3	8.6	2.1	100.0
東京都	5,371	38.9	35.8	17.7	6.3	1.3	100.0
富山県	1,887	38.7	37.6	16.3	5.5	1.9	100.0
岐阜県	3,404	39.0	36.7	16.3	6.1	1.9	100.0
島根県	1,644	37.5	37.7	17.2	6.4	1.3	100.0
山口県	2,759	37.0	36.3	16.7	8.5	1.5	100.0
高知県	1,889	34.8	39.0	17.0	7.7	1.5	100.0
宮崎県	1,889	39.0	40.0	14.0	5.5	1.4	100.0
全体	20,722	37.9	37.2	16.5	6.8	1.6	100.0

使用する設問は「民生委員・児童委員活動はボランティア活動だと思いますか」であり、選択肢は「ボランティア活動だと思ふ」、「どちらかといえばボランティア活動だと思ふ」、「どちらかといえばボランティア活動ではないと思ふ」、「ボランティア活動ではないと思ふ」、「わからない」とした。

結果をみると(表1)、「ボランティア活動だと思ふ」は38.0%、「どちらかといえばボランティア活動だと思ふ」は37.1%となり、ボランティア活動だと判断している民生委員はあわせて全体の7割(75.1%)を超えている。一方で、「ボランティア活動ではないと思ふ」は6.8%、「どちらかといえばボランティア活動ではないと思ふ」は16.5%となり、全体の2割強(23.3%)であった。

調査対象となった8都県別にみても、その割合に大きな相違は認められなかった(表2)。これは実に意外な結果である。その理由はいくつか推測できるが、まず考えられるのは、民

生委員として活動することで、こうした意識が醸成される可能性である。民生委員活動という経験は、民生委員をして、自身の活動をボランティア活動とみなすように仕向け、調査対象地域の地域特性に相違があるにも拘わらず、一様に意識を変えていくということになる。さらに、こうした意識を持つ人々が民生委員に選出されていくという可能性も考えられる。民生委員の推薦にあたって採用されている推薦委員会を設置し、選任基準を設けたうえで選出を行うという方法が、こうした意識を持つ人々を選出するための方法として全国的に同様に機能していることも考えられる。本調査分析にもとづく別稿での知見（小松他 2023: 31-44）は、後者の可能性を示唆しているが、さらなる検討が必要である。

今回の調査対象都県は、人口増減率と民生委員の充足率との関係に基づいて決定した。その関係とは、人口減少地域は、人口増加地域とは異なり民生委員の充足がより難しくなるという前提に立っている。候補者の減少は、充足率を維持する必要性もあって民生委員の再任の可能性を高め、長期にわたる活動にともなう負担増加にもつながること、また人口減少地域では、民生委員と協同して活動する地域組織は十分に担い手を集めることができず、組織活動の弱体化も進み、結果として民生委員の活動負担が重くなることなどを予想させると考えられる。また、人口減少地域では高齢化率も高く、民生委員活動の対象者も多くなる傾向も認められる。つまり、これらの点から人口減少地域の方が活動負担は大きいことを想定していた。しかし、人口増減率から推測される活動負担の多少として示される地域特性の相違は、ボランティア活動としての認識には影響を及ぼしていないようである³⁾。

いずれにせよ、多くの民生委員はその活動をボランティア活動として評価していることが明らかとなった。この実態をふまえ、なぜ、民生委員が活動をボランティア活動とする自己認識を持つのかという点は、やはり注意深く確認する必要がある。

(2) ボランティア活動としての活動評価と属性

そこで次に、こうした評価が民生委員の属性によって異なるかを確認しておこう（表3）。属性別でみるにあたって、「ボランティア活動だと思う」と、より積極的に活動を評価している回答に注目すると、次のような点を確認できる。

- ・性別では、女性（34.8%）よりも、男性（43.1%）の方がボランティア活動であると認識している割合は大きい。
- ・民間企業や公務員の一般的な定年年齢である60歳で区切った3区分別（59歳以下、60

歳代、70歳以上)では、各年齢層での差異は認められない。

- ・世帯形態別で差異は認められない。
- ・居住地の状況別では、「ボランティア活動だと思う」という強い肯定者の割合は「工場の多い地域」(43.5%)でもっとも大きく、「農山漁村」(36.3%)ではやや小さい。とはいえ、「どちらかといえばボランティア活動だと思う」までを加えると、その割合は7割強とほぼ変わらなくなる。
- ・居住市区町村の人口規模別では、わずかな差異とはいえ、人口1万人未満と、100万人以上で「ボランティア活動だと思う」という強い肯定者の割合は小さい。ここでも「どちらかといえばボランティア活動だと思う」までを加えると、その割合は7割強とほぼ変わらなくなる。
- ・暮らし向きに余裕のある人の方が、わずかとはいえ、ボランティア活動であると認識している人の割合は大きい。

異なる傾向を示した属性のなかで、性別と社会階層について検討してみたい。まず、性別による相違である。男性の方が女性よりもボランティア活動だと思う人の割合の大きいことは、男性稼ぎ手モデルの存在感が依然として大きい日本において、女性よりも男性の方が賃金を伴う仕事と、民生委員活動との違いをより意識する可能性を示唆しているのかもしれない。つまり、民生委員活動は、仕事であるのか、そうではなくボランティア活動なのかという問いとして受け取られたことで、活動自体は仕事と同様の負担や拘束があるにも拘わらず、無償であるがために、それを根拠としてボランティア活動と回答したとも推測できる。ボランティアの要件としての自発性などよりも、無償性により強く拘束されている様子が垣間みえるようであるが、この無償性の問題は、活動の経済的負担との関係で後にあらためて検討することとしたい。

次に社会階層による相違である。福祉ボランティア活動と社会階層との関係について、福祉ボランティア活動は、より高階層の人々によって担われているとの知見が蓄積されている。鈴木広(鈴木 1987, 1989)は、社会階層(階層帰属意識、年収、学歴)の上位層と下位層で活動参加率は高くなり、中位層で低くなる傾向を見出し、これを「Kパターン」と呼んだ。さらに、上位層ではカタカナの「ボランティア」という用語によって自身の活動を評価する傾向にあり、下位層では、ボランティアという用語よりも、情けは人のためならずといった相互支援としての意味付与がなされているとする。また、福祉ボランティアと地域関

係性には、人口規模の小さい町村部や、地域関係性がより濃密となる場合に活動参加が促されとの指摘もある（高野 1996）。今回の調査結果では、暮らし向きに余裕がある民生委員の方が、ボランティア活動だとする割合は大きくなっている。全体では、暮らし向きに「余裕がある」（7.3%）と「やや余裕がある」（16.1%）を合わせると2割強（23.4%）であり、もっとも多かったのは「ふつう」（65.3%）で6割を超えている。合わせて8割強の民生委員が安定した暮らし向きであると

自己評価してはいるが、これをもって民生委員は高階層だと判断することは難しい。一方で、民生委員として活動している（活動できる）人々の階層性は、そもそも高い可能性もある。いずれにせよ慎重な検討が求められる。

表3 基本属性とボランティア活動としての活動評価のクロス集計表

		民生委員・児童委員活動はボランティア活動だと思いますか（単数回答）						(%)
		実数	ボランティア活動だ と思う	どちらかといえば ボランティア活動 だと思う	どちらかといえば ボランティア活動では ないと思う	ボランティア活動で はないと思う	わからない	合計
性別	男性	8,029	43.1	36.6	12.5	6.6	1.3	100.1
	女性	12,746	34.8	37.5	19.0	6.9	1.8	100.0
年齢3区分	59歳以下	2,227	39.5	34.7	16.7	6.3	2.7	99.9
	60歳代	8,504	35.8	37.4	17.7	7.4	1.7	100.0
	70歳以上	10,020	39.4	37.5	15.5	6.4	1.2	100.0
世帯形態	一人暮らし	1,846	36.7	36.9	16.7	7.5	2.1	99.9
	夫婦だけの世帯	8,821	38.3	37.3	16.3	6.7	1.5	100.1
	二世帯（夫婦と親だけの世帯、 親と子どもの世帯など）	7,339	38.3	36.6	16.9	6.6	1.6	100.0
	三世帯以上で暮らす世帯	2,537	37.1	38.6	16.0	6.5	1.9	100.1
	その他の世帯	206	33.5	36.9	17.5	10.2	1.9	100.0
居住地の状況	工場の多い地域	306	43.5	33.0	15.4	6.2	2.0	100.1
	商店・事業所の多い地域	1,533	40.8	34.8	16.7	6.3	1.4	100.0
	主に古くからの住宅地	6,501	38.7	37.7	15.8	6.3	1.4	99.9
	主に新しい住宅地（戦後にでき た一戸建て住宅が多い住宅地）	4,847	38.4	36.1	16.9	7.0	1.5	99.9
	主に新しい住宅地（戦後にでき たマンション・アパートが多い 住宅地）	1,107	38.8	34.6	17.4	7.2	1.9	99.9
農山漁村	5,360	36.3	39.2	15.8	7.0	1.7	100.0	
その他	802	33.7	34.5	21.4	8.4	2.0	100.0	
居住市区町村 の人口規模	1万人未満	1,532	33.8	41.4	14.9	7.3	2.5	99.9
	1万人～5万人未満	5,194	36.7	38.3	16.7	6.7	1.6	100.0
	5万人～10万人未満	2,385	38.1	37.0	16.7	6.8	1.5	100.1
	10万人～20万人未満	3,299	39.3	36.3	15.9	7.1	1.4	100.0
	20万人～40万人未満	3,230	40.8	35.2	15.3	7.1	1.6	100.0
	40万人～100万人未満	3,928	38.1	36.2	18.2	6.2	1.3	100.0
	100万人以上	78	34.6	41.0	20.5	2.6	1.3	100.0
暮らし向き	余裕がある	1,501	45.3	32.9	14.3	6.3	1.3	100.1
	やや余裕がある	3,335	39.1	37.9	16.3	5.8	0.9	100.0
	ふつう	13,587	37.0	37.8	16.7	6.8	1.7	100.0
	やや厳しい	1,844	36.2	36.6	17.6	7.4	2.2	100.0
	厳しい	401	39.9	29.4	14.5	13.5	2.7	100.0

注：四捨五入処理ため、合計は 100.0 にならない場合がある。

(3) ボランティア活動としての活動評価と活動実態

次に、民生委員活動自体との関係について確認する（表 4）。ここでも「ボランティア活動だと思う」という、より明確な意思表示である回答結果に注目してみたい。

・単位民児協での役割別で見ると、特に役割を持っていない民生委員（38.0%）よりも、会長（49.9%）や副会長（41.1%）の方が、ボランティア活動であるとの認識を持つ割合が大きい。

・通算の活動経験年数が3年未満である人は、自身の活動をボランティア活動とする割合が、活動を継続している民生委員よりも小さい。一方で、活動を4期以上続けている人は、ボランティア活動とみなす人の割合は大きい。

・2021年11月の1カ月間の活動日数では、活動日数の多い方がボランティア活動であるとの認識を持つ人の割合は大きい。ほぼ毎日といってよい25日以上活動している人では、およそ半数（44.6%）が自身の活動をボランティア活動と明確にみなしている。

表4 主な活動属性とボランティア活動としての活動評価のクロス集計表

		民生委員・児童委員活動はボランティア活動だと思いますか（単数回答）						(%)
		実数	どちらかといえば		どちらかといえば		わからない	合計
			ボランティア活動だと思う	ボランティア活動だと思う	ボランティア活動ではないと思う	ボランティア活動ではないと思う		
単位民児協での役割	会長	1,176	49.9	31.6	13.1	5.0	0.3	99.9
	副会長	1,743	41.1	34.7	16.4	7.1	0.7	100.0
	会計	1,047	38.5	37.2	17.6	5.6	1.1	100.0
	部会長	1,138	38.8	37.7	16.6	6.4	0.5	100.0
	その他	2,054	39.6	38.5	15.0	6.2	0.7	100.0
	特になし	13,307	38.0	37.2	16.5	6.7	1.6	100.0
通算の経験年数 (2022年4月1日現在)	3年未満	6,188	34.7	38.5	16.9	7.4	2.4	99.9
	3年～6年未満	5,213	36.5	37.4	17.7	6.8	1.6	100.0
	6年～9年未満	3,328	38.9	38.4	15.2	6.4	1.1	100.0
	9年～15年未満	3,801	41.4	34.7	15.9	6.8	1.2	100.0
	15年以上	2,209	43.1	35.0	15.5	5.6	0.7	99.9
2021年11月の1カ月間の活動日数	0日	67	37.3	32.8	13.4	9.0	7.5	100.0
	1～4日	2,251	36.9	38.8	13.9	7.9	2.6	100.1
	5～9日	5,844	35.9	39.2	16.8	6.2	1.9	100.0
	10～14日	5,782	37.8	37.4	16.6	7.0	1.3	100.1
	15～19日	3,457	38.8	35.4	18.3	6.3	1.2	100.0
	20～24日	1,945	42.5	32.9	16.4	7.4	0.9	100.1
25～30日	570	44.6	31.4	16.0	7.0	1.1	100.1	

注：四捨五入処理ため、合計は100.0にならない場合がある。

単位民児協での役割別にみると、会長や副会長などの役割を持つ民生委員の方がボランティア活動とする割合は大きい。これは、通常の民生委員活動に加えて、会長や副会長などの責務も重くなると、民生委員活動をボランティア活動とする意識が強くなると素直に捉えることもできる。一方で、ありていにいえば、会長や副会長としての立場上、公式見解として民生委員活動はボランティア活動である、と回答する傾向が強まる可能性も考えられる。こうした側面に加えて、会長や副会長といった単位民児協での役割は、民生委員1期目

でいきなり任される

ことは稀であり、再任を経て当該民生委員の資質などが評価されてはじめて任されるようになると考えれば、役割の有無とは、活動期間の長短を示すものでもある。実際に、「会長」では、

経験年数 15 年以上の割合は 4 割弱（36.7%）、9 年～15 年未満は 3 割（31.8%）で、合わせると 7 割に迫っており、3 年未満（3.4%）はごくわずかである。一方で、役割を「特になし」とする人では、3 年未満が 4 割（40.9%）を超えている（表 5）。

表 5 単位民児協での役割と通算の経験年数のクロス集計表

	実数	3年未満	3年～6年未満	6年～9年未満	9年～15年未満	15年以上	合計
会長	1,183	3.4	11.6	16.6	31.8	36.7	100.1
副会長	1,750	3.9	18.7	19.6	30.1	27.7	100.0
会計	1,055	9.9	26.4	23.0	25.7	15.0	100.0
部会長	1,143	7.8	29.7	24.2	25.9	12.4	100.0
その他	2,069	17.6	27.6	20.5	22.9	11.4	100.0
特になし	13,447	40.9	26.3	13.6	13.6	5.5	99.9
全体	20,647	29.9	25.2	16.0	18.3	10.6	100.0

表 6 通算の経験年数と 2021 年 11 月 1 カ月の活動日数のクロス集計表

	実数	0日	1～4日	5～9日	10～14日	15～19日	20～24日	25～30日	合計
3年未満	5,988	0.6	17.8	34.9	25.1	12.4	7.3	1.9	100.0
3年～6年未満	5,065	0.2	11.5	31.3	29.6	16.6	8.5	2.3	100.0
6年～9年未満	3,220	0.5	8.0	27.1	30.6	19.0	11.9	3.0	100.0
9年～15年未満	3,672	0.2	7.2	24.6	32.2	20.9	11.5	3.4	100.0
15年以上	2,135	0.0	4.9	21.0	30.9	23.8	13.6	5.8	100.0
全体	20,080	0.3	11.3	29.4	29.0	17.3	9.8	2.9	100.0

2021年11月1カ月の活動日数 平均値 11.44 標準偏差 6.097

活動経験年数との関係からもわかるように、再任 4 回以上と思われる通算の活動経験年数が 9 年以上という活動経験年数の長い民生委員の方が、民生委員活動をボランティア活動とみなす割合は大きい。会長や副会長という役割を持つことによってもたらされる影響と、役割の有無と経験年数との相関が高いことのもつ影響とをあわせて検討する必要がある。

さらに、月あたりの活動日数の多い民生委員の方が、ボランティア活動とする割合の大きいことも示されている。本調査では、活動負担を把握するために、2021 年 11 月の 1 カ月の活動日数を確認している（表 6）。この間の新型コロナウイルス感染症の状況をみると、

2021年8月の第5波の感染拡大が落ち着いてきた時期であった。とはいえ、2019年12月の一斉改選からわずか数ヶ月後の2020年はじめに起こった感染拡大によって、この期間の民生委員活動は影響をかなり被ったことはいうまでもない。緊急事態宣言等の発出によって、地域福祉活動も中止や延期を余儀なくされたなかでも、様々な工夫をこらして見守り活動などは続けられてきたが、感染拡大以前の状況と比較すれば、活動制限の影響は大きかったといえよう。とりわけ、経験の少ない1期目の民生委員にとっては、かなり難しい対応を迫られたことは想像に難くない。こうした時期の活動実態の把握であるため、従前の活動日数との比較は難しいともいえるが、1カ月間の活動日数をみると、もっとも多かったのは「5～9日」(29.4%)、「10～14日」(29.0%)で、それぞれおよそ3割であった。ほぼ毎日といってよい「25～30日」(2.9%)もわずかとはいえ認められ、平均値は11.4日(標準偏差6.097)であった。日本総合研究所による約10年前の調査(日本総合研究所2013)では、2012年時点での月平均活動日数は14.8日であり、これと比較すれば、3.4日減少している⁴⁾。また、活動経験年数別にみると、経験年数が長くなると、活動日数が長くなる傾向が認められる(表6)。15日以上活動する民生委員の割合は、3年未満では2割程度(12.4+7.3+1.9=21.6%)であるのに対して、15年以上では4割(23.8+13.6+5.8=43.2%)を超えている。

こうした状況のなかで、先に示したように(表4)、月に20日～24日(42.5%)、25～30日(44.6%)といった活動日数が長い民生委員の方が、活動日数の少ない民生委員よりも、その活動をボランティア活動とする割合は大きくなっている。

以上から、単位民児協で役割を持つことは活動経験年数と関連があり、また、経験年数が長い民生委員は月あたりの活動日数も多い傾向にあることが分かる。そして、このような民生委員の方が、自身の活動をボランティア活動としてみなす割合が大きかった。経験年数が長く、活動日数の多いことは、単純に考えれば負担の重さにつながるはずである。もちろん、民生委員自身が実際に負担を感じているかどうかを本調査から直接確認することはできないが、より活動の負担が重いと推測される民生委員の方が、自身の活動をボランティア活動とみなす割合が大きいことがうかがえる。

4. ボランティア活動としての民生委員・児童委員活動

(1) 経済的支援と課題解決的支援

以上から確認できたことを整理しておこう。まず、民生委員としての活動をボランティア

活動とみなしている人は、全体の4分の3程度を占めており、この割合は調査対象の8都県でほぼ共通した傾向であった。

また、属性別では女性より男性の方が、また、暮らし向きに余裕がある方が、民生委員活動をボランティア活動と評価する割合が大きかった。さらに、活動負担が重いと推測される活動経験年数が長く、活動頻度の高い民生委員もこうした傾向にあった。



図1 民生委員・児童委員制度を持続可能な制度にしていくために必要なこと（3つまで）

いずれにせよ、民生委員活動はボランティア活動であると強調されるなかで、自身の活動をボランティア活動とみなす民生委員が多数を占めていることが明らかとなった。このことは、民生委員の活動負担の軽減をはかり、活動継続のための支援策を検討するにあたって手がかりを与えてくれる。つまり、ボランティア活動と認識している人々にとっては、活動費の増額などの支援は自身の活動評価と相容れないことになる。ここから示唆されるのは、ボランティア活動としての自己評価に抵触しない活動支援策の必要性である。

参考になるのは、民生委員自身が求める民生委員制度を持続可能とするために必要とさ

れる内容である（図 1）。もっとも大きな支持を得たものは「活動の範囲や役割の明確化」（42.8%）であり、次いで「地域の他活動（自治会・町内会、学校など）との連携強化」（35.3%）、「支援に必要な個人情報の開示や共有」（26.7%）、「行政のバックアップ機能強化」（25.8%）、「民生委員・児童委員活動への地域住民の理解や協力」（21.9%）であった。この設問は複数回答（3つまで）であるにもかかわらず、「活動に伴う経済的負担の軽減」（3.2%）、「民生委員・児童委員に報酬を支払う」（10.1%）といった経済的負担軽減の支持は低かった。また、「活動量（時間や件数）の軽減」（16.0%）も多くの支持を集めているわけではない。また、先行調査（日本総合研究所 2013: 83-5）でも、民生委員・児童委員の活動充実に向けて必要な条件整備としては、「行政との個人情報の取扱いに関する仕組みやルールの整備」、「専門機関や自治会なども含む関係者間での情報共有のためのネットワークや場づくり」などが必要との結果になっており、「経済的な負担に対する財政的な支援」はあまり支持されていない。これらの調査結果には、先に指摘したように多くの民生委員が活動に対する報酬支出などの経済的支援ではなく、活動する際に直面してきた様々な課題対策につながる課題解決的支援を求めていることが示されている。活動を進めようにもうまく運ばない事態への不満は、活動の継続意欲に与える影響も少なくないことを予想させる。

さらに、民生委員制度そのものに対する違和感、あるいは様々な活動の抱える課題に直面した場合に、そうした問題解決のために民児協事務局や行政機関に相談する場合もあれば、不満や怒りを抱えたとしても、長いものには巻かれろとでもいうように、それを自ら封印するような対応を図る場合も考えられる。「民生委員・児童委員活動への地域住民の理解や協力」を得られずに、様々な感情を抑圧せざるを得ないとすれば、やはり問題であり、民生委員の心理的負担軽減についても検討する必要があるのではないか。

民生委員への支援のあり方について、金井は民生委員の負担軽減のためには、地方自治体との協議などを通じて、先述した行政協力活動の軽減を目指す必要があるとする。さらに、やむにやまれず行われている自主活動は地域団体や専門職との協議や合意によって活動負担を軽くすることに加え、「地域化」を図る必要性を指摘している。地域化とは、ゴミ出しや見守りといった民生委員が福祉向上のために始めた活動は、その地域の共通ニーズであることから、地域の福祉関係者や専門職が「民生委員の取り組みに気づき協力して、地域の活動として取り組み直す」ことである（金井 2023: 46-9）。確かに、先に確認した持続可能な制度とするために必要とされた内容をみると、「地域の他活動（自治会・町内会、学校など）との連携強化」や、「民生委員・児童委員活動への地域住民の理解や協力」などが支持

されており、地域化を期待するものとみなすこともできる。

民生委員は、それがやむにやまれぬ活動であるかどうかは別としても、経済的な支援ではなく、活動を円滑に行うための課題解決的支援を求めていることを、まず確認しておきたい。そのうえで、活動の地域化を図る際は、地域特性に応じた多様な活動について考慮する必要がある。

民生委員制度は、民生委員法による法的な根拠を持つことで、地方自治体はもとより、民生委員自身も、全国で統一された制度として受け止め、維持されてきた。これによって確かに活動を全国的に一定の水準に維持することにつながる一方で、地域特性に応じた活動の多様性を認めにくくすることにもつながってきたのかもしれない。このことは、次のような事態からもうかがうことができる。先に指摘したように、民生委員自身は活動を持続可能な制度にしていくために必要なこととして、「活動の範囲や役割の明確化」と並んで「地域の他活動（自治会・町内会、学校など）との連携強化」を求めている。後者の地域の諸活動との連携は、とりわけ地域特性によって多様性を帯びるのではないかと思われ、例えば、過疎農村地域では集落を維持するための活動として、道路維持や農業用水の管理などの共同作業や、祭りなどの祭事を担ってきた集落活動が存在感を持っている。しかし、過疎地域の民生委員自身にとって、こうした集落活動はあまりにも身近すぎて「地域の他の活動」として捉える機会は少なかったのではないかと思われる。過疎農村地域では人口減少が進み、自治会・町内会などの地域集団の維持が難しくなるなかでも、生活継続のために必要な集落活動は維持されている（高野 2022）。こうした活動と民生委員活動とが、どのようにして関係形成を図ることができるのかは、過疎農村地域の活動維持にとって論点になるといえよう。一方の都市地域においても、すでに指摘されていることではあるが伝統的な自治会・町内会、学校などに加えて、課題解決型の活動を行う NPO などとの関係形成が活動継続に資することになるとと思われる。

(2) ボランティア活動としての活動支援の方向性

こうした点をふまえて、なぜ多くの民生委員は、自身の活動をボランティア活動として評価しているのか、それによってどのような問題が生じているのか、ボランティア活動と位置づける制度設計とのズレによってもたらされる問題はあるのかといった点を確認する必要もある。

まず、民生委員活動をボランティア活動とする人々は、ボランティア活動の持つ肯定的な

イメージに沿った、福祉的、献身的な活動であると自己評価している可能性を考えてみたい。もちろん、ややうがった見方かもしれないが、これとは逆に負担が重いわりには十分な支援を得られないために、自嘲気味にボランティアとみなしているのかもしれないし、そうとまではいえなくとも、活動費が低額であるために、就労としてではなく一種の有償ボランティアとして、活動を位置づけざるを得ないことに由来する場合も想定できる。そこで、名称としてはあまり適切とはいえないが、これらの位置づけを、仮にボランティア活動の社会的評価を支持する「肯定説」と、金銭を介在させないことで社会的責任を伴わない活動とみなす「自嘲説」として捉えたうえで、今回の調査結果に示された月あたりの活動日数として 25 日以上活動している民生委員の存在をもとに考えてみたい。先に述べたように、25 日以上活動している人は、約半数（44.6%）が自身の活動をボランティア活動と明確にみなしていた。こうした民生委員は、常に活動しているともいえ、その活動負担も大きいと予想されるにもかかわらず活動継続が可能となるのは、民生委員活動をボランティアとして位置づけているからこそとはいえないだろうか。少々強引ではあるが、仕事ではなくボランティア活動として捉え、金銭目的ではなく、社会的に評価される肯定的な活動を担っているとみなすことで、活動の継続動機を維持していると考えerには無理があるだろうか。このように捉えれば、自嘲説よりも肯定説の方が、より実態を説明できるようにも思える。ここではこれ以上の検討は難しく、もちろん限られた知見からの検討には注意すべきでもあるが、ひとつの可能性として示しておきたい。

次に、民生委員活動を「どちらかといえばボランティア活動ではないと思う」と「ボランティア活動ではないと思う」と回答した人（4842 人）に対して、「『ボランティアではない』と思うのは、どのような理由からですか」という複数回答の設問で、なぜボランティア活動ではないと思うのかを確認した（表 7）。

表 7 「ボランティアではない」と思う理由（複数回答）

						(%)
任命されて活動を行っているから	活動費が支給されているから	拘束時間が長いから	活動したい時だけ活動するわけにはいかないから	活動に責任が伴うから	その他	
3,424	2,458	327	2,240	3,551	198	
70.7	50.8	6.8	46.3	73.3	4.1	

注：問 28「どちらかといえばボランティア活動ではないと思う」と「ボランティア活動ではないと思う」と回答した人を対象

割合の大きい順に挙げると、「活動に責任が伴うから」は 73.3%、「任命されて活動を行っているから」は 70.7%、「活動費が支給されているから」は 50.8%、「活動したい時だけ活動するわけにはいかないから」は 46.3%となっている。これらの理由と比較して、「拘束時間が長いから」はごくわずかな割合（6.8%）にとどまった。

また、「その他」の自由記述での記載数は 194 件であり（「その他」198 人のうち記入率 98.0%）、「活動の仕方によってはボランティアとは思えない時がある」、「『本質はボランティア』といいながら、実態は、調査資料提出など半強制的な側面がいなめない」、「ボランティアというより奉仕だと思っているから（ボランティアは自発性が最も大事なこと。民生委員の活動は、まず割り当てられることが多いと思う）」といった民生委員活動をボランティア活動と認識したうえで、そこから逸脱した活動実態の存在を理由とする指摘も認められた。さらに、選択肢とも重なってはいるが、法で定められていること、個人情報扱うこと（守秘義務があること）、行政からの指示があること（自発的活動ではないこと）、記録作成が必要であること、拘束感を感じるといった記述も少なくなかった⁵⁾。一方で、拘束時間の長さは、ボランティア活動かどうかを判断する基準とは見なされていない点は興味深い。先に示したように、活動負担が重いと推測される民生委員の方が、ボランティア活動と自己評価している割合は大きくなっていたことも、こうした状況の背景にあるともいえよう。

本章の知見からは、全国の民生委員の 7 割超が自身の活動をボランティア活動として認識していることをどのように活かしていくことができるのかも問われている。自身の活動をボランティア活動として評価せざるを得ないという消極的な立場、金銭によって評価されることを望まず活動の無償性を強調する立場などが、この 7 割超の民生委員には混在しているのだと思われる。そのうえで、民生委員の多くは、経済的支援よりも課題解決的支援を求めているが、実際には経済的な負担も決して軽いとばかりはいえない実態もある。にもかかわらず経済的支援があまり支持を集めていない背景には、ボランティア活動という認識であるが故に、無償性が強調されることで活動費などを受け取りにくくなるという自己抑制が働いている可能性も考えられる。これは、ボランティア活動としての認識が共有されることで、民生委員間の同調圧力的な形で強化されていくことにつながりかねない。こうした懸念があるとなれば、民生委員活動をボランティア活動としてではなく、別の視点から位置づけていくことも必要ではないだろうか。

先に民生委員は、仕事とボランティアのいずれかに、民生委員活動を位置づけている可能性を指摘した。別の視点とは、こうした狭い理解の見直しを迫るものである。すなわち、民生委員活動を、仕事とボランティアのいずれかの枠に閉じ込めてしまうのではなく、活動の実態を反映した活動名称の検討が要請されていると考えてみたい。単なる名称の呼び変えに留まるのであれば、問題の本質をかえって隠してしまうとの批判はあるかもしれないが、ボランティアという用語から離れて、例えば、コミュニティ・サービス、地域共生支援活動などといった民生委員自身も得心できるような活動名称の検討は今後の課題であろう。これによって、無償性の拘束とでもいうべき事態を見直すことにもつながるのではないだろうか。この問題は、本報告書の「総括」においてあらためて検討されることになる。

従来のボランティア概念に取まらない活動として民生委員活動は実際には行われており、民生委員活動の特徴を検証し、地域社会で継続的に活動を行う福祉的な新たなボランティア活動として、いかに位置づけることができるのかが、あらためて問われていると考えられる。

注

- 1) 民生委員が「地域福祉推進の要の位置にあること」に加え、「民生委員が直面する連携問題」、「7つのはたらきの第1にあたる『調査』、つまり『アンテナの役割』を果たしている際に、民生委員の感じている《壁》の問題性」等の存在を取り上げ、「困難事例の乗り越え方法に関して、民生委員自身の労をいとわない活動を通して見出され、経験を通して練り上げられた工夫と知恵」があり、「民生委員自身の困難事例克服からつむぎだされた工夫と知恵を分かち合う研修の意義」は重要とする。さらに、「住民主体のボランティア組織としての活力を、民生委員制度のなかに見出すこと」ができることに加え、「住民の民生委員に対する理解や認識にズレや歪みや誤り」があり、「7つのはたらきの7番目、意見具申、代弁的役割（アドボケーター）の機能が十分ではない」ことなども指摘されている（加藤 2017: 50-2）。
- 2) 本章で使用した社会調査の概要は、本報告書の序章を参照されたい。
- 3) もちろん、人口減少地域（県）であっても、より人口集中の進む自治体と人口減少の進む自治体は混在しており、都県単位での分析では、こうした差異が相殺された結果として、8都県で同様の傾向を示したとも考えられなくもない。この点を確認するためには、例えば、東京都と7県（市と町）を区別して、東京都であれば23区とそれ以外を、7県では

市町村を区別して自治体間比較を行う必要もあるかもしれない。

- 4) 先行調査では、東日本大震災の翌年の2012年10月の1カ月間の民生委員の活動日数を確認している。結果をみると、「11日～15日」(24.5%)がもっとも多く、次いで「16日～20日」(22.6%)、「6日～10日」(20.4%)となっており、平均値は14.8日である(日本総合研究所 2013:25)。今回調査とは、活動日数の区分が異なり、単純に比較できないが、活動日数の平均値は減少している。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を推測させる結果である。
- 5) この結果は、民生委員活動をボランティアとみなしていない民生委員が、ボランティア活動をどのように評価しているのかを暗示している。やや無理はあるかもしれないが、こうした民生委員は、ボランティア活動を、好きなときだけ活動ができ、責任を伴わず、任命されていない自発的な活動であり、無償であるべきとして認識しているのではないだろうか。こうしたボランティア像は、自身の活動をボランティア活動として自己評価している民生委員にとっては受け入れがたいものかもしれないが、まさにボランティア活動の曖昧さがあるからこそ、多くの民生委員が自身の活動をボランティア活動として評価できているのかもしれない。こうした問題についての分析は、今後の課題としたい。

文献

- 金井敏, 2023, 「民生委員・児童委員の強みを活かすために」『月刊福祉』106(2): 46-9.
- 菅野道生, 2022, 『押さえておきたい地域福祉・社会福祉協議会』ぎょうせい.
- 加藤博史, 2017, 「民生委員悉皆調査と地域福祉の担い手づくり」加藤博史・小澤亘編著『地域福祉のエンパワメント——協働がつむぐ共生と暮らしの思想』晃洋書房, 49-91.
- 岸本尚大・和気純子, 2020, 「都市部における民生委員のバーンアウトの構造と規定要因——高齢者への訪問活動に焦点をあてて」『社会福祉学』61(2): 90-103.
- 小林雅彦, 2020, 『民生委員活動の基礎知識——おさえておきたい30のポイント』中央法規出版.
- 小松理佐子・高野和良・吉武由彩・原田正樹・斉藤弥生・加川充浩, 2023, 「民生委員制度の担い手の実像——民生委員対象アンケート調査結果」『日本の地域福祉』36: 31-44.
- 水野良也, 1995, 「沖縄県における民生委員の定数割れが示す民生委員制度の問題点」『琉球大学法文学部紀要 地域・社会科学系篇』1: 221-50.
- 日本総合研究所, 2013, 『民生・児童委員の活動等の実態把握及び課題に関する調査・研究

事業報告書』.

- 小澤亘, 2016, 「超高齢社会に直面する日本とボランティア・セクター」中谷義和・朱恩佑・張振江編著『新自由主義的グローバル化と東アジア——連携と反発の動態分析』法律文化社, 197-219.
- 鈴木広, 1987, 「ヴォランティア的行為における“K”パターンについて——福祉社会学的例解の素描」『哲学年報』46: 13-32.
- , 1989, 「ボランティア行為の福祉社会学」『広島法学』12(4): 59-87.
- 高野和良, 1996, 「ボランティア活動の構造——担い手とクライアントの実証分析」社会保障研究所『社会福祉における市民参加』東京大学出版会, 103-27.
- , 2022, 「過疎農山村地域における地域集団参加の変化」高野和良編著『新・現代農山村の社会分析』学文社, 1-24.
- , 2024, 「人口減少社会における地域福祉活動と生活支援」小松理佐子・高野和良編著『人口減少時代の生活支援論——地域のつながりを維持・再生する』ミネルヴァ書房, 2-18.
- 全国民生委員児童委員連合会, 2017, 『民生委員制度創設 100 周年活動強化方策——人びとの笑顔、安全、安心のために』.
- , 2019, 「民生委員・児童委員とは」(2023年2月1日取得, https://www2.shakyo.or.jp/minsei_zidou_summary/).

第5章 民生委員・児童委員活動を支える体制の現状

小松理佐子（日本福祉大学）

1. 研究の目的

地域共生社会の実現に向けた一連の政策が進められている。その一環として 2019 年 12 月に厚生労働省から出された『「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ』（以下、最終とりまとめ）では、重層的なセーフティネットを構築するための主体として「行政により確保される機能を通じた保障」「市場および準市場を通じた保障」「共同体・コミュニティ（人と人との関係性）の機能を通じた保障」の三部門があげられ、これらが連携することによってセーフティネットを充実させていくという方向が示された（厚生労働省 2019: 7）。

この三部門のうち前の二部門は、生活保護制度や介護保険制度といったかたちですでに制度として存在している。三つ目の部門である「共同体・コミュニティの機能」についても、最終とりまとめで示す「地域における支え合いなど」の実践が展開されているという事実は存在している。しかし、「地域における支え合いなど」の活動は、雇用関係を結んで行われる仕事とは区別され、それをどの程度実施するかは担い手に左右される。それゆえに、セーフティネットの一要素とするには継続性に課題が生じる¹⁾。これを入れることにより、セーフティネット全体の機能が弱化する場合も想定されよう。

以上の関心から本研究会は、セーフティネットの機能を強化し得る「共同体・コミュニティ」部門の形成方法を検討することを目的に研究を進めている。「共同体・コミュニティ」を部門として成立させるには、そこに属する担い手を何らかの形で組織化することが必要になると考えられる。そこで、委嘱されて活動する民生委員・児童委員（以下、民生委員）制度が 100 年以上にわたって継続している点に着目し、民生委員を支える体制の実態と課題を明らかにするためのアンケート調査を実施した。研究の途中の段階となるが、速報として報告することとしたい。

2. 研究の方法

(1) 民生委員・児童委員制度への着目

1) 民生委員・児童委員制度の継続性

民生委員制度は 2017 年に、岡山県で済世顧問制度の創設（1917 年）から数えて 100 年

目を迎えた。現在の民生委員制度は 1948 年に制定された民生委員法に基づくものであり、源流となる濟世顧問制度や方面委員制度から変更された点もある。しかし、地域住民が何らかの形で委員として任命され、給与の支給なしに福祉活動に取り組むという制度の骨格は変わらない。

民生委員制度が 100 年継続したという事実の一方で、制度についての課題も指摘されている。2019 年 12 月（令和元年度）の民生委員の一斉改選では全国 22 万 8206 人が委嘱されたが、定数 23 万 9682 人に対して充足率は 95.2%であった。全国的に新たな委員の「なり手不足」が深刻化しているとされる（全国民生委員児童委員連合会 2020）。また、民生委員自身の活動負担感の増大は大きな問題となっており（岸本・和気 2020:90-103）、制度が継続する中での課題も生じつつある。民生委員制度が 100 年以上にわたって継続した背景や現行の制度が有している課題を明らかにすることは、これから展開されようとしている「共同体・コミュニティ」部門の継続性を検討する上で何らかの示唆を得ることができるものと考えた。

2) 民生委員法にみる制度設計

民生委員法の制度設計には次のような特徴がある。一つには、国・地方公共団体は委嘱という形によって民生委員との関係を結んでいる（法第 5 条 1）。二つ目に、民生委員を選任するための推薦のシステムが確立されており、市町村は適任者を推薦する責任を負う（法第 5 条 2）。仮に推薦した者が適任でなかった場合には、市町村は再推薦する責任も負わねばならない（法第 7 条）。こうした責任の所在を明確にした推薦システムが民生委員の担い手を継続的に確保することを可能にしてきたとあってよい。三つ目に、都道府県知事が民生委員の指導訓練の責任を負うことを明確にすることによって、民生委員活動を一定の水準に維持している（法第 18 条）。四つ目には、民生委員に対し民生委員協議会という形で組織化を義務づけている（法第 20 条）。

以上のように、地域住民によって担われる民生委員制度は、国・地方公共団体が①任命、②推薦システム、③指導訓練、④組織化、という手段で介入することによって、制度としての体裁を維持してきた。国・地方公共団体は、これらを遂行するために必要な費用を予算化する形で責任を果たしている。したがって、民生委員による活動の実体は、担い手である民生委員だけでなく、国・地方公共団体による支援との総体で構成されている。ところが、先行研究では民生委員による活動に関する研究は多くみられるが、それを支える体制を取り上げている研究は見受けられない。厚生労働省をはじめとする行政機関・団体によって事務

局体制の概要は把握されているが、その担い手の意識や民生委員活動との関連を分析するまでには至っていない³⁾。

(2) アンケート調査の概要

1) 実施方法

本研究会は、民生委員を支える体制の実態と課題を明らかにすることを目的に「市町村民生委員児童委員協議会事務局アンケート」を実施した。調査対象は全国の市区町村設置の民生委員児童委員協議会（以下、民児協）事務局（全 1,806 カ所）の担当者とした²⁾。郵送法で 2021 年 1 月 27 日郵送、2 月 19 日を回答期限とした。回収数は 1,117（回収率 61.8%）であった。

2) 倫理的配慮

調査票に同封した依頼状に、回答は無記名での実施であり、回答者個人や自治体名が特定されることはないこと、調査結果を専用ウェブサイトで公開することなどを記載した。また、本調査は九州大学大学院人間環境学研究院共生社会学講座・人間環境学府共生社会学コース研究倫理委員会の承認を得て実施した。

3. 調査結果⁴⁾

(1) 市町村民生委員児童委員協議会事務局の体制

表 1 は今回のアンケートの回答をもとに民児協事務局体制の概要を整理したものである。民児協事務局を担っているのは、「行政」が 7 割弱（67.4%）、「社会福祉協議会」が 3 割（30.1%）であった。少数ではあるが「その他」が 2.5%あった。「その他」の内容をみると、「法定民児協」という回答が多かったが、なかには「単独」や「行政と社協で」という回答もあった。都道府県ごとの傾向の違いはほとんどみられず、一つの都道府県の中であっても市町村によって事務局の設置の仕方が異なっている実態が伺えた。

民児協事務局の業務に関わっている職員の数は、「0 人」0.3%、「1 人」32.4%、「2 人」29.5%、「3 人」15.9%、「4 人」7.0%、「5 人以上」14.9%であった。そのうち専任職員は、「0 人」が 8 割弱（78.7%）を占め、「1 人」は 16.9%、「2 人以上」は 4.4%であった。また兼任職員数は、「0 人」1.3%、「1 人」36.0%、「2 人」28.7%、「3 人」14.3%、「4 人以上」19.7%であった。これらの結果を自治体の人口規模別にクロス集計をしたが、人口「20 万～50 万人未満」であっても事務局業務に関わる職員が「1 人」という自治体や、人口「50

万人以上」であっても専任職員が「0人」の自治体などがみられ、必ずしも人口規模の大きな自治体で職員が多く、小さな自治体では職員が少ないとはいえない結果であった。

また、今回の調査の回答者のプロフィールをみると、民児協事務局の担当期間は「0年」19.0%、「1年」26.1%、「2年」16.3%、「3年」10.8%、「4年」9.2%、「5年以上」18.5%であった。担当期間1年以下が半数弱（45.1%）を占めている。

以上の結果から、民児協事務局業務の多くが兼任職員によって担われており、その中には経験の浅い職員が多く含まれていることが明らかとなった⁵⁾。また、事務局の体制は、自治体の人口規模による違いはみられず、自治体の運営環境が事務局体制に影響しているとはいえない結果であった。どこが事務局業務を担うかを含めて民児協事務局の体制は市町村の考え方に左右されていると考えられる。

表1 民児協事務局体制の概要

変数	実数	概要
事務局の体制	1,115	行政：67.4% 社会福祉協議会：30.1% その他：2.5%
事務局業務に関わっている職員数	1,043	0人：0.3% 1人：32.4% 2人：29.5% 3人：15.9% 4人：7.0% 5人以上：14.9%
専任職員数	663	0人：78.7% 1人：16.9% 2人：3.0% 3人：0.9% 4人：0.3% 5人以上：0.2%
兼任職員数	1,023	0人：1.3% 1人：36.0% 2人：28.7% 3人：14.3% 4人：6.5% 5人以上：13.2%
回答者の事務局担当期間	1,046	0年：19.0% 1年：26.1% 2年：16.3% 3年：10.8% 4年：9.2% 5年以上：18.5%
自治体内に設置されている単位民児協数	1,046	5未満：62.2% 5～10未満：17.7% 10～20未満：13.6% 20以上：6.5%

(2) 事務局の業務内容

表2は、本研究会が民生委員活動を支援するために事務局に必要な業務として設定した8つについて、事務局の全業務量を100とした場合の業務時間の割合を尋ねた結果である。平均値でみると、業務時間が長いのは「市区町村民児協の庶務・経理」、「民生委員・児童委員への事務連絡」、「民生委員・児童委員の研修」、「民生委員・児童委員からの相談」であった。最も平均の業務時間の長い「市区町村民児協の庶務・経理」は、最大値が85%であり、当該の事務局では業務の大半を「市区町村民児協の庶務・経理」に費やされているとみられる。80%以上の回答は、人口規模が「1万人未満」（2件）、「1～10万人未満」（1件）と規模の小さな自治体にみられた。ただし、「1万人未満」の自治体の4分の1（26.2%）は「市区町村民児協の庶務・経理」の業務時間が20%未満であったことから、人口規模が小さいと業務時間が長くなるとはいいきれない。

表2 事務局の業務内容（年間の業務時間のおおよその割合）

	実数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
市町村民児協の庶務・経理	1,086	0	85	25.88	16.38
民生委員・児童委員への連絡	1,086	0	60	15.09	10.48
民生委員・児童委員からの相談	1,086	0	80	11.38	8.24
民生委員・児童委員の研修	1,086	0	80	14.65	10.24
活動記録の集計等の業務	1,086	0	30	6.75	5.29
単位民児協との調整、連絡	1,086	0	70	8.84	9.12
都道府県や他団体との連絡、調	1,086	0	30	7.30	5.05
その他	1,086	0	100	2.74	8.60

そこで、違いが生じている背景を探るために「市区町村民児協の庶務・経理」に関する課題として自由記述にあげられている内容を分析した。これに関わる記述は149件あったが、その中で多かったのが「業務量が多い」という点であった。「会議に関わる事務や調整、会計処理、推薦業務、各種調査やアンケートなど事務が多岐にわたり業務量が多い」という意見に代表されるように、「庶務・経理」には多様な業務が含まれていることがわかる。それに加えて「紙ベースの資料のやりとりや、データ化やシステム化が遅れているために余計に煩雑、IT化したいが民生委員が高齢化していえるのでなじまない」「会計処理の内容が複雑化していて、全容の把握が大変」「銀行へ出向いての入出金に手間がかかる」「委員全員分の活動費の振り込みは対象人数も多く負担」などの意見が寄せられた。これらの自由記述から「庶務・経理」の業務時間が長い背景には、業務の効率化に向けた取り組みが遅れていることも一因としてあることが伺える。

また、「民生委員・児童委員からの相談」と「民生委員・児童委員の研修」で最大値80%を回答した市町村があった。「民生委員・児童委員からの相談」で最大値である80%と回答したのは、人口規模が「1～10万人未満」の1件であった。「民生委員・児童委員の研修」で最大値80%を回答したのは、人口規模が「1万人未満」(2件)、「1～10万人未満」(1件)、「10～20万人未満」(3件)であった。比較的人口規模の小さな自治体の回答であったが、回答全体としては人口規模との相関関係を見出すことはできなかった。

他方、市町村による差が小さかったのは、「活動記録の集計業務」と「都道府県や他団体との調整、連絡」の二項目で、最大値はいずれも30%であった。「活動記録の集計業務」は厚生労働省によって業務内容が詳細に示されていることから市町村による違いが生じにくいものと考えられる。また、「都道府県や他団体との調整、連絡」は、他の業務に比べると

必要性の低い業務であることが起因し、市町村による差が見えにくかったといえよう。

以上の結果から、「活動記録の集計業務」のように定型的な業務は市町村による違いが生じにくい、「民生委員・児童委員からの相談」をはじめとする非定型的な業務は市町村による違いが大きいことがわかる。

(3) 課題に感じている業務

表3は事務局業務について担当者として課題に思っていることを、「全くない」「どちらかといえばない」「どちらともいえない」「どちらかといえばある」「非常にある」の5段階で尋ねた結果である。そのうち「どちらかといえばある」「非常にある」と回答した割合を示したのが表3である。最も多かったのは「民生委員・児童委員の研修」(35.3%)で、続いて「民生委員・児童委員への連絡事務」(17.7%)、「市区町村民児協の庶務・経理」(16.5%)、「活動記録の集計業務等の業務」(16.0%)、「民生委員・児童委員からの相談」(15.8%)の順で、業務時間の長さとは異なる結果となった。

表3 担当者として課題に思っていること

事務局の業務	n=1,117	
	「どちらかといえばある」	「非常にある」の計 (%)
市区町村民児協の庶務・経理	16.5	
民生委員・児童委員への連絡事務	17.7	
民生委員・児童委員からの相談	15.8	
民生委員・児童委員の研修	35.3	
活動記録の集計業務等の業務	16.0	
単位民児協との調整、連絡	8.0	
都道府県や他団体との調整、連絡	6.1	
その他	14.1	

最も多かった「民生委員・児童委員の研修」についての課題を自由記述で求めたところ、345件の回答があった。その中で多かったのは「コロナ禍における研修のあり方」と「内容や講師、研修方法」に関するものがそれぞれ114件で同数であった。調査の実施が「第3波」と呼ばれる新型コロナウイルスの感染が拡大した時期と重なったことから、集合研修の実施の困難や研修自体が実施できないことなど直面している課題があげられたものと思われる。コロナ禍における課題を除いた平時での課題で多くの記述がみられたのは「内容や講師、研修方法」についてであった。具体的には「内容や講師がマンネリ化している」「効果

的な研修方法」「民生委員の活動に活かされているか」「民生委員のニーズに合致していたか」など研修の質に関わる意見が多数寄せられた。

また、研修に関する「事務局の負担が大きい」という意見が40件あった。具体的には「通知、資料準備、会場手配、会場設営、講師調整など事務的負担が大きい」「研修の進行や記録もやっている」「遠方の研修に随行、送り迎え」など、事務局が研修の実施に大きく関わっている様子が伺えた。事務局を担当する職員数が少ないことを考えると、これらの業務の負担が大きいことは事実であろう。自由記述の中には「事務局任せである」という主旨の意見も36件あった。具体的には「事務局主導でないと動かない」「自分達の活動にプラスになるような研修を主体的、自発的に企画してほしい」「内容も準備も事務局に任せっきり」などが寄せられた。「事務局任せ」という意見からは、研修業務を必ずしも民児協の事務局の役割として認識されていない様子も垣間見られた。他方、民生委員法では、民生委員に自己研鑽が求められている（第2条）。そうした意味においては、民生委員の側に課題があることも否めない。

民生委員法では指導訓練は都道府県知事の責任において実施することが明記されているが、合わせて民生委員協議会の任務の一つとして「民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること」があげられている（法第24条5）。したがって法律上の研修の実施責任は、行政と民生委員の双方が負っているということになる。自由記述の中には「仕事をしている委員が研修に参加しにくい」「いろんな役を引き受けている委員も多く、時間がとれない」など、民生委員の側の負担を指摘する意見もあった。任命されて活動する民生委員に、研修の企画や運営をどこまで期待できるかという課題も見えている。

民生委員にどのような研修をするかは、民生委員にどのような活動を求めるかに関わってくる。民生委員法では民生委員の職務を考えるのは国とされている（第14条）。しかし、近年、地域福祉の推進方法は、市町村地域福祉計画の策定などを通して独自に検討する方向に進められている。それによって、市町村によって構築される地域福祉システムは多様性を帯びている。市町村独自の地域福祉システム中で、独自の職務が民生委員に付加されることもある。社会福祉のシステムが市町村を中心としたシステムへ移行する中で、民生委員の指導訓練における国、都道府県、市町村の役割分担について改めて考える必要がある。

(4) 民生委員・児童委員研修の実態

実際に民生委員研修の実施状況についてみてみることにしたい。表4は、民児協が主催

する研修の年間回数を尋ねた結果である。年間回数は、「5回未満」が52.6%で半数を占めた。残りは「5～10回未満」22.8%、「10～15回未満」10.7%、「15回以上」13.9%という結果であった。

表4 民児協が主催する研修の年間回数

回数	実数	%
5回未満	569	52.6
5～10回未満	247	22.8
10～15回未満	116	10.7
15回以上	150	13.9
合計	1,082	100.0

表5は、1年間の研修の予算額を尋ねた結果である。予算額は「50万円未満」が41.1%で最も多かった。ただし平均すると約107万円で、最高額は約238万円であるので、市町村による差が大きいといえる。これを人口規模別にみると、「200万円以上」という高額な回答は、人口規模が大きな自治体ほど高い割合となっており、反対に「1～50万円未満」という少額の回答は人口規模が小さい自治体に多くなっていることがわかる。人口規模によって民生委員の定数が決まることからすれば、民生委員数の多いところで研修予算額が多いというのは理にかなっている。しかし、なかには「1万人未満」の自治体であっても「200万円以上」という回答がみられるなど、必ずしも民生委員数の多寡と一致していない自治体も散見されている。

表5 人口規模別にみた1年間の研修予算額

		1年間の研修予算額（令和2年度）							
		0円	1～50万 円未満	50～100 万円未満	100～ 200万	200万円 以上	無回答	合計	
自治 体 の 人 口	1万人未満	実数	10	171	47	27	6	21	282
		%	3.5%	60.6%	16.7%	9.6%	2.1%	7.4%	100.0%
	1～10万人未 満	実数	6	238	125	101	97	46	613
		%	1.0%	38.8%	20.4%	16.5%	15.8%	7.5%	100.0%
	10～20万人 未満	実数	0	33	21	22	32	6	114
		%	0.0%	28.9%	18.4%	19.3%	28.1%	5.3%	100.0%
	20～50万人 未満	実数	1	11	12	15	32	1	72
		%	1.4%	15.3%	16.7%	20.8%	44.4%	1.4%	100.0%
	50万人以上	実数	0	0	2	6	14	1	23
		%	0.0%	0.0%	8.7%	26.1%	60.9%	4.3%	100.0%
	無回答	実数	0	6	4	2	1	0	13
		%	0.0%	46.2%	30.8%	15.4%	7.7%	0.0%	100.0%
	全体	実数	17	459	211	173	182	75	1,117
		%	1.5%	41.1%	18.9%	15.5%	16.3%	6.7%	100.0%

そこで、研修予算をどのように調達をしているかを尋ねた。その結果が表6である。「都道府県、市区町村からの補助金又は助成金」(82.5%)が最も多く、続いて「民生委員・児童委員から徴収している」(34.4%)、「市区町村予算から独自の予算を確保している」(14.7%)、「都道府県社会福祉協議会からの補助金又は助成金」(13.5%)、「市区町村社会福祉協議会の予算から独自に確保している」(12.2%)、「市区町村からの委託金」(11.3%)、「その他」(6.7%)という順であった。事務局を担っている機関が行政や社協など一様ではないので、予算の性格も異なるものとなっているとみられるが、どの事務局も多様な財源を組み合わせることで研修の費用を捻出していることがわかる。そのなかで「民生委員・児童委員から徴収している」という回答がかなりの割合を占めていることも注目される。これを自治体の人口規模別にみたが、規模による違いはみられなかった。

表 6 人口規模別にみた研修予算の財源

		研修予算の財源（複数回答）						
		市区町村からの委託金	都道府県、市区町村からの補助金又は助成金	市区町村予算から独自に確保	都道府県社協からの補助金又は助成金	市区町村社協の予算から独自に確保	民生委員・児童委員から徴収	その他
自治体の人口	1万人未満	実数 27	220	61	28	20	55	5
		% 9.6%	78.0%	21.6%	9.9%	7.1%	19.5%	1.8%
	1～10万人未満	実数 61	502	73	85	81	228	41
		% 10.0%	81.9%	11.9%	13.9%	13.2%	37.2%	6.7%
	10～20万人未満	実数 10	100	13	21	22	45	19
		% 8.8%	87.7%	11.4%	18.4%	19.3%	39.5%	16.7%
	20～50万人未満	実数 16	57	8	12	10	35	5
		% 22.2%	79.2%	11.1%	16.7%	13.9%	48.6%	6.9%
	50万人以上	実数 5	17	5	0	0	9	2
		% 21.7%	73.9%	21.7%	0.0%	0.0%	39.1%	8.7%
	無回答	実数 5	7	1	2	1	4	1
		% 38.5%	53.8%	7.7%	15.4%	7.7%	30.8%	7.7%
全体 n=1,104	実数	124	903	161	148	134	376	73
	%	11.3	82.5	14.7	13.5	12.2	34.4	6.7

研修予算についての自由記述には、「研修補助の限度額がある」「独自予算では確保が困難」「できるだけ費用をおさえる必要がある」など、予算の確保に苦勞していることが記されていた。そして、「補助金の範囲内に収めることがなかなか難しく、委員個人の負担が求められる」「委員による負担金で運営している」「宿泊視察研修の一部について、自己負担をお願いしている」など、民生委員から研修費用を徴収せざるをえない実態が寄せられた。

(5) 民生委員児童委員協議会組織への支援

民生委員制度の骨格の一つとして民児協の組織化がある。民児協の組織化に関わる業務の負担感について、「全くない」「どちらかといえばない」「どちらともいえない」「どちらかといえばある」「非常にある」の5段階で尋ねた。そのうち、「どちらかといえばある」「非常にある」と回答した割合の計を示したのが表7である。最も多かったのは「定例会開催の負担」で33.2%であった。続いて、「会合での事務局説明のための資料作成の負担」(23.1%)、「運営にあたっての事前調整の負担」(21.4%)があげられた。

表7 民児協支援業務の負担感

事務局の業務	実数	「どちらかといえばある」 「非常にある」の計 (%)
定例会開催の負担	1,025	33.2
会長会等の開催の負担	965	16.5
会合での事務局説明のための資料作成の負担	1,025	23.1
会計、経理の負担	1,026	18.7
運営にあたっての事前調整の負担	1,024	21.4
民生委員・児童委員とのつきあいの負担	1,022	10.9

最も多かった「定例会開催への負担」について自由記述をみると、多くが「資料作成・印刷から事前調整、会議設営」といった多様な業務が必要になっていることをあげていた。また「毎月開催する必要があるか疑問に思う」や「単位民児協の数が多いので、会議の出席に日数がとられる」など業務量の問題もあげられた。設置されている単位民児協の数を尋ねた設問（表1）では、「10以上」の回答が約2割（20.1%）を占め、「5～10未満」も17.7%あったことから、回数に負担を感じるのもやむを得ない実態といえよう。なかには「負担感はあるが、必要なことと認識している」「毎月全ての委員と顔を合わせる機会は不可欠で時間を割くだけの価値はある」という定例会の開催についての肯定的な意見も寄せられたが、それらは少数にとどまった。

また、「運営にあたっての事前調整の負担」についての自由記述からは、「各地区に特色があり、地区事情にあった調整があり気を遣う」「運営の段取りの委員への依頼」「事前の根回しが必要となるケースも多々ある」など、定例会がシステム化されていない実態も見受けられた。一方、「民生委員が関係する多くの行政機関、部署との調整が生じる」「自治体に調整しようとするとならしまわしに合う」といった、多機関・多職種連携の体制が未整備であることから課題も指摘された。

4. 結論

本研究会は、民生委員制度が100年にわたって継続した背景には民児協事務局による民生委員への支援が効果を発揮していると予想してアンケート調査票を設計した。すなわち、民児協事務局の体制が確立していることによって、任命した地域住民を期待される民生委員像に向けて誘導する原動力となっているものと考えていた。しかし、アンケート調査の結果からは、民生委員を支援する体制が必ずしも確立されているとはいえない実態が明らか

になった。

民生委員の制度設計の骨格として、①任命、②推薦システム、③指導訓練、④組織化の4つを設定したが、現状の事務局は①と②については機能しているが、③と④については市町村による差が大きく、十分に機能しているとはいえない状況にあった。その要因には、職員や予算が十分に配分されていないことがある。加えて、庶務・経理や定例会議の運営などにおいて、効率化やシステム化の検討の遅れも散見された。

民生委員法には、民生委員それ自体や民生委員協議会についての規定がある。しかし、本研究会が探した範囲では、事務局の体制や役割などに関する規定はみあたらなかった。民生委員推薦会の設置、指導訓練の実施といった個別の事項の実施の責任主体は示されているが、それをどのように具体化するかは責任者に委ねられてきた。その一方で、活動費の支給や活動記録の集計業務などの定型業務は全国の市町村に共通に課せられており、業務量は民生委員数の増加に伴って増加する。最近では、民生委員には複雑多様化する地域のニーズに対応するためのスキルの向上が求められるようになり、事務局には研修の企画や民生委員活動への助言など福祉の専門性も期待されるようになってきている。こうした変化が生じているにも関わらず、これまで事務局担当者のスキルの向上やキャリア形成を配慮した職員配置には関心が寄せられてこなかった。

アンケートで事務局機能向上のために必要なこと（3つまで）を尋ねたところ、「事務局を担当する職員の資質を高める研修等が必要である」（49.0%）、「業務が円滑に執行できるような業務マニュアルなどが必要である」（48.3%）、「業務の負担を軽減できるような業務改善が必要である」（48.1%）の3項目を約半数が回答している。また、これらよりは少なかったが「事務局を担当する職員が継続して担当できるよう異動への配慮が必要である」についても、4分の1強（26.5%）の回答が寄せられた（表8）。現に事務局を担っている職員自身が、現在の事務局に改善が必要であることを認識している。アンケートの結果から現状の体制で民生委員を支援することは困難であることは明らかである。現在の民生委員制度を維持しようとするならば、民生委員を支える事務局体制を見直すことが喫緊の課題となる。

表8 事務局機能向上のために必要なこと（3つまで）

事務局の業務	n=992	
	実数	%
事務局を担当する職員の数を増やす	183	18.4
事務局を担当する職員の資質を高める研修等	486	49.0
事務局を担当する職員が継続して担当できるよう異動への配慮が必要	263	26.5
事務局で使える予算の増額	93	9.4
事務が円滑に執行できるような業務マニュアルなど	479	48.3
業務の負担を軽減できるような業務改善	477	48.1
その他	103	10.4

5. 考察

冒頭に述べたとおり、このアンケート調査は、セーフティネットの一部として「共同体・コミュニティ」部門を継続的に機能させるための方法を検討することを目的とした研究の一環として実施したものである。今回のアンケート結果からこのことについての結論を述べるには至っていないと考えている。ただし、以下の点はいうことができよう。

セーフティネットの一部として「共同体・コミュニティ」部門を位置付けるという構想は、少なからず政策主体の側の考える望ましい方向に動かすための組織化を必要としている。そこに継続性という要件が加わることになる。

民生委員制度は、任命と推薦システムによって継続してきた。しかし、民生委員の「なり手不足」が深刻化している実態からすれば、推薦システムの強化によって担い手を確保するだけの取り組みでは限界があることは明らかである。このことは「共同体・コミュニティ」部門に共通する課題となろう。仮に個々の民生委員を組織化したものとして民児協を見立てるならば、民児協への支援を事務局の業務として位置付けること、その業務を担うことを可能にする人員配置を保障すること、組織化に向けた支援方法を具体的に示すこと、担当者にそのためのスキルを身につけるための研修の機会を提供すること、が必要であると考えられる。「共同体・コミュニティ」部門の組織化にあっても、このことは共通する課題となる。今回のアンケート調査からは、民児協事務局による民生委員への支援が十分ではないことが明らかになった。しかし、多くの民生委員が継続的に活動を続けている実態がある。それは任命されたという責任感からであるのか、あるいは別の要因であるかについては明らかにすることができなかった。この点は今後の研究で明らかにすることとしたい。

注

- 1) このことから「共同体・コミュニティの機能を通じた保障」をセーフティネットの一要素に入れることの是非をめぐる検討も必要であるといえるが、この点は別の機会とした
い。
- 2) 調査の実施にあたり、市町村事務局の所在地の情報収集を行った。全国 47 都道府県のうち、ホームページで事務局の一覧が公開されているもの及び都道府県民児協事務局から情報提供を受けたものが 43 都道府県であった。情報が得られなかった 4 県については、市町村社協を対象として調査票を郵送した。なお、自治体によっては、複数の事務局を設置している場合や、複数の自治体で一つの事務局を設定している場合などがあり、今回の調査は実態に合わせた。そのため市町村数とは一致していない。
- 3) 今回アンケート調査を実施するにあたって先行して実施された調査報告書の収集をしたが、その一部は、実施主体によって一般に公表されていないものであったことから、本稿で取り上げることを控えた。
- 4) アンケート調査の結果は、日本福祉大学小松理佐子研究室ホームページにおいて公開している。
<https://www.n-fukushi.ac.jp/about/university/professor/fukushi/komatsu-jsps-research/index.html>
- 5) 今回実施したアンケートでは職員体制について、専任・兼任の別は確認したが、雇用形態（非常勤・嘱託など）を把握するための設問を設けなかった。しかし、調査回答者の属性についての回答で、「非常勤」が 2.4%、「その他」が 26.5%と「専任職員」以外の回答が 3 割弱含まれていた。このことから、民児協事務局を担う職員の中には、非正規雇用の職員が一定程度含まれていることが推測される。

文献

- 岸本尚大・和気純子，2020，「都市部における民生委員のバーンアウトの構造と規定要因—高齢者への訪問活動に焦点をあてて」『社会福祉学』61(2): 90-103.
- 小松理佐子，2007，「地域福祉の時代の民生委員制度」『月刊福祉』90(11): 12-5.

資料

- 厚生労働省，2019，『「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関す

- る検討会」(地域共生社会推進検討会)最終とりまとめ』, (2021年8月14日取得, <https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000581294.pdf>).
- , 2021a, 「民生委員・児童委員参考データ」, (2021年5月2日取得, <https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/minseiiin01/01.html>).
- , 2021b, 「令和元年度福祉行政報告例 民生委員・社会福祉事業」, (2021年5月2日取得, <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=talist&toukei=00450046&tstat=000001034573&cycle=8&tclass1=000001149061&tclass2=000001149068&tclass3val=0>).
- , 2021c, 「令和元年度福祉行政報告例の概要」, (2021年5月2日取得, <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/19/index.html>).
- 日本総合研究所 2013, 『民生・児童委員の活動等の実態把握及び課題に関する調査・研究事業報告書』.
- 全国民生委員児童委員連合会, 2019, 『2019年版 新任民生委員・児童委員の手引き——支えあう住みよい社会 地域から』.
- , 2020, 『令和2年度 全国民生委員児童委員連合会事業計画』 (2021年5月2日取得, <https://www2.shakyo.or.jp/wp-content/uploads/2020/03/da6bb5f21c234a566f038d83cc6587a5.pdf>).

第6章 民生委員児童委員協議会の事務局機能について

－北海道民生委員児童委員連盟の事例を通して

原田正樹（日本福祉大学）

1. はじめに

民生委員・児童委員（以下、民生委員）100年の歴史について考察する際、民生委員制度の変遷、あるいは民生委員自体の役割や機能の変化に関する分析は為されてきた。そのなかで本稿では、民生委員の活動の要ともいえる民生委員児童委員協議会（以下、民児協）の「事務局」に着目し、その現状や課題について、実際の担当者によるヒアリングを通して明らかにする。

本研究会（委嘱型ボランティア研究会）では民児協あてにアンケート調査を実施した。その結果、民児協として抱える重点課題として、担い手不足（民生委員の未充足率）、研修、民生委員の負担軽減があげられていた。そこで好事例として北海道民児協を選出し、道民児協、道内市町村の民児協、重点課題に対する対応策について、具体的な（担当者としての）現状認識や今後の展望について調査を実施することとした。そこで事務局の実務を担当されている職員からのヒアリングを実施することとした。

2. ヒアリング調査の概要

実施日 2022年2月11日9:00～11:00 遠隔オンライン（Zoom使用）

実施方法 事前に調査項目を提示し、それに基づくヒアリングを実施。

調査項目 ①道民児協の事務局体制と事業計画について

②道内の市町村民児協の現状と課題について

③3つのトピック（担い手確保、研修、民生委員の負担軽減）について

調査対象者 当該民児協の主査 1名

3. ヒアリング結果

(1) 道民児協事務局について

①基本的情報【1)設置主体・場所、2)人員数、3)専任・兼任の別】について

表 1 基本的情報

	独自（公益財団法人） 札幌市中央区
1)設置主体・場所	【補足】法人化は昭和24年6月27日。 平成25年4月1日に公益財団法人に改組。
2)人 数	6名（正職員4名、契約職員2名）
3)専任・兼任	すべて専任

②業務内容として、最近力を入れて取り組んでいる事業

①なり手不足の解消

ア) 在職期間短期化傾向への対応

- 民生委員児童委員初任者研修のプログラム改訂
- 民生委員児童委員二期目現任者研修の試行実施
- 支え合う民児協づくり研修の試行実施（予定）

イ) 委員候補者の発掘等

- 民生委員児童委員の選任にかかる実態と意向に関する調査
- P R活動の推進

②支え合う民児協づくりの推進

- 民生委員児童委員協議会のあり方に関する検討委員会の設置

③ICTを活用した研修の体系化

- ICTを活用した研修実施に関するアンケート調査
- 市町村民児協活性化事業（ICT整備モデル指定）
- 研修動画作成（9タイトル）

※上記3項目は密接に関連。

③事務局業務について、現在、課題と認識されていること

①なり手不足の問題

北海道の民生委員児童委員定数は 9,970 名であるが、令和元年一斉改選での欠員割合は 3.9%となっている。平成 13 年一斉改選時には 0.8%であった経過を鑑みると、民生委員のなり手不足は深刻化していると言ってよい。さらに、令和 7 年一斉改選は、団塊の世代と呼ばれる人々が 75 歳以上となる時期に当たることから、人口動態の観点からも、なり手不足

の問題がますます深刻化すると予想しており、現段階から準備を進めようとしている。

②専門性を担保した事務局体制の維持

先述のとおり、本連盟の事務局体制は6名となっているが、内3名は市町村社会福祉協（以下、社協）での勤務経験を有している。民生委員の活動支援にあたっては、その活動を具体的に承知している必要があると考えており、実際に、過去に社協職員であった旨を明かすことで耳を傾けてくれるケースも多い。

この背景には、本連盟事業を少人数で実施しなければならないことから、OJTも含め、人材育成にかかる時間的余裕がない状況が続いていることにある。予算面からも、この状況の改善は見込めていない。

しかしながら、職員の新規採用にあたっては、社協職員経験者を採用する方向で進めるも、そもそも社協の現場も人員不足に悩まされている状況にあって、思うような採用には至っていない。現行体制における職員の育成を真剣に考えなければならない時期に差し掛かっていると認識している。

(2) 道内の市町村民生委員児同委員協議会事務局について

①市町村民児協事務局から、どのような相談（課題や困りごと）を受けることが多いですか。

主な相談を3点、お教え下さい。

①委員の委解職に関すること

特に、選挙や政治と関係する問い合わせが多い。現職の民生委員が、地方議会議員等に立候補する場合は、民生委員法第16条の趣旨を踏まえ、道社会福祉審議会が定める審査方針の中で委員の選任を認めない規定が存在しており、市町村民児協においても、その認識は十分にもっている。問い合わせが多いのが、民生委員が地方議会議員立候補者等に近い立場にあるケース。

事例1 民生委員が立候補者の後援会長に就任するのは違法なのか？

→憲法において政治に参加する権利がある。民生委員法第16条の規定は、職務上の地位を政党又は政治目的に利用することを制限するものであるもので、後援会長の就任を制限するものではない。しかし、選挙活動にあたって、当事者は「委員の地位を利用していない」と主張しても、地域（住民）がそのように解釈してくれるとは限らない。以上のことから、誤解を招く行動を控えるべきであると考えられる。道庁の指示を受けてほしい。

→結果、この委員は退任し後援会長に就任。**事例 2** 委員の夫が床屋を経営しており、その夫が立候補者の後援会に入っているため、店舗内に選挙ポスターを掲示している。民児協内で問題になっている。

→民生委員法第 16 条に抵触はしないが、地域住民の誤解を招く可能性は否めない。しかし、当該委員の夫が政治に関わる活動を制限する権利は誰にもない。以上のことから、万が一地域住民から指摘があった場合は、丁寧に説明することを所属委員で申し合わせてみてはどうだろうか？

→民児協定例会にてその申し合わせを行い、特にトラブルなく選挙を終える。

②活動記録の記入方法

活動記録は、厚生労働大臣の委嘱を受けた民生委員の活動を国に報告するものであり、委員の責務とも言える。しかし、この記入方法は極めて煩雑であり、ベテラン委員でも記入方法に戸惑う例も少なくない。

基本的に活動記録は、市町村行政ルートで、北海道を経由して国に報告されるため、民生委員に対する記入方法のレクチャーも各市町村行政の責任で行われるべきであるが、市町村行政の担当職員は 2~3 年で異動してしまうため、行政職員がレクチャーできない実態がある。それらの背景もあり、市町村民児協事務局からの問い合わせは元より、委員から直接問い合わせを受ける事例もある。

→道民児連では「活動記録 Q & A」を作成し、冊子または WEB で公開している。

→場合によっては、道民児連職員を講師派遣し定例会等でレクチャーすることもある。

③独自研修実施にあたっての講師派遣

研修実施にあたって、道民児連職員に要請する事例は多い。コロナ禍にある令和 2 年度であっても派遣実践は 12 件あった。その中には、明確な課題を持ち合わせず、漠然と「役に立つ研修をして欲しい」という要請もある。その場合は、当該民児協の定例会で協議された内容などをヒアリングし、テーマ案を提示する。加えて、研修後の取り組みの提案や示唆まで行うようにしている。

→市町村民児協において、意図的な研修プログラムの編成がされてない実態が散見されることから、「研修企画のてびき」を作成し、各市町村民児協に配布。

→民児協の活性化をねらいとして、「民生委員児童委員のためのワークショップのすすめ」(テキスト)を作成し、今後活用いただくためのプログラムづくりをする予定。

②市町村民児協事務局への支援として、主なものを 3 点、お教え下さい。

①テーマ特化型市町村民児協活性化事業を通じた支援

道民児連では「第3次活動指針」(平成30年度策定)に沿った活動を実施する(単位)民児協をモデル指定し助成する事業を実施しているが、令和3年度からの挑戦としては、道民児連が取り組みテーマを提示し、応募のあった民児協を指定する方式も採用している。この取り組みの特徴は、指定民児協にアドバイザーと道民児連職員が定期的に訪問し、共に考え取り組みを進める点にある。令和3年度のテーマおよび指定民児協数は以下のとおり。

- 「ペア制度導入による住民支援体制の再構築」 1民児協 令和3~4年度指定
- 「災害に備える民児協体制づくり」 2民児協 令和3~4年度指定

この事業のねらいは、「これからの活動のあり方のモデル開発に関する研究」と銘打っている。これら実践の結果については、道民児連が設置する「民生委員児童委員協議会のあり方に関する検討委員会」にてモニタリングし、全道的な展開に向けた一般化に取り組む予定としている。

②タイムリーな情報提供とWEBの活用

道民児連ではホームページを活用し、さまざまな資料やデータの提供を行っている。特に道民児連が発行する報告書は、冊子での送付に合わせ、ホームページ上にもアップロードすることを心がけている。誰もがアクセスできる利点があることは元より、各市町村民児協事務局においては、各種資料のアーカイブとして活用いただいている事例もある。

また、一般公開に馴染まない資料や各種様式のデータについては、「市町村民児協事務局専用ページ」を設けて、アップロードする取扱いとしている。このシステムは市町村の事務局担当職員より好評をいただいている。

③調査・研究の実践および結果の共有

道民児連では少なくとも、年に1回は何らかの全数調査を実施しているが、その調査結果は必ず市町村民児協にフィードバックしている。各々の市町村民児協の取り組みが全道的にどの立ち位置なのかを確認し、これからの活動のあり方を検討するにあたっての基礎資料としていただいている。(市町村民児協事務局の中には、全道的な傾向を把握してから、それに倣う傾向も…)

【令和2年度に実施した調査】

- 市町村民生委員児童委員協議会等基本調査

○新型コロナウイルス感染拡大による活動への影響に関する調査

○新型コロナウイルス感染症に対する意識と活動に関する調査

③貴事務局から見た、市町村民児協が抱える課題をいくつかお教え下さい。

以下、道民児連が設置した「研修のあり方に関する検討委員会」の答申内容（抜粋）。
道民児連事務局としても、同様の見解である。

①研修に関すること

○研修機会は用意されている。ただ、その研修を生かす機会には恵まれていないのではないかと指摘された。個人が受けた研修の成果を、地区民児協の中で反映するのが難しい状況があると指摘された。研修内容や問題意識、意欲など活動へのモチベーションの高まりを、いかに民児協の中で共有し生かすか否かは、組織としての運営体制のあり方に深く関わる。

○一人が研修での学びの感動を持ち帰ってもそのことを伝えるのは難しい。研修内容を民児協として一般化し共有するためには、複数の委員の参加が必要であると考えられる。そのことにより、日常的な活動に反映することが可能となる。委員間での研修内容に関する意見交換が活発になされ、問題意識や活動意欲の共有化が図られ、コミュニケーションの活性化や連携意識も深まるのではないかと。

○実現の手立てとして提起された研修の複数参加の効果について、事例検証が求められる。

②民生委員を支える仕組みに関すること

○やる気をもって意欲的に活動している委員を支える仕組みづくりや機能強化が、課題として問われている。民生委員個々人のスキルアップに関する研修は当然重視されるが、民生委員を地域や民児協で孤立させない仕組みをどのように強化するのか、これらを同時並行で行われなければならない。

○民生委員の中には、地域の要援護者の支援のあり方に悩みを抱えているケースが多々ある。そこをバックアップする機能が不十分であると指摘される。社協や地域包括支援センター等、専門職が関わることで、バックアップ機能を補填していかなければならない。

○町内会との連携を図る仕組みが構築されていることは、民生委員活動の必須条件である。その整備が必要条件となる。地域環境が整備されていなければ、民生委員の認知も活動もままならない。住民支え合いマップの取り組みを中心とした班体制による活

動の展開は効果的であると評価されている。新旧の委員が一堂に会し、互いに率直なコミュニケーションを取り合う仕組みがあることで、活動は保障される。

- 民生委員を支援する仕組みがあれば、委員のモチベーションと安心感が担保される。活動に対する労いの言葉一つで救われることもある。「目くばり、気くばり、心くばり」を心がけることで、支援は日常化する。
- 民児協会長（リーダー）等が、所属委員をフォローする体制ができている事例も多い。それが運営体制として位置づけられ機能化されていくことにより、メンバーの連帯性や活動への協同性が高まると考える。今後の課題のひとつになると指摘される。
- 少人数の班編成を行い、日常的に近隣地区委員同士で活動を進めることで、コミュニケーションが促進され、意見交換もスムーズになるという事例も紹介された。経験年数や性差、職業、価値観の違いなど、さまざまな個性を持つ委員のコミュニケーションが増えることで、その班のスキルアップにつながる。また少人数であれば、定例会で発言を遠慮がちな委員も意見することができるし、質問もしやすい。このような仕組みを有効に活用することが、これからの民生委員活動には欠かせないシステムとなると考える。委員同士のコミュニケーションを活性化し協同化を促すシステムといえる。
- 活動にあたってフォローもなく放任された委員がいた事例は、蔑ろにはできない。その孤立した状況の辛さが、早期退任につながる要因であるとすれば、放置できない。民生委員を孤立させないことを念頭に、定例会などでフォローアップできる仕組みを真剣に考えていかなければならない。
- 懸命に活動する委員へのフォローアップやモチベーションの維持や活動への評価は、重要なファクターである。評価はあくまでもポジティブな内容であり自己肯定感情やモチベーションの維持や活動への意欲を高めるものでなければならない。誰が何をどのように評価し委員個々の資質を高めていくのか、研修の重要な課題の一つである。
- 日々の活動を民生委員の中で確実に定着化させていくためには、民生委員と共にある人たち、福祉に関わる専門職等への研修機会の必要性を問い、単位民児協を含めどこかで組み立てる必要がある。
- 令和元年度の初任者研修は、一方的に受講する形態ではなく参加者同士が顔を合わせ、意識と課題を確認し共有し合うスタイルの研修であり、今までになく実りのあるものだったと参加者から評価されている。民生委員は少なからず、断り切れずに就任

する方が多い。しかし、研修を受けることでポジティブな意識変容がなされ、前向きに取り組もうという意欲が啓発された結果の評価であった。

- 「基本調査」には行政への「意見具申」に関する設問があるが、民生委員活動の負担軽減に関する提案は実に少なく、自分たちの活動をより良くしていく提言がなかなかなされていない実態があることに憂慮する。

③地域や関係機関・団体との連携に関すること

- 民生委員活動の中で多くなってきているのは、専門職からの連携や連絡調整があげられる。さまざまな専門職が多職種連携の流れの中で、地域ケア会議、要保護児童対策協議会など、民生委員が関わる機会が多くなっている。専門職サイドからすると、情報をもらいたいという意図がある。民生委員の立場では、専門職からも情報を得たいのだが、一方通行の関係になってしまっている。果たしてここに連携や連絡調整という機能はあるのかという問題も浮き彫りにされる。本来の関係づくりが喫緊の課題といえる。情報収集→課題の抽出と焦点化→解決方策の協議→各機関団体での方策の提案と協働化の方策の検討→対応の見通しや合意形成と決定→各機関の実行と各機関との協働対策実施などの一連の本来の流れが、多くの場合スルーされている実態に流されているのではないかと考えられる。その位置づけすら曖昧では、会議は機能不全を起し参加する意味も薄らぐ。
- 民生委員の社会的立場や役割を地域に発信をしていくことが重要である。民生委員の存在と役割を地域住民に理解し協力を得るためにも、民生委員は大切な存在であることを肌で感じ受け入れていただくためにも、その人間的な資質に負うところが大きい。町内会をまたぐ広域で活動することが、その人なりの理解を妨げている要因である。
- 民生委員は真面目に取り組む実直な人が多く、ときに孤立しがちになってしまう場合も少なくない。担当する当事者の問題をつい抱えこんでしまったり、問題解決に関わる連携相手に恵まれない事例や、情報提供に対するフィードバックがないというような状況もある。だからこそ、連携を取るための仕組みを、行政を含め地域や単位民児協で予め作ることが必要となる。
- 事務局機能を強化するための事務局に対する研修機会とか、あるいは日常的に民生委員に関わる専門職等への研修機会をどのように設けていくのか。このことが、民生委員が研修で学んだことを生かすことにどうつながっていくのかも含めて、考えなければ

ばならない。行政が担う事務局の場合、縦関係の組織としての相関性を否定できない。前述した「意見具申」の問題もここに起因するのではないか。改善をいかに図るのか。単位民児協だけでは難しいゆえに、事務局担当者の民生員活動への理解と公僕としての公務への責任を全うしてもらうためにも、研修事業を通して意識改革を図らねばならないと痛感する。

○都道府県や市町村行政が策定する「地域福祉計画」や、社協が策定する「地域福祉実践計画」の中で、民生委員の位置づけを具体的に示していない実態が散見される。民生委員に何を求めるのかは、すでに「活動指針」（以下、活動指針）に明記されておりこれらを提起して、それぞれも計画に合致するところで委員の役割を明確にすることは容易である。単位民児協事務局が積極的に動き、行政等へ働きかけて改善を図らねばならない重要課題である。しいては、民生委員が民生委員としてのあり方を学び、それを行政や関係機関にどう伝えていくのかということも、研修の位置づけとして欠くことの出来ない必要な内容となる。「福祉でまちづくり」に参画するキーパーソンとしての民生委員の存在を示威するであり、地域住民への理解と活動への啓発を誘因するにもつながる。

○地域共生社会の実現のため社会福祉法等が一部改正された。引きこもりなど制度のはざままで孤立した人や家庭を把握し、伴走支援できる体制をつくる「重層的支援体制整備事業」（新規事業）がスタートする。困りごとの解決を目指すだけでなく、社会とのつながりを取り戻すことで困りごとを小さくするような関わりも重視される。民生委員と関わりのある専門職は、分野を問わず「断らない相談支援」を目指すこととなり、就労や学習など多様な形で社会参加を促す「参加支援」や、交流や参加の機会を増やす「地域づくり」をセットで行うこととなる。このような地域福祉の転換期にあつて、民生委員に対する期待や要請がますます高まることが想定される。

④県内の市町村民児協事務局の担当は、「行政」と「社協」の2つがあるかと思います。両者を比較したとき、活動傾向の違いはあるでしょうか。

社協が事務局を所管している方が、取り組みのスピード感（即応性）は高いと感じる。また、当然のことながら、登別市社協が実施する「応急生活支援事業」や「タブレットつながり事業」のように、民児協と連動した効果的な地域福祉事業を実施している傾向もある。

一方、行政が民児協事務局を所管している場合は、民児協団体事務と、民生関連事務を担当する職員が同一人物であることが多く、委嘱事務等の手続きはスムーズであると感じて

いる。

視点を換え、「市」と「町村」の民児協のそれぞれの特徴にも触れさせてもらいたい。市の民児協では、複数の単位民児協を設置しており、定例会はそれぞれの民児協が行政の手を借りず開催している傾向にあるが、町村民児協では事務局依存度が高い傾向が否めない。災害発生時にはその違いが顕著に表れる。市の単位民児協は、行政からの指示がなくとも、各民児協の判断により安否確認等の取り組みを進めるが、町村民児協では行政からの指示待ちの傾向が強く、委員個々の判断により安否確認等の活動を進める特徴がある。

(3) 3つのトピック（担い手確保、研修、負担軽減）について

①民生委員・児童委員の担い手（なり手）確保のため、貴民児協事務局として取り組んでいることをお教え下さい。また、特徴ある市町村の取り組みがあればお教え下さい。

道民児連では、なり手不足の問題を以下のとおり整理し、次の取り組みを進めている。

【なり手不足の要因】

- 企業の定年年齢の延長
- 過疎化・高齢化する地域での適任者の不足
- 「民生委員活動は大変だ」というイメージが定着化
- 委員の在職期間の短期化傾向

道民児連の取り組み

(1) 早期退任傾向への対応

① 研修による意欲向上を図るプログラム開発および運用

- ・ 民生委員児童委員研修のあり方に関する検討委員会の設置（令和2年度）
- ・ 「民生委員児童委員研修研修企画のてびき」の発行（令和2年度）
- ・ 新しい初任者研修プログラムの体系化に関する研究（令和3年度）
- ・ 二期目現任者研修プログラムの体系化に関する研究（令和3年度）

② 支え合い民児協づくりの推進

- ・ 民生委員児童委員協議会のあり方に関する検討委員会の設置（令和3～4年度）
- ・ 第3次北海道民生委員児童委員活動指針の普及・啓発（通年）

- ・テーマ特化型市町村民児協活性化事業の実施および研究（令和3～4年度）

(2)地域の候補者の発掘

①民生委員児童委員の選任にかかる実態と意向に関する調査

- ・早期退任者の留任や委員候補者の発掘に関する取り組み、民生委員審査専門分科会審査方針に対する意見について調査。その結果を北海道に報告し、審査方針改訂の検討を行っていただく

②民生委員児童委員活動PR

- ・候補者向け説明パンフレットの作成および配布
- ・住民向けPRパンフレットの作成および配布（活動強化週間）
- ・「子どもに向けた活動PR大作戦」（子ども向けPRパンフレット）の配布（令和3年度）

②貴民児協事務局が研修を企画する際、近年、特に重視していることがあればお教え下さい。

- 研修を受けた感動や変容した意識の共有
- 民生委員を孤立させない民児協の運営と関係機関への働きかけ
- 民生委員として心得なければならない人間尊重と対等性
- 各関係事業の連動性・連続性

③研修に関して、市町村民児協事務局へ行っている支援があればお教え下さい。

前述のとおり。

④市町村民児協事務局の職員を対象とした研修を行っていますか。行っている場合、研修内容についてお教え下さい。もしくは、市町村の事務局職員にとって、必要な研修（身につけておくべき業務スキル）について、お考えをお話し下さい。

現状では具体的に実施していないが、各種会議の後に時間を設けて、業務説明会を行うことはある。ただ、事務局向けアンケート結果において、「事務局職員向け研修の実施」に関しては、約3割の回答者が実施を望んでいる結果もあることから、具体的な事業化に向けて検討している。

4. ヒアリング調査を通して

先進的な取り組みをしている北海道民児協事務局のヒアリングを通して、今後の民児協事務局の在り方を検討していく上で、重要な示唆を得た点として4点整理しておく。

(1) 担当職員（事務局）の情報収集と分析力

民生委員が関わる分野は多岐にわたる。乳幼児・こども家庭支援から障害、高齢、生活困窮など地域住民が直面する地域生活課題に、民生委員・児童委員は常に向き合う。それを支える担当者としても幅広い政策動向を常にキャッチアップし、必要な情報を民生委員に伝えていかなければならない。それは国の政策もあれば、都道府県独自の取り組みもある。

その際に、施策をそのまま伝えるのではなく、民生委員にとって役に立つ、活動に生かせるような内容に加工して伝える工夫が不可欠である。行政説明のような一方的な制度の解説では、民生委員に伝わらないという。とはいえ、そのためには事務局がしっかりとその内容を理解し、民生委員に伝わるように翻訳しながら、活動事例に即して伝えるという高い専門性が求められる。

また民児協では民生委員に関する調査を定期的実施していることも特質されることである。さらに行政や民間機関が実施した各種の調査結果なども民生委員の視点で分析しなおして、民生委員活動に有用なデータとして整理したり、福祉現場の課題を明らかにし、行政などに対して提言したりするようなこともある。まさに民生委員が有する意見具申の機能を、事務局として意識されているのであろう。

(2) 担当職員（事務局）の民生委員・児童委員との信頼関係と支持力

民児協の役員になると、経験年数の長い民生委員が多くなる。そのことが役員と事務局のマナーにならないように留意しつつも、しっかりと信頼関係をつくっている。役員である民生委員の背景や活動などを受け止め、何か問題が生じたときには、その解決にむけて事務局も一緒に悩むという。またお祝い事があれば共に喜ぶ。そうしたおつきあいを大切にすることで、信頼関係をしっかりと結んできている。

一方で活動経験が短い民生委員には、モチベーションが持てるように働きかけ、常にフォローアップできるようにしようとしている。全ての民生委員が主体的に委員になったのではない。その人たちも委員になったからには、活動に対して主体的に関われるよう、その意義や必要性をわかってもらえるように声かけをはじめ、リフレクションの機会を丁寧に配慮している。民生委員が地域から孤立しないように、「目くばり、気くばり、心くばり」を

して労いの一言を添えるなど、きめ細かい配慮がある。

民生委員が地域の人たちと信頼関係をつくるように、民児協の事務局は民生委員と信頼関係がつかれないとダメだという言葉には説得力がある。

(3) 担当職員（事務局）と他機関の連携

他機関との連携に関しても、民生委員を軸にその連携のあり方が提起された。社会福祉の各分野の会議、福祉以外の分野（例えば教育関係、災害減災関係、都市計画など）にも民生委員の出席が求められる。行政のなかには、民生委員の実態を知らなくても、構成員として形式的に民生委員に委嘱することもあるという。民児協としては、そうした諸会議の内容についても把握しようとしている。そのうえで民生委員の参加が必要ないと判断される場合は、当該事務局ともしっかり調整ができる力を有しておかなければならない。

逆の場合もある。内容によっては民生委員の発言が必要な内容にもかかわらず、当事者不在で決められてしまうこともある。ただあまりにも会議の数が多くなるので、本来の民生委員活動に支障をきたさないような配慮も事務局として必要である。そのうえで、しっかり諸計画のなかに民生委員の位置づけ、役割や機能を明記されることが必要であるとの指摘は重い。

こうした実績を積み上げてきたことで、現状では行政や社協などから民児協事務局に様々な問い合わせが来るようになったという。

(4) 事務局（職員）のビジョン性の有無と専門性

以上のようなヒアリングを通して、北海道民児協の最大の強みは、事務局（職員）がビジョンを有している点にある。常に民生委員を取り巻く状況の変化（現状や課題）を把握し、その解決にむけての中長期のビジョンがある。そのことが研修企画にも表れている。場当たりの研修ではなく、今、どういう研修（テーマやプログラム）が必要かを練り、ときには社会に対して発信力のある取り組みをしている。

こうした積極的な事務局活動をしているからこそ、課題として「専門性が担保された事務局体制の維持」があげられている。そのなかで民児協事務局に求められる専門性として、「地域福祉」があげられていることに注目したい。職員が地域福祉を理解して、その推進を民生委員と図っていくということである。そうした事務局職員のキャリアアップと職員養成が大きな課題とのことである。

そして最後に、これだけの活動をしている民児協であっても、民生委員の「なり手不足」を最大の課題としている。北海道民児協のように民生委員の支援体制が整っている事務局のもとでは、民生委員のなり手不足は起こらない、という結果が示すことが出来ればよいのであるが、ことはそれほど単純な因果関係ではない。

しかしながら、民生委員活動の継続性、活動の質の担保、持続可能な仕組みにしていくために、民児協には専門性のある担当者と事務局体制が必要であることは、ヒアリングを通して確信できた点である。

第7章 民生委員・児童委員の「担い手不足」の要因と民児協事務局の認識

—全国市町村民児協事務局アンケート調査より

加川充浩（島根大学）

1. 研究の目的と背景

本研究の目的は、民生委員・児童委員（以下、民生委員）の「担い手不足」の要因および特徴を明らかにすることである。加えて、民生委員・児童委員協議会事務局（以下、民児協事務局）の現状と課題についての示唆を得ることも試みる。

現在、民生委員活動への期待が高まる一方で、課題も指摘される。例えば、「活動の負担感」や「担い手不足」である（鈴木 2019; 岸本ほか 2020）。こうした課題は、民生委員定数に対する充足率の低下にも現れているとされる。2019年の一斉改選時の充足率は95.2%であった。これを受け、全国民生委員児童委員連合会（以下、全民児連）も、若年層の担い手確保などに取り組んでいる。

岡山県で済世顧問制度が創設されたのが1917（大正6）年、大阪府で方面委員制度が創設されたのはその翌年である。以来、民生委員制度は100年を超えて続いている。今後も、民生委員制度を持続可能なものとするためには、委員の活動の負担を軽減したり、地域に担い手を育成したりすることが必要となる。

本研究では、種々の課題のうち特に、「担い手不足」の問題を取り上げる。

民生委員という地域福祉の「担い手」への関心は、制度創設以来、一貫して高かった。その理由は、生活困窮者を支援する民生委員の資質こそが、この制度の有効性を左右すると考えられてきたからである。原田（1987:58）は、制度創設以降、民生委員の「人探しに重点がおかれてきた」と指摘し、これは今後も重要な論点となり続けることを示唆している。委員に適任の人物を得なければ、民生委員制度が継続することは難しい、という認識でもある。

民生委員の「担い手不足」を正面から議論する研究は、1990年代からみられるようになる。初期の研究では、沖縄県での民生委員の担い手不足を扱ったものがある（水野 1995）。なぜ、沖縄県を対象とした研究が初期なのか。この水野の研究は、1995年に発表されているが、当時、沖縄県の民生委員充足率は、他県と比較して格段に低かったためである。1992年の一斉改選時、沖縄県の充足率は91.6%であった。全国平均は99.6%である。そのため、この時期、沖縄県以外で、担い手不足が論じられることはほとんどなかったのである。過半数の都道府県は、充足率が100%であった（最も充足率が低い千葉県でも99.4%。但し、政

令指定都市を除く数字)。

一方、水野は、沖縄県での定数不足（低充足率）の背景にある構造的問題は、他の都道府県にも共通しており、今後問題になるのではないかと予言している。構造的問題として、例えば、「民生委員の選出は、自治会推薦に依拠している。しかし地域のつながりが希薄化するなか、自治会推薦が機能不全に陥っている」という点が指摘されている¹⁾。

水野のこうした予言は、後の充足率の実態、および研究で裏付けられる。

第一に、実態面では、充足率の低下が、沖縄県に限らず全国的に進行している。表1は、充足率の中でも、百分の一の位が下がった年に着目して整理したものである。具体的に見ると、充足率が99%台を切り、98%台に突入するのは2001年度である。次に97%台となるのが2013年度である。この間、12年ある。ただ、次に、96%台に乗るのが3年後の2016年度である。さらに95%台となるのも3年後の2019年度である。表からは、充足率低下の進行度が「加速」している様子がみてとれる。

第二に、報道・研究をみる。例えば、朝日新聞の記事検索ソフト（朝日新聞クロスサーチ）を使用し、「民生委員」「定数」が登場する記事を検索した。結果、担い手不足の記事が初めて登場するのは2005年2月6日であった（リード文は次の通り。「民生・児童委員、担い手先細り 孤独死・・・『荷重い』、欠員3千人」）。記事本文では、大規模マンションがある地区ではなり手を探すのが困難であること、等が指摘されている。以後、担い手不足の報道は増えていく。一方、調査・研究をみると、全国民生委員児童委員連合会（2016）、全国民生委員児童委員連合会（2017）、谷川（2018）などが、「担い手不足」を重要課題として取り上げている。

表1 民生委員定数充足率の低下状況

年度	充足率
2001年度	98.9%
2013年度	97.4%
2016年度	96.8%
2019年度	95.6%

厚生労働省（2018）および全国民生委員児童委員連合会（2022）をもとに作成

さらに、直近の「担い手不足」に関する研究では、文京学院大学メンバーが中心となり取

りまとめた報告書がある（学校法人文京学園文京学院大学 2021）。この文京学院大学報告書で主として論じられているのは、「候補者推薦の課題」である。具体的には、「年齢要件がある」「高齢化していて適任者が見つからない」といった候補者推薦（担い手不足）の課題を、全国の市町村民生委員事務所管部局が、どの程度感じているかを明らかにしている。また、結論部分では、担い手不足を解消するための5つの提言がなされている（仕事を持つ人が委員となることができる環境整備、委員のタブレット（ICT）を利用した活動の推進、など）。

本報告との違いにも触れておく。文京学院大学報告書では、アンケート調査の回答者が、市町村の「民生委員事務所管部局」である。つまり必ずしも「民児協事務局」とは一致しない。これだと、回答者は全て行政の担当者となる。民児協事務局を担当している社会福祉協議会（以下、社協）などは、回答者から除外されている。担い手不足の現状に関して、市町村（行政）の所管部局の認識を明らかにしているのであり、民児協事務局のあり方に触れているわけではない。この点、本報告との大きな相違である。民児協事務局は、日常から民生委員と接し、また活動を支援している。民生委員を支える重要な存在であり、事務局に焦点を当てる意義は大きい。

民児協事務局が、民生委員を支援する機能を持つことが、民生委員制度を継続する要件であるという議論はこれまでもなされてきた（全国民生委員児童委員連合会 2016；市川ほか 2017）。しかし、事務局を主題にした研究は少ない。

民児協事務局の研究が少ない理由を挙げておく。従来調査・研究では、「民生委員本人」が抱える課題に着目することが多かったためでもある（全国民生委員児童委員連合会 2018）。「事務局」よりも、先ずは地域の第一線で活動する「民生委員本人」に焦点が当てられてきた。

しかし、民生委員制度を持続可能なものとするためには、民児協事務局の役割が大きいと思われる。民児協事務局の役割はいくつかある。①民生委員から活動に関する相談を受けること、②研修の企画・実施、③定例会（月に一回程度）の開催、④民児協組織を維持するための各種事務（会計事務、役員決定、行事開催など）、⑤3年に一度の改選時に民生委員の定数を確保すること（特に行政の事務局）、といった役割である。民児協事務局は、民生委員の日頃の活動を支える業務を多岐に渡って行っているといえる。

小論では、第一に、民児協事務局が認識している、「担い手不足」の要因を明らかにする。第二に、問題を認識している事務局と、認識していない事務局の2つがあることに焦点を

当てる。担い手不足を認識する傾向にある（担い手不足を感じる割合が高い）事務局の条件はどのようなものか明らかにしたい。例えば、事務局の職員体制、地域特性（高齢化、過疎化など）、事務局の担い手（社協か行政か）といった要因が、認識の違いに影響を与えるか否かを検討する。

小論の特徴は、①民児協事務局の認識に焦点を当てること、②民児協事務局の「担い手不足」の認識に影響を与える要因（地域、事務局の担当主体等の特性）に着目して論じること、にある。

なお、小論では「担い手不足」と表現した。これ以外には「なり手不足」という言い方もある。先行研究をみると、こちらは、地域福祉関係者（研究者・実践者）による使用が多い（全国民生委員児童委員連合会 2017）。福祉関係者にとっては「民生委員に『なって』くれる人が不足している」という実感が深いためであろう。本稿ではより中立的な用語として「担い手不足」を使用する。

2. 研究方法

全国の市区町村設置の民児協事務局（全 1,806 ヶ所）の担当者を対象に、アンケート調査を行った。郵送法により、2021 年 1 月 27 日郵送、2 月 19 日を回答期限とした。回収数は 1,117（回収率 61.8%）であった。回答はエクセル統計を用いて分析し、独立性の検定を行って有意差を確認した。また、自由記述はテキストマイニング分析を行った。

3. 倫理的配慮

調査票に同封した依頼状に、回答は無記名であること、回答者個人や自治体名が特定されることはないこと、調査結果を専用ウェブサイトで公開することなどを記載した。また、本調査は九州大学大学院人間環境学研究院共生社会学講座・人間環境学府共生社会学コース研究倫理委員会の承認を得て実施した。

4. 結果

(1) 推薦基準に関する課題とは「担い手不足」をさす

調査では「推薦基準として課題になっていることがありますか」という質問を行った。選択肢として「1 課題はない」「2 課題がある」「3 わからない」の3つを示した。さらに、「2 課題がある」と回答した場合、「その内容について教えてください」と依頼した（回答方法は自由記述による）。

表 2 推薦基準の課題の有無

	パーセント	実数
課題はない	42.0%	425
課題がある	36.0%	364
わからない	22.0%	223
合計	100.0%	1,117

なお、ここで「推薦基準」について若干の説明を行っておく。大半の市町村は、民生委員を推薦（選任）する際の基準を設けている。厚生労働省も「民生委員・児童委員の選任について」という通知を発出して、推薦基準を作成することを都道府県知事・指定都市市長・中核市市長に求めている（厚生労働省 2010）。

基準の具体例としては、新任の主任児童委員は 55 歳未満とする（大阪市 2021）、「責任感が強く、民生委員協議会はもとより、各種の関係集會に積極的に出席し、幅広い視野に立って地区の福祉増進の推進者となれる者」（京都市 2019）といった規定がある。

さて、表 2 は、調査結果である。「課題はない」が 42%、「課題がある」は 36%、「わからない」が 22%となった。「課題はない」という回答が「課題がある」をやや（6 ポイント）上回っている。

「課題がある」は 36%であるが、具体的には、どのような課題なのだろうか。自由記述を分析してみた。なお、自由回答は 375 件あった。

分析には KH Coder というソフトウェアを用いて「共起ネットワーク分析」を行った。テキストデータを統計的に分析するテキストマイニング手法の一つである。

共起ネットワーク分析では、次の 2 つに着目する。第一は、どの用語が頻繁に記述されているか、である。これは、用語の登場回数で表す。第二は、登場した用語が、別のある用語

と一緒に使われる割合に着目する。複数の用語と一緒に使われる（つまり「共起」している）場合に注目している。

共起ネットワーク分析は、図 1 のように示される。前段落の第一で述べた用語の頻出度は、円の大ききで示される（円の中心には各用語が記されている。例えば「定年」など）。第二で述べた共起は、用語を結ぶ線で示される。実線は用語同士の関連が強い。例えば、「世代」と「若い」は実践で結ばれ、かつ「.4」という数字が付されている。これは、「世代」と「若い」という用語が同時に使われる（共起する）割合が 40%であることを意味する。図 1 では、11 の用語群が配置されている。

ただし、この用語群だけ見ても、意味が十分には分かり難い。そのため、筆者が改めて全ての自由記述を読み込んで、各用語群の意味と回答の代表例を、表 3 に整理した。

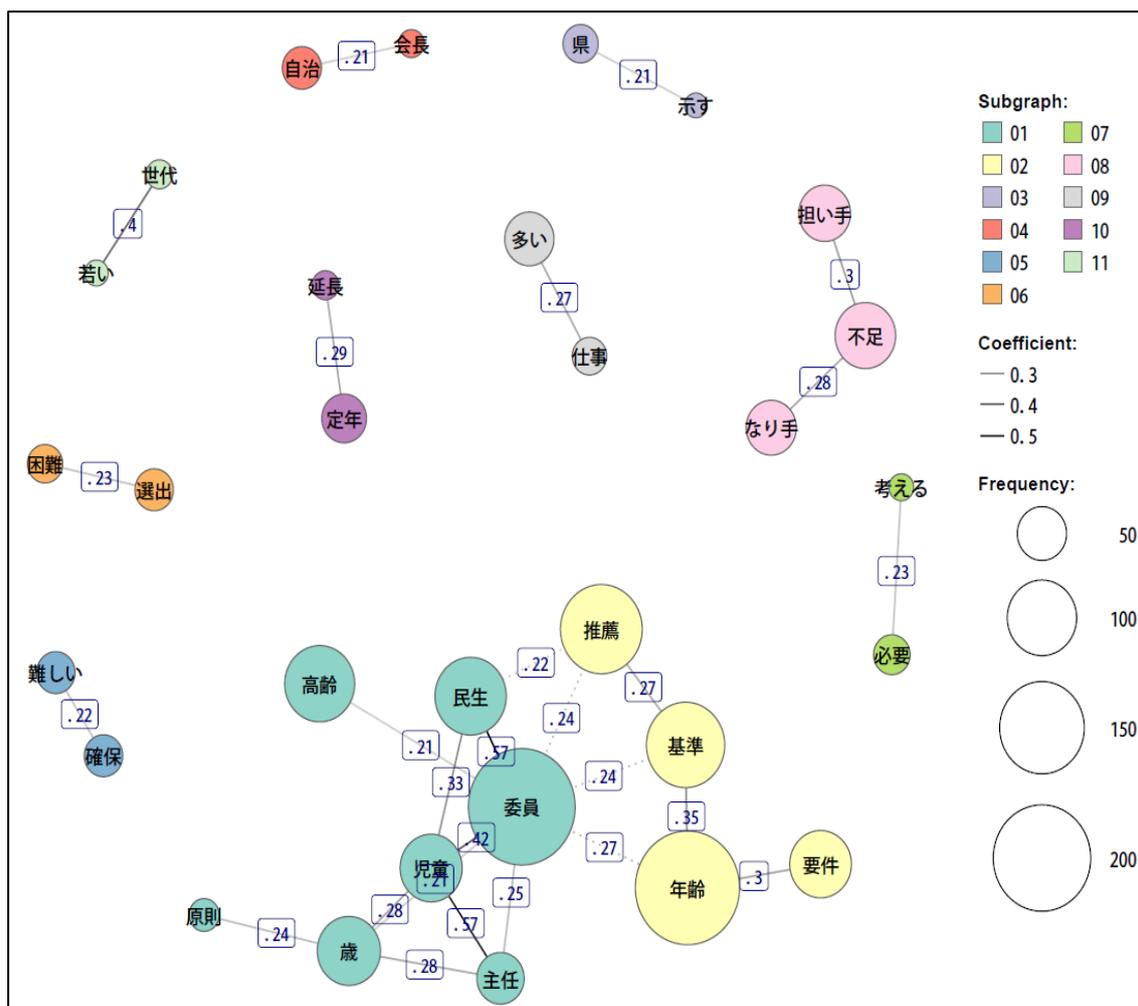


図 1 推薦基準に課題がある場合の自由記述・共起ネットワーク分析

表3の全体を総括すると、11の用語群いずれも、民生委員の担い手を確保することが困難である、と述べている。調査票の質問では、推薦基準に関する課題をたずねた。この質問に対し、民児協事務局の関心は、民生委員の「担い手不足」に焦点化されていたと言える。

また、大別すると、3つの要因に分類できる（表3、参照。表3は、図1を解説したものである）。第一は、「制度基準」という要因である。例えば、「主任児童委員は55歳未満」「国・県による一律的な年齢制限」といった基準が民生委員の選任を難しくしている（用語群No.1、2、3、6、7、8）。

第二は、「地域社会」の側の要因である。例えば、「推薦を行う自治会長の負担が大きい」「高齢化の進行」といった事情が、自由記述から伺えた（用語群No.4、5）。

第三は、「住民個々」の側の要因である。「仕事が多忙」「若い世代が引き受けてくれない」といった自由記述が見られた（用語群No.9、10、11）。

ここまで、民児協事務局は、推薦基準に関する課題を「担い手不足」という現状として認識していることを明らかにした。特に、11の用語群、および3つの要因に整理した。以下では、民児協事務局の「担い手不足」の認識について、さらに様々な角度から分析を試みる。

まず、課題を認識している民児協事務局と、そうではない事務局の2つがあることに注目して分析を進めていく。次に、なぜ認識に差が生じるのかを検討する。特に、①地域特性、②民児協事務局の体制に着目する。

表3 各用語群の意味と回答の代表例

用語群No	共起ネットワーク図に登場する用語	用語群の意味（「」は回答の代表例）
1	「民生」「委員」「主任」「児童」「歳」「原則」「高齢」	民生委員・主任児童委員の選任にあたり、年齢制限がある。特に、主任児童委員は55歳未満という原則がある。高齢の候補者は任用できず、担い手不足に陥る。
2	「推薦」「基準」「年齢」「要件」	推薦基準に年齢要件があるため担い手不足が課題となっている。
3	「県」「示す」	担い手が確保できるよう、県が緩和した基準を示してほしい。
4	「自治」「会長」	民生委員を選出する際、自治会長の負担が大きい。
5	「難しい」「確保」	高齢化により担い手の確保が難しい。
6	「困難」「選出」	推薦基準では、活動の時間的余裕が無い人は不適格となり、選出できない。
7	「考える」「必要」	年齢基準の緩和を考える必要がある。
8	「担い手」「不足」「なり手」	「ただでさえ担い手が不足している中で……『人格見識ともに高く』等の条件は現実的ではない。」
9	「多い」「仕事」	「仕事や介護などの理由で時間的に余裕のない人が多い。」
10	「定年」「延長」	定年が延長となる傾向があり、高齢でも働く人が多く、担い手の数が減少している。
11	「世代」「若い」	若い世代が引き受けてくれない。

(2) 地域特性別の分析

前項の通り、課題を認識している民児協事務局と、そうでない事務局がある。ここでは、地域特性別の分析を行う。人口規模、過疎化、高齢化率といった点についてみていくことにする。

なお、以下の表のいずれも、独立性の検定を行い、2つの変数に関連が見られたものについては残渣分析を行った。凡例を、表4に示しておく。特に、表では網掛けの部分に注目していただくとよい。網掛けしてある数字が、統計上の有意差がみられた部分である。また、以下では、その部分を中心に記述してある。

表4 凡例

独立性の検定	
P<0.05	5%有意
クロス集計の残差分析	
太字	5%有意で割合が高い
細字	5%有意で割合が低い

1) 人口規模別

自治体の人口規模により、課題認識の有無に差があるかを確認してみる（表5）。これを見ると、「人口5万人未満」を境として、回答に有意差が生じている。

人口が5万人未満の小規模自治体（市町村）ほど、「課題がある」と回答した割合が低い（2～3割台）。中核市程度以上の人口が多い自治体の方が「課題がある」と回答する割合が高い（4割以上）。イメージとしては、政令指定都市のような大規模市は、担い手確保に困難を感じている。一方、人口が少ない市町村の方が、担い手不足を認識する割合が低い、と言える。

表5 人口規模別

	実数	課題はない	課題がある	分からない
5,000人未満	122	45.9%	26.2%	27.9%
5,000～10,000人未満	120	56.7%	23.3%	20.0%
10,000～50,000人未満	399	43.9%	31.3%	24.8%
50,000～200,000人未満	270	33.7%	47.0%	19.3%
200,000～500,000人未満	70	35.7%	51.4%	12.9%
500,000人以上	21	28.6%	61.9%	9.5%

2) 過疎道県と都市都府県の相違

過疎地域と都市部との比較を行った。過疎市町村を多く抱える都道府県と、都市的な地域を多く抱える都道府県との比較である（表 6）。ここでは、仮に「過疎道県」と「都市都府県」と名付けて、両者の相違をみた。

過疎道県とは、過疎市町村比率 75%以上の道県である。具体的には、北海道、青森、岩手、秋田、鳥取、島根、高知、大分、鹿児島 の 9 道県である。

都市都府県とは、過疎市町村比率 10%以下の都府県である。具体的には、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、滋賀、大阪の 8 都府県である（全国過疎地域連盟 2021）。

過疎道県にある市町村のうち「課題はない」と回答したのは 50.6%である。「課題がある」は 26.1%である。一方、都市都府県は「課題がない」が 40.3%、「課題がある」は 45.1%となっている。過疎道県の市町村は、担い手不足をあまり認識していない。比較して、都市都府県の市町村は、より課題を認識する傾向にある。先にみた、人口規模別と類似の傾向があると言える。

表 6 過疎・都市都道府県別

	実数	課題はない	課題がある	分からない
過疎道県	245	50.6%	26.1%	23.3%
都市都府県	233	40.3%	45.1%	14.6%

3) 高齢化率別

高齢化率の高低による比較を行った（表 7）。高齢化率が全国平均に比べて低い（20～30%未満）自治体は、「課題がある」と回答する割合が有意に高い（43.8%）。一方、高齢化率が高い（40%以上）自治体は、「課題がある」と回答する割合が低い（24.3%）。

一般的なイメージではあるが、都市部にあるような自治体は課題を認識する割合が高い。一方、中山間地域にあるような市町村では、課題を認識する割合が低い。

図 1 の共起ネットワーク分析でも「高齢化により担い手の確保が難しい」という自由記述がみられた。しかし、市町村単位でみると、高齢化率が高い市町村ほど、課題を感じる割合は低い。この点は、興味深い結果である。高齢化が、民生委員の選出を難しくしているの

は確かと思われる。ただ、それでも高齢化が進行した小規模自治体の方が、未だ民生委員を選出する余力があるのかもしれない。

表7 高齢化率別

	実数	課題はない	課題がある	分からない
20%未満	20	50.0%	35.0%	15.0%
20～30%未満	272	38.6%	43.8%	17.6%
30～40%未満	458	44.1%	37.6%	18.3%
40%以上	226	42.0%	24.3%	33.6%

4) 市部・町村部別

「町村」と「市」の比較を行った（表8）。一般的に言うと、町村に置かれる民児協は1つである。市に置かれる民児協は複数である。これは民生委員法第20条第2項に規定されている。平成の大合併の影響等で若干の例外はありつつも、ほとんどの市町村が同法に従って民児協を設置している。

表8では、民児協が1つの自治体（町村部）と2以上の自治体（市部）との比較を行った。民児協が2つ以上の自治体（町村）は、「課題はない」と回答する割合が高い（48.1%）。また「課題がある」と回答する割合は低い（29.2%）。反対に、民児協が1つの自治体（市）は、「課題はない」が低く（36.7%）、「課題がある」が高い（42.6%）。

市部の方が、町村部よりも課題を認識している割合が高い。

表8 町村部・市部別

	実数	課題はない	課題がある	分からない
町村	476	48.1%	29.2%	22.7%
市	526	36.7%	42.6%	20.7%

(3) 民児協事務局の特性別の分析

以上、各市町村の一般的な特性に焦点を当てて分析を行った。次に、民児協事務局の特性の違いに着目してみたい。

1) 事務局の担当組織別

まず、事務局の担当組織別に相違をみる（表 9）。民児協事務局を行政が担当している場合、「課題はない」と回答する割合が高い（48.7%）。一方、社協が担当している場合、「課題はない」と回答する割合が低い（28.5%）。

なお、社協では「分からない」と回答する割合が高い（35.9%）。理由としては、恐らくではあるが、推薦基準を作成する責任主体は自治体にあるためではないかと思われる。

表 9 事務局の担当組織別

	実数	課題はない	課題がある	分からない
行政	674	48.7%	35.9%	15.4%
社会福祉協議会	312	28.5%	35.6%	35.9%
その他	25	32.0%	40.0%	28.0%

2) 専任職員の有無別

専任職員の有無による比較を行った（表 10）。専任職員が「いない」民児協事務局では、「課題はない」と回答する割合が高い（46.2%）。かつ「課題がある」と回答する割合が低い（33.2%）。

一方、専任職員が「いる」民児協事務局では、「課題はない」と回答する割合は低い（31.3%）。かつ「課題がある」と回答する割合は高い（46.3%）。ただ、専任職員がいる自治体は、回答のあった全自治体の 12.6% を占める程度であり、数としては少ない。

表 10 専任職員の有無別

	実数	課題はない	課題がある	分からない
いない	506	46.2%	33.2%	20.6%
いる	134	31.3%	46.3%	22.4%

(4) 民生委員の「担い手不足」の現状別

ここでは、各市町村の民生委員の「担い手不足」の状況に関する項目をみていく。特に、充足率および新任（1期目）委員の多少、という2点について分析する。

1) 充足率別

民生委員の充足率別をみた（表 11）。市町村によっては、定数（充足率）を満たしていない。充足率 100%以上と 100%未満とに分けて整理した。さらに、行政と社協別にも整理した。充足率を満たしている（100%以上）市町村の「課題はない」と回答する割合をみてみる。「課題がある」と回答する割合と比較して、やや高い（行政・50.7%、社協・29.9%）。しかし、統計上の有意差は無い。事務局担当が、行政か社協かによっても、回答に有意差は無い。

充足率が低い市町村ほど課題を認識しているかということ、そうでもない。充足率という客観的数値の高低と、認識の高低は関連していない。この点は、大変重要な研究上の論点を含んでおり、次章の考察で、さらに論じてみたい。

表 11 民生委員の充足率別

	実数		課題はない	課題がある	分からない
100%未満	534	行政	46.6%	40.1%	13.4%
		社協	27.6%	36.5%	35.9%
100%以上	473	行政	50.7%	32.2%	17.1%
		社協	29.9%	34.2%	35.9%

2) 委員数に対する新任委員の割合別

委員定数に対して、新任委員が占める割合別で比較してみた（表 12）。新任委員が多いということの意味は、退任する委員が多く、新たな担い手を確保するための苦労が大きくなる、ということでもある。しかし、調査では、有意差は現れなかった。新任委員が多い市町村であるからといって、課題を認識している割合が高いわけではない。

表 12 委員数に対する新任委員の割合別

	実数	課題はない	課題がある	分からない
20%未満	162	51.9%	32.1%	16.0%
20～50%未満	640	40.9%	36.9%	22.2%
50%以上	197	38.6%	36.0%	25.4%

(5) さらなる共起ネットワーク分析：担い手不足の具体的内容についてはどの二群も差異は無い

前記の図 1 と表 3 で、「担い手不足」の具体的な内容を見た。この内容は、民児協事務局による自由回答を分析（共起ネットワーク分析）したものであった。民児協事務局のうち、推薦基準に関する課題が「ある」と回答した事務局が記述する。

それでは、民児協事務局の属性の相違があれば、自由記述回答も異なるのであろうか。この問いに答えるため、属性別に、図 1 と同様の共起ネットワーク分析を行ってみた。属性については、次の 2 点を取り上げた。

①事務局の所在が「過疎道県」か「都市都府県」か、により自由記述回答の相違があるか。

②事務局が「行政」か「社協」か、により自由記述回答の相違があるか。

結論から言うと、①②とも、相違は「無い」。事務局の所在が「過疎道県」であろうが「都市都府県」であろうが、共起ネットワーク分析の結果は図 1 のようになる。「行政」であろうが「社協」であろうが、共起ネットワーク分析の結果は図 1 のようになる、のである。なお、紙幅の都合上、図を掲載できないが、結果的には図 1 と同様の図になる。

一方、表 6 および表 9 でみたとおり、課題の認識割合に関しては、統計上の相違は「有る」。具体的には、事務局の所在が「過疎道県」か「都市都府県」か、により課題の認識割

合に高低差が生じている。同様に、事務局が「行政」か「社協」か、により課題の認識割合に高低差が生じている。また、表 10 のように、専任職員を配置する民児協事務局ほど、課題を認識する割合が高い。

これが意味するのは「担い手不足に関する課題を認識するか否かは、地域特性、事務局の担い手といった属性に左右される。しかし、課題を認識している事務局に限定して分析すると、どの属性（「過疎・都市」「行政・社協」「専任・非専任」といった属性）であっても、課題の内容は同様」ということである。

つまり、「課題がある」と回答した民児協事務局は、全国普遍的な課題を把握している。

5. 考察

前章「結果」を踏まえ、民生委員の「担い手不足」の特徴と、民児協事務局の現状・課題について明らかとなった点を 4 つに整理する。

(1) 「担い手不足」の認識には地域差がある

第 1 に、地域特性により「担い手不足」の認識に差が生じている。過疎地域と都市部を比較すると、後者が「担い手不足」を認識する割合が高い（表 6）。また、人口規模が大きい市部ほど（町村と比較して）、課題を認識する割合が高い（表 5、表 8）。民児協事務局による自由記述では「過疎化・高齢化が進行しており、民生委員を推薦することが難しい」といった内容が少なくなかった。しかし、過疎地域の方が、都市部と比較して、民生委員を推薦する（選出する）「地域力」が高いのかもしれない。

理由の 1 つとして、人口が多い基礎自治体ほど、民生委員の定数（選出数）が多いことが考えられる。例えば、人口 20 万人の中核市程度の市が 500 人程度の定数であるのと比較し、人口 2 千人程度の町であれば定数は約 20 人である、といったことである。

そうすると、この大小 2 つの民児協事務局の業務も異なる。特に、大規模市ほど、事務局の負担が大きいのではないかと、という点について述べたい。前段落で、大規模市ほど、担い手確保の労力が大きいのではないかと述べた。この労力は、民児協事務局にもかかってくる。大規模市ほど、業務の絶対量が多いと考えられる。しかし、大小いずれの自治体にしても、民児協事務局は 1 つしか設置されていないのである。

「担い手不足」問題以外にも、大規模市が負担感を有するという点について、今回の調査からいくつかの示唆を得ることができた。2 点、述べておく。1 つは、今回のアンケート調

査から、事務局が最も負担を感じている業務は、「民生委員・児童委員の研修」であることが明らかとなった。研修の多くは、単位民児協ごとに行われる傾向にある。そのため、町村であれば1度の開催でよい研修が、大規模市だと複数（つまり単位民児協の数）開催する必要がある。2 つめに、記録の集計業務も事務局が負担を感じる度合いが高い業務であった。記録の集計業務は、国から全国の市町村民児協事務局に、共通に課せられている。そのため、業務内容は同じであっても、大規模市ほど「作業量」自体が多い（小松ほか 2022）。

「担い手不足」ならびに民児協事務局の今後を考える際、「市部」と「町村部」の条件を考慮することが重要と思われる。

(2) 社協と行政とで認識に差がある

第2に、事務局が社協か行政かで、認識の割合に差が生じている。社協が事務局を担当する場合、担い手不足を認識する割合が高い（表9）。これについて、もう少し、データを補足しておきたい。特に、社協の方が、日常業務で民生委員と接する頻度が高いということを述べたい。表13は、今回の調査で、「民生委員・児童委員への連絡調整」業務に、どの程度の労力を割いているかを、民児協事務局に聞いた結果である。年間の全体業務を100としたとき、「民生委員・児童委員への連絡調整」業務にどの程度、労力を割いたかを数字で回答してもらうよう依頼した。結果、「0」と回答した割合は、行政で10.8%、社協で1.8%であった。「30以上」と回答した割合が高いのも社協である。つまり、行政よりも社協事務局の方が、業務で民生委員と接する機会が多いと読める。

続いて、表14では、「民生委員・児童委員からの相談」業務に、どの程度の労力を割いているかを聞いた。これも「0」と答える割合は、行政の方が有意に高い。「30以上」と回答する割合も、社協の方が高い。表13と同様、行政よりも社協の方が、民生委員と接する機会が多いことが伺える結果である。

表13 「民生委員・児童委員への連絡調整」にどの程度の労力を割いているか

	実数	0	1～10未満	10～20未満	20～30未満	30以上
行政	731	10.8%	12.7%	39.1%	27.6%	9.7%
社会福祉協議会	327	1.8%	8.3%	42.8%	33.0%	14.1%

表 14 「民生委員・児童委員からの相談」にどの程度の労力を割いているか

	実数	0	1～10未満	10～20未満	20～30未満	30以上
行政	731	11.1%	22.8%	45.1%	16.6%	4.4%
社会福祉協議会	327	3.4%	22.3%	46.8%	20.2%	7.3%

複数の調査回答を安易に結びつけることは避けなければならない。だが、社協の方が、日頃から民生委員と密接に関わる割合が高いため、「担い手不足」の実情を身近に、もしくは肌感覚で強く感じている、と考えられる。

(3) 充足率が低くても「担い手不足」を強く認識するわけではない

充足率が低いからといって、課題を認識する割合が高い(困り感が強い)わけでは無い(表 11)。統計上、充足率と認識割合に相関は無かった。逆に言えば、充足率を満たしていても、「担い手不足」を感じているということかもしれない。

理由を考えてみたい。充足率を満たしていたとしても、民児協事務局も含めた地域関係者の定数を満たすための労力は大きい、ということがあるようにも思われる。充足率 100%を満たすため、事務局と地域の関係者が奔走している、というような例である。

また、この点は、充足率を目安として民生委員の議論を行うという現状に対し、再考を求めているかもしれない。従来、改選期には充足率が公表され、地域ごとの高低が注目されてきた。しかし、充足率が高いから、課題が少ない、という捉え方は実態を表していない可能性もある。充足率という数字よりも、事務局・地域関係者の具体的活動に着目して、課題のありかを考察することが重要と思われる。例えば、「新たな民生委員を地域社会で発掘する具体的プロセスはどのようなものか」というテーマは考察に値するが、現在の研究では、十分に明らかでは無い。

ここでも関連して、民児協事務局の業務について触れておきたい。

先の(1)で、人口規模の大きな自治体ほど、課題を認識する割合が高いと述べた。特に、市部は、民生委員選出の業務負担が大きいとも考えられる。数の上でも多数の民生委員を選出しなければならないし、また、複数の単位民児協の選出作業に従事するため作業量も増える。

これら自治体の民児協事務局は、充足率を満たしていても、委員選任の負担を感じている

のかもしれない。ある市の事務局担当者へのヒアリングを行ったところ「定員を満たすまでに、何度も推薦準備会を繰り返す。定員を満たすまでの事務局の労力は大きい」という回答があった。充足率という「数値」は、これまでも「担い手不足」の指標として注目されてきた。今後は、「数値」の高低のみならず、民児協事務局が、充足率を満たそうとするプロセスで生じる「活動と課題」に着目する必要があると思われる。

(4) 「担い手不足」の具体的内容は全国普遍的である

民児協事務局が認識している「担い手不足」の内容は、全国普遍的である。地域差は無い。どのような地域特性であろうが課題は同じである（図1、表3）。過疎地域と都市部とで違いは無い。また事務局が社協であっても、行政であっても、認識している課題内容は同じである。

今後、さらに人口減少や世帯数増加（＝民生委員の定数増加）が進行すれば、「担い手不足」は、どの市町村でも生じる可能性があることを示唆している。

その際、地域によっては、民児協事務局をめぐる条件が十分でないところもある。例えば、定数が多く委員選出の労力が大きい自治体、もしくは、専任職員が不在で事務局体制が十分でない自治体、等である。

小論では、民児協事務局の負担軽減と支援策については、十分に言及することができなかつたが、今後の課題としたい。また、過疎地・町村ほど、民生委員を選出する「地域力」が高いと述べた。その「地域力」の実態とは何か、という分析についても、今後の研究課題となる。今回の調査結果からみても、民生委員の担い手不足は、「地域社会・地域組織」で取り組むべき課題と思われる（個々の民生委員・住民の努力では無く）。民児協事務局、単位民児協、地区社協、自治会、公民館、民生委員推薦準備会、といった地域社会の諸組織が、総体として民生委員を支える体制が重要である。そうした地域社会のあり方について、引き続き考究したい。

注

1) なお、沖縄県における低充足率の独自事情としては、米軍占領や土地の基地利用などにより自治会未組織の地域が多いこと、が挙げられている。また被占領期に、戦前は存在した方面委員制度が断絶したことで、民生委員に対する県民の関心が希薄化している、といった点も指摘されており興味深い。

文献

- 学校法人文京学園文京学院大学, 2021, 『民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組に関する実態調査研究報告書』.
- 原田正二, 1987, 「民生委員制度七〇年の系譜 濟世顧問から民生委員へ」『月刊福祉』70(6): 52-9.
- 市川一宏・宮本太郎, 2017, 「地域福祉の視点からみた民生委員の役割」『月刊福祉』100(5): 24-3.
- 岸本尚大・和気純子, 2020, 「都市部における民生委員のバーンアウトの構造と規定要因——高齢者への訪問活動に焦点をあてて」『社会福祉学』61(2): 90-10.
- 小松理佐子・吉武由彩・原田正樹・高野和良・斉藤弥生・加川充浩, 2022, 「民生委員活動を支える体制の現状——市町村民児協事務局対象アンケート調査結果」『日本の地域福祉』35: 107-17.
- 厚生労働省, 2010, 「民生委員・児童委員の選任について」(2022年3月4日取得, https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/shokan/kenko_fukushi/minsei_03.pdf).
- , 2018, 「平成13年度 社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」, 政府統計の総合窓口(e-State), (2023年11月30日取得, <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450046&tstat=000001034573&tclass1=000001033482>).
- 京都市, 2019, 「京都市民生委員・児童委員及び主任児童委員推薦の手引き」(2022年3月4日取得, https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/cmsfiles/contents/000254/254459/tebiki.pdf).
- 水野良也, 1995, 「沖縄県における民生委員の定数割れが示す民生委員制度の問題点」『琉球大学法文学部紀要 地域・社会科学系篇』1: 221-50.
- 大阪市, 2021, 「大阪市民生委員・児童委員及び主任児童委員推薦要綱」(2022年3月4日取得, <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000198490.html>).
- 鈴木菜月, 2019, 「民生委員制度の現状及び今後の課題」『立法と調査』417.
- 谷川和昭, 2018, 「民生委員・児童委員の活動実態と意識状況——赤穂市への若干の提言」『関西福祉大学研究紀要』21: 109-21.

全国過疎地域連盟, 2021, ホームページ, (2022年1月17日取得, <http://www.kaso-net.or.jp/publics/index/19/#block193>).

全国民生委員児童委員連合会, 2016, 『これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員中間報告』.

——, 2017, 『民生委員制度創設100周年活動強化方策——人びとの笑顔、安全、安心のために』.

——, 2018, 『民生委員制度創設100周年記念 全国モニター調査報告書』.

——, 2022, 『View』 223: 8.

終章 調査結果のまとめと若干の考察

小松理佐子（日本福祉大学）

1. 民生委員・児童委員制度を担っているのはどのような人か

2本のアンケート調査を終え、本報告書の原稿を執筆しはじめた頃、厚生労働省から2022年度の民生委員・児童委員（以下、民生委員）一斉改選結果が公表された。それによれば、全国で民生委員として委嘱を受けたのは225,352人、定数240,547人に対する充足率は93.7%であった。第7章で1990年以降の充足率の変化に触れているが、1992年の一斉改選時の充足率は全国平均で99.6%であり、過半数の都道府県では100%を維持していた。その後充足率が徐々に低下し、前回の一斉改選時（2019年）では95.6%であったが、2022年度はそれをさらに下回ることとなった。ただし、過疎化などの地域の変化に合わせて民生委員の定数を増やしてきた経緯もあるので、それも勘案して充足率をみる必要はあろう。見方を変えると、全国で22万人もの人が民生委員制度を担っているともいえる。価値観の多様化が進んでいる近年においてなぜ100年以上も前に創設した民生委員制度が存続しているかという疑問も生まれる。

まず、民生委員を対象としたアンケート調査結果の分析から、民生委員制度の担い手について明らかになったことを整理したい。

(1) 均一な担い手

第1章で取り上げたように、民生委員の意識や活動への姿勢に人口増減率や都道府県、市町村による違いはなく、均一であることが明らかになった。その背景には、民生委員制度に適した人が選任されるような推薦システムが構築されていること、制度が期待している事柄を周知する機会として、研修や民生委員協議会の定例会への出席などが義務付けられていることがあると考えられる。このように制度として規定されていることが、国、都道府県、市町村を通じて個々の民生委員に届くことにより、均一性が生まれているといえる。

また、調査では、市町村に設置された民生委員担当事務局の職員の助言が、研修による影響と同程度の影響力を持っていることも明らかになった。市町村の事務局が均一性の担保の一端を担っているといつてよい。事務局のあり様については、次節で改めて考えてみたい。

(2) 制度に適した人が核を形成する

人口増減率や都道府県、市町村というカテゴリーによる違いはないといっても、民生委員のパーソナリティに違いがないわけではない。第2章で取り上げたように、個別にみれば、今後も民生委員として活動しようという意思をもつ人もいる一方で、消極的な意思の人も存在する。一斉改選ごとに新任率が高まっている実態からすれば、民生委員を辞める人が増えていると考えてよい。

第2章では、アンケート調査結果から継続する意思をもつ人の特徴を以下の6点に整理した。

- ①年齢が若い人、居住年数が長い人、暮らし向きに余裕のある人、民生委員としての経験年数が長い人の方が、継続意思をもつ。
- ②民生委員に推薦された時に意欲が高かった人の方が、継続意思をもつ。
- ③民生委員活動などの活動が楽しい、やりがいがある、住んでいる地域をよくしたいなどと、現状について肯定感の高い人の方が、継続意思をもつ。
- ④担当する地域の地域福祉活動が盛んな地域の人の方が、継続意思をもつ。
- ⑤民生委員信条、全民児連の活動強化方策、都道府県民児協が策定した活動指針などに従順な人の方が、継続意思をもつ。
- ⑥民生委員の活動の範囲や役割、活動量について問題意識をもつ人の方が、継続意思をもたない。

第3章で取り上げたように、民生委員のリーダーの回答は、第2章で整理した6点の特徴と合致している。これらの結果から、現状の民生委員制度や活動のあり方について肯定的に受け止めている人の方が、継続意思をもっているということは明らかである。一斉改選ごとに、民生委員制度に合った人が継続し、合わない人は退任するという長年のサイクルによって、制度を支える人々の集団が形成されてきたと考えられる。そして、その中核を形成しているのが、単位民生委員児童委員協議会（以下、民児協）の会長である。会長と、そのリーダーシップにより強い影響を受けたフォロワーとの関係によって、民生委員制度が実体化されるといってよい。

ただし、前述の④の点については今後さらに検討が必要である。すなわち、担当する地域の地域福祉活動の状況に民生委員の継続意思が影響を受けているという点である。また、第3章で取り上げたように、リーダーである会長の強い動機となっているのは、「住んでいる地域をよくしたい」であった。これらの結果からは、民生委員法をはじめとする制度面とは

別に、担当地区の地域福祉活動というファクターが民生委員に影響を与えている面があることが推測される。

(3) ボランティアとしての自己認識

第4章で取り上げたように、民生委員の制度を維持する立場にある国・地方自治体や全国民生委員児童委員連合会等は、民生委員を「非常勤の地方公務員」「ボランティア」「無報酬」「奉仕性、隣人会」といったキーワードを使って、当事者である民生委員に伝えている。しかし、厳密に言えばこれらの言葉のもつ意味は一樣ではなく、例えば「地方公務員」でありながら「無報酬」であるなど、矛盾と受け止められる要素を含んでいる。

このような現状にあって、75.1%の民生委員が、「民生委員活動はボランティア活動である」と認識していることが明らかになった。また、1カ月の活動日数が「25日以上」という活動量の多い民生委員のうち半数が、「ボランティア活動である」と認識していることも明らかになった。ボランティアとしての意識が民生委員としての多くの活動を支えていることは明らかであるが、それゆえの課題もある。このことは3節で考えてみたい。

2. 民生委員・児童委員を支える体制

(1) 脆弱な事務局機能

民生委員対象アンケート調査の結果で触れたように、市区町村の民生委員の担当者は民生委員活動に大きな影響を与えているわけだが、第5章で取り上げたようにその体制は脆弱である。担当職員の雇用形態や人数からは、多くの民生委員の支援をするには不十分であるとみられる市区町村が多く存在している。また、事務局を担っているのは、行政が7割弱、社会福祉協議会が3割であるが、個々の設問の回答では行政と社会福祉協議会とで異なる点が散見され、事務局をどこに設置するかが民生委員制度のあり様に影響を与えることが予想される。

脆弱な体制の中で、担当する職員は多忙であり、事務局機能として期待される業務を十分に行えない実態も明らかになった。とりわけ「民生委員・児童委員の研修」「民生委員・児童委員への連絡事務」が課題としてあげられており、民生委員対象アンケート調査で活動に強い影響を及ぼしている確認された事項について事務局が対応しきれていないことが伺える。

(2) 「担い手不足」に対する認識

第 7 章で取り上げたように、現在「担い手不足」が大きな課題になっているにも関わらず、推薦基準に課題を感じている事務局は 4 割にとどまった。「課題がある」という認識と実際の充足率との間には相関がみられず、課題があるはずの市区町村の担当者がそれを認識していないことが伺えた。当事者である民生委員や福祉関係者の問題意識に比べて、事務局職員の意識は低いといつてよい。

(3) 都道府県の取り組みによる違い

総じて市区町村事務局による民生委員を支える体制は脆弱であるといえるが、第 6 章で取り上げたように、改善に取り組む都道府県の事務局も出現している。今後、都道府県の取り組みしだいでは、市区町村の支援体制が改善する可能性もある。他方で、都道府県による差異が広がる可能性も孕んでいる。

3. 若干の考察

個人的なことになるが、2023 年 11 月に全国民生委員児童委員大会に参加する機会を得た。公式プログラムはもとより懇親会や控室などでも話題になったのは、「民生委員は個別支援を強化しなければいけない」というものであった。コロナ禍の影響で生活福祉資金を利用する人が急増したことを受け、困窮者を民生委員が支えなければいけないという思いを強くしたようである。その翌月にある県のリーダー研修の講師を務める機会を得た。単位民生協の会長・副会長が参加した研修会で、ある参加者が「自分たちが『民生委員をやってよかった』と伝えて、後任に依頼すべき。『よかった』と思っている人が伝えなければいけない。民生委員の後任は民生委員が探すべき」と発言すると、会場から拍手が起きた。

これらはすべて民生委員制度の核を形成しているリーダーの言動であるが、こうした場面に触れると、核となる人々の情熱は今後もさめることなく、民生委員制度は続くのではないかと思えてくる。為政者や研究者などが民生委員制度を維持するか否かを判断するのは別の次元で、民生委員自身が制度を動かしているようにもみえる。他方で冒頭述べたように、民生委員の充足率の低下、退任者の増加という事実がある。その解決のすべてを民生委員の情熱に委ねるわけにはいかない。

課題の一つは、民生委員の役割や範囲の明確化である。多くの委員が月に 15 日以上活動している。何日が適当であるかを名言することは困難であるが、少なくとも 25 日以上活動

している委員が存在するという事実を放置しておくならば、近い将来限界が訪れることは想像できる。

二つ目として、民生委員制度そのものに対する違和感や、地域住民などからの理解や協力が得られないなどの心理的な負担があると考えられる。しかし、そうした困難に直面している民生委員を支えるべき市町村の事務局が、十分に機能していないのが現状である。充足率の低下、退任者の増加が今後も続くとすれば、市町村、さらには都道府県の事務局の責任は大きい。

三つ目に、本報告書では十分に分析しきれていないが、地域福祉を推進する組織の強化、民生委員を理解し協力する住民の育成が、民生委員の負担感の軽減につながるという仮説を立てることができる。このことが民生委員のやりがいや楽しさを高め、継続の意思にもつながるものと思われる。

民生委員・児童委員の
意識と活動に関するアンケート
報告書
[全 体]

2022(令和4)年 6 月

令和 2-4年度科学研究費補助金 課題番号 20H00087

委嘱型ボランティア研究会

代表 小松理佐子(日本福祉大学)

第Ⅰ部 調査実施の概要	1
1 調査目的	1
2 調査項目	1
3 調査期間	1
4 調査対象	1
5 調査方法	2
6 回収結果	2
7 本報告書を読む際の留意点	2
第Ⅱ部 調査結果の概要	3
I 「あなたご自身」について	3
(1) 民生委員・児童委員としての役割.....	3
(2) 単位民児協での役割.....	3
(3) 民生委員・児童委員としての通算の経験年数.....	4
(4) 性別.....	4
(5) 年齢.....	5
(6) 世帯構成.....	5
(7) 都道府県.....	6
(8) 市区町村の人口規模.....	6
(9) 当該市区町村における居住年数（2022（令和4）年1月1日現在）.....	7
(10) 現在の職業.....	7
(11) 暮らし向き.....	8
(12) 民生委員・児童委員に委嘱される前の地域での活動経験.....	9
II あなたがお住まいの地域（単位民児協の範囲）について.....	10
(1) 地域の概況.....	10
(2) 地域福祉を推進する組織の活動.....	11
(3) 5年前との比較.....	12
(4) お住まいの地域への考え方.....	13
III あなたの民生委員・児童委員活動について	14
(1) 1カ月間の活動日数.....	14
(2) 推薦された理由.....	15
(3) 推薦されたときに感じたこと.....	16
(4) 「7つのはたらき」の重要度.....	17
(5) 個別支援活動に関する意識.....	18
(6) 活動の範囲に関する意識.....	19
(7) 活動への影響.....	21

(8) 任命後の変化.....	23
IV 民生委員・児童委員としての現在のお気持ちについて	25
(1) 活動の充実感.....	25
(2) 委嘱された直後との意欲の比較.....	27
(3) ボランティアとしての意識.....	30
V 民生委員・児童委員活動への支援体制について	32
(1) 必要な研修.....	32
(2) 頼りになる機関・団体.....	33
(3) 協力を得やすい人.....	34
(4) 単位民児協の定例会の意義.....	35
VI これからの民生委員・児童委員制度の在り方について	36
(1) 継続の意思.....	36
(2) 退任の理由.....	37
(3) 持続可能な制度にしていくために必要なこと.....	38

第 I 部 調査実施の概要

1 調査目的

「地域共生社会」の政策が推進されている今日、地域福祉の担い手としての民生委員・児童委員へ期待は高まっている。その一方で、民生委員・児童委員の「なり手不足」が課題となりつつある。このような状況をふまえて、本調査は、民生委員・児童委員の実態と課題を明らかにすることにより、持続可能な制度・活動の在り方を検討することを目的とする。

なお、この調査は、日本学術振興会より科学研究費補助金基盤研究（A）の助成を受け、「人口減少社会における持続可能な社会福祉モデルの開発—委嘱型ボランティアの検証—」（課題番号 20H00087）の一環として実施する。

2 調査項目

- (1) あなたご自身について
- (2) お住まいの地域（単位民児協の範囲）
- (3) 民生委員・児童委員活動
- (4) 民生委員・児童委員としての現在のお気持ち
- (5) 民生委員・児童委員活動への支援体制
- (6) 民生委員・児童委員制度の在り方についてのご意見

3 調査期間

2021 年 12 月 1 日～2022 年 3 月 31 日

※了解を得られた自治体より随時実施

4 調査対象

8 都道府県の民生委員・児童委員（主任児童委員を含む） 28,057 人
（全国の都道府県の中で人口増減率から選定（増減率の高位、中位、下位それぞれのグループから選定。なお、配布数は後日 8 都道府県より回答を得た。）

秋田県	3,297	人
東京都	6,848	人
富山県	2,564	人
岐阜県	4,522	人
島根県	2,268	人
山口県	3,703	人
高知県	2,374	人
宮崎県	2,481	人

5 調査方法

- (1) 配布 市区町村の定例会・研修会などで配布
- (2) 回収 各自で調査票に同封した返信用封筒にて郵送返送

6 回収結果

有効回収数 (率)	21,031 人 (75.0 %)
秋田県	2,251 人
東京都	5,435 人
富山県	1,907 人
岐阜県	3,434 人
島根県	1,657 人
山口県	2,793 人
高知県	1,564 人
宮崎県	1,912 人

7 本報告書を読む際の留意点

回答率（各回答の百分率）は、原則として小数点第2位を四捨五入した。このため、回答率の合計が総計又は小計の数字と一致しない場合があるほか、単数回答の質問では合計が99.9%や100.1%となる場合がある。

第Ⅱ部 調査結果の概要

I 「あなたご自身」について

(1) 民生委員・児童委員としての役割

問1 民生委員・児童委員としての役割（1つだけに○）

民生委員・児童委員としての役割を聞いたところ、「区域を担当する委員」が90.5%、「主任児童委員」が9.2%となっている。

表1 民生委員・児童委員としての役割

総数	区域を担当する委員	主任児童委員	無回答	
21031	19028	1942	61	(人)
100.0	90.5	9.2	0.3	(%)

(2) 単位民児協での役割

問2 単位民児協での役割（主なもの1つだけ）

単位民児協としての役割を聞いたところ、「会長」が5.6%、「副会長」が8.3%、「会計」が5.0%、「部会長」が5.5%、「その他」が9.9%、「特になし」が64.1%となっている。

表2 単位民児協での役割

総数	会長	副会長	会計	部会長	その他	特になし	無回答	
21031	1184	1755	1056	1147	2076	13480	333	(人)
100.0	5.6	8.3	5.0	5.5	9.9	64.1	1.6	(%)

(3) 民生委員・児童委員としての通算の経験年数

問3 民生委員・児童委員としての通算の経験年数（2022（令和4）年1月現在）
（1つだけに○）

2022（令和4）年1月現在の民生委員・児童委員としての通算の経験年数を聞いたところ、「3年未満」が29.8%、「3年～6年未満」が25.1%、「6年～9年未満」が16.0%、「9年～15年未満」が18.2%、「15年以上」が10.6%となっている。

表3 民生委員・児童委員としての通算の経験年数

総数	3年未満	3年～6年 未満	6年～9年 未満	9年～15年 未満	15年以上	無回答
21031	6260	5281	3365	3838	2232	55 (人)
100.0	29.8	25.1	16.0	18.2	10.6	0.3 (%)

(4) 性別

問4 性別（1つだけに○）

性別を聞いたところ、「男性」が38.6%、「女性」が61.4%となっている。

表4 性別

総数	男性	女性	その他	無回答
21031	8108	12907	3	13 (人)
100.0	38.6	61.4	0.0	0.1 (%)

0.0: 表章単位に満たないが、回答者がいるもの

(5) 年齢

問5 年齢（2022（令和4）年1月1日現在）

年齢を聞いたところ、「20代」が0.0%、「30代」が0.1%、「40代」が1.7%、「50代」が8.8%、「60代」が40.8%、「70代」が47.2%、「80代」が1.0%となっている。

表5 年齢

総数	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	無回答
21031	1	24	368	1861	8579	9935	220	43 (人)
100.0	0.0	0.1	1.7	8.8	40.8	47.2	1.0	0.2 (%)

0.0：表章単位に満たないが、回答者がいるもの

(6) 世帯構成

問6 現在のあなたの世帯は、次のどれですか。（1つだけに○）

世帯構成を聞いたところ、「一人暮らし」が8.9%、「夫婦だけの世帯」が42.4%、「二世帯（夫婦と親だけの世帯、親と子どもの世帯など）」が35.3%、「三世帯以上で暮らす世帯」が12.2%、「その他の世帯」が1.0%となっている。

表6 世帯構成

総数	一人暮らし	夫婦だけの世帯	二世帯の世帯(※)	三世帯以上で暮らす世帯	その他の世帯	無回答
21031	1868	8920	7428	2564	209	42 (人)
100.0	8.9	42.4	35.3	12.2	1.0	0.2 (%)

(※) 二世帯（夫婦と親だけの世帯、親と子どもの世帯など）

(7) 都道府県

問7 都道府県

お住まいの都道府県を聞いたところ、秋田県が10.7%、東京都が25.8%、富山県が9.1%、岐阜県が16.3%、島根県が7.9%、山口県13.3%、高知県が7.4%、宮崎県が9.1%となっている。

表7 都道府県

総数	秋田県	東京都	富山県	岐阜県	島根県	山口県	高知県	宮崎県	無回答
21031	2251	5435	1907	3434	1657	2793	1564	1912	78 (人)
100.0	10.7	25.8	9.1	16.3	7.9	13.3	7.4	9.1	0.4 (%)

(8) 市区町村の人口規模

問9 市区町村の人口規模（1つだけに○）

お住まいの市区町村の人口規模を聞いたところ、「1万人未満」が7.4%、「1万人～5万人未満」が24.5%、「5万人～10万人未満」が11.5%、「10万人～20万人未満」が15.8%、「20万人～40万人未満」が15.5%、「40万人～100万人未満」が18.9%、「100万人以上」が0.4%となっている。

表8 市区町村の人口規模

総数	1万人未満	1万人～5万人未満	5万人～10万人未満	10万人～20万人未満	20万人～40万人未満	40万人～100万人未満	100万人以上	無回答
21031	1547	5157	2416	3329	3262	3969	79	1272 (人)
100.0	7.4	24.5	11.5	15.8	15.5	18.9	0.4	6.0 (%)

(9) 当該市区町村における居住年数 (2022 (令和4) 年1月1日現在)

問10 当該市区町村における居住年数 (2022 (令和4) 年1月1日現在)
(1つだけに○)

当該市区町村における居住年数を聞いたところ、「5年未満」が0.3%、「5年～10年未満」が1.2%、「10年～20年未満」が5.1%、「20年～30年未満」が9.2%、「30年～50年未満」が38.0%、「50年以上」が45.5%となっている。

表9 当該市区町村における居住年数 (2022 (令和4) 年1月1日現在)

総数	5年未満	5年～10年未満	10年～20年未満	20年～30年未満	30年～50年未満	50年以上	無回答
21031	73	261	1081	1931	7996	9574	115 (人)
100.0	0.3	1.2	5.1	9.2	38.0	45.5	0.5 (%)

(10) 現在の職業

問11 現在の職業 (主なもの1つに○をつけてください)

現在の職業を聞いたところ、「農林漁業 (家族従業者含む)」が5.8%、「自営業 (商工サービス業、自由業 (家族従業者を含む))」が12.1%、「会社役員」が3.8%、「民間企業の会社員」が5.2%、「公務員」が1.1%、「パートタイム・アルバイト」が17.5%、「専業主婦・主夫」が21.3%、「無職」が31.5%、「その他」が1.2%となっている。

表10-1 現在の職業

総数	農林漁業 (家族従業者含む)	自営業 (※)	会社役員	民間企業の会社員	公務員	パートタイム・アルバイト	専業主婦・主夫	無職	その他	無回答
21031	1214	2554	798	1087	235	3673	4489	6628	260	93 (人)
100.0	5.8	12.1	3.8	5.2	1.1	17.5	21.3	31.5	1.2	0.4 (%)

(※) 自営業 (商工サービス業、自由業 (家族従業者を含む))

問 11-2 「8 無職」に○をつけた方にお尋ねします。以前はどのような職業に従事されてきましたか。(主なもの1つに○をつけてください)

また、現在無職の方(6,628人)に以前はどのような職業に従事されていたか聞いたところ、「農林漁業(家族従業者含む)」が0.9%、「自営業(商工サービス業、自由業(家族従業者を含む))」が5.6%、「会社役員」が5.1%、「民間企業の会社員」が44.5%、「公務員」が32.7%、「パートタイム・アルバイト」が5.3%、「専業主婦・主夫」が2.7%、「無職」が1.2%、「その他」が0.8%となっている。

表 10-2 以前の職業

該当数	農林漁業 (家族従業者含む)	自営業 (※)	会社役員	民間企業 の会社員	公務員	パートタイム・アルバイト	専業主婦・主夫	無職	その他	無回答
6628	58	369	335	2949	2167	349	181	82	52	86 (人)
100.0	0.9	5.6	5.1	44.5	32.7	5.3	2.7	1.2	0.8	1.3 (%)

(※) 自営業(商工サービス業、自由業(家族従業者を含む))

(11) 暮らし向き

問 12 あなたのお宅の暮らし向きは、次のどれにあたるでしょうか。(1つだけに○)

お宅の暮らし向きを聞いたところ、「余裕がある」が7.2%、「やや余裕がある」が16.0%、「ふつう」が65.3%、「やや厳しい」が8.9%、「厳しい」が2.0%となっている。

表 11 暮らし向き

総数	余裕がある	やや余裕がある	ふつう	やや厳しい	厳しい	無回答
21031	1516	3362	13738	1867	415	133 (人)
100.0	7.2	16.0	65.3	8.9	2.0	0.6 (%)

(12) 民生委員・児童委員に委嘱される前の地域での活動経験

問 13 民生委員・児童委員に委嘱される前の地域での活動経験

(あてはまる番号すべてに○をしてください)

民生委員・児童委員に委嘱される前の地域での活動経験を聞いた。割合が高い順に5項目を挙げると、「自治会・町内会の活動」が58.2%、「学校・PTA等の活動」が43.0%、「趣味・娯楽などのサークル活動」が24.1%、「子ども会・育成会」が20.2%、「婦人会・女性会」が18.2%となっている。

表 12 民生委員・児童委員に委嘱される前の地域での活動経験（複数回答）

総数	自治会・町内会の活動	地区社会福祉協議会での活動	学校・PTA等の活動	子ども会・育成会	婦人会・女性会	青年団・消防団等の活動	高齢者（老人）クラブ	高齢者サロン活動
21031	12231	2930	9047	4258	3828	1907	1795	2031
100.0	58.2	13.9	43.0	20.2	18.2	9.1	8.5	9.7
障害者団体	子育てサークルなど	8～10以外の福祉ボランティア団体	まちづくり活動	スポーツ・レクリエーション活動	趣味・娯楽などのサークル活動	氏子会・檀家組織など	(氏子会・檀家組織以外の)宗教団体	
431	1015	1539	1841	3764	5077	2238	554	
2.0	4.8	7.3	8.8	17.9	24.1	10.6	2.6	
協同組合(※)	勤め先などでの社会貢献活動	組織に属さない個人の活動	その他	どれにも参加していない	無回答			
1582	1728	879	1180	1524	185	(人)		
7.5	8.2	4.2	5.6	7.2	0.9	(%)		

(※) 商工会・農協・森林組合・生協などの協同組合

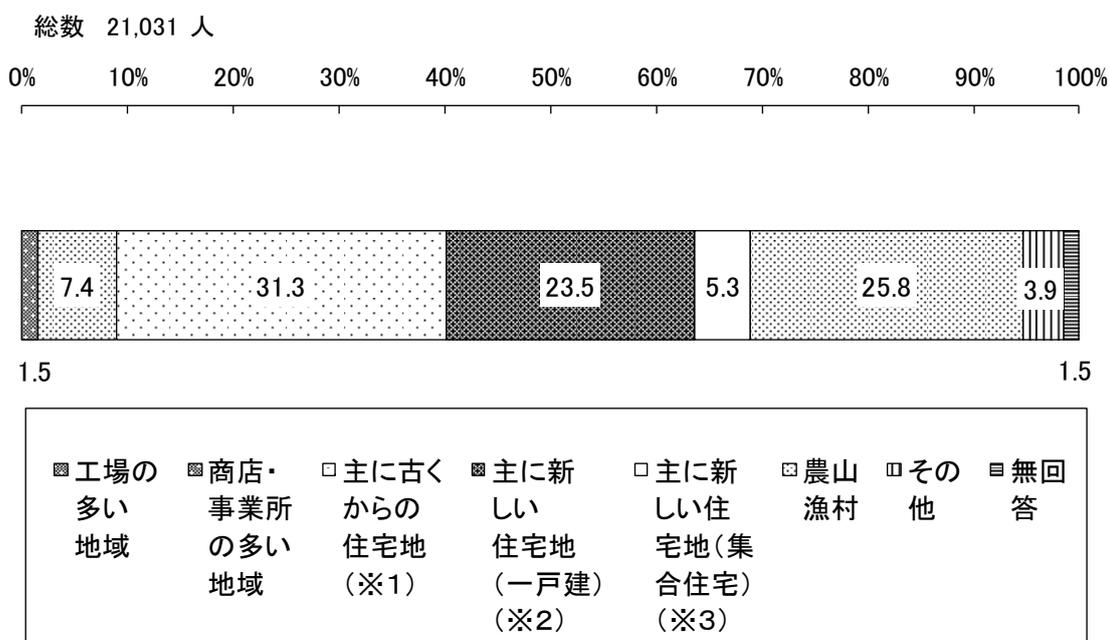
Ⅱ あなたがお住まいの地域（単位民児協の範囲）について

（１）地域の概況

問14 お住まいの地域はどのようなところですか。（1つだけに○）

お住まいの地域がどのようなところか聞いたところ、「工場の多い地域」が1.5%、「商店・事業所の多い地域」が7.4%、「主に古くからの住宅地（戦前からの住宅地）」が31.3%、「主に新しい住宅地（戦後にできた一戸建て住宅が多い住宅地）」が23.5%、「主に新しい住宅地（戦後にできたマンション・アパートが多い住宅地）」が5.3%、「農山漁村」が25.8%、「その他」が3.9%となっている。

図1 地域の概況



（※1）主に古くからの住宅地（戦前からの住宅地）

（※2）主に新しい住宅地（戦後にできた一戸建て住宅が多い住宅地）

（※3）主に新しい住宅地（戦後にできたマンション・アパートが多い住宅地）

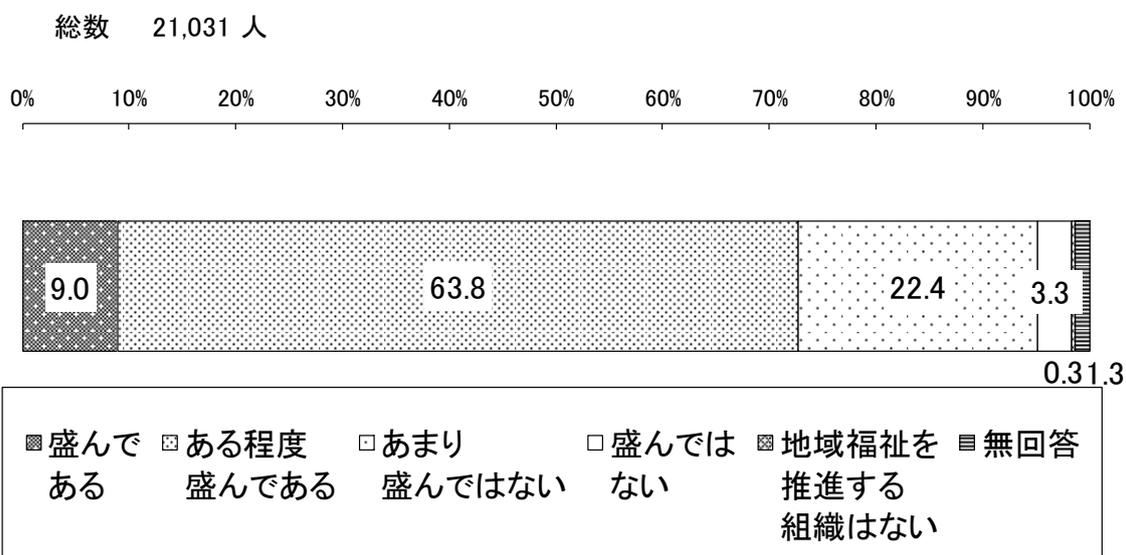
(2) 地域福祉を推進する組織の活動

問15 地域福祉を推進する組織（地区社協、校区福祉委員会など）の活動は、盛んだと思いますか。（1つだけに○）

地域福祉を推進する組織（地区社協、校区福祉委員会など）の活動に関する意識について聞いたところ、「盛んである」が9.0%、「ある程度盛んである」が63.8%、「あまり盛んではない」が22.4%、「盛んではない」が3.3%となっている。

なお、「地域福祉を推進する組織はない」は0.3%となっている。

図2 地域福祉を推進する組織の活動



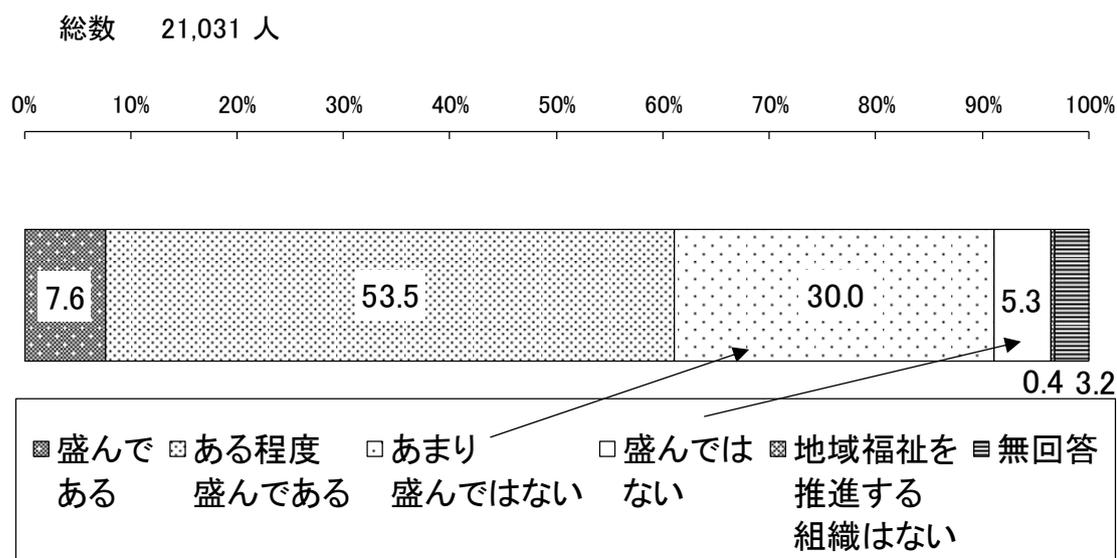
(3) 5年前との比較

問16 地域福祉を推進する組織（地区社協、校区福祉委員会など）の活動は、5年くらい前と比べて盛んになりましたか。（1つだけに○）

地域福祉を推進する組織（地区社協、校区福祉委員会など）の活動が、5年前と比べて盛んであるか聞いたところ、「盛んである」が7.6%で、「ある程度盛んである」が53.5%となっている。また、「あまり盛んではない」が30.0%、「盛んではない」が5.3%となっている。

なお、「地域福祉を推進する組織はない」は0.4%となっている。

図3 5年前との比較



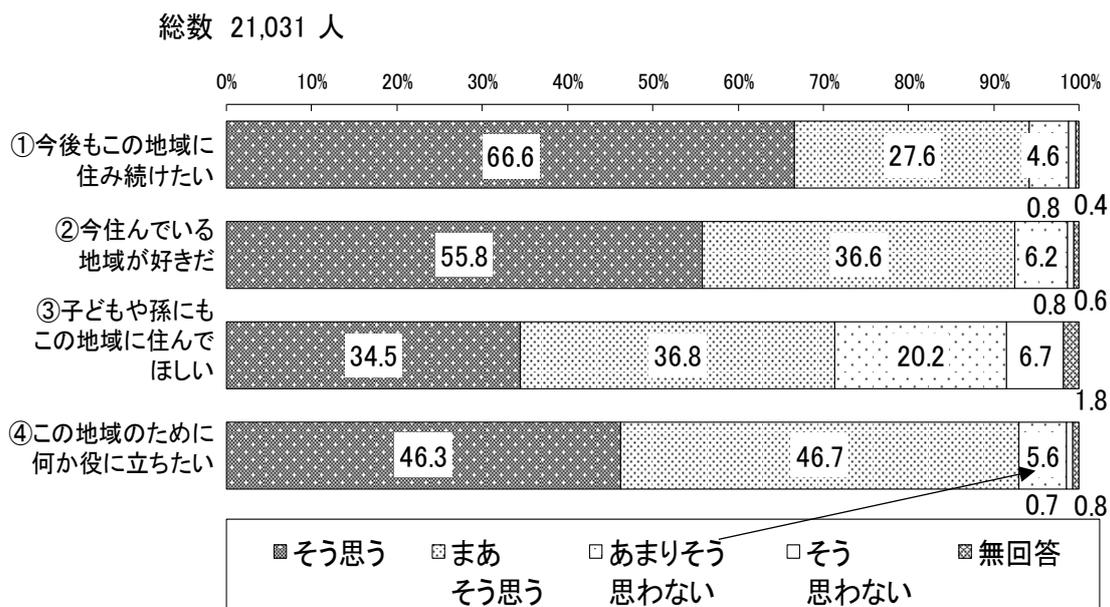
(4) お住まいの地域への考え方

問17 あなたは、お住まいの地域に関する次のような考えについて、どのようにお考えですか。①から④のそれぞれについて、「そう思う」「まあそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」のうち、あてはまるものの番号1つに○をつけてください。

お住まいの地域について聞いたところ、以下のとおりとなった。

- ① <今後もこの地域に住み続けたい>
「そう思う」が66.6%、「まあそう思う」が27.6%、「あまりそう思わない」が4.6%、「そう思わない」が0.8%となっている。
- ② <今住んでいる地域が好きだ>
「そう思う」が55.8%、「まあそう思う」が36.6%、「あまりそう思わない」が6.2%、「そう思わない」が0.8%となっている。
- ③ <子どもや孫にもこの地域に住んでほしい>
「そう思う」が34.5%、「まあそう思う」が36.8%、「あまりそう思わない」が20.2%、「そう思わない」が6.7%となっている。
- ④ <この地域のために何か役に立ちたい>
「そう思う」が46.3%、「まあそう思う」が46.7%、「あまりそう思わない」が5.6%、「そう思わない」が0.7%となっている。

図4 お住まいの地域への考え方



Ⅲ あなたの民生委員・児童委員活動について

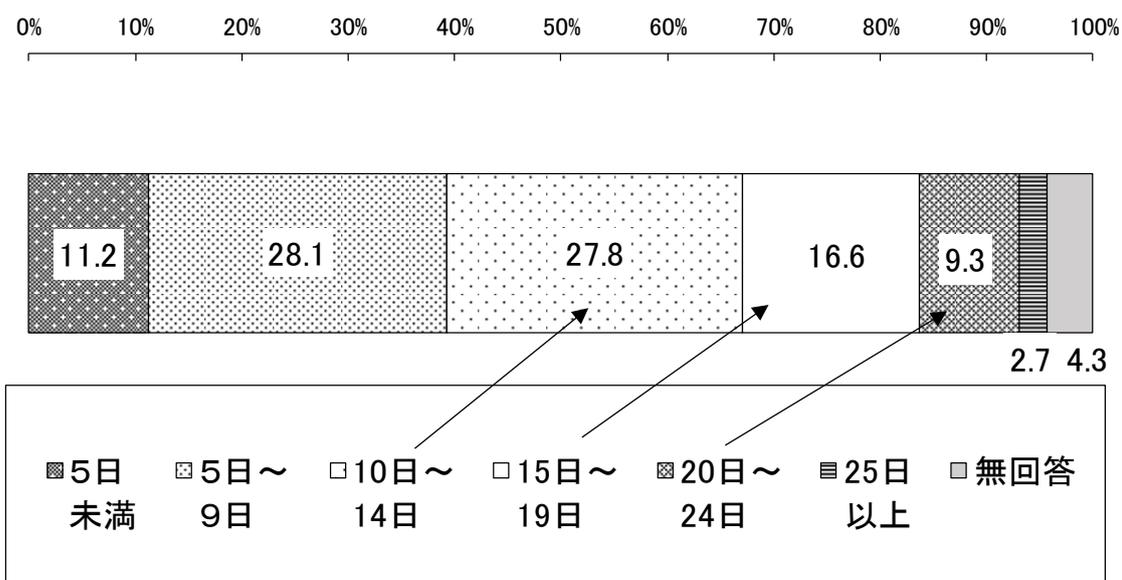
(1) 1カ月間の活動日数

問18 2021（令和3）年11月の1カ月間の活動日数を教えてください。

2021（令和3）年11月の1カ月間の活動日数を聞いたところ、「5日未満」が11.2%、「5日～9日」が28.1%、「10日～14日」が27.8%、「15日～19日」が16.6%、「20日～24日」が9.3%、「25日以上」が2.7%となっている。

図5 活動日数

総数 21,031 人

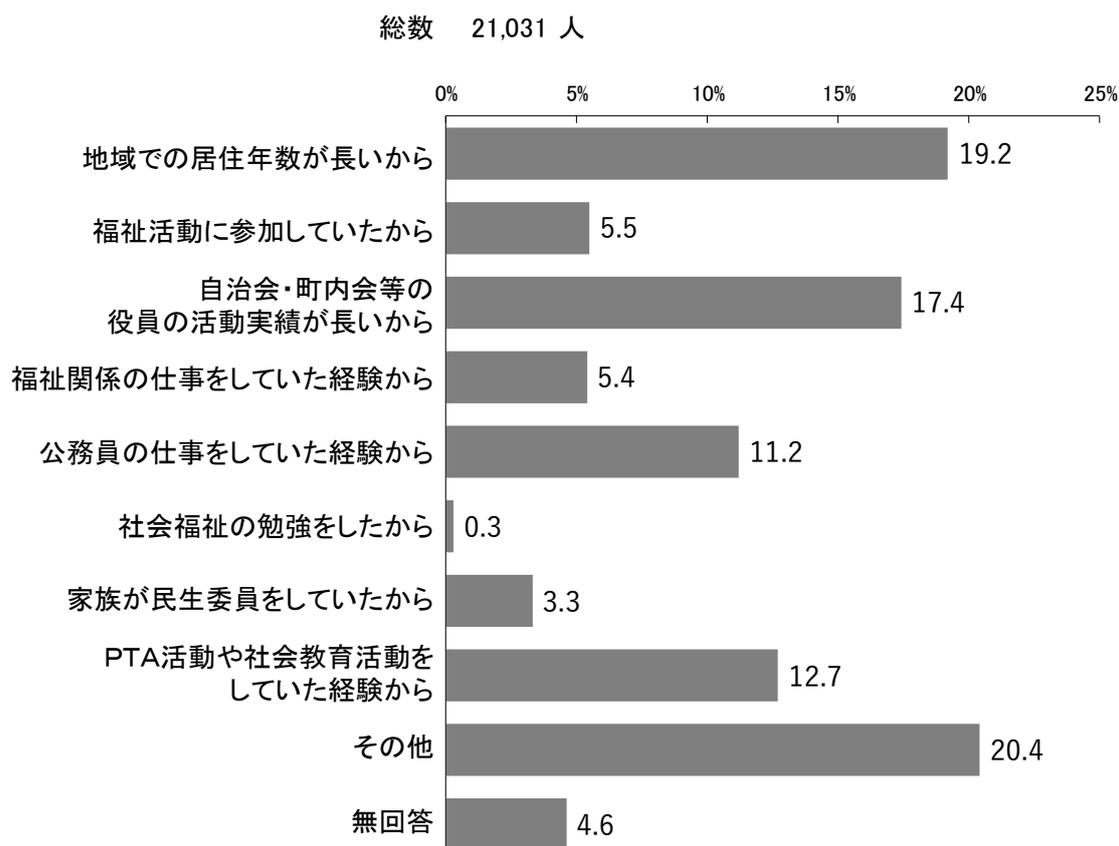


(2) 推薦された理由

問19 あなたが民生委員・児童委員に推薦された最も大きな理由は何だと思えますか。(1つだけに○)

民生委員・児童委員に推薦された最も大きな理由について聞いたところ、「地域での居住年数が長いから」19.2%、「福祉活動に参加していたから」が5.5%、「自治会・町内会等の役員の活動実績が長いから」が17.4%、「福祉関係の仕事をしていた経験から」が5.4%、「公務員の仕事をしていた経験から」が11.2%、「社会福祉の勉強をしたから」が0.3%、「家族が民生委員をしていたから」が3.3%、「PTA活動や社会教育活動をしていた経験から」が12.7%、「その他」が20.4%となっている。

図6 推薦された理由



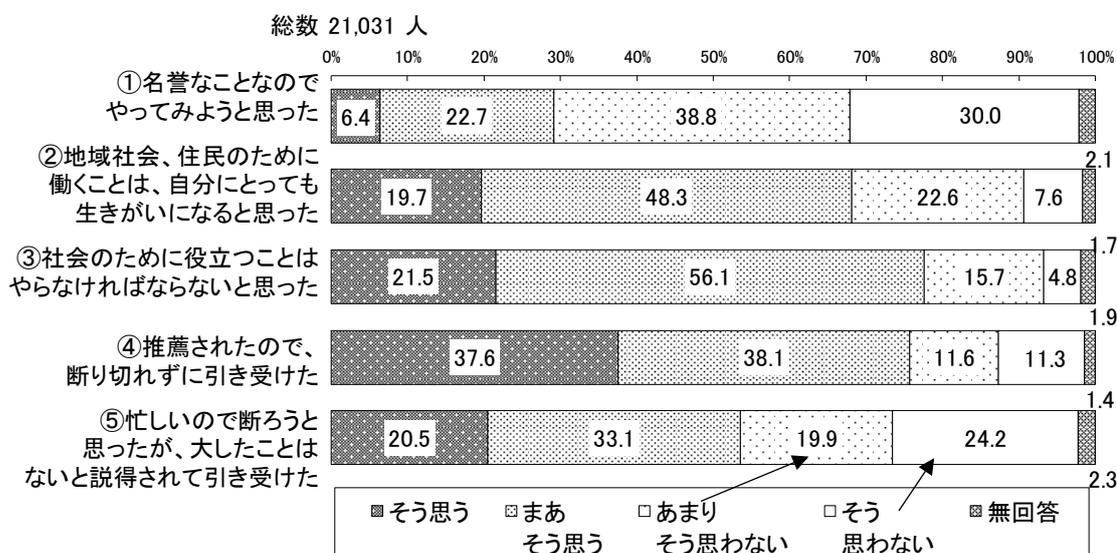
(3) 推薦されたときに感じたこと

問20 あなたは、民生委員・児童委員に推薦されたとき、どのように感じられましたか。①から⑤のそれぞれについて、「そう思う」「まあそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」のうち、あてはまる番号1つに○をつけてください。

民生委員・児童委員に推薦されたとき、どのように感じたか聞いたところ、以下のとおりとなっている。

- ① <名誉なことなのでやってみようと思った>
「そう思う」が6.4%、「まあそう思う」が22.7%、「あまりそう思わない」が38.8%、「そう思わない」が30.0%となっている。
- ② <地域社会、住民のために働くことは、自分にとっても生きがいになると思った>
「そう思う」が19.7%、「まあそう思う」が48.3%、「あまりそう思わない」が22.6%、「そう思わない」が7.6%となっている。
- ③ <社会のために役立つことはやらなければならないと思った>
「そう思う」が21.5%、「まあそう思う」が56.1%、「あまりそう思わない」が15.7%、「そう思わない」が4.8%となっている。
- ④ <推薦されたので、断り切れずに引き受けた>
「そう思う」が37.6%、「まあそう思う」が38.1%、「あまりそう思わない」が11.6%、「そう思わない」が11.3%となっている。
- ⑤ <忙しいので断ろうと思ったが、大したことはないと言われて引き受けた>
「そう思う」が20.5%、「まあそう思う」が33.1%、「あまりそう思わない」が19.9%、「そう思わない」が24.2%となっている。

図7 推薦されたときに感じたこと

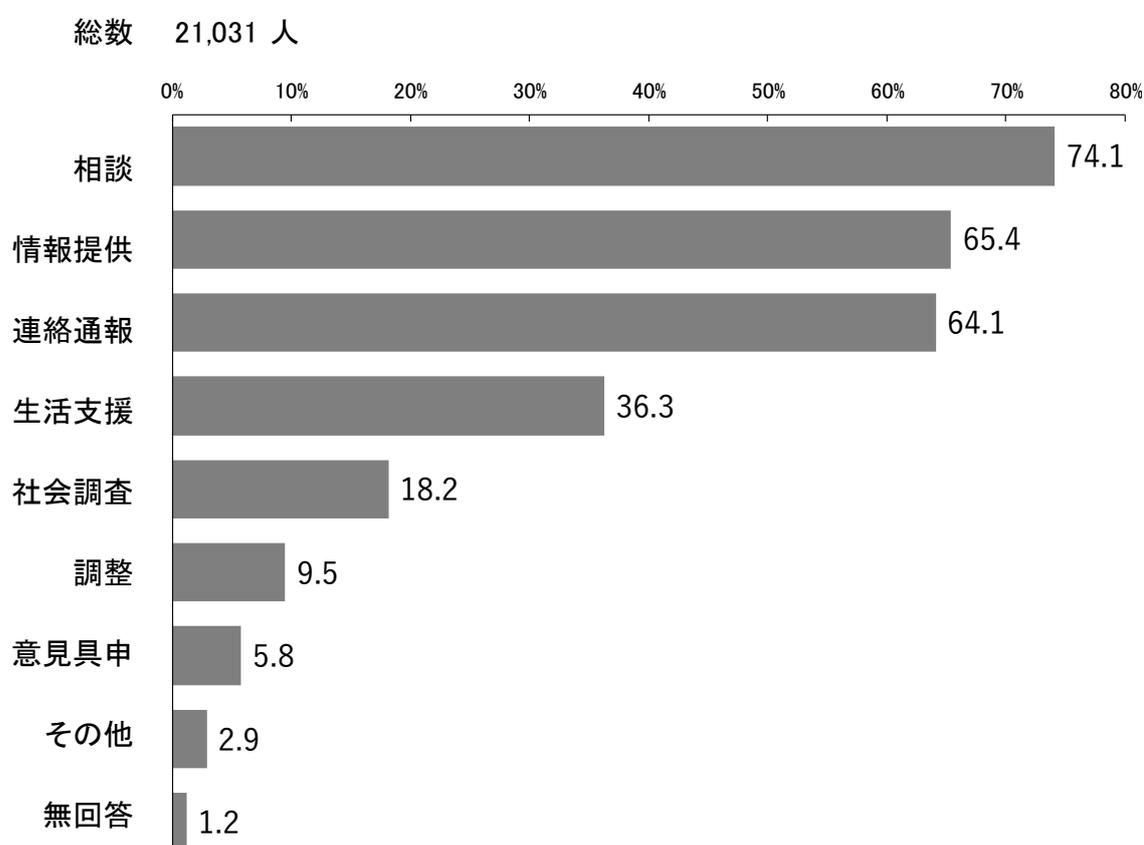


(4) 「7つのはたらき」の重要度

問21 「民生委員・児童委員活動の7つのはたらき」のなかで、地域での重要度が高いと思われる項目を3つまで選んでください。

民生委員・児童委員活動のなかで、地域での重要度が高いと思われる項目を聞いた。割合が高い順に3項目を挙げると、「相談」が74.1%、「情報提供」が65.4%、「連絡通報」が64.1%となっている。(3つまでの複数回答)

図8 「7つのはたらき」の重要度

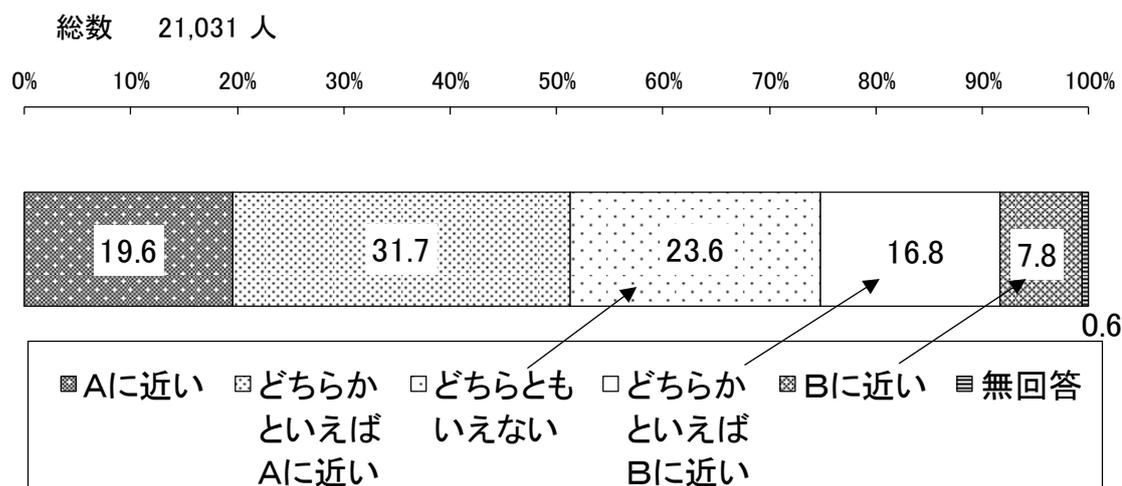


(5) 個別支援活動に関する意識

問22 あなたのお考えはA、Bのどちらに近いですか。(1つだけに○)
 A：民生委員は、個別支援活動はあまり行わず、行政や介護保険サービスなどに任せた方がよい
 B：民生委員は個別支援活動も積極的に行った方がよい

民生委員の活動について、どちらの考えに近いか聞いたところ、「Aに近い」が19.6%、「どちらかといえばAに近い」が31.7%、「どちらともいえない」が23.6%、「どちらかといえばBに近い」が16.8%、「Bに近い」が7.8%となっている。

図9 個別支援活動に関する意識



(6) 活動の範囲に関する意識

問23 あなたは次に示したような依頼を受けたとき、民生委員・児童委員としてどのように対応されますか。①から⑨のそれぞれについて、1から4のうちあてはまる番号1つに○をつけてください。

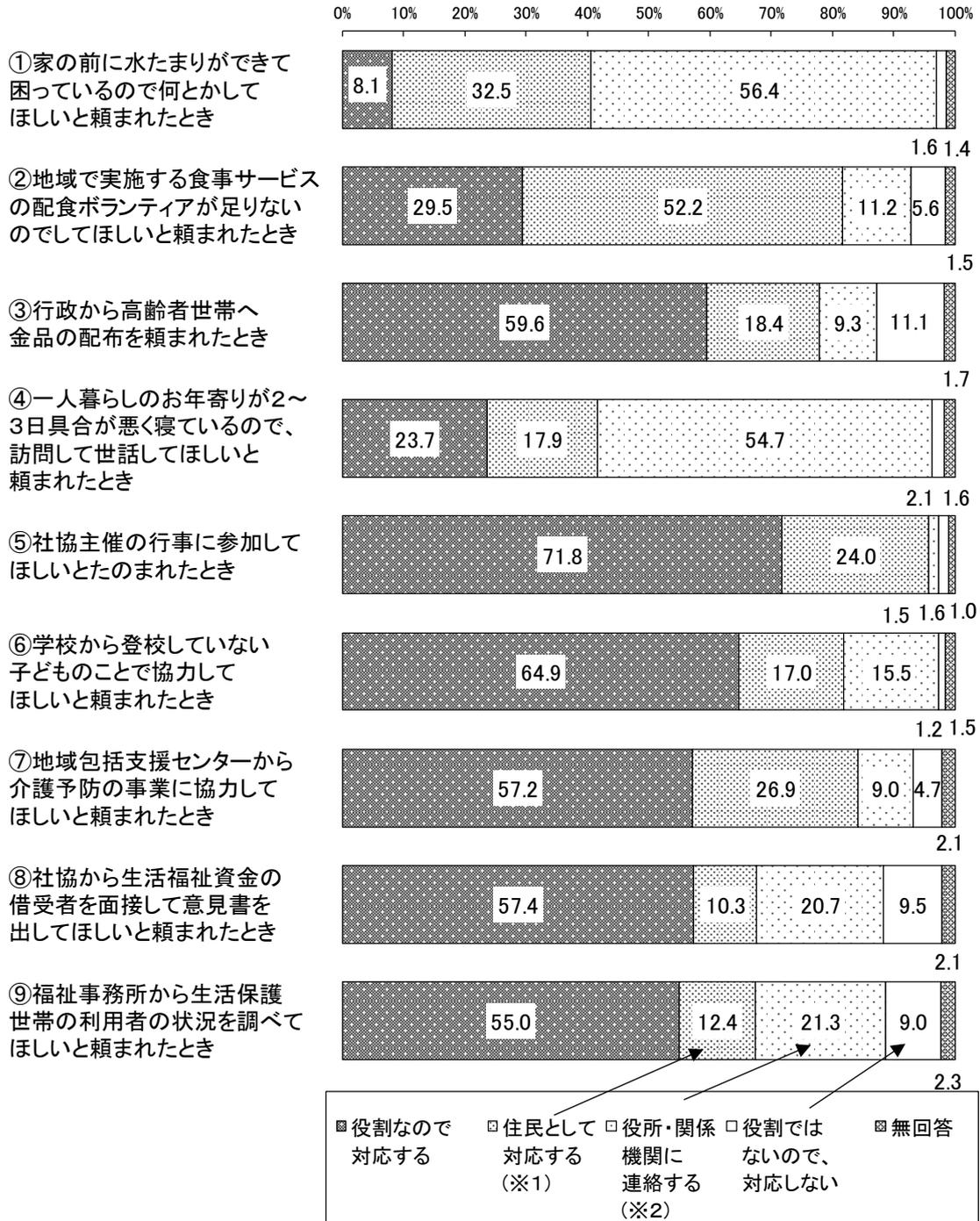
地域の住民から依頼を受けたとき、それぞれどのように対応をするかを聞いた。「役割なので対応する」の割合が高い順に上位5項目を挙げると、「社協主催の行事に参加してほしいと頼まれたとき」が71.8%、「学校から登校していない子どものことで協力してほしいと頼まれたとき」が64.9%、「行政から高齢者世帯へ金品の配布を頼まれたとき」が59.6%、「社協から生活福祉資金の借受者を面接して意見書を出してほしいと頼まれたとき」が57.4%、「地域包括支援センターから介護予防の事業に協力してほしいと頼まれたとき」が57.2%となっている。

一方で、「本来の役割ではないが、住民として対応する」については、「地域で実施する食事サービスの配食ボランティアが足りないののでしてほしいと頼まれたとき」が52.2%と過半数になっている。

また、「役割ではないので、役所・関係機関に連絡する」については、「家の前に水たまりができて困っているので何とかしてほしいと頼まれたとき」が56.4%、「一人暮らしのお年寄りが2～3日具合が悪く寝ているので、訪問して世話してほしいと頼まれたとき」が54.7%と過半数になっている。

図 10 活動の範囲に関する意識

総数 21,031 人



(※1) 本来の役割ではないが、住民として対応する
 (※2) 役割ではないので、役所・関係機関に連絡する

(7) 活動への影響

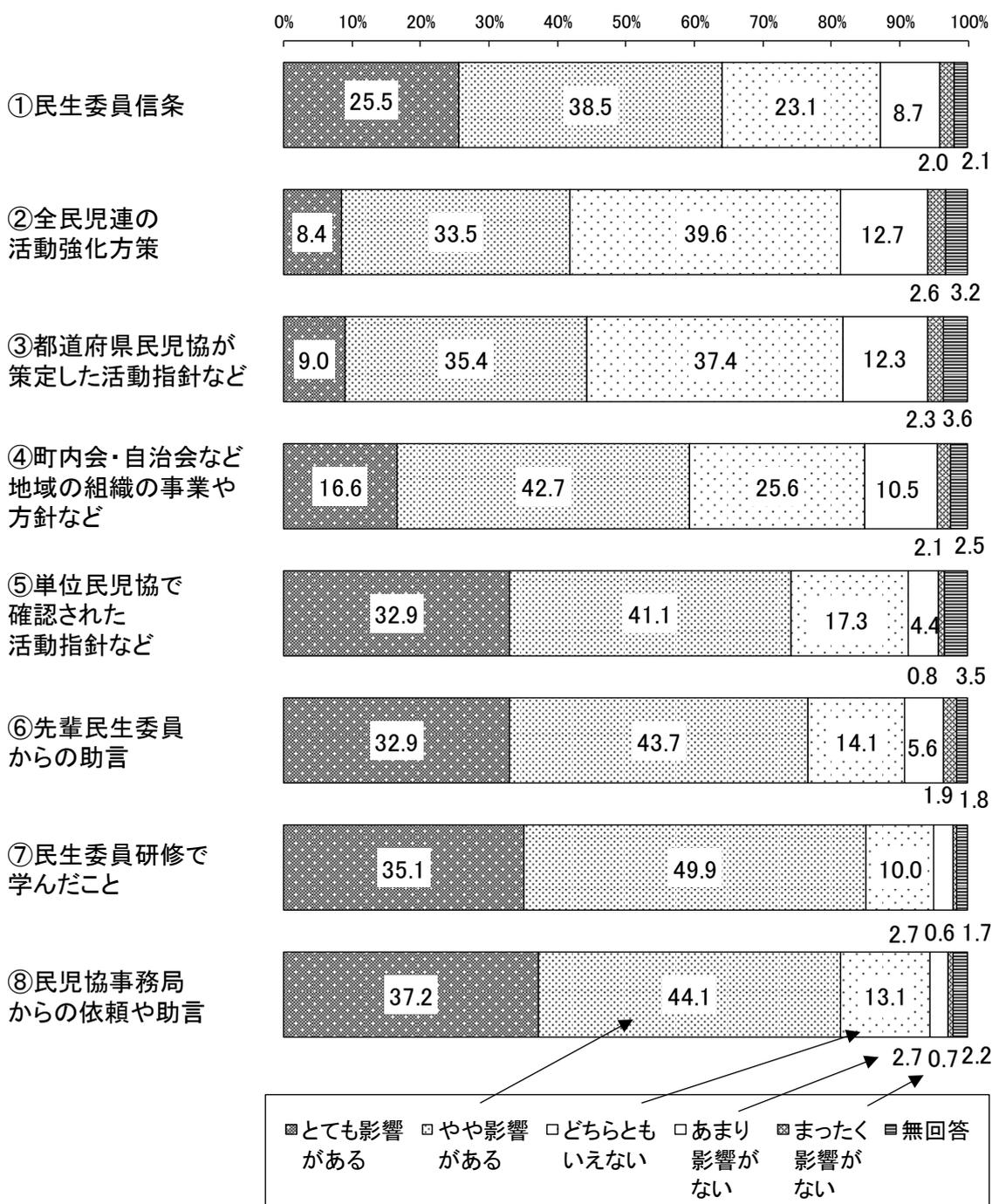
問24 次のことはあなたが行う民生委員・児童委員活動にどの程度影響を与えていますか。①から⑧のそれぞれについて、1から5のうちあてはまる番号1つに○をつけてください。

民生委員・児童委員活動をするうえで、どの程度影響するか聞いた。「とても影響がある」と「やや影響がある」を合計した割合が高い順に上位5項目を挙げると、「民生委員研修で学んだこと」が85.0%、「民児協事務局からの依頼や助言」が81.4%、「先輩民生委員からの助言」が76.6%、「単位民児協で確認された活動指針など」が74.0%、「民生委員信条」が64.1%となっている。

一方で「まったく影響がない」と「あまり影響がない」を合計した割合が高い順に上位5項目を挙げると、「全民児連の活動強化方策」が15.4%、「都道府県民児協が策定した活動指針など」が14.7%、「町内会・自治会など地域の組織の事業や方針など」が12.6%、「民生委員信条」が10.8%、「先輩民生委員からの助言」が7.5%となっている。

図 11 活動への影響

総数 21,031 人



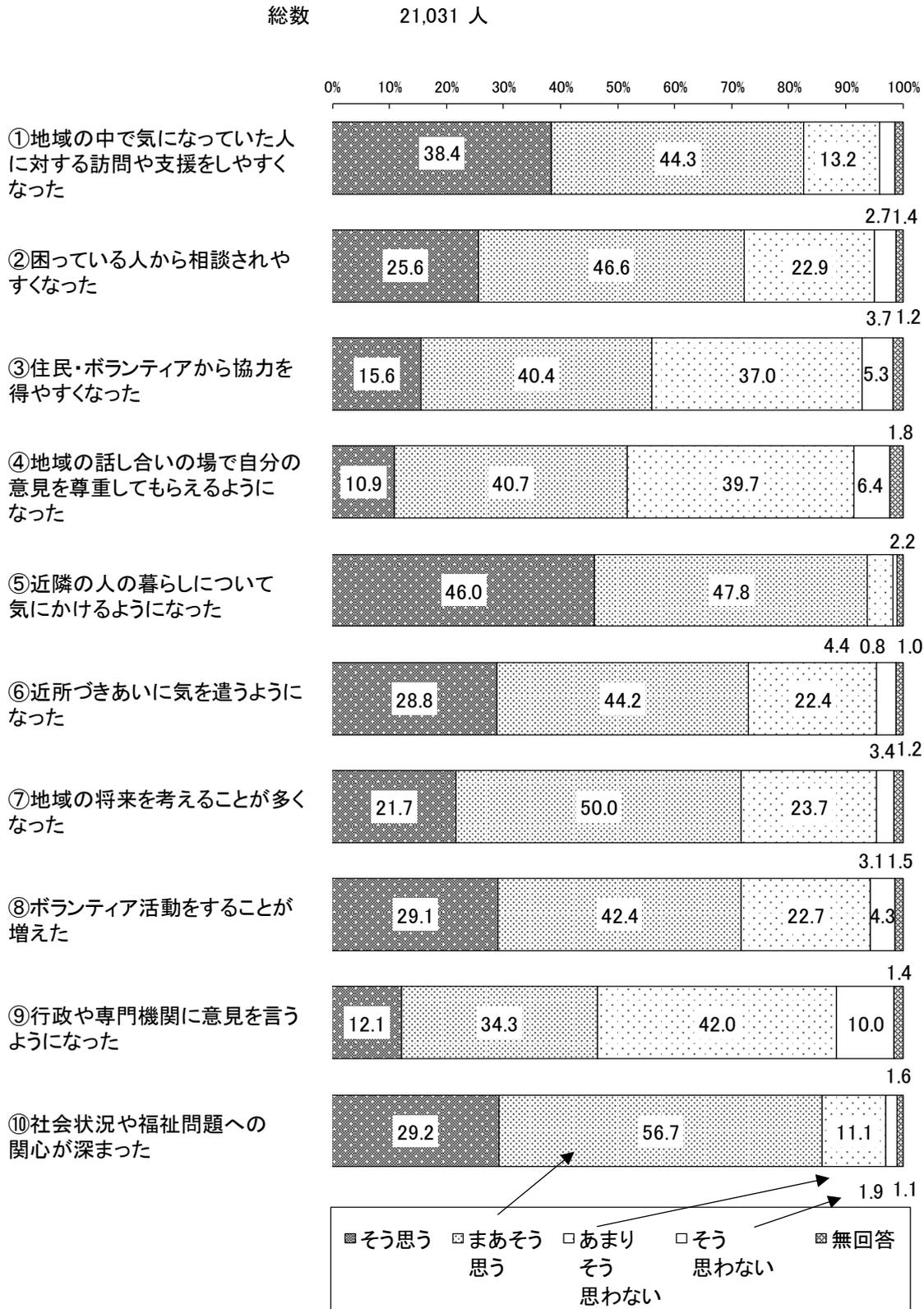
(8) 任命後の変化

問25 あなたは民生委員・児童委員に任命されたことによって、変化したことはありますか。次の①から⑩について、それぞれに「そう思う」「まあそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」のうち、あてはまる番号1つに○をつけてください。

民生委員・児童委員に任命されたことにより、それぞれの項目について変化があるかを聞いた。「そう思う」と「まあそう思う」を合計した割合が高い順に上位5項目を挙げると、「近隣の人暮らしについて気にかけるようになった」が93.8%、「社会状況や福祉問題への関心が深まった」が85.9%、「地域の中で気になっていた人に対する訪問や支援をしやすくなった」が82.7%、「近所づきあいに気を遣うようになった」が72.9%、「困っている人から相談されやすくなった」が72.1%となっている。

一方で、「そう思わない」と「あまりそう思わない」を合計した割合が高い順に5項目を挙げると、「行政や専門機関に意見を言うようになった」が52.0%、「地域の話合いの場で自分の意見を尊重してもらえるようになった」が46.1%、「住民・ボランティアから協力を得やすくなった」が42.2%、「ボランティア活動をするが増えた」が27.0%、「地域の将来を考えることが多くなった」が26.8%となっている。

図 12 任命後の変化



IV 民生委員・児童委員としての現在のお気持ちについて

(1) 活動の充実感

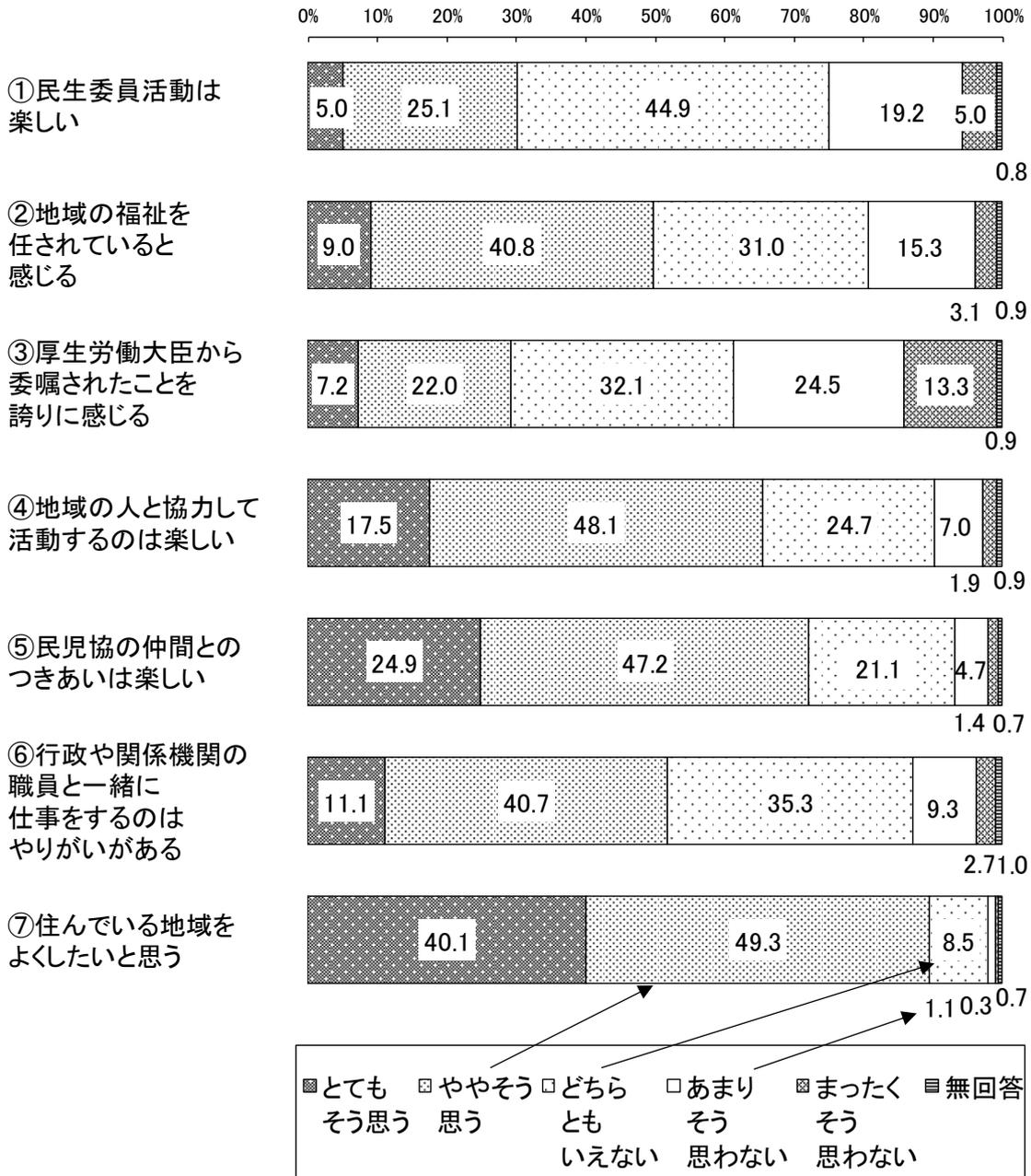
問26 あなたの現在のお気持ちについて、①から⑦について、それぞれに1から5のうちあてはまる番号1つに○をつけてください。

民生委員・児童委員の活動の充実感について聞いた。「とてもそう思う」と「ややそう思う」を合計した割合が高い順に上位3項目を挙げると、「住んでいる地域をよくしたいと思う」が89.3%、「民児協の仲間とのつきあいは楽しい」が72.1%、「地域の人と協力して活動するのは楽しい」が65.6%となっている。

一方で、「まったくそう思わない」と「あまりそう思わない」を合計した割合が高い順に上位3項目を挙げると、「厚生労働大臣から委嘱されたことを誇りに感じる」が37.8%、「民生委員活動は楽しい」が24.2%、「地域の福祉を任されていると感じる」が18.3%となっている。

図 13 活動の充実感

総数 21,031 人

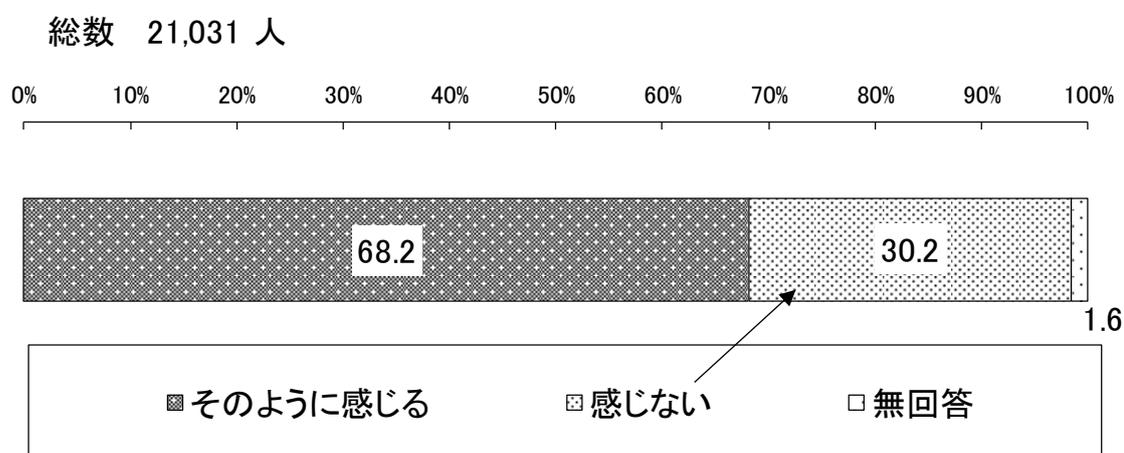


(2) 委嘱された直後との意欲の比較

問27 あなたは、民生委員・児童委員に委嘱された直後（1年目）と現在とを比較して、より熱心に活動に取り組んでいると感じられますか。（1つだけに○）

民生委員・児童委員に委嘱された直後（1年目）と現在とを比較して、より熱心に活動に取り組んでいるかを聞いたところ、「そのように感じる」が68.2%、「感じない」が30.2%となっている。

図14 委嘱された直後との意欲の比較



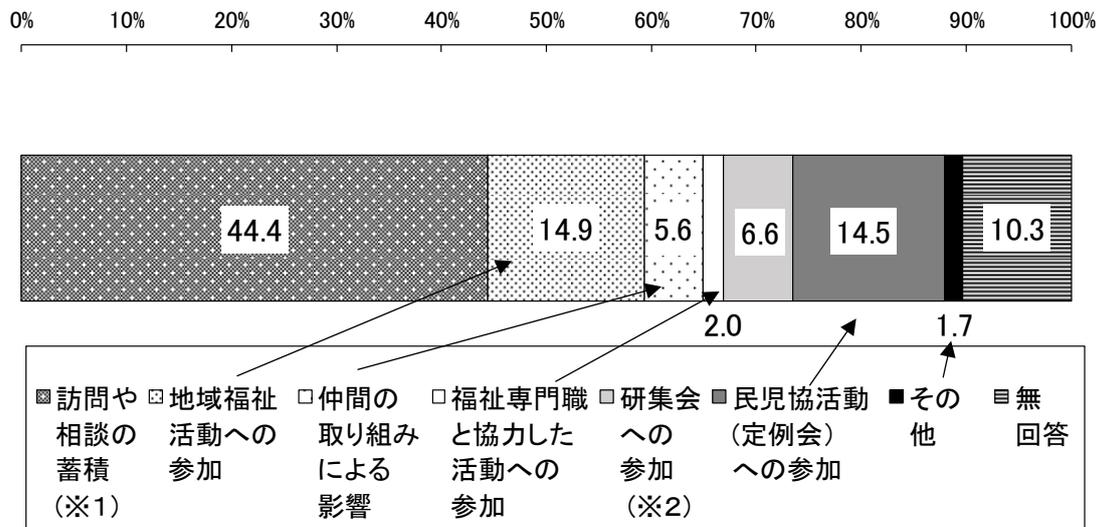
問27-2 「1 そのように感じる」と回答した人にお尋ねします。より熱心に活動に取り組むきっかけとなった出来事は何ですか。主な順で3つまでお答え下さい。

問27で「そのように感じる」と回答した方(14,339人)に、委嘱された直後(1年目)より熱心に活動に取り組むきっかけとなった出来事を主な順で3つまで聞いた。1位として選択された割合が高い順に上位3項目を挙げると、「困りごとを抱えた人への訪問や相談の蓄積」が44.4%、「地域福祉活動への参加」が14.9%、「民児協活動(定例会)への参加」14.5%となっている。

図 15-1 熱心に取り組むきっかけとなった出来事(1位)

<1位>

該当数 14,339人



(※1) 困りごとを抱えた人への訪問や相談の蓄積

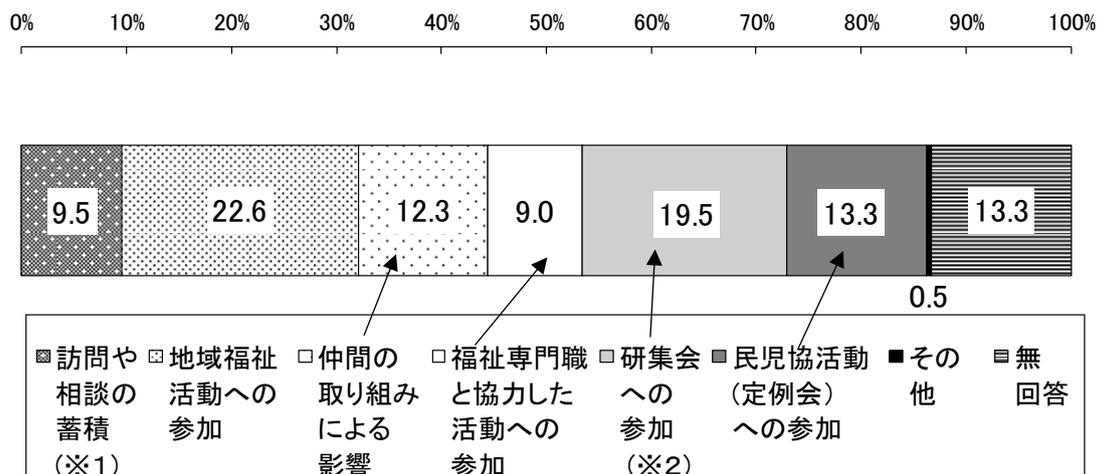
(※2) 民生委員・児童委員を対象とした研修会への参加

2位として選択された割合が高い順に上位3項目を挙げると、「地域福祉活動への参加」が22.6%、「民生委員・児童委員を対象とした研修会への参加」が19.5%、「民児協活動（定例会）への参加」が13.3%となっている。

図 15-2 熱心に取り組むきっかけとなった出来事（2位）

<2位>

該当数 14,339 人

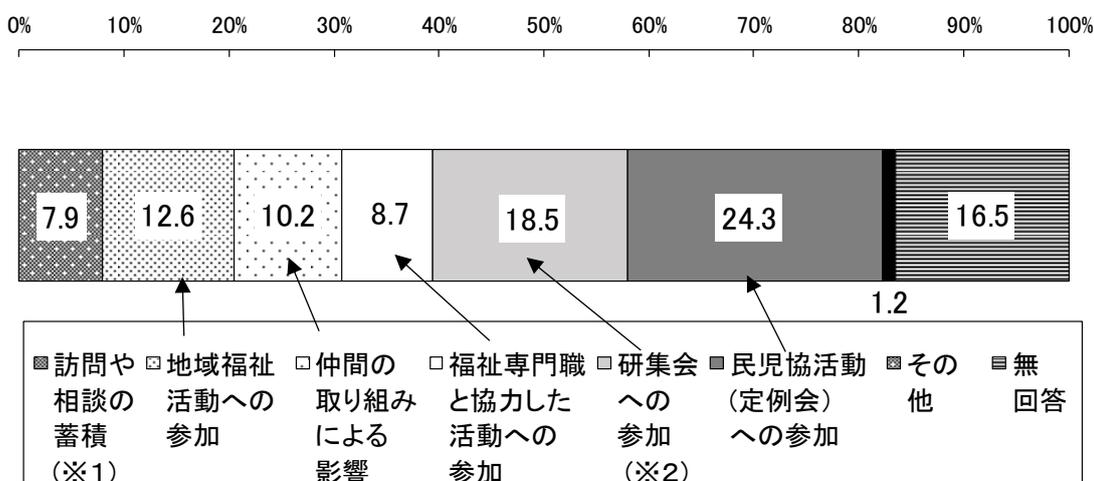


3位として選択された割合が高い順に上位3項目を挙げると、「民児協活動（定例会）への参加」が24.3%、「民生委員・児童委員を対象とした研修会への参加」が18.5%、「地域福祉活動への参加」が12.6%となっている。

図 15-3 熱心に取り組むきっかけとなった出来事（3位）

<3位>

該当数 14,339 人



（※1）困りごとを抱えた人への訪問や相談の蓄積

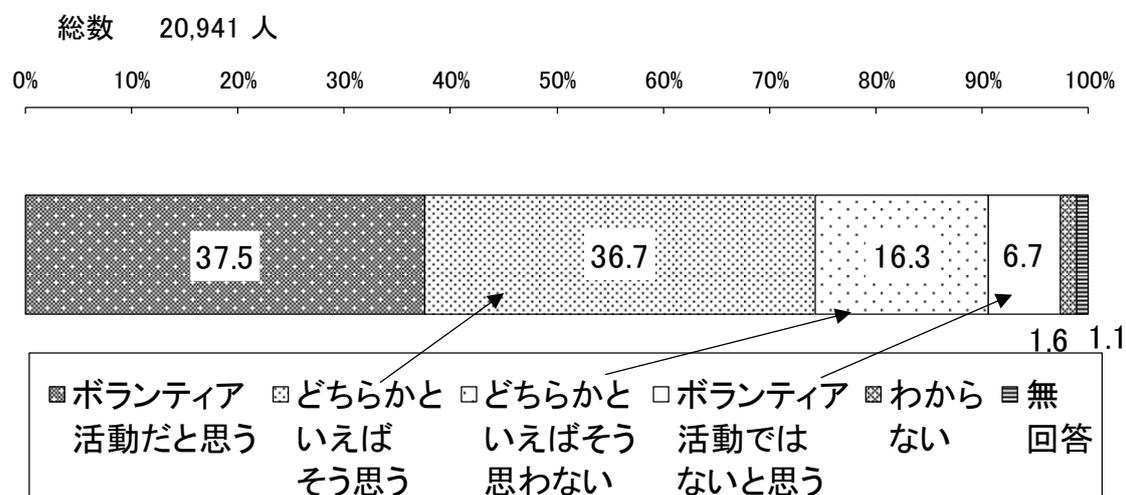
（※2）民生委員・児童委員を対象とした研修会への参加

(3) ボランティアとしての意識

問28 民生委員・児童委員活動はボランティア活動だと思いますか。(1つだけに○)

民生委員・児童委員活動はボランティア活動だと思うか聞いたところ、「ボランティア活動だと思う」が37.5%、「どちらかといえばボランティア活動だと思う」が36.7%、「どちらかといえばボランティア活動ではないと思う」が16.3%、「ボランティア活動ではないと思う」が6.7%となっている。

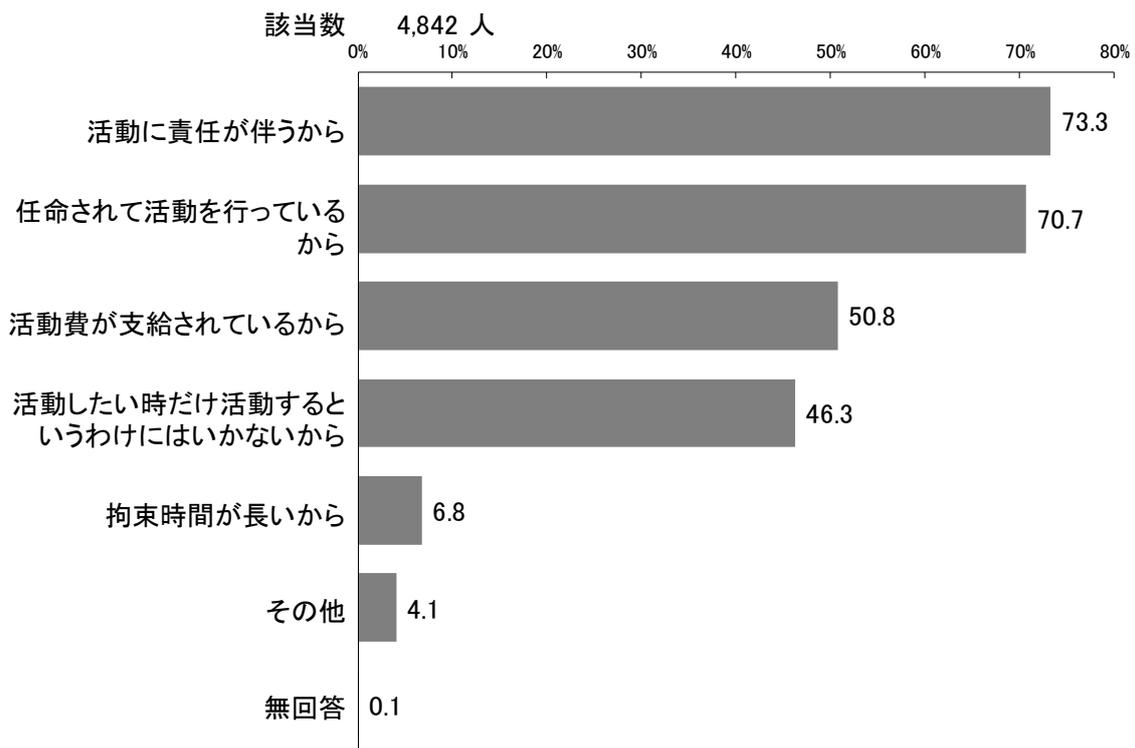
図 16 ボランティアとしての意識



問28-2 「3 どちらかといえばボランティア活動ではないと思う」と「4 ボランティア活動ではないと思う」と答えた方にお尋ねします。「ボランティアではない」と思うのはどのような理由からですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

問28で「どちらかといえばボランティア活動ではないと思う」と「ボランティア活動ではないと思う」と回答した方（4,842人）に「ボランティアではない」と思うのはどのような理由か聞いた。割合が高い順に上位3項目を挙げると、「活動に責任が伴うから」が73.3%、「任命されて活動を行っているから」が70.7%、「活動費が支給されているから」が50.8%となっている。（複数回答）

図 17 ボランティア活動ではないと思う理由



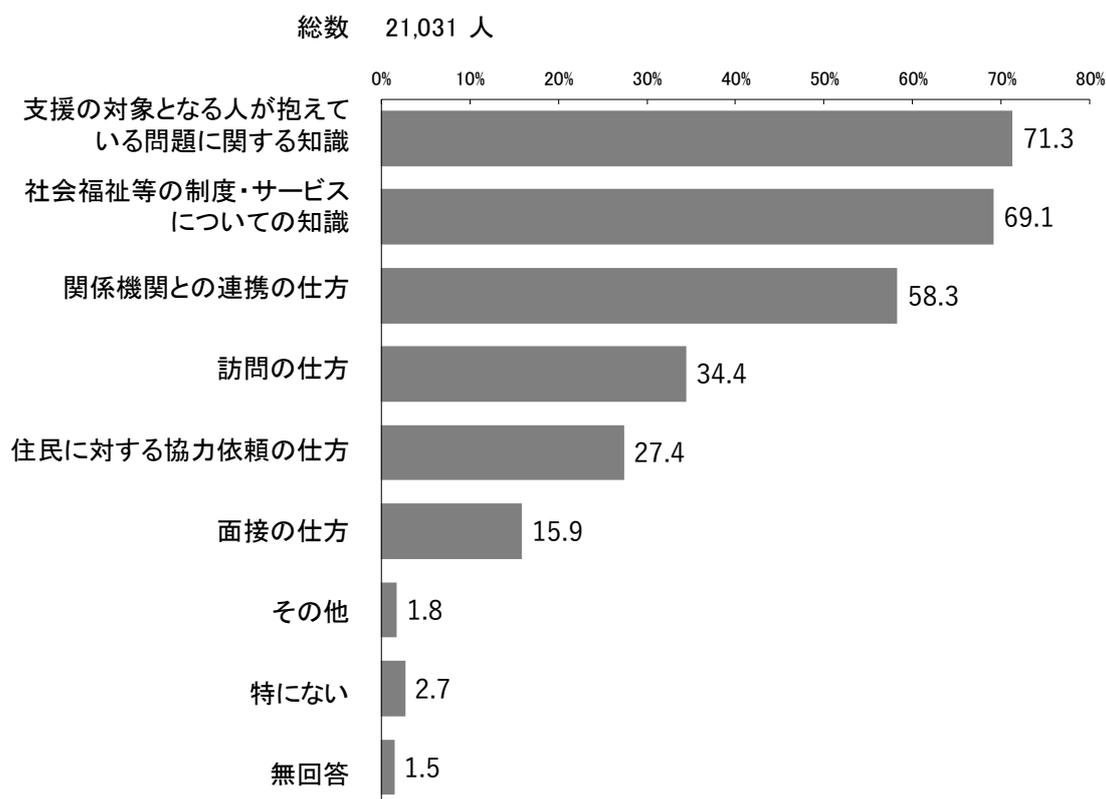
V 民生委員・児童委員活動への支援体制について

(1) 必要な研修

問29 あなたが民生委員・児童委員活動をするために必要だと思う研修はどのようなものですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

民生委員・児童委員活動をするために必要だと思う研修について聞いた。割合が高い順に上位3項目を挙げると、「支援の対象となる人が抱えている問題に関する知識」が71.3%、「社会福祉等の制度・サービスについての知識」が69.1%、「関係機関との連携の仕方」が58.3%となっている。(複数回答)

図18 必要な研修

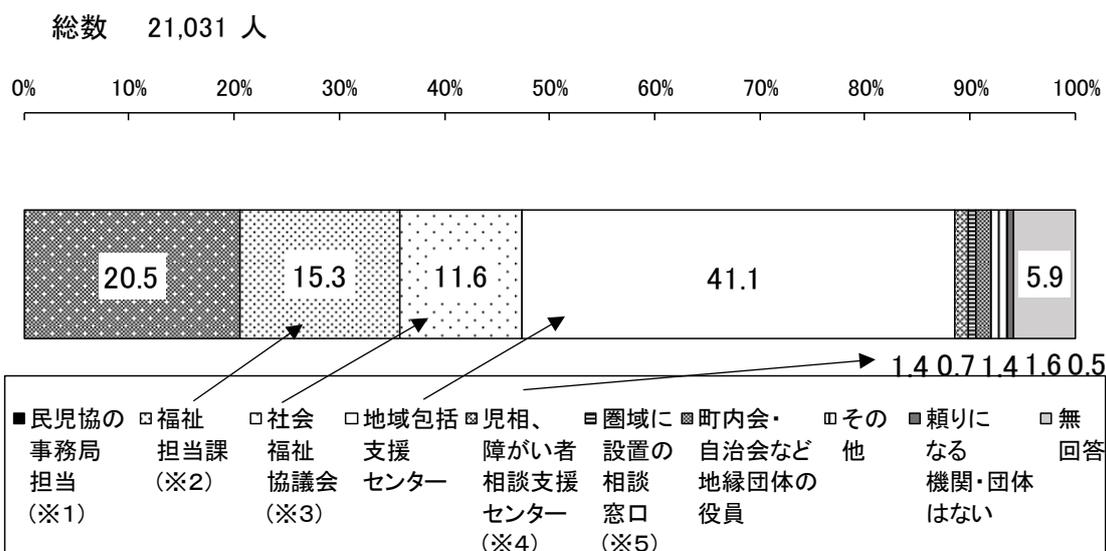


(2) 頼りになる機関・団体

問30 発見したニーズのつなぎ先がわからなかった時、最も頼りになるのはどの機関・団体ですか。(1つだけに○)

民生委員・児童委員活動をしている際に発見したニーズのつなぎ先がわからなかった時に最も頼りになる機関を聞いたところ、「市区町村の民児協の事務局担当」が20.5%、「市区町村の福祉担当課」が15.3%、「市区町村の社会福祉協議会」が11.6%、「地域包括支援センター」が41.1%、「児童相談所、障がい者相談支援センターなど分野別の専門機関」が1.4%、「市区町村をいくつかの圏域に分けたところに設置されている相談窓口」が0.7%、「町内会・自治会など地縁団体の役員」が1.4%、「その他」が1.6%となっている。また、「頼りになる機関・団体はない」が0.5%となっている。

図 19 頼りになる機関・団体



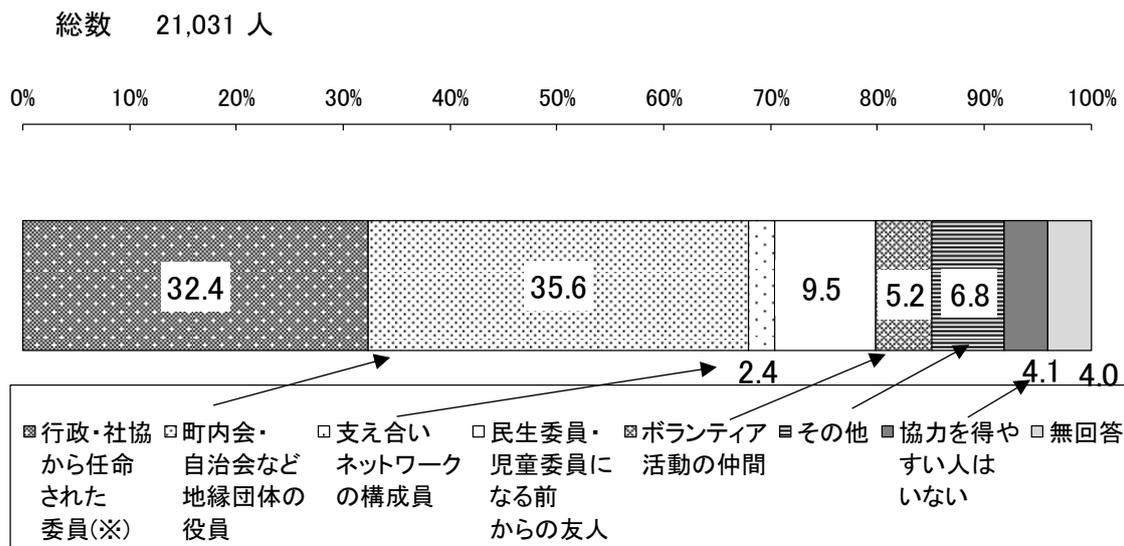
- (※1) 市区町村の民児協の事務局担当
- (※2) 市区町村の福祉担当課
- (※3) 市区町村の社会福祉協議会
- (※4) 児童相談所、障がい者相談支援センターなど分野別の専門機関
- (※5) 市区町村をいくつかの圏域に分けたところに設置されている相談窓口

(3) 協力を得やすい人

問31 あなたが担当区域で活動する上で、最も協力を得やすいのはどのような立場の人ですか。(1つだけに○)

民生委員・児童委員活動をしている際に、最も協力を得やすい立場の人を聞いたところ、「福祉委員などの行政・社協から任命された委員」が32.4%、「町内会・自治会など地縁団体の役員」が35.6%、「支え合いネットワークの構成員」が2.4%、「民生委員・児童委員になる前からの友人」が9.5%、「ボランティア活動の仲間」が5.2%、「その他」が6.8%となっている。また、「協力を得やすい人はいない」は4.1%となっている。

図 20 協力を得やすい人



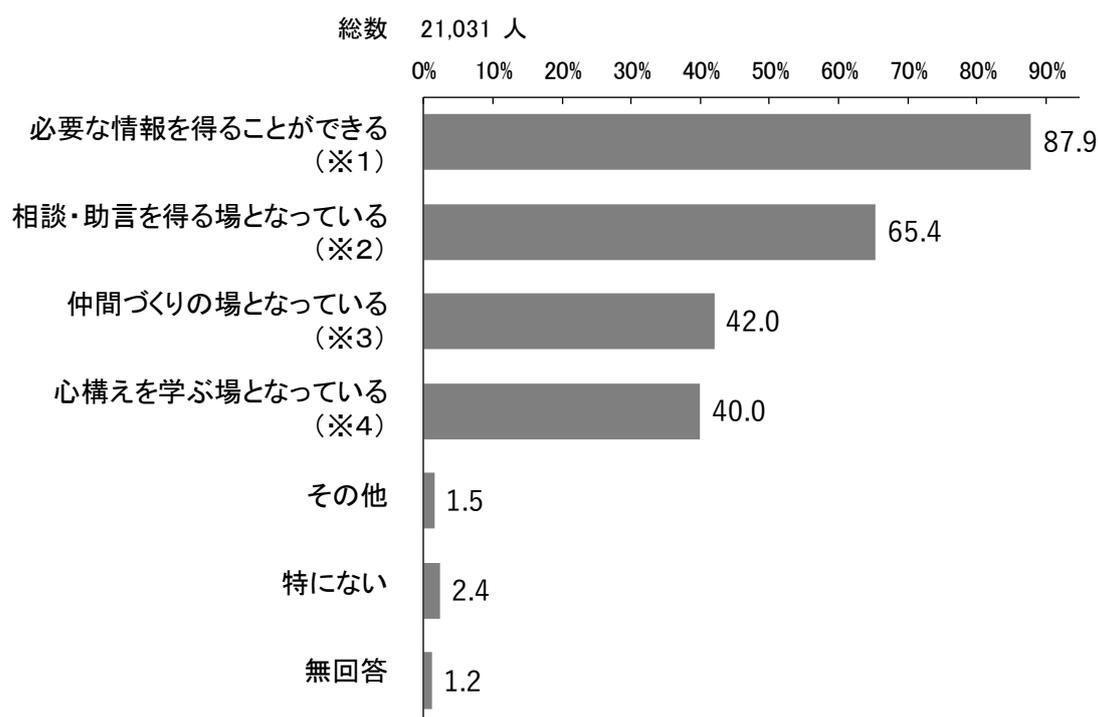
(※) 福祉委員などの行政・社協から任命された委員

(4) 単位民児協の定例会の意義

問32 単位民児協の定例会は、あなたが民生委員・児童委員活動をする上でどのような場となっていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

民生委員・児童委員活動の中で、単位民児協の定例会がどのような場であるか聞いた。割合が高い順に上位4項目を挙げると、「民生委員・児童委員活動に必要な情報を得ることができる」が87.9%、「対応に悩む事例などについて相談・助言を得る場となっている」が65.4%、「区域で活動する際に協力を得るための仲間づくりの場となっている」が42.0%、「民生委員・児童委員としての心構えを学ぶ場となっている」が40.0%となっている。(複数回答)

図 21 単位民児協の定例会の意義



(※1) 民生委員・児童委員活動に必要な情報を得ることができる

(※2) 対応に悩む事例などについて相談・助言を得る場となっている

(※3) 区域で活動する際に協力を得るための仲間づくりの場となっている

(※4) 民生委員・児童委員としての心構えを学ぶ場となっている

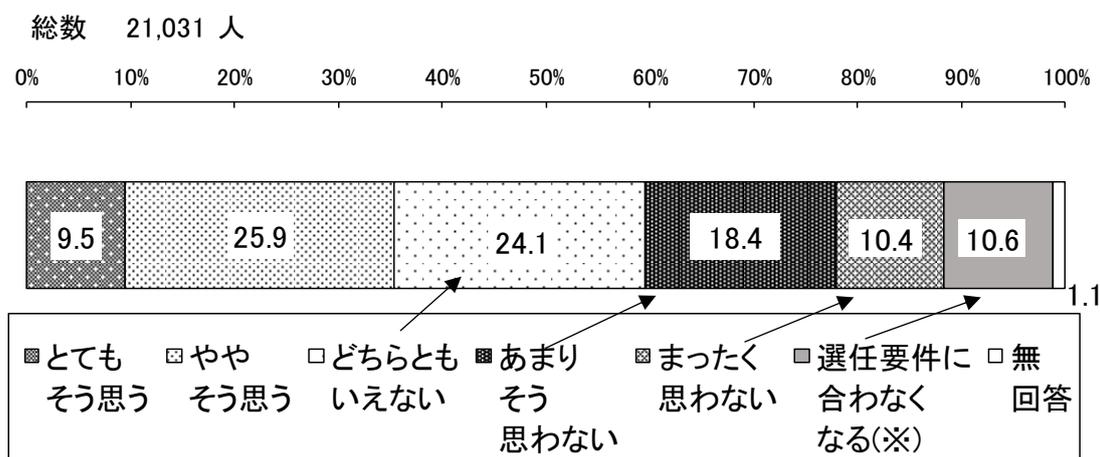
VI これからの民生委員・児童委員制度の在り方について

(1) 継続の意思

問33 あなたは、次期も民生委員・児童委員を続けようと思いますか。
(1つだけに○)

民生委員・児童委員活動を今後も続けようと思うか聞いたところ、「とてもそう思う」が9.5%、「ややそう思う」が25.9%、「どちらともいえない」が24.1%、「あまりそう思わない」が18.4%、「まったく思わない」が10.4%、「定年を迎える、転居の予定などの理由で、選任要件に合わなくなる」が10.6%となっている。

図 22 継続の意思



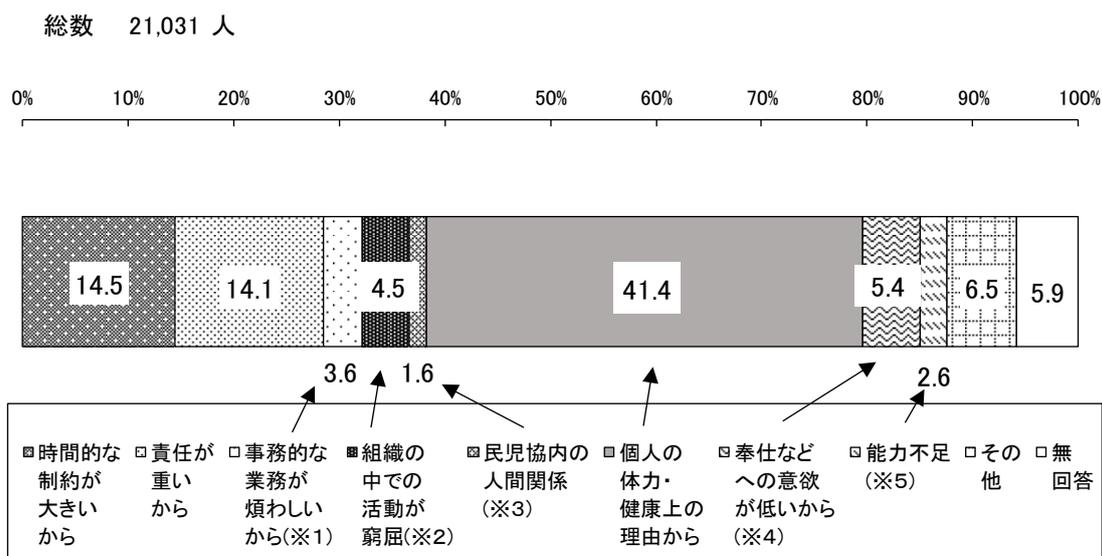
(※) 定年を迎える、転居の予定などの理由で、選任要件に合わなくなる

(2) 退任の理由

問34 あなたからみて定年前に民生委員・児童委員を退任する人は、どのような理由が多いと思いますか。(1つだけに○)

定年前に民生委員・児童委員を退任する人は、どのような理由が多いと思うか聞いたところ、「時間的な制約が大きいから」が14.5%、「責任が重いから」が14.1%、「活動実績の提出など事務的な業務が煩わしいから」が3.6%、「民生委員・児童委員という制度や組織の枠の中で活動することが窮屈だから」が4.5%、「民児協内の人間関係がうまくいかなかったから」が1.6%、「個人の体力・健康上の理由から」が41.4%、「もともと奉仕やボランティアに対する意欲が低いから」が5.4%、「必要な業務を担うのには能力不足だったから」が2.6%、「その他」が6.5%となっている。

図 23 退任の理由



(※1) 活動実績の提出など事務的な業務が煩わしいから

(※2) 民生委員・児童委員という制度や組織の枠の中で活動することが窮屈だから

(※3) 民児協内の人間関係がうまくいかなかったから

(※4) もともと奉仕やボランティアに対する意欲が低いから

(※5) 必要な業務を担うのには能力不足だったから

(3) 持続可能な制度にしていくために必要なこと

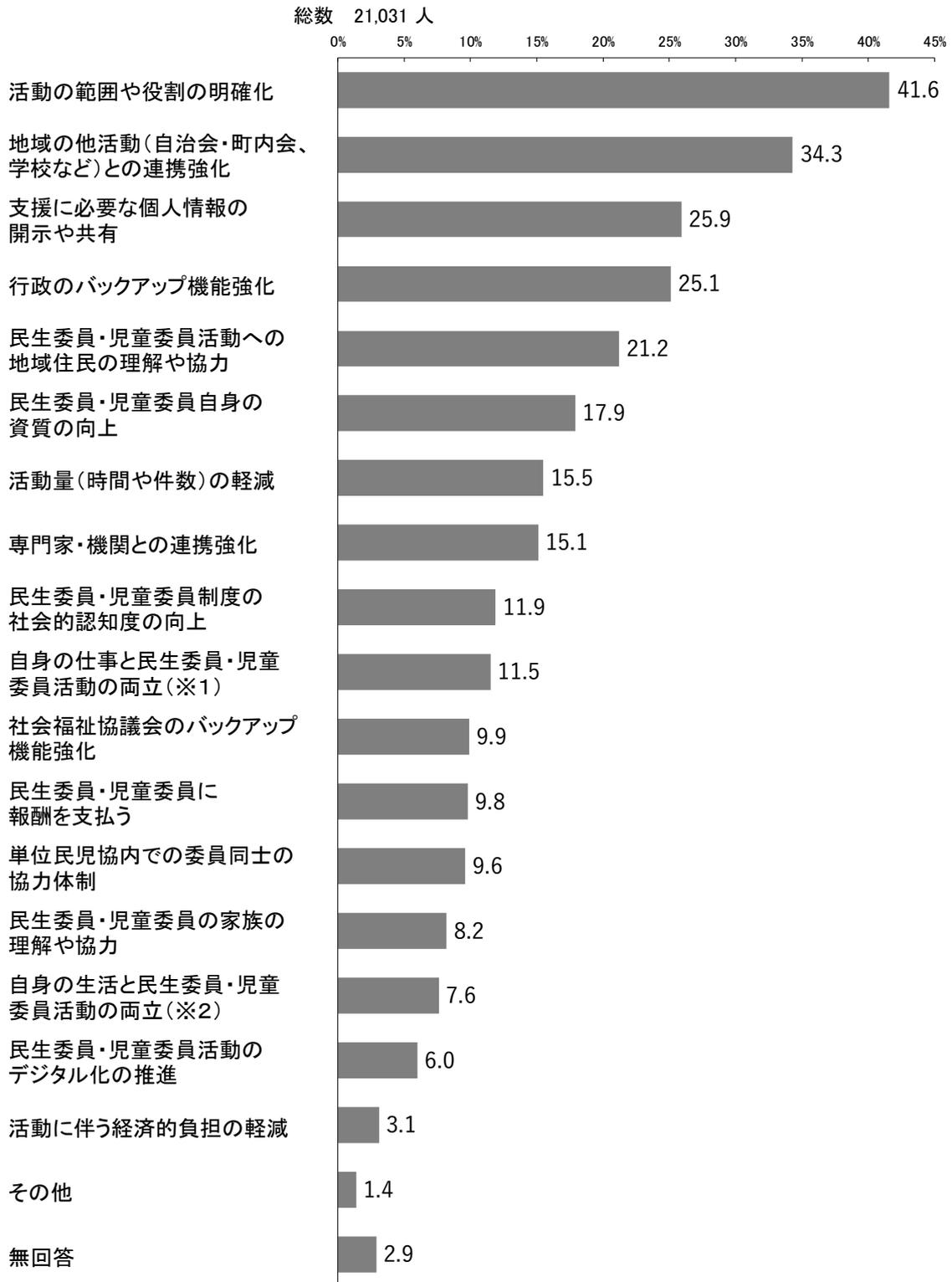
問35 民生委員・児童委員制度を持続可能な制度にしていくために必要なこととして、次の中から3つまで選んでください。

持続可能な制度にしていくために必要だと思うことを3つまで聞いた。選択された割合が高い順に上位5項目を挙げると、「活動の範囲や役割の明確化」が41.5%、「地域の他活動（自治会・町内会、学校など）との連携強化」が34.3%、「支援に必要な個人情報の開示や共有」が25.9%、「行政のバックアップ機能強化」が25.1%、「民生委員・児童委員活動への地域住民の理解や協力」が21.2%となっている。（3つまでの複数回答）

※選択肢すべては以下のとおりである。

1. 活動量（時間や件数）の軽減
2. 活動の範囲や役割の明確化
3. 民生委員・児童委員自身の資質の向上
4. 支援に必要な個人情報の開示や共有
5. 専門家・機関との連携強化
6. 行政のバックアップ機能強化
7. 社会福祉協議会のバックアップ機能強化
8. 地域の他活動（自治会・町内会、学校など）との連携強化
9. 活動に伴う経済的負担の軽減
10. 民生委員・児童委員活動のデジタル化の推進
11. 単位民児協内での委員同士の協力体制
12. 民生委員・児童委員活動への地域住民の理解や協力
13. 民生委員・児童委員制度の社会的認知度の向上
14. 民生委員・児童委員自身の生活と民生委員・児童委員活動の両立
15. 民生委員・児童委員の家族の理解や協力
16. 民生委員・児童委員自身の仕事と民生委員・児童委員活動の両立
17. 民生委員・児童委員に報酬を支払う
18. その他

図 24 持続可能な制度にしていくために必要なこと



(※1) 民生委員・児童委員自身の仕事と民生委員・児童委員活動の両立

(※2) 民生委員・児童委員自身の生活と民生委員・児童委員活動の両立

市町村民生委員児童委員協議会事務局アンケート
調査結果報告書

2021年7月

委嘱型ボランティア研究会
研究代表 小松理佐子（日本福祉大学）

調査の概要

実査時期	2021年1月27日郵送、2月19日を回答期限とした。
調査方法	郵送法
調査対象	全国の政令指定都市を含む市区町村設置の民児協事務局の担当者
調査対象数	1,806ヶ所
抽出方法	全国47都道府県のうち、民児協事務局の一覧が公開されているもの、および民児協事務局から情報提供をうけた43都道府県の市町村民児協事務局を対象とした。情報が得られなかった4県については、市町村社協を対象として調査票を郵送した。なお、自治体によっては、複数の事務局を設置している場合や、複数の自治体で一つの事務局を設定している場合などがあり、今回の調査は実態に合わせ実施した。このため実際の市町村数とは一致していない。
回収数（回収率）	1,117（61.8%）

注：本調査報告書は、張夢心(九州大学大学院人間環境学府博士後期課程)、宮崎真弥（同修士課程）が執筆し、委嘱型ボランティア研究会（小松理佐子（代表）・加川充浩・斉藤弥生・高野和良・原田正樹・吉武由彩）が監修した。

I 貴自治体、事務局・担当者についてお尋ねします。

P1. 貴自治体の所在する都道府県を教えてください。

都道府県別調査回答者数							
	度数	パーセント	有効パーセント		度数	パーセント	有効パーセント
北海道	117	10.5	10.5	滋賀県	16	1.4	1.4
青森県	32	2.9	2.9	京都府	10	0.9	0.9
岩手県	20	1.8	1.8	大阪府	32	2.9	2.9
宮城県	19	1.7	1.7	兵庫県	32	2.9	2.9
秋田県	17	1.5	1.5	奈良県	17	1.5	1.5
山形県	14	1.3	1.3	和歌山県	20	1.8	1.8
福島県	34	3.0	3.0	鳥取県	11	1.0	1.0
茨城県	30	2.7	2.7	島根県	15	1.3	1.3
栃木県	16	1.4	1.4	岡山県	17	1.5	1.5
群馬県	28	2.5	2.5	広島県	10	0.9	0.9
埼玉県	42	3.8	3.8	山口県	14	1.3	1.3
千葉県	35	3.1	3.1	徳島県	15	1.3	1.3
東京都	31	2.8	2.8	香川県	10	0.9	0.9
神奈川県	24	2.1	2.2	愛媛県	17	1.5	1.5
新潟県	16	1.4	1.4	高知県	24	2.1	2.2
富山県	11	1.0	1.0	福岡県	51	4.6	4.6
石川県	13	1.2	1.2	佐賀県	12	1.1	1.1
福井県	9	0.8	0.8	長崎県	14	1.3	1.3
山梨県	8	0.7	0.7	熊本県	26	2.3	2.3
長野県	41	3.7	3.7	大分県	12	1.1	1.1
岐阜県	31	2.8	2.8	宮崎県	19	1.7	1.7
静岡県	26	2.3	2.3	鹿児島県	28	2.5	2.5
愛知県	41	3.7	3.7	沖縄県	21	1.9	1.9
三重県	18	1.6	1.6				
合計	1116	99.9	100.0				
無回答	1	0.1					
合計	1117	100.0					

今回の調査で回答いただいた事務局数を都道府県別で見ると、「北海道」(10.5%)が最も多く、次いで「福岡県」(4.6%)、「埼玉県」(3.8%)、「愛知県」(3.7%)、「長野県」(3.7%)であった。

P2. 貴自治体の人口（令和3年1月1日現在）

自治体の人口規模				
	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
5,000人未満	145	13.0	13.1	13.1
5,000～10,000人未満	137	12.3	12.4	25.5
10,000～50,000人未満	437	39.1	39.6	65.1
50,000～200,000人未満	290	26.0	26.3	91.4
200,000～500,000人未満	72	6.4	6.5	97.9
500,000～1,000,000人未満	16	1.4	1.4	99.4
1,000,000人以上	7	0.6	0.6	100.0
合計	1104	98.8	100.0	
無回答	13	1.2		
合計	1117	100.0		

事務局が所在する自治体の人口規模を7区分で見ると、「10,000～50,000人未満」（39.6%）が4割弱で最も多く、次いで「50,000～200,000人未満」（26.3%）が多かった。

P3. 貴自治体の高齢化率（令和3年1月1日現在）

自治体の高齢化率				
	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
20%未満	21	1.9	2.0	2.0
20～30%未満	292	26.1	27.2	29.2
30～40%未満	493	44.1	45.9	75.1
40%以上	267	23.9	24.9	100.0
合計	1073	96.1	100.0	
無回答	44	3.9		
合計	1117	100.0		

事務局が所在する自治体の高齢化率を4区分で見ると、「30～40%未満」（45.9%）が最も多く、次いで「20～30%未満」（27.2%）、「40%以上」（24.9%）が多かったそれに対して、「20%未満」（2.0%）はわずかであった。

P4. 貴自治体の財政力指数（令和2年3月31日時点）

自治体の財政力指数				
	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
0.3未満	220	19.7	23.0	23.0
0.3～0.5未満	261	23.4	27.3	50.3
0.5～0.8未満	272	24.4	28.5	78.8
0.8以上	203	18.2	21.2	100.0
合計	956	85.6	100.0	
無回答	161	14.4		
合計	1117	100.0		

事務局が所在する自治体の財政力指数を4区分で見ると、「0.5～0.8未満」（28.5%）が最も多く、次いで「0.3～0.5未満」（27.3%）となった。

P5. 民児協の事務局はどこが担当されていますか。（1つだけ）

民児協事務局の担当組織				
	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
行政	751	67.2	67.4	67.4
社会福祉協議会	336	30.1	30.1	97.5
その他	28	2.5	2.5	100.0
合計	1115	99.8	100.0	
無回答	2	0.2		
合計	1117	100.0		

事務局を担当している組織は、「行政」（67.4%）が最も多く、7割弱を占めた。

P5-2 「2 社会福祉協議会」「3 その他」に回答した方にお尋ねします。
いつから担当されていますか（令和3年1月現在）。

民児協事務局の担当期間				
（P5で「社会福祉協議会」または「その他」に回答した場合のみ）				
	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
5年未満	89	8.0	25.8	25.8
5～10年未満	50	4.5	14.5	40.3
10～20年未満	90	8.1	26.1	66.4
20年以上	116	10.4	33.6	100.0
合計	345	30.9	100.0	
非該当	751	67.2		
無回答	21	1.9		
合計	1117	100.0		

P5で「社会福祉協議会」「その他」とした回答者のうち、担当期間を4区分で見ると、「20年以上」(33.6%)が最も多かった。また、10年以上(26.1%+33.6%=59.7%)が6割弱となった一方で、「5年未満」(25.8%)は約4分の1を占めた。

P6. 貴自治体では、単位民児協はいくつ設置されていますか。

自治体の単位民児協数				
	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
0	8	0.7	0.8	0.8
1～5未満	643	57.6	61.5	62.2
5～10未満	185	16.6	17.7	79.9
10～20未満	142	12.7	13.6	93.5
20以上	68	6.1	6.5	100.0
合計	1046	93.6	100.0	
無回答	71	6.4		
合計	1117	100.0		

事務局が所在する自治体での単位民児協の設置数を5区分で見ると、「1～5未満」(61.5%)が最も多く6割を超えた。

P7. 民児協の業務に関わっている職員の数を教えてください。

民児協事務局の職員数				
	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
0人	3	0.3	0.3	0.3
1人	338	30.3	32.4	32.7
2人	308	27.6	29.5	62.2
3人	166	14.9	15.9	78.1
4人	73	6.5	7.0	85.1
5人以上	155	13.9	14.9	100.0
合計	1043	93.4	100.0	
無回答	74	6.6		
合計	1117	100.0		

民児協事務局の職員数について6区分で見ると、「1人」(32.4%)が最も多く、次いで「2人」(29.5%)、「3人」(15.9%)、「5人以上」(14.9%)となった。1～2人(32.4%+29.5%=61.9%)は6割を超えた。

民児協事務局の専任職員数				
	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
0人	522	46.7	78.7	78.7
1人	112	10.0	16.9	95.6
2人	20	1.8	3.0	98.6
3人	6	0.5	0.9	99.5
4人	2	0.2	0.3	99.8
5人以上	1	0.1	0.2	100.0
合計	663	59.4	100.0	
無回答	454	40.6		
合計	1117	100.0		

専任職員数は、「0人」(78.7%) が最も多く 8割弱を占め、次いで「1人」(16.9%) となった。

民児協事務局の兼任職員数				
	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
0人	13	1.2	1.3	1.3
1人	368	32.9	36.0	37.2
2人	294	26.3	28.7	66.0
3人	146	13.1	14.3	80.3
4人	67	6.0	6.5	86.8
5人以上	135	12.1	13.2	100.0
合計	1023	91.6	100.0	
無回答	94	8.4		
合計	1117	100.0		

また、兼任職員数は、「1人」(36.0%) が最も多く、次いで「2人」(28.7%)、「3人」(14.3%)、「5人以上」(13.2%) となった。

P8. この調査に回答していただく方のプロフィール

① 民児協の担当期間（令和3年1月現在）

民児協の担当期間				
	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
0年	199	17.8	19.0	19.0
1年	273	24.4	26.1	45.1
2年	171	15.3	16.3	61.5
3年	113	10.1	10.8	72.3
4年	96	8.6	9.2	81.5
5年以上	194	17.4	18.5	100.0
合計	1046	93.6	100.0	
無回答	71	6.4		
合計	1117	100.0		

今回の調査回答者において、民児協の担当期間について6区分でみると、「1年」（26.1%）が最も多かった。次いで「0年」（19.0%）、「5年以上」（18.5%）となった。

② 雇用形態

雇用形態				
	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
専任職員	702	62.8	68.5	68.5
非常勤職員	27	2.4	2.6	71.1
その他	296	26.5	28.9	100.0
合計	1025	91.8	100.0	
無回答	92	8.2		
合計	1117	100.0		

また、今回の調査回答者の雇用形態は「専任職員」（68.5%）が最も多く、次いで「その他」（28.9%）となった。

II 民児協の事務局の業務についてお尋ねします。

Q1. 事務局の業務内容として、次の8つの業務について、年間を通してかかる業務時間のおおよその割合を教えてください（事務局としての全業務量を100とします）。

		事務局業務が年間業務時間に占める割合（全業務量を100とした場合）						
		0	1～10未満	10～20未満	20～30未満	30以上	（無回答）	合計
市区町村民児協の 庶務・経理	度数	88	33	185	289	491	(31)	1086
	%	8.1	3.0	17.0	26.6	45.2		100.0
民生委員・児童委 員への連絡事務	度数	88	125	434	320	119	(31)	1086
	%	8.1	11.5	40.0	29.5	11.0		100.0
民生委員・児童委 員からの相談	度数	96	248	497	188	56	(32)	1085
	%	8.8	22.9	45.8	17.3	5.2		100.0
民生委員・児童委 員の研修	度数	89	121	475	289	112	(31)	1086
	%	8.2	11.1	43.7	26.6	10.3		100.0
活動記録の集計等 の業務	度数	213	415	400	52	5	(32)	1085
	%	19.6	38.2	36.9	4.8	0.5		100.0
単位民児協との調 整、連絡	度数	305	226	379	127	49	(31)	1086
	%	28.1	20.8	34.9	11.7	4.5		100.0
都道府県や他団体 との調整、連絡	度数	133	462	431	54	4	(33)	1084
	%	12.3	42.6	39.8	5.0	0.4		100.0
その他	度数	910	50	59	33	33	(32)	1085
	%	83.9	4.6	5.4	3.0	3.0		100.0

記述統計量						
	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差	
市区町村民児協の庶務・経理	1086	0	85	25.88	16.38	
民生委員・児童委員への連絡事務	1086	0	60	15.09	10.48	
民生委員・児童委員からの相談	1086	0	80	11.38	8.24	
民生委員・児童委員の研修	1086	0	80	14.65	10.24	
活動記録の集計等の業務	1086	0	30	6.75	5.29	
単位民児協との調整、連絡	1086	0	70	8.84	9.12	
都道府県や他団体との調整、連絡	1086	0	30	7.30	5.05	
その他	1086	0	100	2.74	8.60	

8つの事務局業務内容の年間業務時間の割合について、全業務量を100として5区分で見ると、「市区町村民児協の庶務・経理」は、「30以上」（45.2%）が最も多く、次いで「20～30未満」（26.6%）となった。

そして、「民生委員・児童委員への連絡事務」と「民生委員・児童委員の研修」は、「10～20未満」が最も多く、次いで「20～30未満」となった。「民生委員・児童委員からの相談」も「10～20未満」（45.8%）が最も多かったが、次いで「1～10未満」（22.9%）となった。「単位民児協との調整、連絡」も同様に「10～20未満」（34.9%）が最も多かったが、次いで「0」（28.1%）となった。

時間割合の平均値からみると、「市区町村民児協の庶務・経理」は8つの業務内容のなかで最も高かった一方、標準偏差が最も大きいことから、そのほかの業務内容よりも回答のばらつきが大きいことがわかる。それに対して、「活動記録の集計等の業務」と「都道府県や他団体との調整、

連絡」は、時間割合の平均値が 10 以下にとどまった同時に、標準偏差が小さかったことから、業務時間に占める割合が全体的に小さかったことがわかる。

Q2. Q1. にあげた業務について、担当者として課題に思っていることはありますか。1～5 のうち当てはまるものに○をつけ、4 又は 5 に○をつけた場合には、() にその内容を具体的にお書きください。

		課題に感じている業務内容						
		全くない	どちらかといえ ばない	どちらとも いえ ない	どちらかといえ ばある	非常に ある	(無回答)	合計
市区町村民児協の庶務・経理	度数	117	408	329	133	36	(94)	1023
	%	11.4	39.9	32.2	13.0	3.5		100.0
民生委員・児童委員への連絡事務	度数	148	419	275	162	18	(95)	1022
	%	14.5	41.0	26.9	15.9	1.8		100.0
民生委員・児童委員からの相談	度数	101	388	372	136	26	(94)	1023
	%	9.9	37.9	36.4	13.3	2.5		100.0
民生委員・児童委員の研修	度数	69	248	340	299	60	(101)	1016
	%	6.8	24.4	33.5	29.4	5.9		100.0
活動記録の集計等の業務	度数	256	348	240	126	35	(112)	1005
	%	25.5	34.6	23.9	12.5	3.5		100.0
単位民児協との調整、連絡	度数	262	360	276	66	12	(141)	976
	%	26.8	36.9	28.3	6.8	1.2		100.0
都道府県や他団体との調整、連絡	度数	218	450	288	48	14	(99)	1018
	%	21.4	44.2	28.3	4.7	1.4		100.0
その他	度数	128	87	120	33	22	(727)	390
	%	32.8	22.3	30.8	8.5	5.6		100.0

課題に感じている業務内容について、8つの業務内容ごとに「全くない」、「どちらかといえ
ばない」、「どちらともいえない」、「どちらかといえ
ばある」、「非常に
ある」の5段階で回答を得た。

その結果、課題に感じている割合（「非常にある」と「どちらかといえ
ばある」との合計）が最も高かった業務内容は、「民生委員・児童委員の研修」（35.3%）であった。これ以外の業務内容では、「民生委員・児童委員への連絡事務」（17.7%）、「市区町村民児協の庶務・経理」（16.5%）、「活動記録の集計等の業務」（16.0%）、「民生委員・児童委員からの相談」（15.8%）などが15%前後の割合となった。

このように、「民生委員・児童委員の研修」では、課題に感じるという肯定的回答（「非常に
ある」と「どちらかといえ
ばある」との合計）が3割を超え（35.3%）、課題に感じないという否定的回答（「全くない」と「どちらかといえ
ばない」との合計）（31.2%）をわずかに上回ったが、これ以外の業務内容では、肯定的回答が2割未満で否定的回答より少なく、とりわけ「活動記録の集計等の業務」、「単位民児協との調整、連絡」、「都道府県や他団体との調整、連絡」では、否定的回答が6割以上を占めた。

また、各業務内容について、「どちらかといえ
ばある」、「非常にある」との回答のなかで記入いただいた自由記述回答のキーワード化を行った。1つの回答に複数の意見がある場合は、別のキーワードとしてカウントしたうえで、記述内容を類型化した。結果は、以下の通りである。

Q2. 1 市区町村民児協の庶務・経理 (149件)

a. 事務が多い 56/149件

- ・会議に関わる事務や調整、会計処理、推薦業務、各種調査やアンケートなど事務が多岐にわたり事務が多い
- ・業務内容が細かい
- ・一斉改選に伴う事務が多い
- ・会議やイベントが多く、負担が多い
- ・紙ベースの資料のやりとりや、データ化やシステム化が遅れているため余計に煩雑、IT化したいが民生委員が高齢化しているのでなじまない

b. 事務局任せになっている 39/149件

- ・会計や庶務は事務局がすべてやっている。
- ・事務局がやるものと思われている。
- ・事務局がやっていることで、運営そのものにも民生委員の自主性や主体性がない
- ・民生委員のなかに会計という役職があるのでやってもらいたい、なかなか難しい（高齢のため、事務が煩雑なため等）
- ・事務局が会計をやっている、会計に関する説明や質疑応答も事務局になりがち。民生委員の予算への意識が乏しい
- ・単位民児協の事務まで事務局がやっている

c. 担当者が兼務や1人の体制である 19/149件

- ・兼務のため他業務と重なると負担である、片手間になりがち
- ・膨大な事務量で、兼任では難しい
- ・民生委員活動が活発になっているため専任の職員が必要になってきている
- ・専従者をあてたいが難しい。職員が少なく兼務せざるを得ない。
- ・1人でやっているため他に分かる職員がいない、担当者不在になると業務が止まる

d. 金銭管理の体制が不安である 9/149件

- ・予算規模が大きいため、透明性の確保が課題
- ・多額の現金を扱うため、けん制機能が必要（現実には1人がやっている）
- ・現金の管理の責任
- ・経理が不透明

e. 事務局としての業務の範囲が不明確 7/149件

- ・行政がどこまでやるべきか
- ・行政と社協の役割分担（がどうあるべきか）
- ・補助金交付者である行政が事務局で民児協の経理をやっているのか
- ・民生委員との管理が深い社協が事務局をやるのが望ましい
- ・民生委員に任せるべきか悩む

f. 事務局担当者の業務に関する知識が必要 7/149件

- ・経理の知識がない
- ・会計処理の内容が複雑化していて、全容の把握が大変
- ・業務内容の理解と整理が難しい

- ・経験が浅いと苦勞する
- ・事務局業務が多岐にわたり研修が必要

g. その他 12/149 件

- ・財源の確保
- ・民生委員活動における守秘義務と個人情報保護についての整理
- ・民生委員の担い手確保
- ・民生委員の仕事が理解されていないため、無理な依頼がある
- ・コロナ対策

Q2. 2 民生委員・児童委員への連絡事務 (158 件)

a. IT化、デジタル化したいが困難である 44/158 件

- ・電話や郵送によるものをメールやLINEによる連絡方法にしたい
- ・デジタル化が進まない
- ・コロナ禍で、とくにデジタル化の必要を感じる
- ・高齢な委員が多く、メールやデジタル化に対応できない
- ・IT化を進めたいがその環境を整えることが困難
- ・携帯やスマートフォン、パソコンを持っていない委員もいる
- ・オンライン会議もやりたいが難しい
- ・高齢の委員がいると連絡が電話や郵送に限られてくる

b. 連絡にかかる事務量が多い 37/158 件

- ・地区によって連絡方法が異なり、別々の対応が必要
- ・委員によって連絡方法が異なり、別々の対応が必要
- ・日中働いている委員への連絡がとりづらい
- ・郵送の手間がかかる
- ・情報量や配布物が多い
- ・情報の取捨選択が必要

c. 全ての委員に伝達することが負担 34/158 件

- ・全ての委員に伝達しようと思うと郵便しかない
- ・全ての委員に伝達する手間やコスト
- ・連絡網が機能しない
- ・電話による口頭の伝達は、全ての委員に正確に伝わらないことがある
- ・全ての委員に伝達するには時間がかかる、スムーズな連絡が難しい
- ・一斉連絡の手段がない
- ・委員数が多く、全員に正確に伝達することが難しい

d. 定例会の開催に関すること 29/158 件

- ・定例会で連絡していたが、コロナにより開催できず連絡方法の検討が必要
- ・コロナにより定例会ができないことで、郵送や電話での手間が増えた
- ・コロナにより定例会の持ち方に工夫が必要
- ・定例会のタイミングと周知のタイミングが合わないことがある
- ・定例会による連絡だけでは不十分

e. 事務局任せである 7/158 件

- ・事務局が全て行っている
- ・単位民児協の連絡も事務局がやるところがある
- ・事務局が伝達することで、会長名で出しても事務局（行政）からのお願いのようになってしまふ

f. その他 7/158 件

- ・同意はとっていても委員の個人情報に住民に教えることへの抵抗感
- ・個人情報の取り扱い
- ・行政からの必要な情報が届いていないことがある
- ・民生委員活動に必要な情報提供が必要

Q2. 3 民生委員・児童委員からの相談 (141 件)

a. 多問題化、複雑化、多岐化している 48/141 件

- ・制度の狭間の問題
- ・支援拒否の事例
- ・生活困窮世帯の増加
- ・困難事例の増か
- ・つなぎ先に悩む、つなぎ先がない
- ・解決につながらない相談
- ・近隣トラブルや家族の問題など多岐にわたる相談
- ・つないだ後どうなったかわからない
- ・庁内連携が必要
- ・総合相談のしくみが必要
- ・CSW として対応している

b. 委員からの相談を受ける体制が不十分 26/141 件

- ・委員がどこに相談していいかわからず、事務局に相談が集中する
- ・事務局を通して相談が継続する、同行することもある
- ・土日や時間外の体制がない
- ・委員からの相談窓口や相談センターを作ってほしい
- ・十分に委員からの相談をうける体制がない

c. 事務局職員の資質向上が必要 26/141 件

- ・どう対応していいかわからず、持ち帰ることがある
- ・相談に対応する知識やスキルが不足している
- ・マニュアル通りにはいかないことの相談
- ・適切なアドバイスができない
- ・経験の浅い職員では対応が難しい

d. 民生委員の資質向上が必要 21/141 件

- ・委員によって活動や価値観が異なり、対応もまちまちになる
- ・委員同士のもめごとなどの相談もある
- ・民児協の中でフォローしあえるようになるといい

- ・相談が多様であり、委員自身の資質向上も必要
- ・事務局まかせで委員の自立にむけた対応が困難

e. 民生委員の負担大 10/141 件

- ・民生委員活動の範疇を超える相談がある
- ・相談内容が多岐にわたり、委員の負担が大きい
- ・民生委員の負担が増えている
- ・使命感のある委員が抱え込みすぎている

f. その他 10/141 件

- ・コロナ禍により活動ができないという相談が増えた
- ・コロナ禍での活動の提案ができない
- ・コロナ禍で相談が減った
- ・委員が働きながら活動を続ける環境づくり

Q2. 4 民生委員・児童委員の研修 (345 件)

a. コロナ禍における研修のあり方 114/345 件

- ・コロナ禍で集合研修以外の研修方法について検討が必要
- ・リモート研修をする場合の参加者側の環境整備
- ・コロナ禍における研修の感染対策。感染対策のため業務量が増える。
- ・コロナのため研修が中止になっている。意見交換の場が減っている。
- ・研修の可否判断
- ・オンラインに対応できない委員への対応
- ・広い会場の確保が難しい

b. 内容や講師、研修方法 114/345 件

- ・内容や講師がマンネリ化している
- ・講師や内容の選定に悩む
- ・効果的な研修方法
- ・民生委員の活動に活かされているか
- ・講話や受け身の研修に偏りがち
- ・親睦を深めることが目的になっている委員もいる
- ・視察先の選定や確保
- ・民生委員のニーズに合致していたか

c. 事務局の負担が大きい 40/345 件

- ・遠方の研修に随行、送り迎え
- ・通知、資料準備、会場手配、会場設営、講師調整など事務的負担が大きい
- ・宿泊を伴うものや長時間のものが多い
- ・研修の進行や記録もやっている
- ・内容調整、講師調整、参加者の調整もやっている

d. 事務局まかせ 36/345 件

- ・事務局主導でないと動かない

- ・民生委員が自主的に企画してほしい、主体的な希望がない
- ・自分達の活動にプラスになるような研修を主体的、自発的に企画してほしい
- ・内容も準備も事務局にまかせっきり

e. 研修の機会がもっと必要 22/345 件

- ・制度変化や社会情勢の変化に対応
- ・市単位の研修をもっとやるべき
- ・経験年数にあわせた研修が必要
- ・新任を対象とした研修が必要、基礎的な研修が不足している

f. 民生委員の負担 19/345 件

- ・仕事をしている委員が研修に参加しにくい
- ・委員の負担感がある
- ・交通の便が悪く、参加しにくい委員がいる
- ・開催場所が遠いことがある
- ・参加者が固定化している
- ・参加者が少なくなっている
- ・研修が多すぎる
- ・研修時期が集中し、委員の負担になっている
- ・いろんな役を引き受けている委員も多く、時間がとれない

Q2. 5 活動記録の集計等の業務 (162 件)

a. 民生委員が理解できていない 75/162 件

- ・書き方が複雑でわかりにくい、ややこしい
- ・単位民児協や委員によって解釈が異なる場合がある
- ・書き方をよく理解できていない委員がいる
- ・記入方法が難しく、新任委員が理解するには時間がかかる
- ・記入漏れや記入ミス、集計ミスがある
- ・分類が細かく、委員が理解するのが大変
- ・記入方法の研修が不足している
- ・民生委員の負担が大きい

b. 事務局の負担 42/162 件

- ・量が多く、負担が多い
- ・手作業のため、集計業務に時間がかかる
- ・電子化されると集計しやすい
- ・入力業務が負担
- ・提出しめきりが早い
- ・単位民児協の集計もやっている
- ・手書きのため大変、データ化してほしい

c. 提出率が悪い 32/162 件

- ・提出しない委員がいる
- ・提出が遅れる委員がいる、集まるのに時間がかかる

- ・提出がない委員への催促
- ・提出率が低い
- ・年度末にまとめて提出され、事務がたてこむ

d. 活動記録の意義がわからない 12/162 件

- ・何のために集計しているかわからない
- ・数はわかるが内容がわからないので意味があるのか、民生委員からも同様の声
- ・どのように活用されているかわからない
- ・何十年も変わっておらず、実態に即していない
- ・不要なのではないか

e. その他 1/162 件

- ・行政からの情報がない。

Q2. 6 単位民児協との調整、連絡 (64 件)

a. 連絡方法がアナログ 16/64 件

- ・デジタル化が進まず、電話や手紙による連絡になっている
- ・オンラインを活用したいが、できない委員もいる
- ・書類をデータ添付で提出したいと希望する地区もあるが、押印するものが多くできない
- ・データ通信へ移行したい
- ・LINE グループを作ったが、ガラケーの人もいる

b. 単位民児協ごとのばらつきがある 16/64 件

- ・地区によって対応が様々、事務局まかせの地区もある
- ・地区によって理解度や力量が異なる
- ・地区ごとのルールや運用方法の違いがある
- ・地区ごとに方針や考え方が違い、調整や個別説明が必要になる
- ・連絡手段や運営の仕方がそれぞれ違う
- ・地区ごとに温度差があり、意見がまとめられないことがある、足並みがそろわない。市民から地区によってサービスの差があると言われる。

c. 事務局の負担 14/64 件

- ・単位民児協にすべて参加しているので時間的な負担がある
- ・単位ごとのやりとりの負担
- ・連絡が頻繁になる
- ・連絡がなかなかつかない委員もいる
- ・単位民児協が多く、負担となる

d. コロナ禍における課題 8/64 件

- ・コロナ禍で会議が開けず、郵便での連絡で細部が伝わりにくい、タイムラグがある。
- ・コロナ禍で会議が開催できないときの連絡方法の検討が必要

e. 単位民児協の代表の負担が大きい 3/64 件

- ・地区の代表より各委員へ連絡を回すので負担が大きい

- ・新任委員が多い地区ほど地区の代表の負担が大きい
- ・連絡調整の窓口が地区の代表であり、負担が大きい

f. その他 7/64 件

- ・提出物が集まらない
- ・欠員地区の調整、対応
- ・単位民児協の活動を把握しきれていない

Q2. 7 都道府県や他団体との調整、連絡 (56 件)

a. 都道府県からの依頼が負担 30/56 件

- ・研修の案内が来るが、締切までの期間が短く周知が間に合わない
- ・県社協からの配布物がバラバラと来るため、配送の手間が多い
- ・定例会議のスケジュールと、上部団体からの依頼や周知のタイミングが合わない
- ・配布資料の依頼が多い
- ・報告期限に間に合わず、周知が2度手間になる
- ・調査の依頼が多い
- ・委員へのあて職の依頼がくる
- ・表彰に関する事務が多い
- ・紙ベースが多いので、データ化してほしい

b. 他団体からの依頼が負担 13/56 件

- ・社協からの頼み事が多い
- ・自治会や行政との調整
- ・委員と他団体との間に入って意見の調整をすることがある
- ・他団体に民生委員の業務が理解されておらず、依頼内容があわない
- ・保育園等からの第三者委員の依頼が増加しているが、欠員が多い地区では難しい

c. 都道府県との関係性 5/56 件

- ・県の事務局の説明不足
- ・政令指定都市民児協との役割分担や意見のすりあわせが不十分
- ・県は市の上位決定機関ではない、委員の自主性を損ねている

d. 他の事務局との関係性 3/56 件

- ・市内のそれぞれの事務局との意見調整が難しい
- ・ブロックの事務局になったときの負担が大きい

e. その他 4/56 件

- ・会議の持ち方
- ・すべて負担

Q2. 8 その他 (55 件)

a. 事務局の負担が大きい 26/55 件

- ・調査にかかる事務が多い
- ・会議が長く、参加時間の確保が必要

- ・委員が事務局まかせで主体性がない
- ・表彰の推薦にかかる事務が多く負担
- ・視察や懇親会にもつきあっている
- ・アナログなため事務量が多い

b. 委員の確保、改選 9/55 件

- ・委員定数の維持
- ・委員の欠員
- ・後任委員の確保
- ・委員の成り手がみつからない、断られる
- ・欠員をカバーする委員の負担
- ・一斉改選の事務量が多い

c. コロナ対応 /55 件

- ・コロナ禍で普及啓発活動ができない
- ・コロナ禍で定例会や行事が中止となった
- ・集団での定例会の持ち方について工夫が必要
- ・コロナ禍で民生委員活動が自粛

d. 市民からの要望 5/55 件

- ・市民からの民生委員への要望や要求への対応
- ・民生委員への苦情がある
- ・民生委員についてよく理解されていない方への対応に時間がとられる
- ・民生委員はなんでもしてくれると思われている

e. その他 8/55 件

- ・補助金の使途の明確化
- ・専任職員がいないため、中長期的なサポートが不足している
- ・社協と民生委員の関係性が強いため、事務局を社協にしたほうがいい
- ・災害時要配慮者対応に負担感のある委員が増えている
- ・行政が事務局として補助金を申請して決定することに納得がいかない

Q3. 市区町村民児協の事務局業務に関する内容について、詳細を教えてください。担当者として負担感について、1～5のうち当てはまるものに○をつけ、4又は5につけた場合には、() にその内容を具体的にお書きください。

業務内容に対する負担感								
		全くない	どちらかといえ ばない	どちらとも いえ ない	どちらかといえ ばある	非常に ある	(無回答)	合計
定例会開催の負担	度数	108	249	328	263	77	(92)	1025
	%	10.5	24.3	32.0	25.7	7.5		100.0
会長会(単位民児協の連 合体の会議)等開催の負担	度数	221	263	322	130	29	(152)	965
	%	22.9	27.3	33.4	13.5	3.0		100.0
会合での事務局説明のた めの資料作成の負担	度数	57	287	444	194	43	(92)	1025
	%	5.6	28.0	43.3	18.9	4.2		100.0
会計、経理の負担	度数	97	350	387	155	37	(91)	1026
	%	9.5	34.1	37.7	15.1	3.6		100.0
運営にあたっての事前調 整の負担	度数	56	291	458	181	38	(93)	1024
	%	5.5	28.4	44.7	17.7	3.7		100.0
民生委員・児童委員との つきあいの負担	度数	159	350	401	85	27	(95)	1022
	%	15.6	34.2	39.2	8.3	2.6		100.0

業務内容に対する負担感について、6つの負担感ごとに「全くない」、「どちらかといえ
ばない」、「どちらともいえない」、「どちらかといえ
ばある」、「非常に
ある」の5段階で回答を得た。

その結果、すべての項目で否定的回答(「全くない」と「どちらかといえ
ばない」との合計)が肯定的回答(「非常に
ある」と「どちらかといえ
ばある」との合計)より多かった。そのうち、「定
例会開催の負担」は否定的回答(34.8%)と肯定的回答(33.2%)との割合が拮抗していた。そ
れに対して、「会長会(単位民児協の連
合体の会議)等開催の負担」と「民生委員・児童委員とのつ
きあいの負担」は、否定的回答が約5割を占め、肯定的回答は1割を超える程度にとどまった。

また、各業務内容に対する負担感について、「どちらかといえ
ばある」、「非常に
ある」との回答
に記入いただいた自由記述回答をQ2と同様にキーワード化を行った。結果は、以下の通りである。

Q3. 1 定例会開催の負担 (382件)

a. 定例会前後の段取り・業務 182/382件

- ・資料作成、準備等
- ・会場予約、関係機関との調整
- ・資料作成・印刷から事前調整、会場設営
- ・会場のセッティング
- ・日程および会議室の調整、開催通知および資料作成
- ・開催案内、議案作成、欠席者への議案送付
- ・開催にいたるまでの準備が大変である
- ・通知書作成、送付、茶購入、議事録作成、伝票作成等負担が大きい

b. 開催頻度が多い 42/382件

- ・毎月開催する必要があるか疑問に思う

- ・月2回の定例会
- ・毎月開催することへの負担
- ・毎月複数回あるため
- ・事前の役員会も含めると会議開催が多い月は4回以上
- ・毎月開催で特段議題が無い時がある

c. 事務局任せ 39/382件

- ・主体的に内容を考えたり運営してもらえるのであればいいが、すべて事務局まかせでは負担である
- ・議事内容が事務局まかせ
- ・事務局主導になっている
- ・事務局が毎月の定例会に参加しなくてもよい環境をつくりたいが、現実にはうまくいかない
- ・単位民児協の全ての定例会に関する事務もしている
- ・単位民児協の数が多いので、会議の出席に日数がとられる

d. コロナ対策 34/382件

- ・コロナの影響下、3密回避のため開催回数が増えている
- ・大人数集まるということもあり、座席その他の配慮をする必要があり毎月大変
- ・コロナにより定例会を開催するか中止するか苦慮している
- ・コロナ禍のため広い会場の確保や消毒などの対応
- ・コロナ禍における日程、会場、開催回数等の変更や調整
- ・コロナ対策による消毒作業やパーテーションの設置、会議中の換気等、負担は増えた

e. 定例会当日の負担 28/382件

- ・会議時の時間的拘束
- ・当日司会、説明
- ・委員の知識が相違していることをふまえ、説明内容に苦慮している
- ・大規模で職員も多数必要となり、通常業務も滞る
- ・150人ほどが一度に集まった時の対応、マンパワーの不足
- ・参加人数が多いこと。当日の委員への対応。
- ・当日の役員サポート

f. 兼務でやっている、職員が少ない 23/382件

- ・民児協業務以外の業務が多い
- ・兼任している業務のバランスが難しい時期がある
- ・他業務との兼務であり時間がとれない
- ・事務局が1名体制であり、業務全般に負担感がある
- ・民生委員に対し、事務局職員が少ない

g. その他 8/382件

- ・夜間開催のため負担を感じる
- ・負担感はあるが、必要なことと認識している
- ・毎月全ての委員と顔を合わせる機会は不可欠で時間を割くだけの価値はある

Q3. 2 会長会（単位民児協の連合体の会議）等開催の負担 （178件）

a. 会長会前後の事務的な業務 79/178件

- ・資料作成、会場のセッティング
- ・全委員向けの資料の地区別仕分け、会議資料作成、会場準備、片付け
- ・配布物が多く仕分けが大変
- ・会場確保、事前周知、出欠確認、議案印刷、欠席者への配布、会議顛末
- ・日程調整
- ・コロナ禍のため、広い会場の確保、移動、設営等が毎月必要

b. 事務局の負担感 35/178件

- ・毎月の定例であり、毎回2～3時間かかるので負担を感じる
- ・毎月開催される。多くの業務が立て込んでいる時に負担を感じる
- ・他業務と兼務のため、年度末・年度初めなど業務が集中する時期の負担が大きい
- ・企画運営すべてが事務局まかせ
- ・長時間の会議を要する

c. 議題の調整 34/178件

- ・検討事項の調整
- ・関係部署との連絡、調整。確認作業。
- ・関係機関からの通知や案内の確認
- ・同時に開催する研修の調整
- ・的確な議題を選別するよう取舍選択を慎重に吟味
- ・協議事項の事前相談などに時間を要する

d. 意見のすりあわせ、集約 25/178件

- ・意見、方向性の統一化
- ・会長間での意見の相違による会場の停滞
- ・議論がそれたり、まとまらない
- ・進行（意見対立の際の調整）
- ・会長の意識の違い、温度差
- ・毎回複雑な検討課題があり、要望も多いため負担が大きい
- ・各会長の意見を聞くが、実現できないことが多い

e. その他 5/178件

- ・毎回時間不足
- ・これまでの経過がわからない

Q3. 3 会合での事務局説明のための資料作成 （167件）

a. 議題のとりまとめ、資料作成 51/167件

- ・資料の収集、作成
- ・資料作成に手間と時間を要する
- ・関係機関の連絡事項のとりまとめ、事前の調整
- ・素案作成後、単位民児協会長に伺いをたてて資料完成に至る
- ・協議内容の精査

- ・協議事項の確認や関係課との調整に時間がかかる
- ・各課からの資料を事務局でまとめる必要がある

b. 印刷やセッティング 47/167 件

- ・人数分の資料の印刷、一人分ずつ封入
- ・配布要望のある資料が時期によって多くある
- ・毎回、資料が数十ページになるため
- ・各種団体等からの資料提供が多く、作成資料が厚くなってしまう
- ・委員および関係機関職員含めて 100 名以上の資料を印刷・製本するため時間的な負担が大きい

c. 伝わる工夫 28/167 件

- ・簡潔でわかりやすい資料作りが求められている
- ・内容がある程度理解した上で、委員に伝わる資料を作成する
- ・特にどこを見てもらうか、下線を引くなどしていると時間がかかる
- ・いかに委員に理解してもらえるような資料作りをするか、時間を要する
- ・主旨が十分に伝わっているか、会長が所属する委員に説明するのに十分な内容となっているか

d. 兼務でやっている、一人でやっている 20/167 件

- ・兼務している業務の状況により、負担を感じることもある
- ・別の業務も多くかかえているため、事務量等の負担が大きい
- ・事務局が 1 名体制であり、業務全般に負担感がある

e. 頻度 16/167 件

- ・毎月開催している
- ・毎月三役会と会長会が開かれるため、同じような資料をその都度準備しなければならない
- ・単位民児協ごとの定例会等の資料作成が求められる
- ・会議の回数が多く、負担が大きい

f. その他 5/167 件

- ・PC 作業が不可能な役員もいるため、文書作成は全て事務局が作成しないといけない
- ・全て事務局の負担

Q3. 4 会計、経理の負担 (154 件)

a. 日々の処理 47/154 件

- ・通帳管理の煩雑さ
- ・銀行へ出向いての入出金に手間がかかる
- ・社協の経理担当が兼務しているので負担はある
- ・帳簿の整理点検等に苦慮している
- ・出金から経理簿の管理まで、事務が煩雑である

b. 委員個人への支払い処理 28/154 件

- ・委員全員分の活動費の振り込みは対象人数も多く負担

- ・活動費の受け渡しや受領印の回収、日中働いている委員との調整が大変
- ・研修があると両替をし、一人一人封筒にいれなくてはいけない
- ・旅費の集計の際、委員全員分の確認をする
- ・委員の途中退任が何度もあり、そのたびに活動費の清算
- ・お祝い金、弔慰金などの用意、保管

c. 精神的負担 27/154 件

- ・多額の現金をとり扱う必要があり、精神的な負担感がある
- ・適正な会計処理、透明性の確保
- ・入出金や使い道等、ミスや不正を疑われないよう注意が必要
- ・予算規模が大きく、支出科目も多岐にわたることから負担は大きい
- ・団体のお金を預かっているという重圧
- ・専門知識がないため、財務が難しい

d. 事務局まかせ 25/154 件

- ・民児協には会計が2名いるが、ほとんどの業務を事務局が行っている
- ・協議会のお金に関わることなので管理は委員が行うべきであるが、運用上必要に迫られ、実際には事務局が管理を任せられていること
- ・地区の買い物購入も事務局が代行する場合がある

e. 予算・決算 20/154 件

- ・予算、決算の整理
- ・年度末年度始めの予算・決算時期は負担が集中する
- ・予算の執行
- ・補助金や交付金の使い道の検討
- ・補助金関係事務や予算管理の事務が煩雑

f. その他 7/154 件

- ・地区の補助金請求に伴う意見のすりあわせ
- ・会計担当委員との連絡調整

Q3. 5 運営にあたっての事前調整 (167 件)

a. 委員や単位民児協との調整 48/167 件

- ・各地区に特色があり、地区事情にあった調整をする必要があり気を遣う
- ・会議が円滑に進むよう、会議内容に関係する委員に資料の内容確認等行っている
- ・会長等への協議内容の調整に負担がある
- ・運営の段取りの委員への依頼
- ・各委員の多様な考えや思いがあるため、調整に時間を費やす
- ・事前の根回しが必要となるケースも多々ある

b. 他課、他機関との調整 30/167 件

- ・定例会に他課・他機関が出席する際の調整(特に民生委員のことをよく理解していない相手)
- ・自治体に調整しようとするとならしまわしに合うことがある
- ・民生委員が関係する多くの行政機関、部署との調整が生じる

- ・多方面との調整が必要なため、負担が大きい
- ・事務局が社協なので市の各担当と調整する際、スムーズに進まない時がある

c. 日程や会場の調整 26/167 件

- ・開催日の部屋の予約など
- ・人数が多く、日程、会場の調整に時間がかかる
- ・委員の日程調整

d. 時間の捻出 19/167 件

- ・兼任のため、調整のための時間が確保しづらい
- ・何事も時間がとられることが多い
- ・連絡、調整、決定までに時間がかかる

e. 行事・イベントにかかる調整 18/167 件

- ・研修にかかる講師との事前調整や開催のための調整
- ・懇親会の段取りや視察研修先の調整など事前調整の負担が大きい
- ・大規模の研修会、式典を実施する場合は来賓等との調整事務が生じる
- ・総会、理事会、懇親会、講演会

f. コロナの影響による調整 14/167 件

- ・コロナ対応のため、直前の変更がある
- ・コロナ禍で会議や研修会について、開催するか否かを事前に調整する事務が増えている
- ・コロナ禍における会議や日程の調整、変更、通知等事務が増加

g. その他 12/167 件

- ・事前調整は事務局主体で行っている
- ・事務局内の調整

Q3. 6 民生委員・児童委員とのつきあい (84 件)

a. 個々の委員との関わり 48/84 件

- ・ほぼ毎日のように来て、世間話や愚痴、自慢話をしていくため対応に大きな負担
- ・考え方が人それぞれの為まとめることが困難
- ・委員間のもめごとを仲裁すること
- ・中には個性的な方もおられ、対応に苦慮することがある
- ・各個人による活動への熱量の差、専門分野外を含む多種多様な相談
- ・事務局への依存が強い方もおられ、対応に負担を感じることもある
- ・特定の委員からの頻繁な長電話が負担
- ・地区民児協になじめない委員からの相談に時間と労力がとられている
- ・委員になるべく負担をかけないよう、長く続けてもらえるよう付き合い方に努力が必要
- ・委員への頼み事が多く、立場的に下からお願いするよう付き合いをせざるをえない
- ・なり手不足の中で何とか委員を務めていただいているので、非常に気を遣う
- ・委員からの事務作業の依頼がある際は負担が増える
- ・苦情対応

b. 個人的負担 15/84 件

- ・ 時間外の委員からの連絡が多々ある
- ・ 休日でも電話やLINE がくる。仕事に関係のないメッセージもあり対応に困る
- ・ 事務局として委員の懇親会の手配をし、懇親会当日も幹事として自費で参加
- ・ 懇親会の会費負担
- ・ 金銭的負担も大きい

c. 飲食や宿泊を伴うつきあい 14/84 件

- ・ 親睦を目的とした飲酒を伴う会食への出席強要に負担を感じる
- ・ 新年会、忘年会に誘われる
- ・ 会議後の食事会や懇親会への参加、宿泊研修への随同行の精神的負担
- ・ 歓送迎会に呼ばれることが多い
- ・ 納涼会やOB 会の飲み会の用意や調整をしないといけない

d. その他 7/84 件

- ・ 委員との間に年齢差があり、ジェネレーションギャップがある
- ・ 人数が多く、1 期で変わる人もいるので顔と名前が一致しない
- ・ 自身の親よりも年齢が上、目上の方がほとんど
- ・ 委員の入れ替わりがあり、信頼関係の構築をいかに行っていくか

Q4. 民児協の事務局機能を高めていくために必要なこととして、次の中から3つまで選んでください。

事務局機能向上のために必要なこと（3つまで選択）		
	度数	%
事務局を担当する職員の数を増やす必要がある	183	18.4%
事務局を担当する職員の資質を高める研修等が必要である	486	49.0%
事務局を担当する職員が継続して担当できるよう異動への配慮が必要である	263	26.5%
業務で使える予算を増額する必要がある	93	9.4%
業務が円滑に執行できるように業務マニュアルなどが必要である	479	48.3%
業務の負担を軽減できるような業務改善が必要である	477	48.1%
その他	103	10.4%
無回答	125	11.2%

事務局機能向上のために必要なこととして、7つの項目から3つまで選択してもらった。その結果、「事務局を担当する職員の資質を高める研修等が必要である」(49.0%)、「業務が円滑に執行できるように業務マニュアルなどが必要である」(48.3%)、「業務の負担を軽減できるような業務改善が必要である」(48.1%) となり、約半数の回答者がこれらの選択肢を選択していることがわかった。

また、「業務で使える予算を増額する必要がある」(9.4%) は1 割弱にとどまった。

Ⅲ 民生委員・児童委員、および「推薦」に関することについてお尋ねします。

Q5. 令和元年度一斉改選状況について教えてください。

民生委員・児童委員の現員数と定数							
		50人未満	50～100人 未満	100～150人 未満	150～200人 未満	200人以上 (無回答)	合計
民生委員・児童委員 の現員数	度数	373	245	160	77	192	(70) 1047
	%	35.6	23.4	15.3	7.4	18.3	100.0
民生委員・児童委員 の定数	度数	349	256	156	80	203	(73) 1044
	%	33.4	24.5	14.9	7.7	19.4	100.0

記述統計量					
	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
民生委員・児童委員 の現員数	1047	2	4339	150.00	304.78
民生委員・児童委員 の定数	1044	3	4717	158.14	323.15

令和元年度の一斉改選の状況について、民生委員・児童委員の現員数を5区分で見ると、「50人未満」(35.6%)が最も多く、次いで「50～100人未満」(23.4%)、「200人以上」(18.3%)、「100～150人未満」(15.3%)となった。また、民生委員・児童委員の現員数と定数の割合の差はわずかであった。

また、現員数と定数とともに標準偏差が大きいことは、回答のあった民児協事務局の組織規模がかなり異なっていたことを示している。

新任の民生委員・児童委員の数				
	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
25人未満	500	44.8	48.2	48.2
25～50人未満	244	21.8	23.5	71.7
50人以上	294	26.3	28.3	100.0
合計	1038	92.9	100.0	
無回答	79	7.1		
合計	1117	100.0		

記述統計量					
	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
新任の民生委員・ 児童委員の数	1038	0	1200	46.16	75.61

新任の民生委員・児童委員数を3区分で見ると、「25人未満」(48.2%)が最も多く、次いで「50人以上」(28.3%)、「25～50人未満」(23.5%)であった。

平均値は46.16であったが、最小値は0、最大値は1200であった。調査対象に政令指定都市が含まれていたこともあり、民児協事務局の組織規模の差による影響が認められる。

民生委員・児童委員の性別構成						
		25人未満	25～50人 未満	50人以上	(無回答)	合計
男性	度数	449	240	342	(86)	1031
	%	43.5	23.3	33.2		100.0
女性	度数	371	239	421	(86)	1031
	%	36.0	23.2	40.8		100.0

記述統計量					
	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
男性	1031	0	1512	53.48	89.62
女性	1031	0	3471	86.65	195.91

民生委員・児童委員の性別構成を3区分で見ると、「男性」は「25人未満」(43.5%)、「女性」は「50人以上」(40.8%)が最も多数であった。

女性の民生委員・児童委員の割合				
	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
40%未満	79	7.1	7.7	7.7
40～50%未満	195	17.5	18.9	26.6
50～60%未満	304	27.2	29.5	56.1
60～70%未満	251	22.5	24.3	80.4
70～80%未満	143	12.8	13.9	94.3
80%以上	59	5.3	5.7	100.0
合計	1031	92.3	100.0	
非該当	86	7.7		
合計	1117	100.0		

さらに、民生委員・児童委員に占める女性の割合を6区分で見ると、「50～60%未満」(29.5%)が3割弱で最も多く、次いで「60～70%未満」(24.3%)、「40～50%未満」(18.9%)、「70～80%未満」(13.9%)となった。女性の割合が50%未満となったのは全体の3割弱(7.7%+18.9%=26.6%)となった一方で、70%以上も約2割(13.9%+5.7%=19.6%)となった。

民生委員・児童委員の年齢構成

		0人	1～25人 未満	25～50人 未満	50～75人 未満	75人以上	(無回答)	合計
40歳未満	度数	779	200	1	—	—	(137)	980
	%	79.5	20.4	0.1	—	—		100.0
40歳代	度数	332	631	22	3	5	(124)	993
	%	33.4	63.5	2.2	0.3	0.5		100.0
50歳代	度数	51	789	82	35	40	(120)	997
	%	5.1	79.1	8.2	3.5	4.0		100.0
60歳代	度数	—	357	241	136	270	(113)	1004
	%	—	35.6	24.0	13.5	26.9		100.0
70歳代	度数	17	480	233	115	156	(116)	1001
	%	1.7	48.0	23.3	11.5	15.6		100.0
80歳代以上	度数	807	178	—	—	—	(132)	985
	%	81.9	18.1	—	—	—		100.0

民生委員・児童委員の年齢構成を6区分で見ると、より若い世代である「40歳未満」では約8割(79.5%)、「40歳代」では3割強(33.4%)が「0人」として不在であった。また、60歳代以上の年齢層では25人以上の割合が大きいことが分かる。

民生委員・児童委員の平均年齢

	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
65歳未満	171	15.3	18.0	18.0
65～75歳未満	781	69.9	82.0	100.0
75歳以上	0	0.0	0.0	
合計	952	85.2	100.0	
無回答	165	14.8		
合計	1117	100.0		

記述統計量

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
民生委員・児童委員 の平均年齢	952	54	74	66.03	2.18

民生委員・児童委員の平均年齢を3区分で見ると、「65～75歳未満」(82.0%)が8割強であり、「75歳以上」(0%)はなかった。また、平均値は66.03で、標準偏差は小さい。

Q6. 全国民生委員児童委員連合会が策定した「100周年活動強化方策」で提案された市区町村版の活動強化方策を策定しましたか。(○は1つだけ)

市区町村版「100周年活動強化方策」の策定状況				
	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
策定済み	135	12.1	13.1	13.1
策定中	69	6.2	6.7	19.8
これから策定する予定	100	9.0	9.7	29.5
策定する予定はない	510	45.7	49.4	78.9
わからない	218	19.5	21.1	100.0
合計	1032	92.4	100.0	
無回答	85	7.6		
合計	1117	100.0		

市区町村版「100周年活動強化方策」の策定状況は、「策定する予定はない」(49.4%)が最も多く、次いで「わからない」(21.1%)、「策定済み」(13.1%)となった。

Q7. 単位民児協ごとの活動計画を策定した民児協の数を教えてください。

自治体の単位民児協活動計画の策定状況						
		0	1~5未満	5以上	(無回答)	合計
策定済の民児協	度数	216	146	90	(665)	452
	%	47.8	32.3	19.9		100.0
策定中の民児協	度数	252	46	16	(803)	314
	%	80.3	14.6	5.1		100.0
これから策定する予定の民児協	度数	245	53	18	(801)	316
	%	77.5	16.8	5.7		100.0
未定の民児協	度数	121	252	193	(551)	566
	%	21.4	44.5	34.1		100.0

単位民児協ごとの活動計画策定数を3区分で確認すると、「策定済みの民児協」、「策定中の民児協」、「これから策定する予定の民児協」では、いずれも「0」の割合が最も高かった。単位民児協での計画策定が、必ずしも進んでいるとはいえないことがうかがえる。

Q8. 貴自治体の民生委員・児童委員推薦基準の有無を教えてください。

民生委員・児童委員の推薦基準の有無					
		ある	ない	(無回答)	合計
年齢	度数	686	334	(97)	1020
	%	67.3	32.7		100.0
居住期間	度数	230	774	(113)	1004
	%	22.9	77.1		100.0

民生委員・児童委員の推薦基準の有無について、年齢に関する推薦基準を設けている自治体は7割（67.3%）近かったが、居住期間に関する推薦基準を設けている自治体は2割（22.9%）程度にとどまった。

Q9. 推薦基準として課題になっていることがありますか。

推薦基準の課題の有無				
	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
課題はない	425	38.0	42.0	42.0
課題がある	364	32.6	36.0	78.0
わからない	223	20.0	22.0	100.0
合計	1012	90.6	100.0	
無回答	105	9.4		
合計	1117	100.0		

推薦基準の課題の有無については、「課題はない」（42.0%）が、「課題がある」（36.0%）よりも多く、また、「わからない」（22.0%）も少なくなかった。

Q10. 次回（令和4年度）の一斉改選にむけて、民生委員・児童委員の確保のため、貴民児協が取り組んでいることを教えてください。当てはまるものすべてに○をつけてください。

一斉改選にむけての民生委員・児童委員確保のための取り組み （複数回答）		
	度数	%
民生委員・児童委員に関する市民にむけた広報	400	45.9%
担い手の確保にむけた検討会の設置	54	6.2%
推薦にむけて早期からの活動	497	57.0%
公募の仕組みを取り入れる	17	1.9%
その他	168	19.3%
無回答	245	21.9%

次回の一斉改選にむけて民生委員・児童委員を確保する取り組みについて、「推薦にむけて早期からの活動」（57.0%）が最も多く、次いで「民生委員・児童委員に関する市民にむけた広報」（45.9%）が多かった。「担い手の確保にむけた検討会の設置」（6.2%）、「公募の仕組みを取り入れる」（1.9%）はわずかであった。

IV. 民生委員・児童委員「研修」に関することについてお尋ねします。

Q12. 貴民児協の一年間の研修予算額（令和2年度）を教えてください。

※他機関・団体の主催する研修への参加費などを含みます。

一年間の研修予算額（令和2年度）				
	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
50万円未満	476	42.6	45.7	45.7
50～100万円未満	211	18.9	20.2	65.9
100～200万円未満	173	15.5	16.6	82.5
200万円以上	182	16.3	17.5	100.0
合計	1042	93.3	100.0	
無回答	75	6.7		
合計	1117	100.0		

記述統計量					
	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
一年間の研修予算額 （令和2年度）	1,042	0	23,820,000	1,072,005.05	1,457,154.15

一年間の研修予算額（他機関・団体の主催する研修への参加費等も含む）を4区分でみると「50万円未満」（45.7%）が最も多く、次いで「50万～100万円未満」（20.2%）が挙げられた。ただし、平均値は1,072,005.05円であり、標準偏差は大きかった。前述のように、民児協事務局の組織規模が大きく異なっていることが影響していると考えられる。

Q13. 研修の予算をどのように調達していますか。当てはまるものすべて○をつけてください。

民生委員・児童委員の研修予算の財源（複数回答）		
	度数	%
市区町村からの委託金	124	11.3%
都道府県、市区町村からの補助金又は助成金	903	82.5%
市区町村予算から独自の予算を確保している	161	14.7%
都道府県社会福祉協議会からの補助金又は助成金	148	13.5%
市区町村社会福祉協議会の予算から独自に確保している	134	12.2%
民生委員・児童委員から徴収している	376	34.4%
その他	73	6.7%
無回答	23	2.1%

民生委員・児童委員の研修予算の財源について、「都道府県、市区町村からの補助金又は助成金」（82.5%）が8割を超えて最も多く、次いで「民生委員・児童委員から徴収している」（34.4%）が多かった。

Q14. 貴民児協が主催する研修（単位民児協も含む）について教えてください。

民児協が主催する研修の年間回数				
	度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
5回未満	569	50.9	52.6	52.6
5～10回未満	247	22.1	22.8	75.4
10～15回未満	116	10.4	10.7	86.1
15回以上	150	13.4	13.9	100.0
合計	1082	96.9	100.0	
無回答	35	3.1		
合計	1117	100.0		

民児協が主催する研修の年間回数を4区分で見ると、「5回未満」（52.6%）が5割を超えて最も多く、次いで「5～10回未満」（22.8%）となった。

Q15. 研修の企画にあたって重視している点を教えてください。1～5のうち当てはまるものに○をつけ、4又は5に○をつけた場合には、（ ）にその内容を具体的にお書きください。

研修の企画にあたって重視していること								
		ほとんど重視していない	どちらかといえば重視していない	どちらともいえない	どちらかといえば重視している	非常に重視している	(無回答)	合計
研修テーマの選定	度数	6	47	335	438	219	(72)	1045
	%	0.6	4.5	32.1	41.9	21.0		100.0
講師の選定	度数	16	76	523	319	100	(83)	1034
	%	1.5	7.4	50.6	30.9	9.7		100.0
研修のプログラム	度数	14	91	645	224	64	(79)	1038
	%	1.3	8.8	62.1	21.6	6.2		100.0
研修の時期の設定	度数	32	131	542	278	61	(73)	1044
	%	3.1	12.5	51.9	26.6	5.8		100.0
研修の周知、広報など	度数	120	210	590	99	25	(73)	1044
	%	11.5	20.1	56.5	9.5	2.4		100.0
研修の予算	度数	48	165	615	181	31	(77)	1040
	%	4.6	15.9	59.1	17.4	3.0		100.0
その他	度数	51	14	199	9	8	(836)	281
	%	18.1	5.0	70.8	3.2	2.8		100.0

民生委員・児童委員研修の企画にあたって重視している点について、「ほとんど重視していない」、「どちらかといえば重視していない」、「どちらともいえない」、「どちらかといえば重視している」、「非常に重視している」の5段階で回答を得た。

その結果、重視している割合（「非常に重視している」と「どちらかといえば重視している」との合計）が最も高かった企画内容は、「研修テーマの選定」（62.9%）であった。これ以外の企画内容では、「講師の選定」（40.6%）、「研修の時期の設定」（32.4%）、「研修のプログラム」（27.8%）が25%以上の割合となった。

また、「研修テーマの選定」、「講師の選定」、「研修の時期の設定」、「研修のプログラム」では、重視するという肯定的回答（「非常に重視している」と「どちらかといえば重視している」との合計）が、重視しないという否定的回答（「ほとんど重視していない」と「どちらかといえば重視していない」との合計）を大幅に上回った。

それに対して、「研修の周知、広報など」では、肯定的回答（11.9%）が否定的回答（31.6%）より少なく、1割強にとどまった。「研修の予算」も肯定的回答（20.4%）が否定的回答（20.5%）より少なかったが、その差はわずかであった。

また、研修の企画にあたって重視している点について、「どちらかといえば重視している」、「非常に重視している」との回答に記入いただいた自由記述回答を Q2 と同様にキーワード化を行った。結果は、以下の通りである。

Q15. 1 研修テーマの選定（544件）

a. 委員の主体性 188/544件

- ・アンケートなどで委員の希望を聞く、テーマを募集する
- ・会長会や部会などで要望を聞く、協議する
- ・委員からの要望のあったもの、関心が高いもの
- ・学びたいテーマを選定してもらう
- ・委員からテーマを提案してもらう

b. 活動に役立つこと 153/544件

- ・委員活動に役立つもの、活動に直結するテーマ
- ・活動に関わりが強いテーマ
- ・実務に即したテーマ
- ・相談支援活動に資するテーマ
- ・委員の資質向上につながるもの
- ・人権など委員としての基本的姿勢を学ぶもの

c. 社会的課題や時事的課題、先駆性 102/544件

- ・近年、注目されている時事的なテーマ
- ・社会情勢にあわせたもの
- ・社会の変化や地域住民の抱える課題の多様化にあわせて。地域課題にあわせたテーマ
- ・引きこもりや8050、生活困窮
- ・先駆的な事例、先駆的なところの視察
- ・共生社会にむけて
- ・地域福祉に関するもの。地域づくりにつながるもの
- ・防災、災害

d. 対象者に合わせたテーマ設定 29/544件

- ・役員対象や新任対象など対象者にあったテーマ設定
- ・各部会の主旨にあったテーマ
- ・委員の経験年数や年齢にあわせた内容を重視
- ・1年目、2年目、3年目とスキルアップできるようなテーマ

e. テーマが偏らないように 27/544 件

- ・毎年テーマを変える
- ・前回と似たようなテーマにならないようにする。
- ・基本的な内容から発展的な内容まで、偏らないようにする
- ・幅広い知識が必要なので、重複がないように実施
- ・3年ごとに改選するので、3年スパンで研修内容を企画

f. 多くの委員に共通するような内容 20/544 件

- ・より多くの委員に興味を持ってもらい参加してもらえるように工夫
- ・多くの委員が参加できるようなもの。なるべく全委員に共通するようなもの
- ・ベテランでもそうでない委員でも勉強になるように
- ・経験年数に差がある委員でもわかりやすいテーマになっているか

g. 福祉分野から選ぶ 20/544 件

- ・高齢者、障害者、子どもに関連したことをテーマにする
- ・福祉関係業務を重点的に企画している
- ・生活保護制度や高齢者福祉、児童福祉

h. その他 5/544 件

- ・日ごろの労苦を癒せるもの
- ・モチベーションアップが図れる内容

Q15. 2 講師の選定 (339 件)

a. テーマに合った適任者、専門性 92/339 件

- ・テーマに沿った話のできる講師
- ・研修テーマに詳しい人
- ・学識経験者、専門家
- ・それぞれの分野の専門職
- ・研修テーマに沿った内容を専門とした講師を県内・外問わず選定
- ・テーマに見合った、経験豊富で詳しく話してくれる人
- ・参考になる取り組みを行っている活動者や研究者等

b. わかりやすさ 57/339 件

- ・わかりやすい説明をする講師
- ・テーマに関心を持ってもらうことが重要なので、楽しく学べることを重視
- ・シリアスでもユーモラスでも民生委員が飽きない講師。パワーポイントに細かい字を並べて説明する講師は選定しない
- ・新任委員にも伝わりやすい研修をしてくれる講師
- ・具体例を交えてわかりやすく話してくれる講師
- ・聴衆参加型、体験型重視
- ・民生委員の活動を理解している人、相談支援活動に理解のある講師
- ・民生委員の活動と関連づけて話してくださる講師

c. 民生委員の希望する講師 54/339 件

- ・ 民生委員から提案してもらう
- ・ 民生委員の希望を聞く
- ・ 会議の中で協議して選ぶ
- ・ 事務局案から民生委員に選定してもらう
- ・ 民生委員と相談しながら決める。

d. 地元の関係機関や実践者 45/339 件

- ・ 公的機関、行政職員に依頼。県職員。県社協
- ・ 関連機関、社会福祉法人、NPO 法人などにも講師を依頼
- ・ より身近に関わりある福祉関係者
- ・ 民生委員活動において連携する機関等の担当者に依頼することも多く、連携強化の一助となっている
- ・ 市職員や社協職員、市の派遣講師等、調整を行いやすい講師から選定
- ・ 地域の実情を知っている方をお願いしたい
- ・ 行政、保健師、警察、ケアマネなど。在宅医療、介護連携相談室

e. 予算に合わせて 37/339 件

- ・ 予算内で行ってもらえる方
- ・ 支払える報酬が多くはない。わずかばかりの謝礼で気持ちよく引き受けてくれる講師
- ・ 予算があまりないため、謝礼のかからない講師を探して依頼している
- ・ 基本的に無償
- ・ 謝礼金との兼ね合いで選ぶ。予算の折り合いのつく講師を選定

f. 実績や評判 33/339 件

- ・ 他の研修で来ていただいた先生の中で選択するが多い
- ・ 民生委員の研修の実績があるかどうか
- ・ 他の研修で評判が良かった方を選定している
- ・ 関係機関や関連団体、他市から情報提供を頂き選定を行っている
- ・ 関係者を通じて紹介や案内をしてもらう

g. その他 21/339 件

- ・ 毎年かぶらないようにしている
- ・ 事務局の判断
- ・ 講師のデータが少なく、探すのに苦労している

Q15. 3 研修のプログラム (172 件)

a. 民生委員活動に役立つもの 46/172 件

- ・ 事例等を多く取り入れる
- ・ 経験年数等、段階に応じたプログラム
- ・ 民生委員の活動に必要とされるプログラムを組みたい
- ・ 視察。現場に出向いて生の声を聞く
- ・ 一斉改選の後の新任初任者研修は、短期間で広範囲で大まかな概要のプログラム
- ・ 改選時期や委員の経験年数を考慮して検討

b. 委員が興味をもち、飽きずに受講できるもの 45/172 件

- ・委員が飽きない、たいくつしない、興味をもつように
- ・一方的な講話ではなく、委員同士会話のできる参加型
- ・集中して参加できるようにメリハリをつける
- ・楽しめる要素を取り入れ、気軽に参加できるようにしている
- ・委員同士の交流の場になるプログラムを意識している
- ・グループワークを取り入れている
- ・主体的に関わっていただける内容、委員同士の情報交換ができる内容

c. 委員の希望を取り入れる 40/172 件

- ・委員と相談しながら決めている
- ・委員の希望に基づき、プログラムを決定
- ・研修部会において検討
- ・会長会において協議する
- ・定例会で役員とプログラム内容について決めている

d. 委員の負担にならないよう 29/172 件

- ・仕事を持っている方の負担を軽減するため半日で終了する内容
- ・長時間の研修とならないよう時間配分を意識している
- ・60～90 分でないと委員が疲れてしまう
- ・研修時間、休憩時間は適正であるか
- ・冬は終了時間を気にする
- ・参加者の負担が過大にならないような内容

e. その他 12/172 件

- ・毎年かぶらないようにしている
- ・これまでの研修内容と重ならないよう、事前に協議、調整
- ・昨年の反省をいかして考えている
- ・研修先との調整による

Q15. 4 研修の時期の設定 (247 件)

a. 委員が参加しやすい時期 146/247 件

- ・多くの委員が参加できるように忙しい時期を避ける
- ・他団体が実施する研修と重複しない
- ・地域の他の役員と兼ねていることが多いため、市の他の行事等と重ならないよう配慮
- ・民児協参加のイベント以外の時期を選ぶ
- ・調査等による繁忙期を避ける
- ・農繁期を避ける
- ・可能な限り、全員が参加できるように
- ・改選時期前後や年度末は避けるようにしている

b. 定例で決めておく 30/247 件

- ・決まった時期に設定
- ・例年と違わない時期を設定

- ・年間事業計画で開催月を限定

c. 研修が必要な時期に設定 26/247 件

- ・一斉改選のあとは早めに設定する
- ・強化月を考慮する。委員の活動につなげやすい、意識しやすい時期かを重視
- ・民生委員活動や地域行事とも連動した開催となるよう留意している
- ・委員から話が聞きたいと言われたらできるだけ早い時点で

d. 会議に合わせて実施 23/247 件

- ・定例会時に開催となるよう設定
- ・総会後に予定する
- ・定期総会と同じ日に行うことにより、委員と事務局の負担を軽減する

e. 委員の希望を聞く 17/247 件

- ・各部会で話し合い決定している
- ・アンケート調査により、意見をもとに考慮している
- ・委員と相談し、時期を設定

f. その他 5/247 件

- ・講師の日程にあわせる
- ・新型コロナウイルスの感染状況に注意して時期を検討

Q15. 5 研修の周知、広報など (83 件)

a. 会議等で周知 43/83 件

- ・毎月の定例会等で周知している
- ・単位民児協ごとに参加希望を募っている
- ・定例会にて参加確認
- ・委員長会で周知し、地区委員長から地区定例会で各委員に伝えていただいている

b. 個人へ通知 21/83 件

- ・委員全員に開催通知を発送し、もれのないよう周知する
- ・全委員への周知と出欠確認をする
- ・対象者への適切な周知

c. 早めに周知する 10/83 件

- ・2 か月前案内、1 か月前集約
- ・早めに周知することで参加率をあげる
- ・できるだけ多くの委員に参加いただけるように、日にちに余裕をもって案内をしている

d. 委員のみに周知 5/83 件

- ・民児協広報誌への掲載
- ・委員以外には周知していない

e. 広く広報している 4/83 件

- ・ホームページで周知
- ・町広報誌に掲載し、委員活動の周知を行う
- ・一般市民にも広く周知

Q15. 6 研修の予算 (132 件)

a. 限られた予算内におさえる 90/132 件

- ・できるだけ費用をおさえる必要がある
- ・予算内でできる研修を設定
- ・独自予算では確保が困難
- ・研修補助の限度額があるため

b. 予算の確保につとめている 22/132 件

- ・毎年、研修を充分に行える予算を計上している
- ・市補助金の確保
- ・必要経費は町に充分説明すれば了解いただける。そのため根拠は必要
- ・希望者が全員参加できるよう多く予算をとっている
- ・充実した研修が開催できるよう予算確保している

c. 委員からも参加費をもらう 8/132 件

- ・委員による負担金で運営している
- ・委員みなさんからの会費を利用するため、無駄のないように気を付けている
- ・宿泊視察研修の一部について、自己負担をお願いしている
- ・補助金の範囲内に収めることがなかなか難しく、委員個人の負担が求められてしまう

d. その他 12/32 件

- ・会長や役員と協議する
- ・研修部会や役員が中心となって協議している

Q15. 7 その他 (16 件)

a. 委員の主体性 7/16 件

- ・委員の主体性を尊重して企画運営すること
- ・あくまでも民児協が主催の研修であるため、司会進行については委員が行っている

b. コロナ対応 3/16 件

- ・オンライン研修への対応
- ・コロナ禍で実施できない

c. その他 6/16 件

- ・会場の選定
- ・距離や開催区域による不公平感がでないよう、移動手段を準備
- ・日程調整

V 今後の民生委員・児童委員に関することについて、担当者であるあなたご自身のお考えをお尋ねします。

Q17. 「民生委員・児童委員活動の7つのはたらき」のなかで、地域での重要度が高いと思われる項目を3つまで選んでください。

地域での重要度が高い「民生委員・児童委員活動の7つのはたらき」の内容（3つまで選択）		
	度数	%
社会調査	572	51.9%
相談	922	83.7%
情報提供	365	33.1%
連絡通報	951	86.3%
調整	210	19.1%
生活支援	63	5.7%
意見具申	146	13.2%
その他	3	0.3%
無回答	15	1.3%

「民生委員・児童委員活動の7つのはたらき」のうち、地域に対して重要度が高いと思われるはたらきとして、「連絡通報」(86.3%)が最も多く、次いで「相談」(83.7%)、「社会調査」(51.9%)、「情報提供」(33.1%)となった。

これらに対して、「調整」(19.1%)と「意見具申」(13.2%)は2割未満にとどまっており、「生活支援」(5.7%)は1割未満であった。

Q18. 民生委員・児童委員制度を持続可能な制度にしていくために必要なこととして、次の中から3つまで選んでください。

民生委員・児童委員制度を持続可能な制度にするために必要なこと (3つまで選択)		
	度数	%
活動量（時間や件数）の軽減	338	30.7%
活動の範囲や役割の明確化	501	45.5%
民生委員・児童委員自身の資質の向上	184	16.7%
支援に必要な個人情報の開示や共有	194	17.6%
専門家・機関との連携強化	90	8.2%
行政のバックアップ機能強化	225	20.5%
社会福祉協議会のバックアップ機能強化	59	5.4%
地域の他活動（自治会・町内会、学校など）との連携強化	244	22.2%
活動に伴う経済的負担の軽減	91	8.3%
単位民児協内での委員同士の協力体制	134	12.2%
民生委員・児童委員活動への地域住民の理解や協力	410	37.3%
民生委員・児童委員制度の社会的認知度の向上	191	17.4%
民生委員・児童委員自身の生活と民生委員・児童委員活動の両立	179	16.3%
民生委員・児童委員の家族の理解や協力	36	3.3%
民生委員・児童委員活動と仕事との両立	172	15.6%
民生委員・児童委員に報酬を支払う	160	14.5%
その他	14	1.3%
無回答	17	1.5%

民生委員・児童委員制度を持続可能な制度にしていくために必要なこととして、「活動の範囲や役割の明確化」(45.5%)が最も多く、次いで「民生委員・児童委員活動への地域住民の理解や協力」(37.3%)、「活動量（時間や件数）の軽減」(30.7%)が多く挙げられた。また、「民生委員・児童委員に報酬を支払う」(14.5%)ことは、必ずしも大きな割合ではなかった。

問7. 都道府県

〔	〕 都・道・府・県
---	-----------

問8. 市区町村

〔	〕 市・区・町・村
---	-----------

※政令指定都市の場合には、区までお書きください。

問9. 市区町村の人口規模（1つだけに○）

1	1万人未満
2	1万人～5万人未満
3	5万人～10万人未満
4	10万人～20万人未満
5	20万人～40万人未満
6	40万人～100万人未満
7	100万人以上

問10. 当該市区町村における居住年数（2022（令和4）年1月1日現在）（1つだけに○）

1	5年未満	2	5年～10年未満	3	10年～20年未満
4	20年～30年未満	5	30年～50年未満	6	50年以上

問11. 現在の職業（主なもの1つに○をつけてください）

1	農林漁業（家族従業者含む）	
2	自営業（商工サービス業、自由業（家族従業者含む））	
3	会社役員	
4	民間企業の会社員	
5	公務員	
6	パートタイム・アルバイト	
7	専業主婦・主夫	
8	無職 →付問11-2. へ進んでください	
9	その他〔	〕

問11-2. 「8 無職」に○をつけた方にお尋ねします。以前はどのような職業に従事されておりましたか。（主なもの1つに○をつけてください）

- 1 農林漁業（家族従業者含む）
- 2 自営業（商工サービス業、自由業（家族従業者含む））
- 3 会社役員
- 4 民間企業の会社員
- 5 公務員
- 6 パートタイム・アルバイト
- 7 専業主婦・主夫
- 8 無職
- 9 その他 []

全員の方に

問12. あなたのお宅の暮らし向きは、次のどれにあたるでしょうか。（1つだけに○）

- | | | |
|---------|-----------|-------|
| 1 余裕がある | 2 やや余裕がある | 3 ふつう |
| 4 やや厳しい | 5 厳しい | |

問13. 民生委員・児童委員に委嘱される前の地域での活動経験

（あてはまる番号すべてに○をしてください）

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| 1 自治会・町内会の活動 | 2 地区社会福祉協議会での活動 |
| 3 学校・PTA等の活動 | 4 子ども会・育成会 |
| 5 婦人会・女性会 | 6 青年団・消防団等の活動 |
| 7 高齢者（老人）クラブ | 8 高齢者サロン活動 |
| 9 障害者団体 | 10 子育てサークルなど |
| 11 8～10以外の福祉ボランティア団体 | 12 まちづくり活動 |
| 13 スポーツ・レクリエーション活動 | 14 趣味・娯楽などのサークル活動 |
| 15 氏子会・檀家組織など | 16 （氏子会・檀家組織以外の）宗教団体 |
| 17 商工会・農協・森林組合・生協などの協同組合 | |
| 18 勤め先などでの社会貢献活動 | |
| 19 組織に属さない個人の活動 | |
| 20 その他 [] | |
| 21 どれにも参加していない | |

II

あなたがお住まいの地域（単位民児協の範囲）についてお尋ねします。

問14. お住まいの地域はどのようなところですか。（1つだけに○）

1	工場の多い地域
2	商店・事業所の多い地域
3	主に古くからの住宅地（戦前からの住宅地）
4	主に新しい住宅地（戦後にできた一戸建て住宅が多い住宅地）
5	主に新しい住宅地（戦後にできたマンション・アパートが多い住宅地）
6	農山漁村
7	その他〔具体的に]

問15. 地域福祉を推進する組織（地区社協、校区福祉委員会など）の活動は、盛んだと思いますか。（1つだけに○）

1	盛んである	2	ある程度盛んである	3	あまり盛んではない
4	盛んではない	5	地域福祉を推進する組織はない		

問16. 地域福祉を推進する組織（地区社協、校区福祉委員会など）の活動は、5年くらい前と比べて盛んになりましたか。（1つだけに○）

1	盛んである	2	ある程度盛んである	3	あまり盛んではない
4	盛んではない	5	地域福祉を推進する組織はない		

問17. あなたは、お住いの地域に関する次のような考えについて、どのようにお考えですか。①から④のそれぞれについて、「そう思う」「まあそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」のうち、あてはまるものの番号1つに○をつけてください。

	そう思う	まあそう思う	あまり そう思わない	そう思わない
① 今後もこの地域に住み続けたい	1	2	3	4
② 今住んでいる地域が好きだ	1	2	3	4
③ 子どもや孫にもこの地域に住んでほしい	1	2	3	4
④ この地域のために何か役に立ちたい	1	2	3	4

問21. 「民生委員・児童委員活動の7つのはたらき」のなかで、地域での重要度が高いと思われる項目を3つまで選んでください。

1 社会調査	2 相談	3 情報提供	
4 連絡通報	5 調整	6 生活支援	7 意見具申
8 その他〔			〕

問22. あなたのお考えはA、Bのどちらに近いですか。（1つだけに○）

A：民生委員は、個別支援活動はあまり行わず、行政や介護保険サービスなどに任せ方がよい

B：民生委員は個別支援活動も積極的に行った方がよい

1 Aに近い
2 どちらかといえばAに近い
3 どちらともいえない
4 どちらかといえばBに近い
5 Bに近い

問23. あなたは次に示したような依頼を受けたとき、民生委員・児童委員としてどのように対応されますか。①から⑤のそれぞれについて、1から4のうちあてはまる番号1つに○をつけてください。

	役割なので対応する	本来の役割ではないが、住民として対応する	役割ではないので、役所・関係機関に連絡する	役割ではないので、対応しない
① 家の前に水たまりができて困っているので何とかしてほしいと頼まれたとき	1	2	3	4
② 地域で実施する食事サービスの配食ボランティアが足りないののでしてほしいと頼まれたとき	1	2	3	4
③ 行政から高齢者世帯へ金品の配布を頼まれたとき	1	2	3	4
④ 一人暮らしのお年寄りが2～3日具合が悪く寝ているので、訪問して世話してほしいと頼まれたとき	1	2	3	4
⑤ 社協主催の行事に参加してほしいとたのまれたとき	1	2	3	4

	役割なので 対応する	本来の役割で はないが、住民 として対応する	役割ではない ので、役所・ 関係機関に連 絡する	役割ではない ので、対応し ない
⑥ 学校から登校していない子ども のことで協力してほしいと 頼まれたとき	1	2	3	4
⑦ 地域包括支援センターから 介護予防の事業に協力してほ しいと頼まれたとき	1	2	3	4
⑧ 社協から生活福祉資金の借受 者を面接して意見書を出して ほしいと頼まれたとき	1	2	3	4
⑨ 福祉事務所から生活保護世帯 の利用者の状況を調べてほし いと頼まれたとき	1	2	3	4

問24. 次のことはあなたが行う民生委員・児童委員活動にどの程度影響を与えていますか。①から⑧のそれぞれについて、1から5のうちあてはまる番号1つに○をつけてください。

	とても 影響がある	やや 影響がある	どちらとも いえない	あまり 影響がない	まったく 影響がない
① 民生委員信条	1	2	3	4	5
② 全民児連の活動強化方策	1	2	3	4	5
③ 都道府県民児協が策定した活 動指針など	1	2	3	4	5
④ 町内会・自治会など地域の組 織の事業や方針など	1	2	3	4	5
⑤ 単位民児協で確認された活動 指針など	1	2	3	4	5
⑥ 先輩民生委員からの助言	1	2	3	4	5
⑦ 民生委員研修で学んだこと	1	2	3	4	5
⑧ 民児協事務局からの依頼や助言	1	2	3	4	5

問25. あなたは民生委員・児童委員に任命されたことによって、変化したことはありますか。次の①から⑩について、それぞれに「そう思う」「まあそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」のうち、あてはまる番号1つに○をつけてください。

	そう思う	まあそう思う	あまり そう思わない	そう思わない
① 地域の中で気になっていた人に対する訪問や支援をしやすくなった	1	2	3	4
② 困っている人から相談されやすくなった	1	2	3	4
③ 住民・ボランティアから協力を得やすくなった	1	2	3	4
④ 地域の話し合いの場で自分の意見を尊重してもらえるようになった	1	2	3	4
⑤ 近隣の人の暮らしについて気にかけるようになった	1	2	3	4
⑥ 近所づきあいに気を遣うようになった	1	2	3	4
⑦ 地域の将来を考えることが多くなった	1	2	3	4
⑧ ボランティア活動をするが増えた	1	2	3	4
⑨ 行政や専門機関に意見を言うようになった	1	2	3	4
⑩ 社会状況や福祉問題への関心が深まった	1	2	3	4

Ⅳ

民生委員・児童委員としての現在のお気持ちについてお尋ねします。

問26. あなたの現在のお気持ちについて、①から⑦について、それぞれに1から5のうちあてはまる番号1つに○をつけてください。

	とても そう思う	やや そう思う	どちらともい えない	あまり そう思わない	まったく そう思わない
① 民生委員活動は楽しい	1	2	3	4	5
② 地域の福祉を任されていると感じる	1	2	3	4	5
③ 厚生労働大臣から委嘱されたことを誇りに感じる	1	2	3	4	5
④ 地域の人と協力して活動するのは楽しい	1	2	3	4	5

	とても そう思う	やや そう思う	どちらともい えない	あまり そう思わない	まったく そう思わない
⑤ 民児協の仲間とのつきあいは 楽しい	1	2	3	4	5
⑥ 行政や関係機関の職員と一緒に 仕事をするのはやりがいがある	1	2	3	4	5
⑦ 住んでいる地域をよくしたい と思う	1	2	3	4	5

問27. あなたは、民生委員・児童委員に委嘱された直後（1年目）と現在とを比較して、より熱心に活動に取り組んでいると感じられますか。（1つだけに○）

1 そのように感じる →付問27-2に進んでください。	2 感じない
-----------------------------	--------

問 27-2. 「1 そのように感じる」と回答した人にお尋ねします。より熱心に活動に取り組むきっかけとなった出来事は何ですか。主な順で3つまでお答え下さい。

1位 2位 3位

1 困りごとを抱えた人への訪問や相談の蓄積	2 地域福祉活動への参加
3 仲間の取り組みによる影響	4 福祉専門職と協力した活動への参加
5 民生委員・児童委員を対象とした研修会への参加	
6 民児協活動（定例会）への参加	
7 その他 [<input type="text"/>]	

問28. 民生委員・児童委員活動はボランティア活動だと思いますか。（1つだけに○）

1 ボランティア活動だと思う	} →付問 28-2 に進んでください。
2 どちらかといえばボランティア活動だと思う	
3 どちらかといえばボランティア活動ではないと思う	
4 ボランティア活動ではないと思う	
5 わからない	

問 28-2. 「3 どちらかといえばボランティア活動ではないと思う」と「4 ボランティア活動ではないと思う」と答えた方にお尋ねします。「ボランティアではない」と思うのはどのような理由からですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1 任命されて活動を行っているから	2 活動費が支給されているから
3 拘束時間が長いから	4 活動したい時だけ活動するわけにはいかないから
5 活動に責任が伴うから	
6 その他 [<input type="text"/>]	

問29. あなたが民生委員・児童委員活動をするために必要だと思う研修はどのようなものですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 支援の対象となる人が抱えている問題に関する知識
- 2 面接の仕方
- 3 訪問の仕方
- 4 社会福祉等の制度・サービスについての知識
- 5 関係機関との連携の仕方
- 6 住民に対する協力依頼の仕方
- 7 その他 []
- 8 特にない

問30. 発見したニーズのつなぎ先がわからなかった時、最も頼りになるのはどの機関・団体ですか。（1つだけに○）

- 1 市区町村の民児協の事務局担当
- 2 市区町村の福祉担当課
- 3 市区町村の社会福祉協議会
- 4 地域包括支援センター
- 5 児童相談所、障がい者相談支援センターなど分野別の専門機関
- 6 市区町村をいくつかの圏域に分けたところに設置されている相談窓口
- 7 町内会・自治会など地縁団体の役員
- 8 その他 []
- 9 頼りになる機関・団体はない

問31. あなたが担当区域で活動する上で、最も協力を得やすいのはどのような立場の人ですか。（1つだけに○）

- 1 福祉委員などの行政・社協から任命された委員
- 2 町内会・自治会など地縁団体の役員
- 3 支え合いネットワークの構成員
- 4 民生委員・児童委員になる前からの友人
- 5 ボランティア活動の仲間
- 6 その他 []
- 7 協力を得やすい人はいない

問32. 単位民児協の定例会は、あなたが民生委員・児童委員活動をする上でどのような場となっていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 民生委員・児童委員活動に必要な情報を得ることができる。
- 2 区域で活動する際に協力を得るための仲間づくりの場となっている
- 3 対応に悩む事例などについて相談・助言を得る場となっている
- 4 民生委員・児童委員としての心構えを学ぶ場となっている
- 5 その他 []
- 6 特にない

VI

これからの民生委員・児童委員制度の在り方についてのご意見をお尋ねします。

問33. あなたは、次期も民生委員・児童委員を続けようと思いますか。（1つだけに○）

- 1 とてもそう思う
- 2 ややそう思う
- 3 どちらともいえない
- 4 あまりそう思わない
- 5 まったく思わない
- 6 定年を迎える、転居の予定などの理由で、選任要件に合わなくなる

問34. あなたからみて定年前に民生委員・児童委員を退任する人は、どのような理由が多いと思いますか。（1つだけに○）

- 1 時間的な制約が大きいから
- 2 責任が重いから
- 3 活動実績の提出など事務的な業務が煩わしいから
- 4 民生委員・児童委員という制度や組織の枠の中で活動することが窮屈だから
- 5 民児協内の人間関係がうまくいかなかったから
- 6 個人の体力・健康上の理由から
- 7 もともと奉仕やボランティアに対する意欲が低いから
- 8 必要な業務を担うのには能力不足だったから
- 9 その他 []

問35. 民生委員・児童委員制度を持続可能な制度にしていくために必要なこととして、次の中から3つまで選んでください。

- 1 活動量（時間や件数）の軽減
- 2 活動の範囲や役割の明確化
- 3 民生委員・児童委員自身の資質の向上
- 4 支援に必要な個人情報の開示や共有
- 5 専門家・機関との連携強化
- 6 行政のバックアップ機能強化
- 7 社会福祉協議会のバックアップ機能強化
- 8 地域の他活動（自治会・町内会、学校など）との連携強化
- 9 活動に伴う経済的負担の軽減
- 10 民生委員・児童委員活動のデジタル化の推進
- 11 単位民児協内での委員同士の協力体制
- 12 民生委員・児童委員活動への地域住民の理解や協力
- 13 民生委員・児童委員制度の社会的認知度の向上
- 14 民生委員・児童委員自身の生活と民生委員・児童委員活動の両立
- 15 民生委員・児童委員の家族の理解や協力
- 16 民生委員・児童委員自身の仕事と民生委員・児童委員活動の両立
- 17 民生委員・児童委員に報酬を支払う
- 18 その他 []

問36. 民生委員・児童委員の制度や活動についてのご意見などをご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

民生委員児童委員協議会事務局アンケート

2021（令和3）年1月実施

委嘱型ボランティア研究会

研究代表 小松理佐子（日本福祉大学教授）

I 貴自治体、事務局・担当者についてお尋ねします。

P1. 貴自治体の所在する都道府県を教えてください。 _____ 都・道・府・県

P2. 貴自治体の人口(令和3年1月1日現在) _____ 人

P3. 貴自治体の高齢化率(令和3年1月1日現在) _____ %
(小数点第1位を四捨五入した数値)

P4. 貴自治体の財政力指数(令和2年3月31日時点) _____

P5. 民児協の事務局はどこが担当されていますか。(1つだけ)

- 1 行政 2 社会福祉協議会 3 その他()
→P6に進んでください。

P5-2. 「2 社会福祉協議会」「3 その他」に回答した方にお尋ねします。
いつから担当されていますか(令和3年1月現在)。

- 1 5年未満 2 5年以上10年未満 3 10年以上20年未満 4 20年以上前から

P6. 貴自治体では、単位民児協はいくつ設置されていますか。 _____ 民児協

P7. 民児協の業務に関わっている職員の数を教えてください。 _____ 人

P7-2 民児協の業務に専任している職員 _____ 人、 他と兼任している職員 _____ 人

P8. この調査に回答していただく方のプロフィール

①民児協の担当期間(令和3年1月現在) _____ 年

②雇用形態 1 専任職員 2 非常勤職員 3 その他()

II 民児協の事務局の業務についてお尋ねします。

Q1. 事務局の業務内容として、次の 8 つの業務について、年間を通してかかる業務時間のおおよその割合を教えてください(事務局としての全業務量を 100 とします)。

1. 市区町村民児協の庶務・経理	
2. 民生委員・児童委員への連絡事務	
3. 民生委員・児童委員からの相談	
4. 民生委員・児童委員の研修	
5. 活動記録の集計等の業務	
6. 単位民児協との調整、連絡	
7. 都道府県や他団体との調整、連絡	
8. その他()	
計	100

Q2. Q.1にあげた業務について、担当者として課題に思っていることはありますか。1～5のうち当てはまるものに○をつけ、4又は5に○をつけた場合には、()にその内容を具体的にお書きください。

1 全くない 2 どちらかといえばない 3 どちらともいえない
4 どちらかといえばある 5 非常にある

1. 市区町村民児協の庶務・経理	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
()	
2. 民生委員・児童委員への連絡事務	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
()	
3. 民生委員・児童委員からの相談	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
()	
4. 民生委員・児童委員の研修	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
()	

5. 活動記録の集計等の業務	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
()	
6. 単位民児協との調整、連絡	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
()	
7. 都道府県や他団体との調整、連絡	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
()	
8. その他	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
()	

Q3. 市区町村民児協の事務局業務に関する内容について、詳細を教えてください。担当者としての負担感について、1～5のうち当てはまるものに○をつけ、4又は5に○をつけた場合には、()にその内容を具体的にお書きください。

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1 全くない | 2 どちらかといえばない | 3 どちらともいえない |
| 4 どちらかといえばある | 5 非常にある | |

1. 定例会開催の負担	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
()	
2. 会長会(単位民児協の連合体の会議)等開催の負担	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
()	
3. 会合での事務局説明のための資料作成の負担	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
()	
4. 会計、経理の負担	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
()	
5. 運営にあたっての事前調整の負担	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
()	

6. 民生委員・児童委員とのつきあいの負担	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
(_____)	

Q4. 民児協の事務局機能を高めていくために必要なこととして、次の中から3つまで選んでください。

- 1 事務局を担当する職員の数を増やす必要がある
- 2 事務局を担当する職員の資質を高める研修等が必要である
- 3 事務局を担当する職員が継続して担当できるよう異動への配慮が必要である
- 4 業務で使える予算を増額する必要がある
- 5 業務が円滑に執行できるように業務マニュアルなどが必要である
- 6 業務の負担を軽減できるような業務改善が必要である
- 7 その他(_____)

Ⅲ 民生委員・児童委員、および「推薦」に関することについてお尋ねします。

Q5. 令和元年度の一斉改選状況について教えてください(①～⑥はすべて一斉改選時の数値)。

- ① 民生委員・児童委員の現員数 _____人 ②定数 _____人
- ③新任の委員の数 _____人
- ④性別 男性 _____人 女性 _____人
- ⑤年齢構成
- | | | | |
|---------------|-------------|--------------|--|
| 80歳代以上 _____人 | 70歳代 _____人 | 60歳代 _____人 | |
| 50歳代 _____人 | 40歳代 _____人 | 40歳未満 _____人 | |
- ⑥平均年齢 約 _____歳(小数点第1位を四捨五入した数値)

Q6. 全国民生委員児童委員連合会が策定した「100周年活動強化方策」で提案された市区町村版の活動強化方策を策定しましたか。(○は1つだけ)

- | | | |
|--------------|----------|---------------|
| 1. 策定済み | 2. 策定中 | 3. これから策定する予定 |
| 4. 策定する予定はない | 5. わからない | |

Q7. 単位民児協ごとの活動計画を策定した民児協の数を教えてください。

- | | |
|-------------------------|------------------|
| a. 策定済の民児協 _____ | b. 策定中の民児協 _____ |
| c. これから策定する予定の民児協 _____ | d. 未定の民児協 _____ |

IV. 民生委員・児童委員「研修」に関することについてお尋ねします。

Q12 貴民児協の一年間の研修予算額(令和2年度)を教えてください。

※他団体の主催する研修への参加費等を含みます。

_____円

Q13. 研修の予算をどのように調達していますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 市区町村からの委託金
- 2 都道府県、市区町村からの補助金又は助成金
- 3 市区町村予算から独自の予算を確保している
- 4 都道府県社会福祉協議会からの補助金又は助成金
- 5 市区町村社会福祉協議会の予算から独自に確保している
- 6 民生委員・児童委員から徴収している
- 7 その他(_____)

Q14. 貴民児協が主催する研修(単位民児協も含む)について教えてください。

①1年間で開催している研修の回数(令和元年度)の実績 _____回

②特に力を入れている研修があれば、どのような研修か教えてください。

Q15. 研修の企画にあたって重視している点を教えてください。1～5のうち当てはまるものに○をつけ、4又は5に○をつけた場合には、()にその内容を具体的にお書きください。

-
- ・ 1 ほとんど重視していない 2 どちらかといえば重視していない 3 どちらともいえない ・
- ・ 4 どちらかといえば重視している 5 非常に重視している ・
-

1. 研修テーマの選定	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
(_____)	
2. 講師の選定	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
(_____)	

3. 研修のプログラム	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
()	
4. 研修の時期の設定	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
()	
5. 研修の周知、広報など	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
()	
6. 研修の予算	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
()	
7. その他	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
()	

Q16. 民生委員・児童委員の研修について、都道府県や国に対しての要望があれば教えてください。

V 今後の民生委員・児童委員に関することについて、担当者であるあなたご自身のお考えをお尋ねします。

Q17.「民生委員・児童委員活動の7つのはたらき」のなかで、地域での重要度が高いと思われる項目を3つまで選んでください。

- 1 社会調査：担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握する。
- 2 相談：地域住民が抱える課題について、相手の立場にたち、親身になって相談にのる。
- 3 情報提供：社会福祉の制度やサービスについて、内容や情報を住民に的確に提供する。
- 4 連絡通報：住民がそれぞれのニーズに応じた福祉サービスを得られるよう、関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をはたす。
- 5 調整：住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が得られるように支援する。
- 6 生活支援：住民が求める生活支援活動を自ら行ない、また支援体制をつくる。
- 7 意見具申：活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民児協をとおして関係機関等に意見を提起する。
- 8 その他()

Q18. 民生委員・児童委員制度を持続可能な制度にしていくために必要なこととして、次の中から3つまで選んでください。

- | | |
|----------------------------------|---------------|
| 1 活動量の軽減 | 2 活動範囲の明確化 |
| 3 民生委員・児童委員自身の資質の向上 | 4 個人情報の共有 |
| 5 専門家との連携 | 6 行政のバックアップ |
| 7 社会福祉協議会のバックアップ | 8 地域の団体との連携やよ |
| 9 経済的負担を減らす | 10 委員同士の協力 |
| 11 民生委員・児童委員活動への地域住民の理解 | |
| 12 民生委員・児童委員制度の社会的認知度の向上 | |
| 13 民生委員・児童委員自身の生活と民生委員・児童委員活動の両立 | |
| 14 民生委員・児童委員の家族の協力 | |
| 15 民生委員・児童委員活動と仕事との両立 | |
| 16 民生委員・児童委員に報酬を支払う | |
| 17 その他() | |

Q19.民児協事務局の業務や、民生委員・児童委員についてのご意見などを自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

民生委員・児童委員の実態に関する調査報告書

2020-23 年度科学研究費補助金基盤研究 (A) (課題番号 20H00087)

2024 年 2 月

研究代表者 小松理佐子 (日本福祉大学)

〒479-3295 愛知県知多郡美浜町奥田

電話 0569-87-22111 (代)